

平成三十年九月六日開会
平成三十年九月二十一日閉会

平成三十年第三回定例会会議録

西之表市議会

平成三十年第三回西之表市議会定例会会議録目次

第一号 九月六日（木）

一、開 会	・ ・ ・ ・ ・	五
一、開 議	・ ・ ・ ・ ・	五
一、会議録署名議員の指名	・ ・ ・ ・ ・	六
一、会期の決定	・ ・ ・ ・ ・	六
一、提出議案の一括上程	・ ・ ・ ・ ・	七
一、市長の所信表明並びに提案理由説明	・ ・ ・ ・ ・	七
八板市長	・ ・ ・ ・ ・	七
一、議案審議	・ ・ ・ ・ ・	一一
一、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	・ ・ ・ ・ ・	一一
議案第四五号 西之表市公平委員会委員の選任について	・ ・ ・ ・ ・	一三
八板市長説明	・ ・ ・ ・ ・	一三
議案第四六号 西之表市教育委員会教育長の任命について	・ ・ ・ ・ ・	一五
八板市長説明	・ ・ ・ ・ ・	一五
議案第四七号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	・ ・ ・ ・ ・	一七
八板市長説明	・ ・ ・ ・ ・	一七
一、休 憩	・ ・ ・ ・ ・	一九
一、再 開	・ ・ ・ ・ ・	一九
一、議案審議	・ ・ ・ ・ ・	一九
議案第四八号 水槽付消防ポンプ車売買契約について	・ ・ ・ ・ ・	一九
大瀬総務課長説明	・ ・ ・ ・ ・	二〇

議案第五十六号	平成三十年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第二号)	三二
長野健康保険課長説明	・ ・ ・ ・ ・	三一
議案第五十七号	平成三十年度西之表市水道事業会計補正予算(第二号)	三一
上妻水道課長説明	・ ・ ・ ・ ・	三二
一、休憩	・ ・ ・ ・ ・	三二
一、再開	・ ・ ・ ・ ・	三二
一、議案審議	・ ・ ・ ・ ・	三二
認定第一号	平成二十九年度西之表市一般会計歳入歳出決算認定について	三二
奥村財産監理課長説明	・ ・ ・ ・ ・	三三
一、決算特別委員会の設置及び構成	・ ・ ・ ・ ・	三五
一、決算特別委員会委員の選任	・ ・ ・ ・ ・	三六
一、議案審議	・ ・ ・ ・ ・	三六
認定第二号	平成二十九年度西之表市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	三六
長野健康保険課長説明	・ ・ ・ ・ ・	三六
長野広美さん質疑	・ ・ ・ ・ ・	三七
長野健康保険課長	・ ・ ・ ・ ・	三七
認定第三号	平成二十九年度西之表市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について	三八
吉田市民生活課長説明	・ ・ ・ ・ ・	三八
認定第四号	平成二十九年度西之表市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について	三九
園田農林水産課長説明	・ ・ ・ ・ ・	三九
認定第五号	平成二十九年度西之表市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	四〇
森高齢者支援課長説明	・ ・ ・ ・ ・	四〇
認定第六号	平成二十九年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について	四一

[illegible]

[illegible]

一、議案審議	・ ・ ・ ・ ・	一九八
議案第四九号 西之表市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について	・ ・ ・ ・ ・	一九八
鮫島総務文教委員長報告	・ ・ ・ ・ ・	一九八
議案第五〇号 西之表市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	・ ・ ・ ・ ・	一九九
木原産業厚生委員長報告	・ ・ ・ ・ ・	一九九
渡辺道大君反対討論	・ ・ ・ ・ ・	二〇〇
和田香穂里さん賛成討論	・ ・ ・ ・ ・	二〇一
議案第五一号 西之表市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について	・ ・ ・ ・ ・	二〇一
木原産業厚生委員長報告	・ ・ ・ ・ ・	二〇一
橋口美幸さん反対討論	・ ・ ・ ・ ・	二〇二
和田香穂里さん賛成討論	・ ・ ・ ・ ・	二〇三
議案第五二号 平成三十年度西之表市一般会計補正予算(第二号)	・ ・ ・ ・ ・	二〇四
小倉予算特別委員長報告	・ ・ ・ ・ ・	二〇四
議案第五二号 平成三十年度西之表市一般会計補正予算(第二号)に対する修正動議	・ ・ ・ ・ ・	二〇五
一、休憩	・ ・ ・ ・ ・	二〇五
一、再開	・ ・ ・ ・ ・	二〇五
一、議案審議	・ ・ ・ ・ ・	二〇六
長野広美さん説明	・ ・ ・ ・ ・	二〇六
田添辰郎君質疑	・ ・ ・ ・ ・	二〇七
長野広美さん	・ ・ ・ ・ ・	二〇八
下川和博君質疑	・ ・ ・ ・ ・	二〇八
一、休憩	・ ・ ・ ・ ・	二一一
一、再開	・ ・ ・ ・ ・	二一一

議案第五七号	平成三十年度西之表市水道事業会計補正予算(第二号)	一二七
小倉予算特別委員長報告	・ ・ ・ ・ ・	一二七
陳情第六号	さとうきび生産回復対策に関する陳情書	一二八
木原産業厚生委員長報告	・ ・ ・ ・ ・	一二八
請願第九号	商工業の振興対策についての請願書	一二九
木原産業厚生委員長報告	・ ・ ・ ・ ・	一二九
一、議案追加上程・議案審議	・ ・ ・ ・ ・	一三〇
議案第五八号	さとうきび生産対策に関する意見書の提出について	一三一
木原産業厚生委員長説明	・ ・ ・ ・ ・	一三一
一、産業厚生委員会所管事務調査報告	・ ・ ・ ・ ・	一三三
木原産業厚生委員長報告	・ ・ ・ ・ ・	一三三
一、議会運営委員会所管事務調査報告	・ ・ ・ ・ ・	一三五
下川議会運営委員長報告	・ ・ ・ ・ ・	一三五
一、議員派遣の件	・ ・ ・ ・ ・	一三八
一、閉会中の継続審査	・ ・ ・ ・ ・	一三八
一、市長挨拶	・ ・ ・ ・ ・	一三九
八板市長	・ ・ ・ ・ ・	一三九
一、議長閉会挨拶	・ ・ ・ ・ ・	一三九
永田議長	・ ・ ・ ・ ・	一四〇
一、閉会	・ ・ ・ ・ ・	一四〇

平成三十年第三回西之表市議会定例会

一、会期日程

月 日	九・六		七	八	九	十	十一	十二
曜	木		金	土	日	月	火	水
種 別	本 会 議		委 員 会	休 会	休 会	本 会 議	本 会 議	休 会
内 容	開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、提出議案の一括上程、市長の所信表明並びに提案理由説明、鹿兒島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙、議案審議（質疑・委員会付託省略・討論・表決）、議案審議（質疑・委員会付託）、決算特別委員会の設置及び構成、決算特別委員会委員の選任、議案審議（質疑・委員会付託）、請願・陳情の委員会付託		決算特別委員会（正副委員長互選）			一般質問	一般質問	

二十一			二十	十九	十八	十七	十六	十五	十四	十三
金			木	水	火	月	日	土	金	木
本 会 議	委 員 会	本 会 議	委 員 会	委 員 会	委 員 会	休 会	休 会	休 会	委 員 会	委 員 会
議案審議（各常任委員会及び予算特別委員会委員長報告、質疑・討論・表決）、請願・陳情審議（産業厚生委員会委員長報告、質疑・討論・表決）、議案一件追加上程、議案審議（質疑・委員会付託省略・討論・表決）、産業厚生委員会及び議会運営委員会所管事務調査報告、議員派遣の件、閉会中の継続審査、閉会			予算特別委員会（付託案件審査）	諸般の報告	各特別委員会・議会運営委員会	付託案件審査 各常任委員会	付託案件審査 各常任委員会	付託案件審査 各常任委員会	付託案件審査 各常任委員会	付託案件審査 各常任委員会

一、付議事件

番 号	事 件 名	審議方法	結 果
議案第 四五号	西之表市公平委員会委員の選任について	即 決	九月 六 日同 意
議案第 四六号	西之表市教育委員会教育長の任命について	即 決	九月 六 日同 意
議案第 四七号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	即 決	九月 六 日同 意
議案第 四八号	水槽付消防ポンプ車売買契約について	即 決	九月 六 日原案可決
議案第 四九号	西之表市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について	委員会付託	九月二十一日原案可決
議案第 五〇号	西之表市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	委員会付託	九月二十一日原案可決
議案第 五一号	西之表市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について	委員会付託	九月二十一日原案可決
議案第 五二号	平成三十年度西之表市一般会計補正予算（第二号）	委員会付託	九月二十一日原案可決
議案第 五三号	平成三十年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）	委員会付託	九月二十一日原案可決
議案第 五四号	平成三十年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第一号）	委員会付託	九月二十一日原案可決
議案第 五五号	平成三十年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第二号）	委員会付託	九月二十一日原案可決
議案第 五六号	平成三十年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第二号）	委員会付託	九月二十一日原案可決
議案第 五七号	平成三十年度西之表市水道事業会計補正予算（第二号）	委員会付託	九月二十一日原案可決
認定第 一号	平成二十九年度西之表市一般会計歳入歳出決算認定について	委員会付託	九月 六 日継続審査
認定第 二号	平成二十九年度西之表市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託	九月 六 日継続審査
認定第 三号	平成二十九年度西之表市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託	九月 六 日継続審査
認定第 四号	平成二十九年度西之表市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託	九月 六 日継続審査

認定第	五号	平成二十九年西之表市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託	九月六	日継続審査
認定第	六号	平成二十九年西之表市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託	九月六	日継続審査
認定第	七号	平成二十九年西之表市水道事業会計決算認定について	委員会付託	九月六	日継続審査
報告第	一一号	平成二十九年西之表市農林水産委員会西之表市農業振興公社経営状況報告について		九月六	日報告

一、付議事件（追加分）

番 号	事 件 名	審議方法	結 果
議案第 五八号	さとうきび生産対策に関する意見書の提出について	即 決	九月二十一日原案可決

一、請願書・陳情書（新規分）

番 号	事 件	名
陳情第 六号	さとうきび生産回復対策に関する陳情書	
請願第 九号	商工業の振興対策についての請願書	

提出者	結 果
鹿児島県熊毛郡中種子町野間五二八一 種子島地区さとうきび振興会連絡協議会 会長 日高 健次郎 他二名	九月二十一日採 択
西之表市栄町二番地 西之表市商工会 会長 福井 清信	九月二十一日採 択

本
会
議
第
一
号
（
九
月
六
日
）

本会議第一号（九月六日）（木）

◎出席議員（十六名）

一番	下川和博君
二番	小倉初男君
三番	竹下秀樹君
四番	永田章君
五番	木原幸四君
六番	川村孝則君
七番	和田香穂里さん
八番	河本幸男君
九番	鮫島市憲君
一〇番	中野周君
一番	田添辰郎君
一二番	生田直弘君
一三番	橋口好文君
一四番	長野広美さん
一五番	渡辺道大君
一六番	橋口美幸さん

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百二十一条による出席者

市長	八板俊輔君
副市長	中野哲男君
教育長	大平和男君
会計管理者兼 会計課長	毛井文子さん
総務課長兼 選管書記長	大瀬浩一郎君
企画課長	神村弘二君
市民生活課長	吉田孝一君
財産監理課長	奥村裕昭君
地域支援課長	松元明和君
税務課長	長吉輝久君
健康保険課長	長野望君
高齢者支援課長	森真樹君
経済観光課長	岩下栄一君
農林水産課長	園田博己君

◎議会議務局職員出席者

建設課長	戸川信正君
水道課長	上妻敏男君
福祉事務所長	下川法男君
農委事務局長	日笠山昭代さん
監査事務局長	河内時久君
教委総務課長兼	小山田八重子さん
学校給食センター所長	
学校教育課長	内健史君
社会教育課長	松下成悟君
局長	濱尾実君
次長	古市善哉君
書記	中島恵さん
書記	小園啓太君

平成三十年九月六日午前十時開会

△開 会

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより平成三十年第三回西之表市議会定例会を開会いたします。

△開 議

○議長（永田 章君） ただいままでの出席議員は十六名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程第一号のとおりであります。

議事日程（第一号）

- 日程第一 会議録署名議員の指名
- 日程第二 会期の決定
- 日程第三 提出議案の一括上程
- 日程第四 市長の所信表明並びに提案理由説明
- 日程第五 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙
- 日程第六 議案第四五号 西之表市公平委員会委員の選任について

て

- 日程第七 議案第四六号 西之表市教育委員会教育長の任命について

- 日程第八 議案第四七号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

- 日程第九 議案第四八号 水槽付消防ポンプ車売買契約について

- 日程第一〇 議案第四九号 西之表市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第一一 議案第五〇号 西之表市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第一二 議案第五一号 西之表市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

- 日程第一三 議案第五二号 平成三十年度西之表市一般会計補正予算（第二号）

- 日程第一四 議案第五三号 平成三十年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）

- 日程第一五 議案第五四号 平成三十年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第一号）

- 日程第一六 議案第五五号 平成三十年度西之表市介護保険特別会

計補正予算（第二号）

日程第一七 議案第五六号 平成三十年度西之表市後期高齢者医療

保険特別会計補正予算（第二号）

日程第一八 議案第五七号 平成三十年度西之表市水道事業会計補

正予算（第二号）

日程第一九 認定第一号 平成二十九年西之表市一般会計歳入

歳出決算認定について

日程第二〇 決算特別委員会の設置及び構成

日程第二一 決算特別委員会委員の選任

日程第二二 認定第二号 平成二十九年西之表市国民健康保険

特別会計歳入歳出決算認定について

日程第二三 認定第三号 平成二十九年西之表市交通災害共済

事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第二四 認定第四号 平成二十九年西之表市地方卸売市場

特別会計歳入歳出決算認定について

日程第二五 認定第五号 平成二十九年西之表市介護保険特別

会計歳入歳出決算認定について

日程第二六 認定第六号 平成二十九年西之表市後期高齢者医

療保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第二七 認定第七号 平成二十九年西之表市水道事業会計

決算認定について

日程第二八 報告第一一号 平成二十九年公益社団法人西之表市

農業振興公社経営状況報告について

日程第二九 請願・陳情の委員会付託

△会議録署名議員の指名

○議長（永田 章君） それでは、日程第一、会議録署名議員の指

名をいたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第八十八条の規定により、
五番議員木原幸四君、六番議員川村孝則君を指名いたします。

△会期の決定

○議長（永田 章君） 次は、日程第二、会期の決定を議題といた
します。

お諮りいたします。

去る九月三日開催の議会運営委員会の決定のとおり、今定例会の
会期は本日から九月二十一日までの十六日間とし、配付してある日
程表のとおりしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から九月二十一日までの十六日間とし、配付
してある日程表のとおり決定いたしました。

△提出議案の一括上程

○議長（永田 章君） 次は、日程第三、提出議案の一括上程であります。

議案第四五号から議案第五七号まで、及び認定第一号から認定第七号並びに報告第一一号を一括して上程いたします。

△市長の所信表明並びに提案理由説明

○議長（永田 章君） 次は、日程第四、市長に所信表明並びに提案理由の説明を求めます。

〔市長 八板俊輔君登壇〕

○市長（八板俊輔君） おはようございます。

本日、ここに平成三十年西之表市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日未明、北海道で大きな地震が発生いたしました。被害の状況がわかるにつれて、その深刻さが伝わってまいります。政府等災害対応に万全を期していただきたいと思います。

九月に入りました。まだまだ暑い日が続きますが、朝晩は秋の気配を感じるようになってまいりました。今年の夏は全国的な猛暑で、台風や集中豪雨による河川の氾濫、土砂崩れなど災害も多く発生しました。被災された皆様方には、心より御見舞いを申し上げますとともに、早期の復旧復興を願っております。本市といたしましても、

災害に強いまちづくり、島づくりへの思いを新たにするところであります。

台風に関しましては、既に二十一号まで発生しております。引き続き、災害対策には細心の注意を払ってまいります。

各校区や集落では、運動会や願成就など秋の行事が始まっております。今年には市制施行六十周年でございます。これから記念式典を初め、いろいろな行事を計画しております。多くの方々と本市の歴史を振りかえり、未来を語り合いたいと考えております。

国では、来年度予算の概算要求が八月末に締め切られました。要求額は百二兆円後半と過去最大になっております。国や県の財政状況に注視しながら、本市にとりまして必要なものは、市民福祉の向上のために積極的に予算獲得に努めてまいります。職員や関係者各位とともに奮闘、努力してまいりたいと考えております。

続きまして、主な市の状況や出来事について、報告をいたします。

まず、農業の状況についてであります。

先日の台風十九号接近に伴う被害につきまして、暴風域には入らなかったものの、強風による倒伏や潮風害の影響により、さとうきび一千九百六十六万二千円、でんぷん原料用さつまいも三百九十二万二千円、青果用さつまいも一千四百九万六千円の被害額を見込んでおります。台風二十一号につきましては塩害など影響が心配されますので、作物等の状況を注視してまいりたいと思います。

作物の生育状況につきましては、基幹作物であるさとうきびは、

適時に降雨があり、順調に生育しており、昨年の不作挽回に期待をしております。収穫見込面積は五百六十六ヘクタールと、前年同期よりおよそ三十一ヘクタールを減少し、地域経済への悪影響が懸念されます。このようなことから、各種助成に取り組み、中でも国庫事業の活用による夏植・秋植の推進を図り、生産性の回復を図りたいと考えております。

園芸関連につきましては、安納いもの収穫が始まっており、生育も順調で、不作となった昨年以上の収量を期待しております。

畜産につきましては、七月競り市の平均価格が雌で六十三万五千二百五十五円、去勢で七十一万九千五百三十五円と、六月競り市より若干価格は下がったものの、依然として好調な取引となっております。

また、八月二十四日開催の第百六回西之表市畜産共進会において、各校区から選抜された五十七頭のうち、厳正な審査の結果、最優秀賞十八頭が昨日九月五日の熊毛地区畜産共進会へ出品されました。そして、安納校区の中園昌吾さんと花木孝一さん所有の雌牛が、各部におきまして最優秀賞に入賞しました。九月二十九日開催の第六十七回鹿児島県畜産共進会に熊毛地区代表として出品されることとなりました。上位入賞に向けて、畜産農家・関係機関のこれまでの努力に感謝するとともに、今後、皆様には一致団結して、本番に向けて、さらなる御精進を期待するところでございます。

次に、観光面です。

六月二十八日から二十九日にかけて、埼玉県立鳩山高等学校の生徒百十九名が教育旅行で来島し、うち六十三名が市内の民泊家庭に宿泊しました。

七月十八日は大型客船の「飛鳥Ⅱ」が寄港をしました。今回は神戸発着、夏の種子島・日向クルーズということで、八百名を超えるツアー参加者にお越しをいただきました。

八月十九日には、種子島鉄砲まつりが開催されました。本年度は、島外からマーチングバンドの参加のほか、鹿児島国際大学や東京大学の学生たちが参加し、祭りを盛り上げていただきました。また、花火大会では、市制施行六十周年を記念し、空中ナイアガラや仕掛け花火等、例年よりも充実した演出がなされ、多くの市民から好評を得たところでございます。

八月十六日から二十四日にかけて、東京大学の学生八名が体験活動プログラムに参加するために来島し、農林水産業の体験や医療機関訪問、校区を通じた地域の方々との交流を行いました。

スポーツ、文化面におきましては、第五十九回県体熊毛地区大会が七月に一市三町で開催され、本市は二十六種目中九種目で優勝しております。今月の十五日、十六日に開催される第七十二回県民体育大会では、熊毛の代表として、全力を尽くしてくれることを期待しております。

八月七日から十一日まで、第十一回全国離島交流中学生野球大会が種子島で開催され、全国より地元中学校も含めて二十三チームが

参加しました。種子島中学校は初戦、準々決勝と勝ち上がり、準決勝では優勝した佐渡市選抜チームに敗れましたが、その勇姿は島民に感動と勇気を与える戦いぶりでした。

また、八月十二日から二十四日まで、西町の国登録有形文化財八板家住宅において、ポルトガル人画家のジョアン・カルバリーヨさんによる種子島とポルトガルの魚をテーマにした絵画展が開催されました。特に、鉄砲まつりのときにはたくさんの方々が訪れて、中にはジョアンさんから絵の手ほどきを受ける方もありました。

次に、馬毛島の状況について御報告をいたします。

去る七月二十三日月曜日ですけれども、市内の小学五から六年生から募集し、馬毛島体験学習を実施いたしました。希望者は二十二名あったわけですが、備船の都合もあり、十名の子どもたちに参加してもらいました。内訳は、市内四つの小学校から男子六名、女子四名となっています。

当日、大変暑い中でのイベントとなりましたけれども、子どもたちには水分補給や休息を挟みながら、葉山から高坊までの往復遠足や葉山に帰ってきてからの海水浴、魚釣りなどを楽しみました。体験後に全員に感想文も書いてもらいました。どの子も種子島とは違う馬毛島の自然やシカとの遭遇に感激するとともに、高坊・洲之崎小屋や馬毛島小中学校施設を目の当たりにし、島の歴史に思いを馳せ、貴重な体験ができたことを喜んでくれたようでございます。

この模様は、市政の窓九月号にも巻頭で御紹介しておりますので、

ごらんいただければと思います。

私は馬毛島の問題に取り組むに際して、市としての馬毛島利用の考え方をしっかり示し、さらにその実現を図っていくためには地権者との対話が大切だと考えております。対話を重ねることによって、こちらの考えを伝え、少しずつ理解をいただいてきたと思っております。その結果、八年ぶりの渡航、上陸が実現し、また、今回のイベントが実施できました。今回のイベントは子どもたちにとっても大きな収穫がありました。市民の財産である馬毛島について、市民の皆さんにもじかに馬毛島を感じ、それぞれの思いを持っていただくことが大切な力になると考えております。今回の上陸は子どもたちには小さな一歩でしたけれども、本市、そして、種子島島民にとっては大きな飛躍であったと感じているところでございます。

それでは、本日提案いたしました議案について御説明をいたします。

本定例会に提案いたしました議案は、西之表市公平委員会委員の選任など人事案件三件、売買契約の契約案件が一件、西之表市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定についてなど条例案件三件、平成三十九年度西之表市一般会計補正予算（第二号）など予算案件六件、平成二十九年度西之表市一般会計歳入歳出決算認定についてなど認定七件、その他報告案件一件の合計二十一件であります。

主な議案について御説明いたします。

議案第四五号は、西之表市公平委員会委員の選任についてであります。地方公務員法第九条の二第二項の規定により議会の同意を得ようとするものであります。

議案第四六号は、西之表市教育委員会教育長の任命についてであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四条第一項の規定により、議会の同意を得ようとするものであります。

議案第四七号は、人権擁護委員候補者の推薦につき、人権擁護委員法第六条第三項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

議案四八号は、契約関係の議案、議案四九号から議案五一号は法令等の改正により、関係条例の整理をしようとするものであります。

議案第一二号から五七号は、一般会計及び特別会計等の補正予算であります。

議案第五二号、平成三十年度西之表市一般会計補正予算(第二号)について御説明いたします。

歳入は、普通交付税が確定したことに伴い、一億一千四百八十七万四千円を追加いたしております。また、平成二十九年年度決算に伴う収支の確定により、繰越金に二億二千四百六十七万八千円を追加しております。

歳出は、財産管理費積立金に二億五千六十三万六千円を基金積み立てしたほか、災害復旧費に三千九百八十七万九千円を追加し、農林水産施設及び公共土木施設等災害復旧に対応しております。

次に、認定第一号から認定第七号までは、平成二十九年年度一般会計及び特別会計等の歳入歳出決算認定であります。

平成二十九年年度一般会計及び特別会計の収支状況は、歳入決算額百五十六億六千六百七十七万二千円、歳出決算額百五十二億四千九百六十二万二千円で、歳入歳出差引額は四億一千八百七十八万八千二百円、翌年度へ繰り越すべき財源一千八百二十三万七千円を控除した実質収支額は四億四十七万一千二百円となりました。

一般会計の収支状況は、歳入決算額百二億三千三百五十七万九千四百十円、歳出決算額九十九億六千六十六万四千四十七円で、歳入歳出差引額は二億七千二百九十一万五千三百六十三円、翌年度へ繰り越すべき財源一千八百二十三万七千円を控除した実質収支額は二億五千四百六十七万八千三百六十三円となり、実質単年度収支は黒字であります。前年度の決算額に対しまして、歳入は四・三〇%、歳出は四・九五%、それぞれ減となりました。

特別会計では、歳入決算額五十四億二千七百九十七万九千円、歳出決算額は五十二億八千二百二十九万七千九百五十三円で、歳入歳出差引額は一億四千五百七十九万二千八百三十七円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はないことから、実質収支額も同額となりました。前年度の決算額に対しまして、歳入は一・三四%の減、歳出は〇・九九%の減となりました。

なお、普通会計における経常収支比率は九一・一で、対前年度比三・六ポイント減っております。健全化指標は、実質赤字比率及び

連結実質赤字比率がゼロ、いわゆる黒字であります。実質公債費比率の三カ年平均は九・二で、対前年比〇・四％の増加、将来負担比率は四五・六で、対前年比一二・四ポイント改善をいたしました。

財政の健全化は保たれていますが、実質公債費比率などが増加傾向にあります。今後とも、財政の健全さを損なうことのないよう、細心の注意を払ってまいります。

以上、提案しました議案につきまして、議員各位の御審議をお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。ありがとうございます。

○議長（永田 章君） 市長の所信表明並びに提案理由の説明は終わりました。

△議案審議

○議長（永田 章君） それでは、これより議案審議を行います。

△鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（永田 章君） 初めに、日程第五、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから市長区分六人、市議会議員区分六人、町村長区分四人、町村議会議員区分四人から構成されております。

現在の広域連合議会議員のうち市議会議員から選出する議員につ

いて二人の欠員が生じているため、広域連合議会の議員の選挙に関する規則の規定に基づく選挙の告示を行い、候補者の届け出を締め切ったところ、市議会議員から選出すべき人数を超える三人の候補者がありましたので、広域連合規約第八条第二項の規定により選挙を行います。

この選挙は、同条第四項の規定により全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第三十二条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人の告知は行いません。

そこで、お諮りいたします。

選挙結果の報告については、会議規則第三十二条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙結果の報告については、会議規則第三十二条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決しました。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（永田 章君） ただいままでの出席議員数は十六名であり

ます。

それでは、投票用紙を配付いたします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

「〔なし〕と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

「投票箱点検」

○議長（永田 章君） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

「議会議務局長氏名点呼・各員投票」

一 番	下 川 和 博 議員
二 番	小 倉 初 男 議員
三 番	竹 下 秀 樹 議員
四 番	永 田 章 議員
五 番	木 原 幸 四 議員
六 番	川 村 孝 則 議員
七 番	和 田 香 穂 里 議員
八 番	河 本 幸 男 議員
九 番	鮫 島 市 憲 議員
一〇 番	中 野 周 議員

一 番 田 添 辰 郎 議員

二 番 生 田 直 弘 議員

三 番 橋 口 好 文 議員

四 番 長 野 広 美 議員

五 番 渡 辺 道 大 議員

六 番 橋 口 美 幸 議員

○議長（永田 章君） 投票漏れはありませんか。

「〔なし〕と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の出入り口を開きます。

「議場開鎖」

○議長（永田 章君） これより開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に下川和博君、小倉初男君を指名いたします。

よって、両名の立ち会いをお願いいたします。

「開票・点検」

○議長（永田 章君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数十六票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票十六票

無効投票ゼロ票

有効投票中

井上勝博君五票

森川和美君一票

山口たけし君十票

以上のとおりであります。

なお、本選挙結果は議長から鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙選挙長に報告するものとし、当選人は県下十九市議会の選挙終了後に決定することになります。

△議案第四五号 西之表市公平委員会委員の選任について

○議長（永田 章君） 次は、日程第六、議案第四五号、西之表市公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） 議案説明をいたします。

議案書一ページをお開きください。

議案第四五号、西之表市公平委員会委員の選任についてであります。

地方公務員法第九条の二第二項の規定により、市長が議会の同意を得て選任するためであります。

住所、西之表市西之表一〇一六九番地の二、氏名外薮哲郎、昭和

二十五年三月八日生まれ、六十八歳。履歴に関しましては、二ページをごらんいただきたいと思ひます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員会付託を省略することに決しました。
これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

再度、お諮りいたします。

本案は、会議規則第七十三条第一項の規定により、無記名投票により採決したいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は無記名投票により採決することに決しました。
これより投票を行います。

議場の出入り口を閉めます。

「議場閉鎖」

○議長（永田 章君） ただいまの表決権を有する出席議員は十五名であります。

それでは、投票用紙を配付いたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

「投票箱点検」

○議長（永田 章君） 異常なしと認めます。

念のために申し上げます。投票用紙に、同意される方は賛成、同意されない方は反対と記載の上、順次投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第七十三条第二項の規定により否とみなします。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

「議会事務局長氏名点呼・各員投票」

○議長（永田 章君）	投票漏れはありませんか。
「なし」と呼ぶ者あり」	
一 番	下 川 和 博 議 員
二 番	小 倉 初 男 議 員
三 番	竹 下 秀 樹 議 員
四 番	木 原 幸 四 議 員
五 番	川 村 孝 則 議 員
六 番	和 田 香 穂 里 議 員
七 番	河 本 幸 男 議 員
八 番	鮫 島 市 憲 議 員
九 番	中 野 周 議 員
一〇番	田 添 辰 郎 議 員
一 一 番	生 田 直 弘 議 員
一 二 番	橋 口 好 文 議 員
一 三 番	長 野 広 美 議 員
一 四 番	渡 辺 道 大 議 員
一 五 番	橋 口 美 幸 議 員
一 六 番	

○議長（永田 章君） 投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

議場の出入り口を開きます。

「議場開鎖」

○議長（永田 章君） これより開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に下川和博君、小倉初男君を指名いたします。

よって、両名の立ち会いをお願いいたします。

〔開票・点検〕

○議長（永田 章君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数十五票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。
そのうち

有効投票十五票

無効投票ゼロ票

有効投票中

賛成十五票

反対ゼロ票

であります。

よって、議案第四五号、西之表市公平委員会委員の選任については、これに同意することに決しました。

△議案第四六号 西之表市教育委員会教育長の任命について

○議長（永田 章君） 次は、日程第七、議案第四六号、西之表市教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） 議案説明をいたします。

議案書三ページをお開きください。

議案第四六号、西之表市教育委員会教育長の任命についてであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四条第一項の規定により、市長が議会の同意を得て任命するものであります。

住所、西之表市西之表七六六〇番地三六、氏名大平和男、昭和二十八年八月十三日生まれ、六十五歳。履歴にしましては、四ページから五ページをござんいただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。
これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

再度、お諮りいたします。

本案は、会議規則第七十三条第一項の規定により、無記名投票により採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は無記名投票により採決することに決しました。

これより投票を行います。

議場の出入り口を閉めます。

「議場閉鎖」

○議長（永田 章君） ただいまの表決権を有する出席議員は十五名であります。

それでは、投票用紙を配付いたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

「投票箱点検」

○議長（永田 章君） 異常なしと認めます。

念のために申し上げます。投票用紙に、同意される方は賛成、同意されない方は反対と記載の上、順次投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第七十三条第二項の規定により否とみなします。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

「議会议務局長氏名点呼・各員投票」

一	番	下	川	和	博	議	員	
二	番	小	倉	初	男	議	員	
三	番	竹	下	秀	樹	議	員	
四	番	木	原	幸	四	議	員	
五	番	川	村	孝	則	議	員	
六	番	和	田	香	穂	里	議	員
七	番	河	本	幸	男	議	員	
八	番	鮫	島	市	憲	議	員	
九	番	中	野	周	議	員		
一〇	番	田	添	辰	郎	議	員	
一一	番	生	田	直	弘	議	員	
一二	番	橋	口	好	文	議	員	
一三	番	長	野	広	美	議	員	
一四	番	渡	辺	道	大	議	員	
一五	番							

一六番 橋 口 美 幸 議員

○議長（永田 章君） 投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

議場の出入り口を開きます。

「議場開鎖」

○議長（永田 章君） これより開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に下川和博君、小倉初男君を指名いたします。

よって、両名の立ち会いをお願いいたします。

「開票・点検」

○議長（永田 章君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数十五票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち

有効投票十五票

無効投票ゼロ票

有効投票中

賛成十五票

反対ゼロ票

であります。

よって、議案第四六号、西之表市教育委員会教育長の任命につい

ては、これに同意することに決しました。

△議案第四七号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

ることに ついて

○議長（永田 章君） 次は、日程第八、議案第四七号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） 御説明いたします。

本案は人権擁護委員候補者の推薦に関するものであります。人権擁護委員の西村建二氏が平成三十年十二月三十一日をもって任期満了となるため、後任として岸本光氏を法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第六条第三項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

住所は、西之表市西之表一〇三九九番地、氏名は岸本光、昭和三十年十一月十二日生まれであります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。

本案は委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

再度、お諮りいたします。

本案は、会議規則第七十三条第一項の規定により、無記名投票により採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は無記名投票により採決することに決しました。

これより投票を行います。

議場の出入り口を閉めます。

「議場閉鎖」

○議長（永田 章君） ただいまの表決権を有する出席議員は十五

名であります。

それでは、投票用紙を配付いたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

「投票箱点検」

○議長（永田 章君） 異常なしと認めます。

念のために申し上げます。投票用紙に、同意される方は賛成、同意されない方は反対と記載の上、順次投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第七十三条第二項の規定により否とみなします。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

「議会事務局長氏名点呼・各員投票」

一	番	下川和博	議員
二	番	小倉初男	議員
三	番	竹下秀樹	議員
四	番	木原幸四	議員
五	番	川村孝則	議員
六	番	和田香穂里	議員
七	番	和田香穂里	議員

八 番 河 本 幸 男 議 員
 九 番 鮫 島 市 憲 議 員
 一〇番 中 野 周 議 員
 一 番 田 添 辰 郎 議 員
 二 番 生 田 直 弘 議 員
 三 番 橋 口 好 文 議 員
 四 番 長 野 広 美 議 員
 五 番 渡 辺 道 大 議 員
 六 番 橋 口 美 幸 議 員

○議長（永田 章君） 投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

議場の出入り口を開きます。

「議場開鎖」

○議長（永田 章君） これより開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に下川和博君、小倉初男君を指名いたします。

よって、両名の立ち会いをお願いいたします。

「開票・点検」

○議長（永田 章君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数十五票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票十五票

無効投票ゼロ票

有効投票中

賛成十五票

反対ゼロ票

であります。

よって、議案第四七号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、これに同意することに決しました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十一時十五分ごろより再開いたします。

午前十時五十七分休憩

午前十一時十五分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続行いたします。

△議案第四八号 水槽付消防ポンプ車売買契約について

○議長（永田 章君） 次は、日程第九、議案第四八号、水槽付消防ポンプ車売買契約についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「総務課長 大瀬浩一郎君」

○総務課長（大瀬浩一郎君） 議案説明をいたします。

議案書九ページをお開きください。

議案第四八号、水槽付消防ポンプ車売買契約についてであります。水槽付消防ポンプ車売買契約を締結するため、地方自治法第九十六条第一項第八号及び議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約内容につきましては、一〇ページをごらんください。

契約の目的は水槽付消防ポンプ車、契約の方法は指名競争入札による契約、契約金額は三千九百十九万三千二百円、契約の相手方は鹿児島市松原町一二番三二号、鹿児島森田ポンプ株式会社、代表取締役尾曲昭二であります。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「一三番 橋口好文君」

○一三番（橋口好文君） ただいまの提案理由で、ここに記載されている老朽化とありますが、この前の廃棄する消防車は何十年使われたんでしょうか。教えてください。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 定期的な買い換えをやっております。正確な数字のところは今、失念してございますけれども、十五年程度だと思います。が、後もって確認をいたしまして、お手元に数字をもつていきたいと思っております。よろしく願います。

「一二番 生田直弘君」

○一二番（生田直弘君） 契約方法についてお尋ねします。

指名競争入札による契約ということなんですけれども、入札の状況を教えてください。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明申し上げます。

契約につきましては、指名業者を入札契約審査委員会で選定いたしまして、平成二十九年、三十年度の西之表市物品調達等入札参加資格者名簿に記載されております県内の業者で消防車両の取り扱いにある業者の選定をさせていただきます。

選定業者は四社ございまして、その中から指名競争入札で執行してございます。入札の日が平成三十年の八月の三日というふうな状況でございます。

以上でございます。

「一四番 長野広美さん」

○一四番（長野広美さん） 今、課長が答弁していただいた内容を、もう少し補足説明をお願いいたします。

実際に入札に参加された業者数、それから落札率ですね、ここら辺の部分の説明をお願いいたします。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

入札の状況でございますけれども、四業者を推薦委員会で指名をいたしております、その四社全部が入札をしてると思っておりますけれども、その確認を、今、手元にございませんので、申しわけござ

いませんけれども、また後ほどお答えをさせていただければと思います。

執行率につきましても同じでございまして、手元にちよつと数字がございませので、後もつてお答えをさせていただきたいと思ひます。

○議長（永田 章君） ちよつと休憩します。

午前十一時十八分休憩

午前十一時二十三分開議

○議長（永田 章君） それでは、会議を開きます。

先ほどの長野広美議員の質疑に対して、総務課長の答弁を再度お願いいたします。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 大変失礼をいたしました。

まず、長野議員もそうですけど、その前の車両の経過年数もお答えさせていただきたいと思ひます。二十一年経過でございします。

入札の状況ですけれども、四社指名をいたしまして、二社が辞退をいたしております。二社による参加ということになります。

落札率は九八・一％でございます。

議会運営上、大変御迷惑をおかけしました。おわびを申し上げます。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

○一四番（長野広美さん） もう一点だけ教えてください。このポ

ンプ車の配備先をお願いいたします。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 榕城分団であります。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員会付託を省略することに決しました。これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よつて、本案は原案のとおり可決することに決しました。

△議案第四九号 西之表市地方活力向上地域における固定資産

税の不均一課税に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一〇、議案第四九号、西之表

市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例
の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔税務課長 長吉輝久君〕

○税務課長（長吉輝久君） 御説明いたします。

議案書の一一ページをお開きください。新旧対照表では一ページ
からになります。

議案第四九号、本案は西之表市地方活力向上地域における固定資
産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定につい
てであります。

この条例は、地域再生法の改正に伴い、移転型事業に係る固定資
産税の特別措置を変更するため、所要の改正をするものであります。

主な内容としては、題名を現条例から「西之表市地方活
力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する
条例」に改めるものです。これに伴い、第一条から第八条中の「固
定資産税」の次に「課税免除又は」を追加するものです。

次に、第二条中の「第五条第四項第五号」を「第五条第四項第五

号イ」に改め、地方活力向上地域以外の地域で、かつ、当該地域の
活力の向上を図ることが特に必要な地域を追加するものです。

次に、第五条中の法第十七条の二第一項第一号に掲げる移転型の
事業は、東京二十三区にある本社機能を地方活力向上地域に移転し、
特定業務施設を整備する事業をいいますが、「本事業を実施する認定
事業者である場合は課税を免除する」に改めるものです。また、「同
項第二号に掲げる拡充型の事業を実施する認定事業者である場合は
固定資産税の不均一課税とする」に改めるものです。この拡充型事
業とは地方にある本社機能を拡充し、特定業務施設を整備する事業
をいいます。

一二ページをお開きください。

不均一課税の税率については、表に掲げる数値で、初年度、百分
の〇・一四、二年目、百分の〇・四六七、三年目、百分の〇・九三
三となります。

次に、附則として、第一条に施行期日を、第二条に経過措置を定
めています。

以上でございます。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔一四番 長野広美さん〕

○一四番（長野広美さん） 詳細はそれぞれまた委員会の中で検討
していただきますけれども、一点、そもそも今回の改正の対象に当
たる特定業務施設ですね、本市に係る部分では何業者ぐらいをこ

の対象とされているのか説明をお願いいたします。

○**税務課長（長吉輝久君）** 県内ではですね、中央活力向上、今のこの固定資産税の免除につきましてはですね、県内では鹿児島県の二件のみで、拡充型が二件のことでございます。

以上でございます。

○**議長（永田 章君）** ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○**議長（永田 章君）** 以上で質疑を終結いたします。

本案は付託表のとおり総務文教委員会に付託いたします。

△議案第五〇号 西之表市家庭的保育事業等の設備及び運営に

関する基準を定める条例の一部を改正する
条例の制定について

○**議長（永田 章君）** 次は、日程第一一、議案第五〇号、西之表市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔福祉事務所長 下川法男君〕

○**福祉事務所長（下川法男君）** 議案第五〇号、西之表市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

議案書の二三ページをごらんください。また、参考に新旧対照表

については四ページからをご覧くださいと思います。

この条例は、児童福祉法及び省令である家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を踏まえ制定されたものですが、平成二十九年の地方からの提案等に関する対応方針の閣議決定を受けて省令の一部が改正されたため、所要の改正を行うものでございます。

主な改正の内容は三点でございます。一点目は、代替保育における連携施設の緩和です。二点目は、食事の提供における自園調理の原則の猶予期間の延長でございます。三点目は、食事の提供について外部搬入の容認範囲を広めるものでございます。

具体的に条文に基づいて、御説明をいたします。

まず、第二条は最低基準の目的を規定しています。改正に伴いまして、「家庭的保育事業所等を行う事業所」の用語が複数箇所使用されるため、本則中、「職員」の次に「家庭的保育事業等を行う事業所」を「家庭的保育事業所等」と置きかえる略称規定を定める改正でございます。

第六条は保育所等との連携を規定しています。第二項を加える改正ですが、第二項は家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合に、連携施設の確保の規定を適用しないことができることを定めるものでございます。各号で規定された要件として、第一号では、家庭的保育事業者等と次に加える第三項の連携協力を行う者との間で、それぞれの役割の分担及び責任の所在が明確にされていること、第二号では、次

に加える第三項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていることが規定されております。

次に、第三項は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合に、本来の連携施設にかわり、各号で掲げられている協力者を確保しなければならぬと定める規定でございます。各号で規定された連携先として、第一号では家庭的保育事業が事業実施場所以外の場所又は事業所で代替保育が提供される場合は、二十七条に規定する小規模保育事業所のうち、A型、B型及び事業所内保育を行う者を確保することが規定されております。第二号では、事業実施場所において代替保育が提供される場合には、事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者と規定されてございます。

議案書の一四ページをごらんください。

第十六条は食事の提供の特例を規定しています。第二項に第四号を加える改正ですが、第十五条第一項において、家庭的保育事業者は食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する、いわゆる自園調理の原則が規定されております。第六条第一項でその例外として、搬入施設から食事を提供できる外部搬入の特例が示されています。その搬入施設に第四号として、家庭的保育事業者が居宅で保育を行う場合に保育園等から調理業務を受託している事業者の

うち、第四号に規定している要件を満たし、市が適当と認めた施設を加えるものでございます。

第四十五条は連携施設に関する特例を規定しています。先ほどの第六条の改正において第二項を加えたため、第六条第一号を第六条第一項第一号に改めるものでございます。

次に、附則第二条は食事の提供の経過措置を規定しています。第二項を加える改正ですが、同項に施行の日をあらわす文字が複数出てくるため、第一項中、施行の日を「施行日」と略称する改正を行った上で、家庭的保育者の居宅で保育を提供している家庭的保育事業者については、自園調理により行うために必要な体制を確保するという努力義務を課しつつ、自園調理に関する規定の適用を猶予する経過措置期間を十年とすることを加える改正でございます。

第三条から第五条までの規定で附則第一条と同様に施行日に改める改正を規定しています。

附則で条例の施行日を公布の日からとしています。

なお、現在のところ、この条例の規定による家庭的保育事業所は本市には存在していない状況でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は付託表のとおり産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第五一号 西之表市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一二、議案第五一号、西之表市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔高齢者支援課長 森 真樹君〕

○高齢者支援課長（森 真樹君） 御説明いたします。

議案書一五ページをお開きください。

議案第五一号、西之表市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてであります。

本案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行による介護保険法の一部改正に伴い、これまで県の条例によって定められていた指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について市町村条例によって定めることとされたことから、条例を制定しようとするものでございます。

それでは、条例の内容について御説明いたします。

第一条は本条例の趣旨、第二条は使用する用語について定義しております。

第三条は本条例で定める基準については、国の基準の例によることを定めております。ただし、指定居宅介護支援事業者に義務づけられている記録の整備につきましては、その保存期間が国の基準では二年間とされておりますが、本条例では五年間と独自基準を設けております。その理由といたしましては、事業者が不適正な介護報酬を受け取ったことが明らかになったとき、保険者はその介護報酬の返還請求を行うわけですが、返還請求の消滅時効が五年間となっていることから五年間の記録保存を求めるものでございます。

続きまして、第四条は利用者に対する虐待の防止等について、第五条は、指定居宅介護支援事業者の指定の申請をすることができる者を法人とする旨、規定しております。

最後に、附則は本条例は公布の日から施行する規定でございます。以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は付託表のとおり産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第五二号 平成三十年度西之表市一般会計補正予算（第二号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一三、議案第五二号、平成三十年度西之表市一般会計補正予算（第二号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔財産監理課長 奥村裕昭君〕

○財産監理課長（奥村裕昭君） 御説明いたします。

本案は平成三十年度西之表市一般会計補正予算（第二号）であります。

別冊予算書条文をごらんください。また、参考でお配りしております財政係が作成いたしました詳細説明書についてもごらんいただければと思います。

第一条は、歳入歳出予算の総額について、歳入歳出それぞれ二億九千九百二十八万九千円を追加し、歳入歳出それぞれ百五億一千五百七十四万二千円とするものでございます。

五ページをお開きください。

第二表地方債補正は追加一件、変更三件であります。

まず、追加分でございますが、六月に発生いたしました梅雨前線豪雨による災害に対応するため、災害復旧債を七百六十万円計上しています。また、変更は、臨時財政対策債の枠の確定に伴う変更及び事業補助の確定に伴う財源の見直しによるもので、辺地債の減額と過疎債の増額をいたしております。

続いて、今回の補正予算について、事項別明細書により御説明いたします。

まず、歳出について、七ページをお開きください。

款ごとの内訳がございますが、ごらんのとおり、二款総務費が二

億三千六百七十万二千円で、十一款災害復旧費三千九百八十七万九千円となっております。

中身については後ほど御説明いたしますが、各事業の財源調整が主なものでございます。

それでは、詳細について、目の金額の大きいものや特徴的なものについて御説明いたします。一四ページをお開きください。

二款総務費、一項総務管理費、十目財産管理費、二十五節積立金に二億五千六十三万六千円追加してございます。付記説明欄にございますように、全額、財政調整基金へ積み立てております。なお、基金残高につきましては、予算資料の五ページに掲載してございますので、ごらんください。

これにより、前年度末基金残高十七億八千二百二十九万六千円に本年度、繰入合計二億七千二百九十万円、積立合計二億五千七百二十万六千円で、差し引き十七億六千五百六十二万二千円となっております。

その下でございます。二款総務費、一項総務管理費、十二目企画費には二百三十八万四千円を追加してございます。主なものは新規となる歴史文化活用事業で、市史編纂のための各費用の合計で、八十万四千円を計上してございます。

また、現在運行している種子島の幹線バスについて、昨年より一市二町で運行支援を行っておりますが、依然厳しい運営が続いていることから、六便運行を確保することを前提として、補助金の上限を引き上げようとするもので、十九節負担金、補助金及び交付金、

付記説明欄記載のとおり、種子島幹線バス対策として、補助金百五十八万円を計上してございます。

次に、二款総務費、一項総務管理費、二十三目地域振興費は五百六十九万八千円を減額してございます。主な要因といたしましては、地域おこし協力隊員の採用において、一部地区への配置が遅れていることから、七節賃金四百四十二万六千円、十四節使用料及び賃借料百八十六万六千円等を減額するものでございます。

一五ページをごらんください。

三款民生費、一項社会福祉費、一目社会福祉総務費に二百七十四万九千円を追加してございます。主な要因といたしまして、地域包括支援体制整備事業が補助事業採択されたことにより、新規事業として計上したものでございます。

一六ページをお開きください。

三款民生費、一項社会福祉費、六目介護保険事業費四十七万二千円は、県及び種子島一市二町、それから関係事業所等で負担金を抛出し、介護職員の人材確保に向けた取り組みを実施することとなったため、新規事業として計上するものでございます。

続いて、一六ページの最下段になります。

三款民生費、一項社会福祉費、九目障害者福祉費に三千五百八十五万五千円を追加しております。主なものは、二十節扶助費、付記説明欄にございますが、障害者自立支援給付事業において、サービス利用者の増加や単位数の増、法改正により計画相談件数の増加、

給付対象者の拡大に対処するものでございます。

二〇ページをごらんください。最下段になります。

八款土木費、二項道路橋梁費、三目道路新設改良費では一千百五十万円減額しております。主な要因といたしましては、事業用地の買収手続きが年度内に終わらないことから、十七節公有財産購入費及び二十二節補償、補填及び賠償金を減額したことによるものでございます。

二一ページをごらんください。

八款土木費、三項都市計画費、二目公園管理費はあつぼろんど施設整備事業に係る交付確定により一千三百九十二万円を減額しております。

二三ページをお開きください。

十款教育費、四項社会教育費、四目図書館費は二百十一万九千円を追加してございます。主な要因といたしまして、新規事業として、鹿児島県地域を照らす再生可能エネルギー事業が採択され、市立図書館駐車場の入り口に太陽光電池式の街灯を設置するため、経費を計上したものでございます。

歳出の最後になります。二五ページをお開きください。

十一款災害復旧費、二項公共土木施設災害復旧費、二目現年発生補助災害復旧費は三千二百八十一万一千円を追加しております。主なものは十五節工事請負費三千二百万円で、さきの梅雨前線豪雨による災害で道路二件、河川一件の災害復旧に伴うものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。

まず、六ページをお開きください。

今回、歳入補正の主なものは、九款地方交付税一億一千四百八十七万四千円、十八款繰越金二億二千四百六十七万八千円、いずれも額の確定に伴う補正でございます。ほかには、災害復旧の事業関係で十三款国庫支出金四千六百七十五万四千円となっています。

続きまして、目ごとに説明をいたします。八ページをお開きください。

九款地方交付税、一項地方交付税、一目地方交付税に一億一千四百八十七万四千円を追加しておりますが、普通交付税の額の確定に伴うものでございます。

九ページをお開きください。

十三款国庫支出金、一項国庫負担金、一目民生費国庫負担金に一千六百九十六万一千円を追加しております。これは、障害者自立支援事業などの補助基本額の増額に伴うものでございます。

同じく、十三款国庫支出金、一項国庫負担金、三目災害復旧費国庫負担金に二千五百六十万円を追加しております。梅雨前線豪雨による災害で道路二件、河川一件の災害復旧に伴うものでございます。

一一ページをごらんください。

十七款繰入金、一項特別会計繰入金、一目特別会計繰入金は一千百一十一万六千円を追加しております。主なものは、介護保険特別

会計より、前年度実績確定による繰出金の返納でございます。

同じく、十七款繰入金、二項基金繰入金、一目基金繰入金は八千四百七十五万二千円を減額しております。活用する予定としておりましたが、一般財源で対応可能となったことから、基金繰り入れを取りやめることとしたものでございます。

一二ページをお開きください。

十八款繰越金、一項繰越金、一目繰越金に二億二千四百六十七万八千円を追加しております。前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

二十款市債、一項市債、三目辺地債は二千百三十万円減額してございます。主な要因は、道路改良事業及びあつぽらんど施設整備事業などの事業費変更による財源調整でございます。

説明は以上であります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、予算特別委員会に付託いたします。

△議案第五三号 平成三十年度西之表市国民健康保険特別会計

補正予算（第二号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一四、議案第五三号、平成三十年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）を議題と

いたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 長野 望君〕

○健康保険課長（長野 望君） 御説明いたします。

本案は、平成三十年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）であります。

予算書の条文をお願いします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ六千七十三万三千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十三億四千六百三十六万一千円とするものです。

補正の主なものにつきまして、歳入から御説明いたします。予算書五ページをお開きください。

一款、一項国民健康保険税、一目一般被保険者国民健康保険税三千六百十五万四千円の追加は、七月に行った国民健康保険税の本算定に伴う補正でございます。

七款、一項繰越金二千三百七十三万九千円の追加は、平成二十九年度決算確定による前年度繰越金の補正でございます。

次に歳出について御説明いたします。予算書七ページをお開きください。

八款諸支出金、一項償還金及び還付加算金、五目償還金六百五十五万七千円の追加は、前年度国庫・県負担金の確定による精算返納金の補正でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、予算特別委員会に付託いたします。

△議案第五四号 平成三十年度西之表市交通災害共済事業特別

会計補正予算（第一号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一五、議案第五四号、平成三十年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔市民生活課長 吉田孝一君〕

○市民生活課長（吉田孝一君） 御説明申し上げます。

本案は、平成三十年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第一号）でございます。

予算書の条文をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ三十一万五千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二百六十四万円とするものでございます。

補正の主なものについて、歳出から御説明申し上げます。六ページをお開きください。

一款、一項、一目的事業費の十二節役務費のうち通信運搬費に二万三千元を、十九節負担金補助及び交付金のうち交通共済見舞金に二十三万七千元を追加し、事業費の総額を二百五十三万七千元としております。

四款、一項、一目予備費に五万五千元を追加し、予算調整をしております。

次に、歳入について御説明申し上げます。五ページをお開きください。

三款、一項、一目、一節繰越金は前年度決算に基づく繰越金で、三十一万五千元を増額し、三十一万六千元とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、予算特別委員会に付託いたします。

△議案第五五号 平成三十年度西之表市介護保険特別会計補正

予算（第二号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一六、議案第五五号、平成三十年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第二号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

「高齢者支援課長 森 真樹君」

○高齢者支援課長（森 真樹君） 御説明いたします。

本案は、平成三十年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第二号）であります。

予算書条文をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ六千九百五十七万七千元を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十一億九千四百七十万一千円とするものであります。

補正の主なものにつきまして、歳出から御説明いたします。予算書八ページをお開きください。

四款、一項基金積立金四百六十一万一千円の減額は、本補正予算の財源調整によるものです。

七款諸支出金、一項償還金及び還付加算金六千三百二十二万三千円の追加は、前年度実績確定により国庫、県等へ精算返納するものです。

同款、三項繰出金一千二百二十八万六千円の追加は、同じく、前年度実績確定により一般会計へ返納するものです。

次に、歳入について御説明いたします。五ページをお開きください。

一款、一項、介護保険料、一目第一号被保険者保険料三百七十八万一千円の追加は、保険料の本賦課によるものでございます。

三款国庫支出金から七款繰入金までの地域支援事業に係る交付金

及び繰入金の補正につきましては、歳出予算に応じまして、再算定したものでございます。

六ページを開きください。

八款、一項、一目繰越金六千七百四十四万二千円の追加は、前年度繰越金確定による補正でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、予算特別委員会に付託いたします。

△議案第五六号 平成三十年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第二号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一七、議案第五六号、平成三十年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第二号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

「健康保険課長 長野 望君」

○健康保険課長（長野 望君） 御説明いたします。

本案は、平成三十年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第二号）であります。

予算書条文をごらんください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ八十五万一千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億二千五百三十万三千円とするものであります。

補正の主なものにつきまして、歳入から御説明いたします。予算書五ページを開きください。

一款、一項後期高齢者医療保険料百七十九万一千円の減額は、七月に行った後期高齢者医療保険料の本賦課に伴う補正でございます。五款、一項、一目繰越金百六万三千円の追加は、平成二十九年年度決算確定による前年度繰越金の補正でございます。

次に、歳出について御説明いたします。予算書六ページを開きください。

二款、一項、一目後期高齢者医療広域連合納付金百七十九万二千円の減額は、保険料の本賦課に伴い納付金の額を補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、予算特別委員会に付託いたします。

△議案第五七号 平成三十年度西之表市水道事業会計補正予算（第二号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一八、議案第五七号、平成三十年度西之表市水道事業会計補正予算（第二号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔水道課長 上妻敏男君〕

○水道課長（上妻敏男君） 議案第五七号、平成三十年度西之表市水道事業会計補正予算（第二号）について御説明いたします。

予算書一ページをお開きください。

第二条は収益的支出の補正です。支出の事業費を十万円増額し、四億四千二百九十一万一千円に改めるものです。

第三条は資本的支出の補正です。

資本的支出を百万円増額し、三億三千六百三万二千円とするもので、不足額につきましては、本文の括弧書きを「不足する額一億九千七百三十八万三千円は、過年度分損益勘定留保資金一億八千八百五十八万五千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額八百七十九万八千円で補填するものとする」に改めます。

内容につきまして、七ページをお開きください。

収益的支出の執行計画書です。支出の一款事業費、一項営業費用、一目原水及び浄水費十万円の増は、浄水汚泥を最終処分場へ搬入する際に係る県税、産業廃棄物税を計上しております。

八ページをお開きください。

資本的支出の執行計画書です。支出の一款資本的支出、一項建設

改良費、一目施設改良費百万円の増は、市道安城平松線の道路改良に伴う送水管布設替えの工事費を計上しております。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、予算特別委員会に付託いたします。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十三時ごろより再開いたします。

午前十一時五十八休憩

午後一時開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続行いたします。

△認定第一号 平成二十九年西之表市一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一九、認定第一号、平成二十九年西之表市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔財産監理課長 奥村裕昭君〕

○財産監理課長（奥村裕昭君） 御説明いたします。

本案は、平成二十九年度西之表市一般会計歳入歳出決算認定について、地方自治法二百三十三条第三項の規定により議会の認定に付すものでございます。

わかりやすいように、監査の意見書を使用させていただきますので、報告をいたします。お手元の平成二十九年度西之表市各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書をごらんください。

二ページをお開きください。一般会計決算の総括について御説明いたします。

一般会計歳入決算額は百二億三千三百五十七万九千四百十円、一般会計歳出決算額は九十九億六千六十六万四千四十七円、形式収支は二億七千二百九十一万五千三百六十三円で、翌年度へ繰り越すべき財源一千八百二十三万七千円を控除した実質収支額は二億五千四百六十七万八千三百六十三円となりました。

次に、財政指標の主なものについて御説明いたします。四ページをお開きください。

財政力の強弱を測定する方法として通常用いられる財政力指数は、平成二十九年度は〇・二七となり、前年度と同じ値でございます。財政構造の弾力性を測定する方法として用いられる経常収支比率は平成二十九年度は九一・一％で、前年度と比較しますと三・六ポイント低下しましたが、依然として硬直化が見られています。

歳入について御説明いたします。六ページをお開きください。

調定額百三億七千四百五十一万三千七十三円に対し、収入済額百二億三千三百五十七万九千四百十円で、収入率は九八・六％となりました。なお、不納欠損七百一十一万六千七百三円、収入未済額は一億三千三百八十一万六千九百六十円であります。

昨年と比較すると調定額で四億三千七百六万八千四百四十円、九六・〇％、収入済額で四億五千九百六十三万四千九百八十一円、九五・七％と減少してございます。

続いて、一〇ページをお開きください。市税の収納状況であります。

現年課税分が九八・八％、滞納繰越分が一八・八％、合計で九五・四％、対前年度比〇・九ポイントの増でございます。

一一ページから一三ページにかけまして、譲与税、交付金等の状況でございます。

一二ページをお開きください。

その中で、地方消費税交付金については、昨年度三千五百四十二万二千円、一一・七％の減でございましたが、今年度は九百八十三万九千円、三・七％の増となっております。

続いて、一三ページをお開きください。

最も構成比の高い地方交付税について御説明いたします。

地方交付税は四十二億九千九百九十四万六千円で、対前年度比一・五％、六千二百四十万円の増となっております。

一四ページをお開きください。

分担金及び負担金は、調定額の減に应じて収入済額も減額となっています。なお、現年度保育料の収納率は九五・七五%となっており、昨年度に比べ、三・七%下がっております。

使用料及び手数料は、対調定額で九五・七%の収入済額となり、収入率が二・一%向上しております。

国庫支出金については、収入済額が十四億一千六百四十一万八千七百五円で、昨年度より一億六千六百三十二万六千三百七十八円、一〇・五%減少しています。主要因は、社会資本整備総合交付金や地方創生加速化交付金、生活保護費等の減少によります。

また、一五ページの県支出金も同様に、収入済額で九億一千九百五十五万五千八百六十八円、昨年度より一億二千三百七十七万七千五百七十六円、一一・九%の減少となっており、主要因としては、平成二十八年度に行いました公共施設再生エネルギー等導入推進事業によるものでございます。

寄附金については、昨年度より二百七十五万七千四百四十二円、三・七%の減となっていますが、主要因としては、ふるさと応援寄附金の減少でございます。

一六ページをお開きください。

繰入金は、三億一千五百六十七万九百二十二円で、昨年度比一億七千九十五万二千七百十八円の減となっています。財源調整のため、基金繰入金が主なものでございます。

繰越金については、平成二十九年度、二億一千三百四十万九千

百八十円で、昨年比七千九百二十万九千四百二十七円、二七・一%の減となっています。

一七ページをお開きください。

第二十款市債は六億五千六百二十二万一千円、前年度に比較して三千三百七十六万六千円、四・九%の減となっています。主要因は、昨年度自治体情報セキュリティ強化対策事業分の皆減、これによるものでございます。

次に、歳出についてであります。一八ページをごらんください。予算額は百十一億八千五百八十万七千円に対し、支出済額は九十九億六千六十六万四千四十七円、執行率は八九・〇%、翌年度への繰越額が九億五千八百七十四万四千円、不用額は二億六千六百三十九万八千九百五十三円であります。

一九ページをお開きください。

歳出を款別に比較いたしますと、金額で大きいものは総務費、民生費、公債費でございます。前年度との比較で、増減額においても総務費が約三億三千万円減っておりますが、主要因といたしましては、基金積立金の減少、昨年度行いました公共施設再生可能エネルギー等導入推進事業や、自治体情報セキュリティ強化対策事業の完了によるものでございます。民生費においては約一億四千七百万円程度減っておりますが、主要因といたしましては、国民健康保険特別会計への繰出金の減少や生活保護費の減少によるものでございます。

農林水産費については約一億七百万円減っておりますが、基盤整備促進事業や農地集積バンク事業等の減少でございます。

土木費については約一億七百万円減っておりますが、社会資本整備交付金事業の減少によるものでございます。

消防費については約五千四百万円ほど減っておりますが、主要因としては、昨年度の榕城分団・女性分団詰所整備事業によるものでございます。

特徴的なものとして、商工費が六八・二％、約八千二百万円増えてございますが、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用した雇用機会拡充事業によるものでございます。

また、教育費においても、一三・八％、約九千五百万円ほど増えております。こちらは下西小学校校舎外壁塗装改修事業を主に、中学校トイレ改修や小学校におけるトイレ水洗化並びに屋外トイレ新設などによるものでございます。

衛生費につきましても、八・二％、約六千九百万円ほど増えております。こちらは西之表斎苑整備事業や簡易水道統合推進に係る経費を繰り出ししていることによるものでございます。

次に、公債費の状況について御説明いたします。二六ページを開きください。

実質公債費比率が九・二％で、対前年度比〇・四ポイント増えております。地方債残高は百一億三千三百七万五千三百七十二円、昨年より三億四千七百十八万六千二百一十六円の減で、対前年度比九

六・七％となっております。

公債費については、金利の見直し等により、前年度比で千二百六十三万五千九百一円減っておりますが、昨年度より歳出総額に占める割合が増加しているところです。今年度も公債費の管理には十分な留意が必要であると考えております。

財政状況は経年比較をしますと改善しつつあると言えますが、他市町村と比較しますとまだまだ改善すべき点があると認識しており、また、近年行った大型事業による元金の償還開始や今後増大が予想される公共施設等社会資本の再整備の問題など、注意すべき課題も多いと認識しております。

本市の歳入の最も大きなウエートを占める地方交付税は今後とも樂觀できる状況ともいえず、自主財源の安定確保を図りながら、国の動向を注意深く見守り、引き続き財政の健全化に努めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

△決算特別委員会の設置及び構成

○議長（永田 章君） ここで、日程第二〇、決算特別委員会の設置及び構成についてお諮りいたします。

本決算認定につきましては、各常任委員会から三名ないし四名の計七名をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査の方法をとりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第一号、平成二十九年西之表市一般会計歳入歳出決算認定については、七名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

△決算特別委員会委員の選任

○議長（永田 章君） 次に、日程第二一、決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第八条第一項の規定により、議長が指名いたします。

ただいま設置されました決算特別委員会委員に、総務文教委員会から中野周議員、田添辰郎議員、橋口美幸議員の三名、産業厚生委員会から竹下秀樹議員、和田香穂里議員、橋口好文議員、渡辺道大議員の四名、以上七名の諸君を指名いたします。よろしくお願いいたします。

△認定第二号 平成二十九年西之表市国民健康保険特別会計

歳入歳出決算認定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第二二、認定第二号、平成二十九年西之表市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「健康保険課長 長野 望君」

○健康保険課長（長野 望君） 御説明いたします。

議案書の一八ページを開きください。

本案は、平成二十九年西之表市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第二百三十三条第三項の規定により議会の認定に付すものでございます。

説明につきましては、西之表市各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書でさせていただきます。審査意見書の二七ページを開きください。

本会計の決算額は、歳入が前年度比四・三％減の二十九億九千四百三十五万四千六百九十二円、歳出が三・五％減の二十九億一千七百四十五万七千二百八十八円となり、実質収支は七千六百八十九万七千六百六十四円となりました。

二八ページ下の歳入財源別比較表をごらんください。

歳入では、国民健康保険税が前年度比二・四％減の四億五千三百五十二万二千六百六十円で、構成比が一五・一％、国庫支出金が一〇・三％減の七億七千六百四十万四千九百五十二円で、構成比二三・六％、

療養給付費等交付金が三〇・一％減の五千二百三万八千円で、構成比一・七％、前期高齢者交付金が二六％増の五億六千七百九十一万九千七百五十九円で、構成比一九・〇％、県支出金が二・七％減の一億九千七百九十七万五千六百十三円で、構成比が六・六％、共同事業交付金が一〇・二％減の六億六千五百二十四万九百七十七円で、構成比が二二・二％、繰入金が二六％減の二億三千三百三十万三千八百三円で、構成比が七・八％となっております。

三〇ページ下の歳出款別比較表をごらんください。

歳出では、保険給付費が前年度比三・一％減の十六億一千五百七十五万五千三百九十四円で、構成比が五五・四％、後期高齢者支援金等が前年度比二・六％減の二億七千九百七十七万五千五百二円で、構成比が九・六％、介護納付金が前年度比三・六％減の一億三千四百九十二万二千八百六十五円で、構成比が四・六％、共同事業拠出金が前年度比五・七％減の七億五千四百四十万八千四百五十八円で、構成比が二五・八％となっております、これらを合わせますと歳出総額の九五・四％を占めております。

決算の特徴として、歳出の保険給付費や共同事業拠出金が減りましたことにより、歳入の療養給付費等負担金など国庫支出金や共同事業交付金も減少しております。

また、繰入金が約八千万円減少しておりますが、これは一般会計からの財政補填を行わずに済んだことが主な要因でございます。

平成二十九年度決算は約七千六百九十万円の黒字となりましたが、

平成二十九年度単年度では、約二千万円の赤字というふうになっております。国民健康保険事業の財政状況は依然として厳しいものがあり、今後におきましても、市民の健康と生活を守る根幹の保険制度として安定した事業の運営に引き続き努めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「一四番 長野広美さん」

○一四番（長野広美さん） 一点だけ教えてください。

二九ページにあります保険税負担の推移になります。二十七、二十八、二十九年度の三カ年を簡単に比較しましても、一世帯当たりの調定額に対する負担割合の区分なんです、二十七年度に比べて、例えばですね、医療分にしまして一世帯当たりが八万六千円、二十七年度八万六千円でしたが、二十九年度十万円と確実にそれぞれの加入者の負担がここでは上がっているというふうに示されているんですけれども、この主要因を若干でもいいので説明していただければ助かります。

○健康保険課長（長野 望君） 詳しいところ、細かいところはいろいろあるんですが、一つ大きな要因としては、そこにあります被保険者数が減ってきております。調定額が一緒なら被保険者数の減が一人当たりに影響する、そういったことが考えられるかと思っております。

以上です。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案も決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査をお願いしたいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案も決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

△認定第三号 平成二十九年西之表市交通災害共済事業特別

会計歳入歳出決算認定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第二三、認定第三号、平成二十九年西之表市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「市民生活課長 吉田孝一君」

○市民生活課長（吉田孝一君） 御説明いたします。

議案書の一九ページをごらんください。

本案は、平成二十九年西之表市交通災害共済事業特別会計歳入

歳出決算認定について、地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

お手元の主要施策の成果説明書のほうで御説明をさせていただきたいと思います。一三二ページ及び一三三ページをごらんください。

本会計の決算額は、歳入歳出予算の総額二百八十五万一千円に対し、歳入決算額二百八十五万二千二百九十七円、歳出決算額二百五十三万五千七百五円で、歳入歳出差し引き額三十一万六千五百九十二円は全額、翌年度へ繰り越しております。

歳入の主なものについては、共済会費収入二百二十七万四千三百円で、歳入全体の七九・七％を占めております。加入者は一般会員が七千七百二十九人、ゼロ歳から小学一年生までの掛金免除の特別会員が九百三十七人の合計八千七百二人で、加入率は五六・七九％となっております。前年度と比較いたしますと一・二八ポイントの減少ということになってございます。

歳出の主なものにつきましては共済見舞金で、入院・通院の十三件分、八十八万五百円を支出しております。

また、交通災害共済基金へ百万円を積み立ててございまして、二十九年度末の基金残高は三千二百二十一万円となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

本案も決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査をお願いしたいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案も決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

△認定第四号 平成二十九年西之表市地方卸売市場特別会計

歳入歳出決算認定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第二四、認定第四号、平成二十九年西之表市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「農林水産課長 園田博己君」

○農林水産課長（園田博己君） 認定四号は、地方自治法第二百三十三条第三項の規定に基づき、平成二十九年西之表市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付するものであります。

報告は、お手元の各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書で御説明いたします。意見書三六ページをお開きください。

まず、決算の概要ですが、収入済額は五十三万一千六百六十八円、

支出済額四十六万四千四百十六円で、実質収支額は七万一千二百五十二円となりました。

歳入は、予算五十五万一千円に對しまして、収入済額が五十三万一千六百六十八円で、九六・五％の収入率であります。昨年と比較しますと、八千五百二十円、一・六％増額しております。

収入の主なものは、市場使用料四十七万四千九十九円、前年度繰越金六万八千五百八十八円でございます。市場使用料の前年度対比は九七・八五％となっております。

次に、歳出についてであります。三七ページをらんください。

予算額五十五万一千円に對しまして、支出済額が四十六万四千四百六十六円で、執行率が八三・六％、不用額は九万五千八百四十四円であります。

歳出の主なものは、一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費、九節旅費の六万五百円、十一節需用費、三節消耗品の三万七千二百八十八円、十三節委託料、浄化槽維持管理八万八千五百六十円、二十五節積立金十三万円、二十八節繰出金の十三万円でございます。

この結果、二十九年度の末の市場基金残高は四四・四ページにお示しておりますが、三百二十四万四千円となりました。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案も決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査をお願いしたいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案も決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

△認定第五号 平成二十九年西之表市介護保険特別会計歳入

歳出決算認定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第二五、認定第五号、平成二十九年西之表市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「高齢者支援課長 森 真樹君」

○高齢者支援課長（森 真樹君） 御説明いたします。

議案書の二一ページをお開きください。

本案は、平成二十九年西之表市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第二百三十三条第三項の規定により議会の認定に付すものであります。

説明につきましては、西之表市各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書で説明させていただきます。審査意見書の三八ペー

ジをお開きください。

平成二十九年西之表市決算額は、歳入が前年度比二・三％増の二十二億四千五百七十九万九千九百九十九円、歳出が二・一％増の二十一億三千七百三十三万四千四百六十八円となり、実質収支額は六千七百四十四万三千五百三十一円となりました。

三九ページの下の歳入財源別比較表をらんぐださい。

歳入では、介護保険料が前年度比一・九％増の三億二千五百五万一千九百三十二円で、構成比一四・七％、国庫支出金が前年度比一・三％減の六億九百五十五万八千五百七十六円で、構成比二七・七％、支払基金交付金が前年度比二・七％増の五億三千九百六十三万一千六百十円で、構成比二四・五％、県支出金が前年度比二・五％増の二億九千五百八十八円で、構成比一三・二％、繰入金が前年度比七・七％減の三億七千二百一十八万八千八百円で構成比一六・八％、繰越金が前年度比大幅増の六千二百二十九万九千四百八十八円で、構成比二・八％となりました。

続きまして、四〇ページの下の歳出款別比較表をらんぐださい。

歳出では、総務費が前年度比一・三％増の九千二百七十六万七千二百五十円で、構成比四・四％、保険給付費が前年度比微増の十八億三千六百六十三万五千四百四十五円で、構成比八五・九％、地域支援事業費が前年度比一〇・一％増の一億二千六十一万一千六百八十六円で、構成比五・七％、基金積立金が前年度比大幅増の二千六百二十八万二千円で、構成比一・二％、諸支出金が前年度比八・三％増の

六千八十四万八千五百十二円で、構成比二・八％となりました。

保険給付費がほぼ前年度並みだったのに対して、地域支援事業費が約一千万円増加していること。また、大幅な基金の積み立てができたことが特徴だと捉えております。引き続き介護保険事業の適正な運営に努めてまいります。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

本案も決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査をお願いしたいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、法案も決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

△認定第六号 平成二十九年度西之表市後期高齢者医療保険特

別会計歳入歳出決算認定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第二六、認定第六号、平成二十九年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「健康保険課長 長野 望君」

○健康保険課長（長野 望君） 御説明いたします。

議案書の二二ページをお開きください。

本案は、平成二十九年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第二百三十三条第三項の規定により議会の認定に付すものであります。

説明につきましては西之表市各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書でさせていただきます。審査意見書の四一ページをお開きください。

平成二十九年度決算額は、歳入が前年度比四・七％増の二億二千四百七十七万五千三百三十四円、歳出が四・五％増の二億二千三百七十一万三千三百三十六円となり、実質収支額は百六万三千七百九十八円となりました。

四二ページ上の歳入財源別比較表をごらんください。

歳入では、後期高齢者医療保険料が前年度比九・六％増の一億二千百六十八万六千二百四十二円で、構成比五四・一％、繰入金が一・五％減の九千六百三十一万三千百八十七円で、構成比四二・九％、諸収入金が一・一％増の六百九万八千二百四十二円で、構成比二・七％となっております。

一番下の歳出別比較表をごらんください。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金が対前年度比四・一％

増の二億五百八十九万六千八百九十円で、構成比九二・〇％となっております。歳出の大部分を占めております。

決算の特徴として、被保険者数の増加等により歳入の後期高齢者医療保険料が増加してきており、これに伴い歳出の後期高齢者医療広域連合納付金も増加しているところでございます。

今後とも県後期高齢者医療広域連合や構成市町村と連携を図り、事業の適正な運営に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案も決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査をお願いしたいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案も決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

△認定第七号 平成二十九年度西之表市水道事業会計決算認定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第二七、認定第七号、平成二十

九年度西之表市水道事業会計決算認定についてを議題といたします。
議案説明を求めます。

「水道課長 上妻敏男君」

○水道課長（上妻敏男君） 平成二十九年度西之表市水道事業会計決算認定について御説明いたします。

本案は、地方公営企業法第三十条第四項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

決算及び事業報告書一ページをお開きください。

（一）収益的収入及び支出の収入。第一款事業収益の決算額は四億四千九百三万四千六百四十八円、支出の第一款事業費は四億六万一千八百二十九円となりました。

（二）資本的収入及び支出の収入。第一款資本的収入の決算額は三億六千九百九十六万四千七百七十九円、支出の第一款資本的支出は四億七千六百二十一万六千七百二十一円となり、不足する額につきましては下段に記載してある当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補填しております。

二ページをお開きください。損益計算書です。

一、営業収益から二、営業費用を差し引いた営業利益は三千七百七十六万七千九百八十二円となりました。これに、三、営業外収益から四、営業外費用の差し引きを加えた経常利益は三千五百八十六万八千二百七円となりました。そして、五、特別利益から六、特別損失の差し引きを加えた当年度純利益は三千六百八十六万九千二百

十五円となりました。前年度から二百五十万五千七十円の増です。

この純利益は前年度繰越欠損金に補填され、当年度未処理欠損金は二億五千三百九十五万六千四百八十一円となりました。

五ページをお開きください。貸借対照表です。

一番下の資産及び負債、資本の合計は四十億八千三百三十五万五千六百三十三円となり、前年度から一億八千四十一万六千七百二十三円の増となっております。

六ページをお開きください。キャッシュフロー計算書です。

下から三行目、資金増加額は四千百七十五万七千六百五十二円で、資金期末現在高は四億一千四百八十九万九千九百九十二円となりました。

九ページをお開きください。事業報告書です。

総括を記載しております。以降、主なところを御説明いたします。

一一ページをお開きください。建設工事費の概況です。

継続事業の深川地区では、一工区から四工区で浄水場の整備と導水管の布設を行いました。国上地区では、配水管の耐震化による布設替えを行いました。

一二ページをお開きください。能野地区では、一工区から八工区で配水管と送水管の布設を行いました。

一三ページ、武部地区では、一、二工区で配水管と送水管の敷設を行い、その他の工事を含めた総額は二億九千八百六万四千三百四十二円となりました。

一四ページをお開きください。業務量です。

上から三項目め、給水人口は一万四千五百四十九人で、前年度から二百十六人の減、その下の給水件数は八千五百四十五件で、前年度から三十三件の減となりました。

下から七項目めの有収率。これは供給した配水量に対して料金徴収の対象となった割合を示すものですが、七九・五六％と前年度比で二・六九ポイント減少しました。有収率が下がった主な要因としては、配水流量の異常を察知してから漏水箇所を特定するまでに時間がかかったケースが多かったことが挙げられます。

最下段の二項目、給水原価二百三十四円と供給単価二百四十七円の比較では、一立法メートル当たり十三円の収益があったことを示しております。

一五ページをお開きください。

(二) 事業収入に関する事項。事業収益は四億一千八百四十八万一千二百一十一円で、前年度から三百七十五万五千七百七円、〇・八九％の減となりました。

その主なものは、営業収益の給水収益と営業外収益の一般会計補助金と国庫補助金の減によるものです。

(三) 事業費用に関する事項。事業費用は三億八千六百一十一万二千八十六円で、前年度から六百二十六万七千七百七十七円、一・六一％の減となりました。営業費用の原水及び浄水費の修繕費や減価償却費、営業外費用の企業債利息、特別損失の旧簡易水道特別会計分等

が減となりました。

一七ページをお開きください。

業務委託関係で大きなものは、上から四段目、検針収納事務の委託、中段の修繕業務委託、水質検査業務、下から四段目、工事の実設計業務で能野地区とその下、武部地区を行っております。

一八ページをお開きください。

イ、未収金の概況、営業未収金の表の収納率は平成二十九年度九八・六％で、前年度比〇・〇九ポイント減少しました。過年度分を含めた合計値は九八・二七％で、前年度比〇・〇四ポイント減少しております。滞納整理においては、最終的に給水停止の措置を行います。一括納入が難しい方には分割納入をしてもらうこともあり、収納率を一挙に改善するという事にはならない状況です。

三一ページをお開きください。企業債明細書です。

新規借入れは財務省財政融資資金の小計の欄から上二件、能野の国上地区と深川地区との合計一億三千八百万円です。当年度償還高の合計は一億三千九百七十万五千九百九十二円で、未償還残高は十八億一千二百二十六万二千七十一円となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

本案も決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査をお願いしたいと思いますが、御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案も決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

△報告第一一号 平成二十九年度公益社団法人西之表市農業振興公社経営状況報告について

○議長（永田 章君） 次は、日程第二八、報告第一一号、平成二十九年度公益社団法人西之表市農業振興公社経営状況報告についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「農林水産課長 園田博己君」

○農林水産課長（園田博己君） 報告第一一号、平成二十九年度の公益社団法人西之表市農業振興公社の経営状況について御報告いたします。

本案は、地方自治法第二百四十三条の三第二項の基づき、当公社の平成二十九年度の事業実績並びに収支決算状況を御報告するものでございます。

平成二十九年度の決算は、さとうきびの減収による収穫機械等作業収入の減額によりまして、経常収益三億九百六十万三十二円、経

常費用三億一千百七十二万三千三百五円、差し引き二百十二万三千二百七十三円の損失。

年間の資産の増減を示します正味財産増減計算書では、一般正味財産が二百三十八万六千二百十八円減の九千九百六十四万五千四百三十一円に、指定正味財産が六百三十五万九百六十三円減の二千七百五十六万九千九百八十円となり、正味財産合計は八百七十三万七千八百八十一円減の一億二千七百二十一万五千四百一十一円となりました。企業等において、経営分析として使われます財政比率中、流動性の確保を示します流動比率が基準値より二〇ポイントほど低い一八〇%となっておりますけども、他の固定比率、当座比率、負債比率等含めて、基準内の数値となっておりますので、財務上はおおむね健全な経営状況にあるうかと考えております。

以上で農業公社の経営状況報告を終わります。

○議長（永田 章君） 報告は終わりました。

報告第一一号は地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定による議会への報告案件であります。

△請願・陳情の委員会付託

○議長（永田 章君） 次は、日程第二九、請願・陳情の委員会付託を行います。

今定例会において新たに受理した請願・陳情書は、お手元に配付してあります文書表のとおりであります。

付託委員会欄のとおり付託いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（永田 章君） あす七日から九日までは休会です。十日は午前十時から本会議を開きます。

日程は市政に対する一般質問です。

△散 会

○議長（永田 章君） 本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでした。

午後一時四十四分散会

本
会
議
第
二
号
（
九
月
十
日
）

本会議第二号（九月十日）（月）

◎出席議員（十六名）

一番	下川和博君
二番	小倉初男君
三番	竹下秀樹君
四番	永田章君
五番	木原幸四君
六番	川村孝則君
七番	和田香穂里さん
八番	河本幸男君
九番	鮫島市憲君
一〇番	中野周君
一番	田添辰郎君
一二番	生田直弘君
一三番	橋口好文君
一四番	長野広美さん
一五番	渡辺道大君
一六番	橋口美幸さん

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市長	八板俊輔君
副市長	中野哲男君
教育長	大平和男君
会計管理者兼 会計課長	毛井文子さん
総務課長兼 選管書記長	大瀬浩一郎君
企画課長	神村弘二君
市民生活課長	吉田孝一君
財産監理課長	奥村裕昭君
地域支援課長	松元明和君
税務課長	長吉輝久君
健康保険課長	長野望君
高齢者支援課長	森真樹君
経済観光課長	岩下栄一君
農林水産課長	園田博己君

◎議会議務局職員出席者

建設課長	戸川信正君
水道課長	上妻敏男君
福祉事務所長	下川法男君
農委事務局長	日笠山昭代さん
監査事務局長	河内時久君
教委総務課長兼 学校給食センター所長	小山田八重子さん
学校教育課長	内健史君
社会教育課長	松下成悟君
局長	濱尾実君
次長	古市善哉君
書記	中島恵さん
書記	小園啓太君

平成三十年九月十日午前十時開議

△開議

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程第二号のとおりであります。

議事日程（第二号）

日程第一 諸般の報告

日程第二 一般質問

一三番 橋口 好文 議員

二番 小倉 初男 議員

七番 和田香穂里 議員

一五番 渡辺 道大 議員

一六番 橋口 美幸 議員

△諸般の報告

○議長（永田 章君） それでは、日程第一、諸般の報告を行います。

九月六日に設置いたしました決算特別委員会の正副委員長の選出

結果について御報告をいたします。

決算特別委員会委員長は渡辺道大君、同副委員長は竹下秀樹君、以上のとおりであります。

△一般質問

○議長（永田 章君） 次は、日程第二、一般質問を行います。

発言は、別紙一般質問通告書の発言順により行います。

なお、質問は簡潔にしてルールを遵守し、また、当局の答弁につきましても簡潔に要点を絞って行われるよう、議会運営に対する御協力をあらかじめお願いを申し上げます。

順次、質問を許可いたします。

初めに、橋口好文君の発言を許可いたします。

「一三番 橋口好文君登壇」

○一三番（橋口好文君） おはようございます。

一般質問をいたします。

今年、我が国は各地で大規模な豪雨災害、台風災害、地震災害が発生しております。多くの国民が被害に遭われました。被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧・復興をお祈りしたいと思っています。

さて、本市においては、昨年度、たび重なる台風によって基幹作物であるさとうきびの収量、品質が多大な影響を受け、生産農家の栽培意欲を大きく後退させました。今年はおかげさまで台風は接近

するもののコースが外れ、さとうきびの生育も、十九号台風の塩害が東海岸地帯で見られますが、おおむね順調に生育し、このままいけば、さとうきびは豊作の年になるのではないでしょうか。台風が来ないことを祈り願うものであります。

それでは、質問に入ります。

まず、さとうきび栽培の今後についてであります。

近年、さとうきび栽培面積は右肩下がりで減少しております。そこで、平成三十年、三十一年期の栽培面積は何ヘクタールでございましょうか、答弁を求めたいと思います。

あとの質問は質問者席よりいたします。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） 橋口議員の御質問にお答えをいたします。

さとうきびの平成三十年、三十一年期の栽培面積についてのお尋ねでございました。所信表明の中でも述べましたけれども、前年度比およそ三十一ヘクタール減少しまして、五百六十六ヘクタールの見込みであると報告を受けております。このうち新植は二十ヘクタールほど増えまして百九十九ヘクタール余りということで、生産者の御協力を得て実施しようと考えているところであります。相次ぐ台風襲来に伴う被害が今後も懸念されるところでありますけれども、昨年の不作挽回に期待をしているところでございます。

面積等の詳細な内訳等については、担当課長のほうからお答えをいたします。

〔農林水産課長 園田博己君〕

○農林水産課長（園田博己君） 御説明します。

作式ごとに申し上げますと、夏植えが一・二ヘクタール、秋植えが八・五ヘクタール、春植えで百八十一・七ヘクタールの、新植の面積が百九十一ヘクタールでございます。先ほどの市長の説明のとおり、二十ヘクタールほど増加をしております。なお、株出しにつきましては、三百七十五ヘクタールというところで、五十一・四ヘクタールほど減少しているところです。新植につきましては、基金事業等の支援によりまして増加したものと考えております。また、株出しについては、台風など気象要因による欠株等で収量が見込めないため、面積が減少したと考えております。

さとうきびにつきましては、種子島における基幹作物でございませけれども、高齢化等に伴う生産者の減少、株出し管理や土づくりなどの基本技術の徹底、地域の条件に適した品種への転換などが課題となっております。このため、市においては農作業受託組織の活用や営農用機械導入による作業の効率化、堆肥の投入等による土づくり、優良品種への転換などに取り組んで、取り組みを推進してるところでございます。

今後とも、種子島全体で二千四百ヘクタール、目標栽培面積になっております。本市の場合が五百九十ヘクタールと。向上、安定のために、関係団体と一体となり生産量確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） さとうきびは、本市、また種子島の基幹作物であり、さとうきび栽培面積の増減が本市、種子島の経済の盛衰にかかっているということも、大きな影響を与えるということも決して過言なことではないと思います。

今、担当課長から詳しく説明がございました。私が質問すること全て課長さんのほうから説明がございましたので、この問題については質問を終わります。

二番目の土壌検査についてでございます。

昨年十二月議会で答弁をいただきましたが、そのときの答弁は。

○議長（永田 章君） 橋口議員、このイ、甘味資源の交付金の関係は、市長答弁は。

○一三番（橋口好文君） あ、そうだ。すみません。失礼しました。さとうきびの現在の交付金の引上げを望む声が生産農家から上がっております。本議長宛てに種子島きび振興会からも陳情書が上がっております。現在の交付金では経営が回っていかないと、手取りが少ないということがあります。

今月七日に、平成三十年度種子島きび生産者振興大会が種子島こりゝで開催されました。八板市長も出会されております。その中で、新光糖業株式会社の社長さんの講演がございました。社長さんの講演の中で、種子島における数年後のさとうきび作の方向性が示されました。その中で、会社としてやれることは全てやるというこ

とでございます。その内容は、植えつけから収穫まで全て機械化していくということでございます。会社の前向きで積極的な姿勢は農家のために高く評価したいと思いますが、農家からは、機械化すれば、機械作業に委託する農家は、現状の交付金の額ではますます手取りが少なくなってしまうのではないかとという心配の声も上がっております。八板市長、現在の交付金の額についてどう考えておられるのか、お聞かせ願います。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

甘味資源作物、さとうきびの生産者向けの交付金の状況、農家から交付金の金額が少ない、増額を求めているということについてのお尋ねでございます。

平成三十年度のさとうきびに係る甘味資源作物交付金は、基準糖度帯において一トン当たり一万六千四百二十円となっております。この交付金は、国の糖価調整制度に基づいて、農家の標準的な生産経費を補填する考えで成り立っております。最近のさとうきび販売代金等を考慮して、国が決定をしているところです。

私としては、この種子島におけるさとうきびの基幹作物としての重要性は、今後も揺るぎないものと考えております。この生産者交付金は、将来を見据えながら、農業経営を続けていく生産者が意欲を持って取り組めるような再生産可能な水準の確保が必要であると考えております。

ただ、この交付金の増額に関しましては、国会議員を通してです

とか、国に要望を続けているところでありますけれども、長年その要望が受け入れられておりません。議員御承知のように、この制度は日本全体の甘味料の需給関係をもとに算出したものでありまして、この制度自体が相当古いものですから、昨今の生産者の費用があります。いろいろ耕作の費用、それから施肥の費用もあります。そういうものが少し時代に、実態に合わなくなってきたのではないかなということも感じているところです。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） 市長、市長は、そしたら個人的にはこの価格が、交付金トントン当たり一万六千四百二十円という交付金のこの額ですよ、これが市長としては高いと思ってるか、適正だと思ってるか、安いと思ってるか、どうでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

高いか安いかというとこれはですね、非常に難しい問題があるかと思えますけれども、今の水準で生産者農家が非常に苦しいという状況はあるかと思えます。それをこの生産者交付金という今の仕組みの中で要望を続けていくことがですね、どうなのかなと。つまり、制度自体の見直しを含めて国に要望していくことが今後必要ではないのかなと。そういったことをですね、種子島だけでなく、奄美、それから沖縄も含めて、そういう議論を進めていく必要があるのかなと感じているところです。

○一三番（橋口好文君） この交付金についてであります、いつ

ぞやの前の議会でも、私は、国は農業所得倍増十カ年計画を策定し、閣議決定もなされ、その中で、その交付金についても考えていくという文言が日本農業新聞の記事にございました。この間の議会でも説明をいたしたところであります。

それで、もう一つですね、農家の販売するさとうきび価格というのは、トン四千幾らですけど、このさとうきび価格というのは、国際価格に照らし合わせて決められておるそうです。農家の買う生産資材は国内価格なんです。農家が売るものは安く売って、買うものは高いと。これでは農家が採算がとれるはずがないというのは、農家から上がってくる声として当たり前だと私は思います。ぜひ市長さん、国に対してですね、先ほど答弁されましたが、この交付金の引上げをぜひしていただきたいと。そういうことを市長さん頑張ってください。

続きまして、次の質問でございます。

次の質問、土壌検査についてでございます。

昨年十二月議会で担当課から答弁をいただきましたが、そのときは、私の要望とは違って、市は鹿児島に委託して検査をしてもらうという答弁をいただいております。その後の経過はどうなっているのでしょうか、お答えください。

○農林水産課長（園田博己君） 御質問にお答えをいたします。

土壌検査についての昨年十二月議会で答弁をした、その後の状況はどうなっているかとお尋ねございました。

昨年の十二月答弁におきまして、コスト面の課題等を踏まえ、検査可能な団体の業務委託も含めて調査したいとお答えをしたところでございます。本年度、さとうきびにつきましては、先ほどの答弁もございましたけど、低糖度被害による国の特別対策事業の助成を受けるに当たりまして、土壤診断が必須条件となりました。その実施につきましては、JA種子島・屋久島の協力をいただきまして、これまで無償で行っている経済連に依頼をしたいと考えております。また、他の作物につきましても、同様に経済連に依頼したいと考えております。

今後の予定につきましては、十月を目途にさとうきび、それ以降、他の作物の受付をJAの営農販売課、それと農林水産課で行います。土壤の診断の重要性の周知や実施の啓発に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） そのさとうきびの緊急対策の土壤対策は別な話です。私が言ってるのは、私が昨年、たしか六月議会じゃなかったですか、そのとき土壤検査室の設置を求めた件であります。それについて、担当課は昨年十二月議会で、その農家から土壤を持ってきてもらって、振興公社に集めてもらって、それを鹿児島県に送って検査してもらおうという答弁をされてるわけですから。そんな中で、私この間、振興公社のトップとも会って話をしましたが、全然市からそういう話は聞いてないということでした。農家に

啓発活動もしたんですか、どうですか。農家も全然そういう話は聞いてない、市から聞いてないという話でございます。どうですか。

○農林水産課長（園田博己君） 説明につきましては、さとうきびではございましたが、さとうきびの事業の中で補助事業は必須ですよというところでございます。

また、土づくりについては、営農座談会等々もございまして、その中で土づくり各種補助事業の説明を通じて行っているとです。

なお、他の作物についての考え方でございますけども、公社で受け付けるというのも検討はいたしましたけども、その受付の段階で経済連にデータを送らなきゃいけないというところでございましたので、営農販売課のほうがベストだということで、営農販売課に御協力を得たところでございます。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） 鹿児島県の経済連はJA物流がごまというところで、この土壤検査をこの会社委託してるそうです。この会社の話によれば、今まで最大一カ月で二千六百点、検査の申込みがあったそうです。特に近年は茶栽培農家からの依頼が多いそうです。その理由は、茶の販売価格が数年も低迷して経営が非常に厳しく、茶栽培農家は土壤検査をして余分な肥料を使わないと。土壤検査に基づいた施肥設計で土づくりをしていくという観点から、土壤検査をお願いしてるそうです。この時期にもありますが、茶の栽培農家の土壤を検査する時期になったら、二カ月ぐらいその検査結果

がかかるそうです。二カ月もかかったら作物の栽培開始に間に合わないんじゃないですか。そこら辺もう少し考えてもらえんですか。どうですか。

○農林水産課長（園田博己君） 土壌診断につきましては、先ほどの答弁でございますけども、今後、経済連に委託をしていこうというところでございます。また、その過程の中で課題等が含まれましたら、またその都度、関係機関と検討を進めていきたいというところでございます。また、経済連につきましては、年間一万件というところで、若干のオーバー気味もあろうかと考えておりますけども、担当者にお聞きしますと、西之表の分は可能だという返事はいただいております。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） じゃあ確認しますが、いつからこの土壌検査の農家から土壌を持ってきたいて検査を始めるのか、お答えください。

○農林水産課長（園田博己君） 最初の説明でもございましたが、さとうきびについては、今申込みをとって、十月末までには一応完了を計画しております。

○一三番（橋口好文君） さとうきびじゃないよ。

○農林水産課長（園田博己君） だから、説明を聞いてください。その後、それ以降の作物について、営農販売課、それから農林水産課で受付を随時実施をしますという説明をいたしたところです。

で、それにつきましては、また再度、市の広報紙等も活用しながら、周知と実施の啓発に進めてまいりたいというところでございます。以上です。

○一三番（橋口好文君） 去年の十二月です、回答をいただいたのは。もう九カ月たってるんですよ。その間何をしてたんですか。農家に啓発もしなくて何をしてたんですか。もう少し農家経営のことを考えたら、担当課はもう少し真面目に真摯に向き合ってほしいと思います。よろしくお願いします。

次の質問に入ります。

耕作放棄地の解消についてであります。基盤整備地区の圃場で、私こうずっと東海岸あたり見て回ったんですが、畑かん、かん水施設も整った圃場は、耕作が放棄されてると。もう四年も五年間も放棄されてるといふ圃場が散見されております。農業委員会として今後どう対応してまいるのか、お答えください。

「農委事務局長 日笠山昭代さん」

○農委事務局長（日笠山昭代さん） 質問に対しまして、農業委員会会長にわかりましてお答えをいたします。

農業委員会では、耕作放棄地の解消を図るため、農地利用の状況調査及び意向調査を実施しております。さらに、今年度から市単独での遊休農地解消対策事業にも取り組んでいるところでございます。そのような中、質問にあります現和下仁田の畑についてでございます。

ますが、確かに平成二十八年一月に借り人からの返却後、作付はされておらず、草が繁茂し管理は不十分であります。所有者には耕作する意思があることを確認しており、現在は除草剤が散布しております。

今後も耕作放棄地の解消については、地域との情報交換会や今年度中に実施予定の農地の「貸したい」「借りたい」総点検活動の展開による農地情報の地図化などに取り組みながら、優良農地の確保と効率的な農地の利用に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） 農家の高齢化、耕作放棄地は年々増えていくことが予想されておりますが、どうか農業委員会におかれましては、頑張つてこの耕作放棄地の解消に邁進していただきたいと思っております。よろしくお願いしておきます。

次の質問でございます。

都市公園の管理についてでございます。

私は、もう毎回この都市公園の管理をテーマに質問させていただいております。六月議会の答弁では、課長さんは、業者さんと協議しながらしっかりと管理していくことを答弁されております。私が、墓地公園、わかさ公園、嘉永山公園に花がないということを目指してりましたが、その後、花は植えられているんでしょうか。お願いします。

「建設課長 戸川信正君」

○建設課長（戸川信正君） お答えいたします。

都市公園の管理状況といたしましては、指定管理者に八カ所の公園の管理を委託しております。作業内容としては、公園の清掃、遊具施設の点検、トイレの施設の点検、清掃、各公園の草払い、芝刈り、搬出、利用者のマナー向上を目的とする啓発活動として、イエローカード作戦やトイレに禁煙などの張り紙を行っております。このイエローカード作戦というのは、公園に犬等のふんが落ちていた場合に、イエローカードの掲示を行い、飼い主のマナーの向上を図るものです。

しっかりと管理できているかの質問でございますが、管理面積が広いことや、夏場は草木の成長が早く雑草が多少伸びている現状もあります。御指摘のあった中央公園の銘板の周りにはガザニアを植えたほか、わかさ公園にはマリーゴールドを植えて公園の景観向上を図ったところです。花壇の管理についてはまだ十分とは言えませんが、翌年度に向けてフラワーセンターの苗の増産を行い、花壇に植えつけることで都市公園の美化に努めたいと考えております。

以上です。

○一三番（橋口好文君） 今の答弁は、課長、三月議会でしたか。

○建設課長（戸川信正君） いえ、六月。

○一三番（橋口好文君） 六月議会で全く同じことを答弁されてるんです。そのことについて今日は問うてるんです。嘉永山公園に花を植えてますか。嘉永山公園には十四メートルぐらいの長さの花壇

が二本あります。私、現場確認しております。あの花壇は勾配がついておりますので、もう数年前から花を植えられておりません。土壌も雨で流されて碎石が見えております。全然花を植えた形跡がないんです。所管が今までこの仕様書にうたっておりますが、何していたんですか。どういう指導をされたんですか。どういう協議をされたんですか。お答えください。

○建設課長（戸川信正君） 今さっきお答えしましたけれども、フラワーセンターもですね、現在は六十周年事業とか市民体育祭用につくっておりますけれども、急々に増産もできないところでございますので、翌年度に向けて増産をして花の苗を増やしていきたいと考えております。

以上です。

○一三番（橋口好文君） 花は、この仕様書を見れば、花壇管理で、花はフラワーセンターで配布する苗を定植し管理することと業者に言っております。フラワーセンターで苗を配布するだけ確保できなかったんですか。どうなんですか。できなかった理由は何か。

○建設課長（戸川信正君） 現状は、先ほど言いましたように、六十周年事業です。六十周年事業がありますので、今年度。あと市民体育祭用につくっておりますが、その後、市民体育祭が終わった後ですね、またその苗のほうをですね、公園にまた植えていきたいと考えております。

以上です。

○一三番（橋口好文君） それは違うでしょう、課長。その六十周年記念事業はもちろん大事ですよ。かね日ごろから私の言ってるのは、かね日ごろからちゃんと業者を指導して花も植えさせんといかんじゃないかということ去年から言ってるんですよ。それができてないから、また再度同じ質問してるんじゃないですか。私に言わせれば、いや私じゃない、市民に言わせれば、建設課何してるのかと。仕事しよつとかと。市民はそう私に苦情が来てるんですよ。ですから、私は毎回一般質問をするんです。もう少しちゃんとしてもらわんと困るじゃないですか。

昔は、わかさ公園にも花がいっぱいあったそうです。下西校区のある御婦人が、ほとんど毎日集い、三百六十五日ほとんど散歩に来るそうです。その方が言うんですよ。昔は花がいっぱいあったと。今はどうして西之表市花もつくらんのかと。市長、どうですか。やっぱり市民の要望に応えるべく、苦情が来ないようにしっかりと花もつくっていくべきじゃないですか。どうですか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

公園に、あるいは町に花があるということは、非常に市民の心を和らげて、また観光客の皆さんが来られたときにも非常に印象を受けるということで、花を増やしていくことは、議員おっしゃるとおり、進めてまいりたいと思います。

課長も先ほどからお答えしておりますように、機会を捉えて計画的に植えつけを進めるということでありますけれども、議員おっし

やるように、年度初めとかですね、花に応じた、季節の求めに応じて、これからその植えつけの機会も増やしていくように努力をした
いと考えております。

○一三番（橋口好文君） 市長の答弁承りましたが、やっぱりす
ね、所管課はこういう契約書があるんだから、指定業者、管理者
と市とですね、この契約書というのは、最終的には西之表市長、八
板市長の印鑑が押されてるわけですから、やっぱりしっかりと契約
どおりさせるべきだと。その課長さんは先ほど業者と協議しながら
と、去年からそう言われておりますが、別に私は協議する必要なん
かないんじゃないかと。この仕様書どおりやれと。ただその一言で
いいんじゃないですか。それでやらない業者は指定業者から外せば
いいんですよ。今、西之表市は仕事がなくて非常に困ってる方もお
られます。造園業者も仕事がなくて、ほかの仕事をされております
ですから、そういう業者が喜んでくれると思いますよ。課長、どうで
すか。

○建設課長（戸川信正君） この都市公園の管理の件ですけれども、
指定業者の件ですが、来年度は一応指定管理者制度は採用しないよ
うに一応なっております。直営もしくはまちづくり公社のほうで管
理する方向で検討してるところでございますので、以上、そのような
状況です。

○一三番（橋口好文君） まあひとつどうかよろしくお願いしとき
ます。

続きまして、公共施設の管理状況ですが、景観です。西之表市地
方卸売市場敷地内及び周辺市有地の管理状況についてお尋ねします。
昨年は、今あります青果市場の周辺にケダノキが植栽されており
ますが、昨年は夏場きれいに剪定されて、市民からも非常にきれい
になっていいことだと喜ばれておりましたが、今年はまだ全然手入
れがされておられません。あの植栽されてるケダノキの上には、ヤマ
ブドウのつる、種子島というガレーブですね。ガレーブ。ガレーブ
のつるがまきし巻いております。セイタカアワダチソウの草がもう
二メートル以上伸びております。地元の住民からも、何だ、市は何
をしよつとかと。何でこんなのをきれいにせんのかという苦情が来
るんです。今年は市制六十周年の年でもあります。どうかそこら辺
もしっかりやるべきじゃないかと思います。担当課の説明をお願い
します。

〔財産監理課長 奥村裕昭君〕

○財産監理課長（奥村裕昭君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、同じことをたびたび申し上げさせて、まこ
とに申しわけなく思っているところでございます。

市場敷地の周囲にあります植栽部分につきましては、雑草等の草
刈り作業について、まちづくり公社のほうに協力をいただきながら、
財産監理課が管理している状況でございます。御指摘のありますと
おり、今年もこれからやる予定ではございますが、まだやっておら
ず、手の行き届いていない状況でございます。

また、市場周辺の市有地ということになりますと、市場横の農協の貸し付けている市有地の横の沿道の道路沿いに緑地がございますが、こちら管理となりますが、当該緑地に管理つきましても、まちづくり公社に協力をいただきながら、年二回程度花植えを行っている状況でございます。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） あのですね、課長さん、この青果市場とJAの集荷場隣の用地でございますが、七月だったですか、まちづくり公社の職員がヒマワリの種を播種しておりました。それもですね、もう草の中にまいてるんですよ。雑草が生えてる中にまいてるんですよ。私あきれましたね。普通だったら、やっぱり雑草も枯らしてからまくのが普通なんだけど、そういう知識のある職員がいなかったのかなと残念に思いました。

それで、花は咲くことは咲いたんですが、もう花と草が競争してですね、生育、すぐ廃れてしまいました。そういう中であっても、そこを通る若い女性の方です。やっぱりその花に感動して、写真を撮ってるんですよ。ですから、やっぱりそういう花があれば、住民は心も和んで、そういう写真も撮るといふ状況になるわけですから、ぜひしっかりと管理をしていただきたい。今現在、草払いをして、もう払った草はそのまま放置してるといふ状態でございます。すぐ片づけてロータリー耕して、きれいに景観をするようにお願いしたいと思います。

以上をもちまして私の質問を終わります。

○議長（永田 章君） 二番はいいの。庁舎周辺は。

○一三番（橋口好文君） ああ、庁舎周辺ね。ごめんなさい。

庁舎周辺についてお尋ねします。

六月議会の折にも、私はこの庁舎正面玄関周辺も指摘しましたが、その中で、掲示板のところの花壇について指摘しました。課長は答弁の中で、花を植えた人が入って踏み荒らすと。だから、去年は花を植えなくて、プランターを置いて飾ったと。そういうことをやっていくということを答弁でされております。

私は、その課長答弁を聞いた市民から、何を言うかと。花を植えとけば誰が入るか。花を踏み荒らす人がどけおつかと市民から言われました。私も全く同感です。花を植えてないから人が入るんじゃないですか。現在も花は植えられておりません。また、除草剤が効果が切れて、また雑草が生えております。その中に、やっぱり花を植えてないから人が入って足跡があります。

課長、花ぐらい植えたらどうですか。西之表市役所というところは市民の顔じゃないですか。あれを古田の、いや、前校区長をされていた方ですが、私とその現場でちょうど会いまして、何だこの、議員どういふことかと。市役所というのは市の顔じゃないかと。何で花も植えさせんとかと。そういう元校区長がおられました。植えるんですか。植えてくださいよ、課長。答弁求めます。

○財産監理課長（奥村裕昭君） はい。本件につきましても、たび

たび質問させてまことに申しわけございません。

庁舎の管理状況については、前回の議会の中でも答弁したところですが、課の対応には限界があることから、まちづくり公社に協力をいただいて、主に草払い、それから生け垣の剪定など、あわせて花の植栽などを行っているところでございますが、御指摘のとおり、現状では花の植栽、定植までには至っていない状況でございます。なかなか市民の皆様が気持ちよく市役所に来ていただけるような景観づくりとはなっておりませんが、今後、現状の体制で工夫してできる方法がないか、少しでも早く話を決めてですね、景観に配慮できるように努力してまいりたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） まあどうかひとつよろしく願います。市民から苦情が上がらないような景観づくりを求めてまいりたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（永田 章君） 以上で橋口好文君の質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十時五十分ごろより再開いたします。

午前十時三十八分休憩

午前十時五十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、小倉初男君の発言を許可いたします。

「二番 小倉初男君登壇」

○二番（小倉初男君） おはようございます。

先日行われました鉄砲まつりでは、天候にも恵まれ、はじけるような笑顔と元気な声、また夜の花火大会の空中ナイアガラの大歓声に沸きました。が、今回の台風二十一号や北海道での大地震の被害には胸が痛みます。一日も早い復旧・復興を願うものです。自然災害はやつてくるものと考え、日ごろの備えの大切さを痛感するところです。

では、通告書に従い質問をいたします。よろしく願います。

最初に、漁業振興について六点ほど伺います。

私は、今回の一般質問でサメによる被害の大きさ、深刻さをどうしても議会に届け、現状を知ってもらいたい、その一心で通告書を出しました。漁師さんとの話の中で、加工施設やトコブシの稚貝放流なども出てきたので、あわせて質問をいたします。

まず最初に、市長にお伺いいたします。

市長は三月議会の施政方針の中で、資源の維持回復、魚食普及など各漁業集落の実情に応じた活動を支援します、また、活魚・鮮魚の島外出荷を推進するための輸送コストの支援や鮮度保持技術の研

究、導入を図りますと述べられました。漁業振興に対する考え方は今も変わらないのか、再度お聞かせください。あわせて漁師の現場の声、漁業集落の現状をどう見ているのかもお願いをいたします。

以下の質問は質問者席から行います。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

漁業振興についての考え方を問うというお尋ねでございました。本市の漁業を取り巻く環境は、漁獲量の減少、魚価の不安定、それから燃油や漁具等資材の高騰、それから漁業就業者の減少、高齢化など、さまざまなところで厳しい状況が続いております。

そういう中で、議員もおっしゃいましたように、いろいろな観点から漁業者、それから現場の声を生かして、漁業振興に、もうかる漁業のために何をしたらいいかということを行政も生産者、漁協等も含めて考えていかなければならないという考え方は、これまでお答えしてきたとおりであります。

本年度、行政機構改革の中で、農林水産課の中に水産係を新設いたしました。その前からですけれども、私は水産担当の職員に話をしているのは、とにかく毎日漁協の市場に行つて、何がとれて何がとれていないのか、漁師の皆さんがどういうことを考えているのか、漁協の職員が何を考えて何をやるうとしているのか、そして仲買の人たちがどういうことを思っているのか、そういう現場の声をじかに聞いて、それから、その上で我々が、行政がとるべきことは何か

ということを考えようではないかということでもあります。

そういうことで、一年、そしてまた係ができてから半年かそこらでありますけれども、少しずつそういうことは浸透してきているのかなというふうに考えております。

○二番（小倉初男君） ありがとうございます。

地元でとれた魚を食べよう。この魚食普及も漁業振興にとっても大事なことであり、また行政もこの魚食普及ということに力をもっと入れてほしいなと思うところです。

二番目に入ります。

私の住む国上校区においては、数年前までは各浦々ごとにえびす祭りなどにぎやかで、漁師の方々は前日から魚をとり準備をし、地域の人たちにも魚を振る舞っておりました。花火大会をする地域もありました。後ほどサメの被害で質問いたしますが、若い人に「今日はなぎといばつて釣りには行かんとかい」と言うのと、「行つてもどうせサメじゃら」とやる気を失う人もいるようです。通告書二番目の漁業従事者の推移をお示しく下さい。

〔農林水産課長 園田博己君〕

○農林水産課長（園田博己君） お答えいたします。

漁業従事者の推移についてのお尋ねでございました。

農業センサスによりますと、十五歳以上の漁業就業者数は、二〇一三年において二百九十四人であります。二〇〇三年から十年間で八十八名を減少しております。また、直近の種子島漁業協同組合の

本市組合員数では、平成三十年度二百八十九人、平成二十五年度から毎年約十名前後の方が脱退されると聞いております。このように漁業就業者の減少や高齢化が進む中、漁業後継者、担い手不足は深刻な状況になっていると考えております。

以上でございます。

○二番（小倉初男君）　ただいま課長さんの答弁を聞きながら、一年間に約十名程度減っております。漁師はすぐに育つものではありません。親の姿や先輩漁師に学びながら、長い経験を積んでやっと一人前の漁師になります。西風の吹くしけの中であっても、家族のため、生活のために命を張って出漁していきます。漁で生活をしている漁師さん、もう少し支援する施策を出してほしいと思います。お金がとれば後継者も育ちます。

サメの話をしましたので、六番目のサメの駆除の質問から入れ替えて行いますけれども、よろしく願いをいたします。

サメの漁業への被害状況とサメの駆除について伺いいたします。サメによる被害の現状は、市長さんを初め、各関係課の方々にも届いているかと思いますが、いま一度せつば詰まった漁師さんの声を紹介したいと思います。

先ほども言いましたけれども、「どがんじやったかい。釣れたかい」そう話しますというと、「フカばつかいじゃ。今日は魚もとられた上に道具まで持っていかれたや。損から損にや。このままでは浦田の海水浴場も危なかるう」話を聞けば聞くほど、その深刻さが

伝わってきます。

サメは学習能力が高く、船のエンジンの音を聞き分けて、漁場へ船が近づくとサメも必ず寄ってくるそうです。シイラなどの魚はとらず、アカバラやカツオ、シビ、ミズイカなどの値段の高い魚が狙われ、十本かかっても三本揚がればいいほうで、おまけに道具まで持っていかれる。そういうことです。五千円から一万円もする道具が日に何本も持っていかれ、命の危険性もあるようです。

また、サメの駆除をしたくても、百キロを超すと自分たちの船にはとても揚げられない。「とても無理やんど」そういう話をされます。現在どのような方法でサメの駆除をしているのか、お聞かせください。

○農林水産課長（園田博己君）　お答えをいたします。

サメの漁業被害の状況とサメの駆除についてのお尋ねでございます。

議員御承知のとおりで、サメによる漁業被害につきましては、馬毛島周辺、住吉沖、種子島東部、本市周辺海域において、カンパチなど高級魚の一本釣りを中心に、漁具や漁獲物などに被害が発生しております。

漁業者からは、サメの被害を避けるために頻繁な漁場移動を余儀なくされるなど、漁獲量の減少や操業コストの増加により漁業への悪影響が見られるとの意見を多くいただいております。このようなサメによる漁業被害を防止するため、国上、西之表、

住吉の漁業集落においては、離島漁業再生支援交付金を活用しましてサメ駆除に取り組んでおり、その平成二十九年の実績につきましては、二百八十九尾、六千七百四十四キログラムでございます。

また、サメ類は一度に多数の捕獲が困難であることや捕獲には危険を伴うことなどから、捕獲のための効率な漁具、漁法、またその対策について、漁業者や研究機関等々の御意見もいただきながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○二番（小倉初男君）　ただいま課長の答弁の中で、住吉では既にそういう活動もしながら、二百九十頭ですか、そういうことまでも揚げておるという話がされましたけれども、非常にこのサメというのは、やはりこう危険を伴うということもありまして、また大きなサメは揚げられないと。

八重山漁協では、国の漁業再生支援事業を受け、毎年サメの駆除を行い、昨年度はツマジロやイタチザメなどを九十九頭しとめておる。そんなあれもありました。

専門の業者がいるとのことですが、県や国にサメを駆除するための予算要求はできないものか。この活性化交付金だけでは、やはり分配された形の中で、各浦々では無理なのかなと思うわけですが、これも、これを国やサメ対策としての予算要求はできないのか、御答弁をお願いいたします。

○農林水産課長（園田博己君）　御意見のいただいたところは御も

つともでございますけども、たびあるたびに県のほうにはその要請をしてるところでございます。県にいたしましては、離島漁業再生支援交付金を活用いただきたいという御意見でございます。

以上でございます。

○二番（小倉初男君）　サメは陸のほうにも来ていて、ナガラメすみの人も見かけるようです。新聞の報道にもありましたが、南種子町での事故もサメが疑われています。また、子どもたちの遠泳大会も市営プールとか湾内で行ったと。早急な対策を立てなければ、種子島の観光産業のイメージダウンになり、大きく影響してくると思います。行政、漁民一体となったサメ駆除の方法を検討できないのか、お願いをいたします。

○市長（八板俊輔君）　お答えをいたします。

サメの被害が年々増えているのではないかとということを私も聞いております。今おっしゃいました遠泳大会の関係も、直接サメの被害がすぐに海水浴場に直接来るといことははっきりしないわけでありまして、その危険性があるところから対策をとということでもありますので、いろいろ地元からの要望等もございまして、そういう意見も伺いながら、また、その駆除の趨勢等も見ながら、効果的な対策があれば、また講じてまいりたいと考えております。

○二番（小倉初男君）　このイタチザメのフカひれは高級食材としても利用されているようですが、加工施設等も充実させて、フカひれの販売まで手がけるようなことができないのか、また希望

いたします。

次に入ります。

次に、漁場の回復事業のその後の経過についてお伺いをいたします。

藻場造成活動などの事業を行っておりますが、その効果はどのようになっているのか。漁師さんから、藻場の造成をしてもウミガメとアイゴにやられてしまうと聞きますが、その対策も含めて、漁場の回復事業についての説明をお願いいたします。

○農林水産課長（園田博己君） お答えをいたします。

藻場の回復事業のその後の経過についてのお尋ねでございました。藻場の回復につきましては、平成二十三年度から二十六年度にかけて、補助事業を活用しまして、トコブシを対象としました海藻種苗ブロック等の設置を実施しました。その後の結果につきましては、全国的に発生しておりますいそ焼けが、本市を含め種子島沿岸でも発生しております、回復の兆しが見えない状況でございます。

いそ焼けの原因につきましては、海流の変化、草食動物、ウニなどによる食害、大量の河川水、汚泥の流入、海岸の環境汚染などと諸説ありまして、はっきりと特定されてない状況にあります。

本市においても、国上漁業集落が平成二十九年度から草食性動物の食害を考慮し、網で囲った設置箱を作成しまして、藻場回復に向けた取組みを実施しております。現在、月一回の追跡調査を実施しておりますけれども、成長格差がかなりあるとの報告を受けてるとこ

ろでございます。

このようなことから、藻場回復の取組みが一朝一夕にできるところではございませんけれども、引き続き漁業集落と連携しながら取組みを支援するとともに、県に対して、魚介類の餌場や産卵床として重要な藻場の造成技術の開発などを要請したいと考えております。

以上でございます。

○二番（小倉初男君） ただいま課長のお話の中に、効果は余り上がっていない。兆しが見えない、そのような話もされましたけれども、やはり今後も現在のようないそやりを続けるのか、そこらあたりの方向性を示してください。

○農林水産課長（園田博己君） 今年、事業で先進地研修という形で、本市と同様に外洋でこの藻場造成をした漁協、高山漁協だったと思うんですけども、に参加をしております。その研修報告を見ますと、この藻場回復事業を実施したところは全然藻場が回復しなくて、その隣で全然実施してないところで回復も見えたというところで、その漁協関係者に話を聞くと、原因がよくわからないという状況等もございました。先ほど答弁でございましたけれども、要因がなかなか見つからないという状況でございます。しかし、藻場の造成は漁業振興上重要と考えておりますので、その回復については、先ほどの答弁と一緒にありますけれども、造成技術の開発等、県にも要請して一緒になって進めてまいりたいと考えているところでございます。

○二番（小倉初男君） ありがとうございます。

非常にこの藻場回復についても難しい点があるようですが、やはり課長が話された、やはりこの藻場によって、その海の魚の状況ちゅうのは非常にこう変わってくる、いいほうに向くと思いますので、ぜひとも御検討をお願い、今後とも続けていただきたい、このように思うところです。

次に、イカ柴投入の回数とその効果についてお伺いいたします。

イカ柴はどの地区にも投入しているのかということ、イカはある程度の水揚げがあると聞きますけれども、イカ柴効果についてお願いいたします。

○農林水産課長（園田博己君） お答えをいたします。

イカ柴投入の回数とその効果についてのお尋ねでございます。

イカ柴の投入については、各漁業集落において離島漁業再生支援交付金を活用しまして、アオリイカの産卵床の確保を目的に投入されており、イカ産卵床の設置とあわせて行われております。

平成二十九年度は五漁業集落で二千八十五本、平成二十八年度、三漁業集落で千五百十本、平成二十七年度は四漁業集落で千五百十本を投入しております。

また、イカ産卵床においては、平成二十九年度、百二十八基、平成二十八年度、十五基、平成二十七年度に二十基となっております。イカの水揚げ量につきましては、平成二十七年度から七トン五百、平成二十八年度が八トン百、平成二十九年度から十トンとなっております。

り、増加傾向にあります。

先ほど説明しましたけども、いそ焼けなどの要因により天然の産卵床であります藻場が著しく減少する中で、人工産卵床への大量産卵が見られてることから、その機能、効果はすぐれていると考えております。

今後適切な資源管理と漁場管理は必要不可欠と考えており、引き続き漁業集落と連携しながら取組みを支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○二番（小倉初男君） ただいまの御答弁の中に、イカが七トン、八トン、十トンと量は上がっております。その効果が上がっているというお話でございますけども、ミズイカは、やはりお土産など人気の高い品物ではないかな。また、ふるさと納税の返礼品にも入れたりということ、非常にこう種子島の特産物としても大事なもののかな。資源回復に今後とも力を入れてほしいなと希望をいたします。

次に入ります。

次に、トコブシの地域ごとの水揚げと稚貝放流についてお伺いいたします。

最近トコブシの水揚げも年々減っていると聞きます。今年も西之表地区においては、種子島よりも馬毛島のほうがよかったような話も聞きますけども、地区ごとの水揚げ量をお願いいたします。

○農林水産課長（園田博己君） トコブシの地域別の水揚げ状況に

ついでの御質問でございます。

地域別の水揚げ実績につきましては、本年五月一日から八月二十日までで終了いたしました。各集落の水揚げは、住吉八百六十四キロ、西之表千二百七十七キロ、国上三十二キロ、湊三キロ、東海集落八百三十一キロ、合計二千九百四十七キロとなっており、前年比千七十一キロの減少となっております。

以上でございます。

○二番（小倉初男君） ただいま地区ごとの水揚げ量を説明していただきましたが、非常にこう差がやはりあるのかなど。というの、この水揚げ量の差というのが、トコブシの稚貝放流との関係も深いのかなと思うわけですが、稚貝放流の場所とまた水揚げ量との関係はどのように捉えているのか、お願いいたします。

○農林水産課長（園田博己君） トコブシの稚貝放流の状況についての御質問でございます。

本市においては、離島漁業再生支援交付金を活用しまして、地域ごとに稚貝放流を実施しております。平成二十九年の実績につきまして、住吉一万個、西之表一万五千個、国上一万個、湊五千個、東海二万七千個、合計六万七千個の稚貝を放流しております。

年度別で比較いたしますと、平成二十七年度が六万六千個、平成二十八年度が六万四千個、平成二十九年が六万七千個となっております。本年度においても三万六千個の稚貝を放流予定としております。

年々漁獲量が少なくなってきたことから、資源管理であります稚貝放流だけではなく、ウニの駆除、藻場造成等により漁場管理もあわせて行う必要があるかと考えております。

なお、トコブシの稚貝放流につきましては、藻の繁殖時期の年明け一月から二月ごろに放流することを今現在検討してるところでございます。

以上でございます。

○二番（小倉初男君） 馬毛島のことですけれども、この馬毛島の水産資源生息実態調査事業というのが、このふるさと納税からの寄附金の事業の説明の中でも書いておりましたけれども、この馬毛島の実態というのは、やはり環境的によくなっておると見て、これはよろしいわけですか。そこらあたりをもう少し説明をお願いできないでしょうか。調査結果について。

○議長（永田 章君） これはトコブシの調査結果。

○二番（小倉初男君） トコブシです。トコブシです。

○議長（永田 章君） トコブシの調査結果。そこまで。通告外。

○二番（小倉初男君） 通告外ということ。

それでは、このことについては、また次の機会にでも。要は、水産資源の生息調査、実態調査事業、この結果が聞きたかったわけですが、また次の機会に質問したいと思っております。

種子島の特産物であるトコブシもナガラメも、最近は値段が高くて簡単に口には入らなくなりました。年をとり海に潜れない漁師さ

んも仕事が続けられるようなトコブシの陸上養殖の検討もしたり、何らかの対策も今後とも立ててくださるよう、お願いをいたします。

次に、公共施設のバリアフリー化についてですが、市民体育館に駐車場から直接入れるようにスロープが欲しい、図書館も階段などで利用しにくいとの声がありましたので、本市の現状についての質問をいたします。

まず最初に、本市の公共施設のバリアフリーの設置状況をお願いいたします。

〔財産監理課長 奥村裕昭君〕

○財産監理課長（奥村裕昭君） 御説明いたします。

本市における公共施設のバリアフリーの設置状況についてでございますが、平成二十八年度末時点におきまして、公園や図書館など本市が保有する公共施設百六十三施設のうち、誘導ブロックや手すり、スロープの設置など、バリアフリーに対応済みの施設は八施設でございます。一部対応済みの施設については二十六施設、残り百二十九施設については、現在未対応というふうになってございます。以上でございます。

○二番（小倉初男君） まだ未対応の場所が多いというお話でございますけれども、私も公共施設二、三見て回りました。市民体育館では両サイドに広いスロープはありますが、車も入れるようなスロープということでありますけれども、正面の階段のところ、正面からの駐車場からは直接車椅子では入れません。トイレは障害者用があ

りましたけれども、二階の応援席やフロアなどは手すりだけがついていました。障害を持つ家族の声として、正面駐車場から直接入れる、階段の両脇にスペースはあるようですけれども、スロープが欲しいということでもありますけれども、この点についての御検討はできないのか、お願いをいたします。いかがですか。

○議長（永田 章君） ちょっと休憩します。

午前十一時十七分休憩

午前十一時十七分開議

○議長（永田 章君） それでは、再開いたします。

一般質問を続行いたします。

〔社会教育課長 松下成悟君〕

○社会教育課長（松下成悟君） 公営施設のバリアフリー化ということで市民体育館についての御指摘ございましたので、お答えをいたしたく思っております。

先ほど議員がおっしゃったとおり、市民体育館のほうには、玄関のほうから玄関ホールへ上がる両サイドのスロープを設置しており、一部バリアフリー化にはしております。

議員がおっしゃる駐車場から横づけをして玄関の階段を上つてでのバリアフリー化のお考えでございますが、実際どうしても車から足の悪い方たちが体育館に入る場合には、今のところでは、ちょうど玄関入り口のところに車どめのさくがございますけど、それを取

り外して車を横づけをして玄関ホールのほうに入っていたかどうかにはしておりませんが、実際議員がおっしゃるとおり、正面の階段のところから横づけをですね、入っていけるといいうバリアフリー化についても、今後もですね、現場等の確認しながら、いろんな方々の意見をしながら検討していきたいと思っています。

以上でございます。

○二番（小倉初男君） 家族の声として、正面の駐車場にとめた場合、西側からは道路に出るからの入りと。また、東側からは、いろんな消防操法大会みたいなあいう中で車がとめ、正面から入るときに、やはり正面の玄関から入る、やはりスロープが欲しいと。そういう声も上がりましたし、私自身も現場を見ながら、そのように感じておりました。ぜひとも御検討をお願いしたいと思っています。

二年後には東京オリンピック・パラリンピックも開催されます。年々全国的に健常者も障害者も同じようなスポーツ、また生活ができることを目指し、施設の改善などが進められています。よろしくをお願いしたいと思います。

二点目ですが、障害者がどんなところに不便を感じているのか、現地調査なのか、現場を見て回ることにはされておるのか、そこらあたりをお願いいたします。

○財産監理課長（奥村裕昭君） お答えいたします。

現地の調査の実施につきましては、それぞれの施設ごとに、いわ

ゆるバリアフリー新法の趣旨を踏まえ、高齢者や障害をお持ちの方などが利用しやすい施設になっているのかどうかということについて、当該施設の現状を現地調査も含めて、今後しっかりと把握をしていく必要があるというふうに考えております。

○二番（小倉初男君） よろしくお願いいたします。

続きまして、浦田海水浴場の障害者用通路の整備についてお伺いをいたします。

以前、サンセット車椅子マラソンが開催されたところ、東側の市道から砂浜へおりられるようコンパネで仮設道路がつけられたことがありました。選手の方が海の水に足をつけてみたいとの声に対応したものでした。

県の魅力ある観光地づくりの事業の中に、浦田海水浴場の整備もいろいろ計画を出されているようですけれども、東側の市道から車椅子、また障害のある方々がスムーズに砂浜に下がったりとかが上ったりできるような通路を整備をしていただきたいのですけれども、通路整備は計画の中にはどうか、入っておるんでしょうか、御答弁をお願いいたします。

〔経済観光課長 岩下栄一君〕

○経済観光課長（岩下栄一君） お答えいたします。

浦田海水浴場のバリアフリー化につきましては、平成三十年第二回定例会におきましてお答えしましたとおり、鹿児島県の魅力ある観光地づくり事業が今年度採択され、この事業の中で、車椅子の方

でも施設周辺や砂浜付近まで自由に移動できることができる遊歩道の整備を要望してるところでございます。今後、障害者の方にも優しい施設を目指し、県や地元の関係者とも協議を行いながら、利用しやすい環境整備に努めてまいりたいと考えております。

なお、県によりますと、現在のところ、事業の実施設計を担当する業者が確定しており、関係者と協議するための資料を作成するため、今月を目途に現地の測量に入る予定となっております。伺っております。今後、県の予算の状況にもよりますが、複数年かけて整備が行われていくものと思われます。

以上でございます。

○二番（小倉初男君） 浦田海水浴場には、障害者のためのタイヤの幅の広い車椅子等も設置をしてもらったんですけども、砂浜から海岸までの距離が遠かったりということで、なかなか利用されない。やはりこう海岸、浜辺、水辺に一番近いところというところ、やはり東側かなと思うところです。ぜひとも障害者に優しい施設を、また市単独でも、車が入れる道路でなくても、そういう通路ということでの整備をぜひとも進めてほしいなと思うところです。

浦田海水浴場は、本市においても自慢のできる一つであります。海が体によいことは昔から言われていることで、医者や研究者たちによって効果実験も行われております。また、国上校区も、北部観光に力を入れるべく、地びき網や夜空に浮かぶスカイランタン、またシーサイドハウスでの夏祭りなどの行事にも力を入れております。

喜志鹿崎灯台の水洗トイレも、市当局、また関係者の方々が何度も何度も熱心に要望を出したおかげだと本当に感謝を申し上げます。最後に、西之表市の活性化が進み、交流人口がますます増えることに期待を込めて、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（永田 章君） 以上で小倉初男君の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十一時三十五分ごろより再開いたします。

午前十一時二十四分休憩

午前十一時三十五分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、和田香穂里さんの発言を許可いたします。

〔七番 和田香穂里さん登壇〕

○七番（和田香穂里さん） お疲れさまです。和田香穂里でございます。

通告書に従って一般質問を行います。

初めに、台風、地震等の大規模災害により被災されている皆様にご心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興を願うものであります。自然災害は人の手によってはどうにもならな

い部分が大きいのですが、例えば、外交努力で関係を改善できる近隣諸国との緊張関係を脅威というよりは、まず日本にとって、この災害こそが最大の脅威ではないかと考えるところでございます。政府、国には、その点で努力をお願いしたいと思うところであります。

さて、私の質問、第一の項目でございます。

前回、大部分を残してしまいました項目の「認知症を理解し一緒に歩む県民週間」及び地域の高齢者支援について伺ってまいります。

(一)です。六月十三日、鹿児島県は九月二十一日の世界アルツハイマーデーを含む一週間を「認知症を理解し一緒に歩む県民週間」に設定いたしました。認知症の正しい理解のさらなる普及・啓発や、認知症高齢者等に優しい地域づくりに向けた機運の醸成を図るとしています。今年は十六日から二十二日の一週間で、初日には県主催のシンポジウムが開かれます。県民週間ですから市町村にも対応が求められると考え、前回、当市の対応について質問しましたが、その時点では、県から連絡を受けたところであり、県民週間に合わせた取組みについては、なるべく行う方向で考えていきたいという旨のお答えでした。

そこで、改めて伺います。県民週間に合わせて市として行う事業・行事は計画されているでしょうか。

以下は質問者席より行います。

〔高齢者支援課長 森 真樹君〕

○高齢者支援課長（森 真樹君） お答えします。

県では、認知症の正しい理解のさらなる普及・啓発と認知症高齢者等に優しい地域づくりに向けた機運の醸成のため、本年度九月十六日から二十二日までを県民週間に設定いたしております。県からは、その普及・啓発に取り組みよう依頼があったところでありまして、本市としましては、のぼり旗の設置や広報紙、防災行政無線を使った広報活動を行い、認知症の正しい理解と知識の普及・啓発に取り組みこととしております。

以上でございます。

○七番（和田香穂里さん） それでは、認知症に関する取組みですが、二カ月に一回、鴨女町のハーモニーセンターを会場に認知症カフェが開かれています。私も何度か参加させていただいて、会を追うごとに企画や進行がこなれてきていると感じますし、参加者も確かに増えています。初めは緊張していても、最後は笑顔で帰っていかれる参加者の御様子を見ると、認知症の御本人や御家族、あるいは介護者などの当事者を孤立させない仕組みや場所の構築が認知症対策に欠かせないことだと実感しています。ぜひこの取組みは市全体に広げていただきたいと思いますので、(二)番です。認知症カフェを各地域の高齢者支援協議会や高齢者サロン活動等と連携して、現在行っている場所以外で開催する予定はないでしょうか。あるいは、ほかに類する計画・企画があれば教えてください。

○高齢者支援課長（森 真樹君） お答えします。

認知症カフェは、認知症の人やその家族、認知症のことを知れた

い人などが気楽に集まり、不安や悩みを語り合ったり、専門家のアドバイスを受けることができる場として、平成二十九年三月に開設いたしました。これまで九回開催し、延べ約二百三十名の方に参加いただいております。

現在の開催場所は一カ所のみで、参加者からほかの場所での開催を望む声もございますので、現在、大字地域での開催に向けて関係機関と協議を行っているところでございます。今後、高齢者支援協議会やサロン活動の関係者の御意見もお聞きしながら、活動の輪が広がるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○七番（和田香穂里さん） 当事者を孤立させないための取組みが、場所を変えたり形を変えたりしながら、広く大きく展開されていくことを期待します。

さて、現在、立山校区を除く各校区に地域おこし協力隊員、あるいは集落支援員が配置されています。地域おこし協力隊は地域の活性化と若い人の定住・定着を図ることが目的であり、また集落支援員は集落の巡回や状況把握、課題の掘り起こしを行うものとされています。それぞれの目的や役割は違いますが、地域おこし協力隊の制度概要の中には、「住民の生活支援などの地域協力活動を行いながら」という文言があり、また集落支援員の活動実態調査では、高齢者の見守り、買い物など生活支援が一〇%ほどの割合で行われていると報告されています。

協力隊員、支援員、個々人の思いや視点も、持っている技術、経験も、地域での活動の方向性もさまざまだと思いますが、全国の協力隊員、支援員の多くが高齢化の進む地域に配属されており、地域の高齢者を何らかの形で支援していると聞きます。何より高齢者を安心して元気に暮らせる状態であることは、市地域の活性化や地域力の維持に必要なことと考えますので、この市においてどういう状況であるか、地域おこし協力隊員による高齢者支援の現況と方向性、集落支援員による高齢者支援の現況と方向性をそれぞれお示しく下さい。

「地域支援課長 松元明和君」

○地域支援課長（松元明和君） お答えします。

現在、地域おこし協力隊は、立山校区、安城校区を除く十校区に配置されております。最長三年間の就任期間後、定住していただくことも目的としていますので、生活基盤構築のための活動も並行する必要がありますが、高齢者の生活支援につきましては、各地区で行われている元氣アップ教室に参加するなど、これ以外にも遊湯クラブへの随行、あと高齢者の方々のところへの見回り、それから農作業の手伝いなど、高齢者に積極的に関与していただいているところでございます。今後も引き続き、でき得る範囲で高齢者の皆さんに親しまれるような活動を展開するよう期待しているところでございます。

あと、活動の例といたしまして、三年間の任期終了後に、介護支

援専門員としての就業を目指し、免許取得に挑戦する協力隊員もいますので、地域の方々とかかわりを深め、定住後も間接的にでも高齢者支援が継続さればと考えております。

続きまして、集落支援員につきましては、集落対策の推進に関し、地域の実情に詳しく、集落への目配りとして集落の巡回、状況把握等を実施する人材でございます。制度として地元からの採用も認められているところでございます。現在は、本年四月より配置している安城校区の集落支援員一名で、地元からの採用です。人脈はもちろんのこと、校区内組織の仕組みやその運営状況などにも精通しており、あらゆる場面で活躍してくださっております。

高齢者の生活支援につきましては、知らない高齢者はいないということです。日常的な会話から高齢者の集いの場でのお世話、困り事の相談など、積極的に関与していただいております。今後も現在の活動を継続し、高齢者のよき理解者として信頼される活動を展開するよう期待しているところです。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） それでは、昨年六月議会の一般質問で、制度や公的サービスに該当しない制度のはざまの困り事、例えばということ、医療機関への受診のつき添いを挙げたんですが、こういったことをどのように解消していくかお尋ねし、地域のボランティアに頼らざるを得ないということをお答えいただいております。一年前に質問したときと比べて対応が進んでいるというふうには

感じないんですが、この点、昨年と同様の質問になります。介護する人もされる人も公助・共助から取りこぼされず、自助・互助との谷間に孤立させないために、国や県からおりてくる制度や施策以外の市独自の取組みについて、市長のお考え、特に具体的な施策案等あればお示しください。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

認知症の関係でのお尋ねであります。

議員おっしゃいますように、まず、制度の谷間において孤立しそうな人を見つけ出すこと、これが第一であります。例えば、高齢者支援協議会の設置及びその活動の推進を図って目的を達成しようということ而努力しているところであります。その上で、包括支援センターを中心に介護保険の制度利用につなげたり、地域サロン、元氣アップ教室、いきいき遊湯クラブ等への参加を促し、閉じこもり予防や各種支援策につなげているのが現状であります。これらの取組みは少しずつ定着、拡大しているというふうに認識しております。今後は、さらなる設置推進や規模の拡大、機能の強化を図ること、それから、必要かつ現実的な取組みを見つけて実践していくということ、心をかけてまいりたいと思います。

本市におきましては、高齢者問題のみならず、少子化問題、それ起因する産業振興の課題なども含めて、地域のあり方そのものが大きな課題となっております。持続可能な地域社会づくりを考えた

ときに、まず、地域住民自らで支え合う仕組み、互助といいたしうか、仕組みをつくり、それから、それが困難な場合には、公助・共助といった視点で、それぞれの地域の事情に見合った対策が必要だと考えております。

昨年の前回の質問から進捗したのかというところのお尋ねのところでありまけれども、これにつきましては、なかなかその指標のとり方が難しいとは思いますが、私といたしましては、日々進展、努力してその方向へ少しずつ進んでいるという認識をしております。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） 今一通りのお答えによれば、今ある仕組みをしっかりと取り組んでいく、深めていく、発展させていくというようなことだったと思うんですが、今市長のお答えの中に、まずは自助、自分たちの地域での取り組みというお答えあったんですが、憲法二十五条の二項では、国に生存権を保障する義務があるとされておりまして、まずは公助、そして共助によってしっかりと暮らしが支えられた上でこそ、地域での互助や、また自分が頑張るという自助が生かされてくるものと考えますので、そのところをしっかりと踏まえた上で、認知症の方や高齢者の方が切り分け、切り捨てられるようなことのない市独自の取り組み、今ある仕組みも含めてしっかりと構築し、発展させていきたいと思いますと考えます。

○議長（永田 章君） ここで、しばらく休憩いたします。おおむ

ね十三時ごろより再開いたします。

午前十一時四十九分休憩

午後一時開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

○七番（和田香穂里さん） では、大きな項目の二番から質問を再開させていただきます。

去る六月二十八日に、馬毛島の土地の九九・六％を所有する会社に対して破産が申し立てられ、保全管理命令が出されたとの報道があり、八月三十日には、その申立ては取り下げられたが、新たに二社が破産を申し立てたというふうに報じられました。馬毛島をめぐる状況が大きく揺れ動いています。このことがFCLP移転を伴う防衛省の自衛隊施設配置計画にどのような影響を及ぼすのか、市長はどのように対応していけるのか、市民は大きな関心を寄せています。

六月議会の一般質問の時点では、破産申立ては明らかになつていませんでしたが、同僚議員の質問に対して、市長はツー・プラス・ツー白紙撤回という方向と一致していると心強い答弁をされました。また、八月六日には、八板市長が市民の要請に応じられ、市長と馬毛島を語る会が開催されました。六十名を超える市民が、市長と生の声で子どもたちの体験活動の報告や馬毛島への思いを聞き、新

聞でも報じられたことから、利活用案を進める市長の熱意は今までよりも広く市民に伝わったように感じます。ただ、市長の利活用案を応援する声がある一方で、曖昧な感じが拭えないとか、FCLPは絶対に認めないという強い態度を示してほしい、あるいは新たな疑問を抱いた等の声もあります。

市長の掲げている馬毛島の利活用が一步を踏み出した今、破産申立ての件を含めての馬毛島の現況と六月の一般質問の答弁及び市長と馬毛島を語る会での発言について伺い、市長の施政方針等をより正確に市民に伝えたいと思います。

まず、破産申立てについてですが、裁判所によって破産手続開始決定が出されれば、馬毛島が競売にかけられることが想定され、地権者が変わる可能性もあり、当然市長は情報収集に努めておられると思いますので、一番です。馬毛島の地権者が破産を申し立てられている件に関して、最新の情報をお示しく下さい。ちなみに、体験活動等については、語る会でも「市政の窓」でも御報告いただいていますので、御割愛していただいて結構でございます。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

馬毛島の地権者が破産申立てを受けている点についての御質問でございます。

議員も、今の質問の中のお話にもありましたように、御承知とは思いますが、まず、五月に債権者である埼玉県建設会社が、東京地裁にタストン・エアポート社の破産の申立てをいたしました。

東京地裁によりまして、六月十五日に破産手続に係る保全管理命令が出されております。これによって、裁判所により保全管理人が選任されました。タストン社は、自己の財産等について自由に動かすことができない、そういう状況になっております。その後、裁判所によりまず審尋が行われまして、タストン社は申立人の当事者能力を問題としまして供託金を提出したところであります。この建設会社は、八月中に供託金を受け取って申立てを取り下げた模様です。

繰り返しになりますけれども、その後、議員も御指摘のように、新たに二者が破産申立てをしている状況にあります。別の債権者でありますけれども、裁判所の継続は同じところで、その審理が今も続いている状況だと承知しております。

○七番（和田香穂里さん） 審理が継続しているということで、最新の情報というのはそこまでというふうに理解してよろしいわけですね。

で、馬毛島をめぐるのは、七月十五日付け産経新聞、「馬毛島を海・空自拠点に」という報道がありました。防衛省は、馬毛島でFCLPが行われるのは年間二週間前後で、残りは滑走路があくため、海上・航空両自衛隊の拠点として活用する方針を固め、これによって鹿屋航空基地のP3C哨戒機、新田原基地のF15戦闘機、加えて搭載護衛艦「いずも」とF35Bが訓練を行う。さらには、あの悪名高きオスプレイ訓練まで馬毛島に持ってくるという内容で、そんな話は初耳だ、驚いたという市民の声は市長にも届いていると思

います。市長と馬毛島を語る会でも言及されましたが、改めてこの報道について市長の見解をお聞かせください。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

産経新聞の七月十五日付けの報道についての御質問でございます。

また、市長と馬毛島を語る会と言われているのは、八月六日に市民会館で行われた会合のことであろうと思います。

まず、報道についてでございますけれども、その見解を問うということでありますので、私の感想を申し上げますと、あの当該記事は、馬毛島の基地問題の原点といえますか、本質といえますか、そういうものに対する理解が不足しているのではないかなという印象を受けました。恐らく防衛省担当記者でありましょうから、そういうことはなかるうと思います。であれば、何らかの狙いを持って出した記事なのかなと、そういう印象を持ったところであります。

○七番（和田香穂里さん） それでは、この八月六日の語る会で、市長は記事について、一部の有識者と思われる方が市民の不安をおおるような言動をされていることについて非常に不満を持っているという発言をされました。この市民の不安をおおるような言動として、具体的にどのような言動を見聞されているのかをお聞かせください。

○市長（八板俊輔君） 語る会での発言で、市民の不安をおおる言動とは具体的にはいかなるものかと、そういうお尋ねであろうかと思えます。

御指摘の具体的な言動について、ここで個別的なことに關して申し上げることは控えさせていただきます。馬毛島に関する情報につきましては、いろいろ報道の後にあるような反応があるわけでありまけれども、報道の表面的な事象に動かされて反応されるということに非常にその危うさを感じているところであります。

例えば、この記事に關しましては、新しい展開であるというふうには言えないものを、例えば、拡大であるとか新局面であるとかいうふうにこう宣伝している記事でありましたけれども、それをそのまま、有識者と思われる方が市民にそのまま伝えるのはいかなるものかと、そういうことを申し上げたところであります。

○七番（和田香穂里さん） そのまま伝えるのはということですが、やはり不安をおおっているのではなくて、記事によって、当然ですね、記事を読んだ方は不安を持つのが当然です。それを表現していることだとは思いますが、ただ、これまでFCLPが強調されて、自衛隊施設という側面に焦点が当てられてこなかったことが、一つこの反応の原因ではないかなというふうに考えるところです。

で、市長はその点に關してはきちんと認識されていて、語る会でも、もともとの防衛省の考えは、FCLPを米軍が行うために馬毛島を候補地に行っているんだということもおっしゃいましたし、二〇一一年の防衛省による説明資料、こちらですね、これには日米安全保障協議委員会、いわゆるツー・プラス・ツーの文書の抜粋として、「日本政府は新たな自衛隊施設のため、馬毛島が検討対象となる旨、

地元の説明することとしている。南西地域における防衛体制の充実の観点から」、途中略しますが、「通常の訓練等のために使用され、あわせて米軍の空母艦載機離発着訓練の恒久的な施設として使用される」との記載があります。

市長が以前から言われているFCLPと自衛隊はセットであるという認識、自衛隊施設ができればさまざまな訓練が行われるであろうという認識、全くそのとおりだと思います。そもその出発点であるこのツー・プラス・ツー明記について、市長は六月議会において、方向性としては白紙撤回という方向と一致していると答弁されました。これ（三）番ですね。それでは、馬毛島をふさわしい形で活用することが白紙撤回にどのようなつながっていくのか、市長の描いている流れを具体的にお示しください。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

白紙撤回という文言のことからの質問でございましょうけれども、あれは橋口議員、同僚議員の御質問の中だったと思いますけれども、白紙撤回という文言を用いて目指す状況はどういうものかということと考えたときに、それは私が目指しております、よりふさわしい利用・活用、その先に見えるものと方向において一致していると、そういう考え方を述べたところであります。

○七番（和田香穂里さん） それは十分理解したんです。その方向性ということで、そのふさわしい形で活用することが、その方向にどのように具体的につながっていく流れを描いてらっし

やるのかを伺っています。

○市長（八板俊輔君） そのほかの御質問の中にもございますけれども、具体的な利活用の仕方について、職員、そして市民の方々の御意見を伺いながらまとめていくことで、それが目的を達すると。その方向性が一致しているということであろうかと思えます。

○七番（和田香穂里さん） 余りお答えになつてないように私感じるんですが、四番に移らせていただきます。

語る会では、もっと強い武器にするために利活用案をブラッシュアップする作業を市民に手伝っていただきたい、その議論を深めていただきたいというふうに発言されました。これは今市長がおっしゃったことと同様のことだろうと思います。

このア、ブラッシュアップによってどのような効果が期待できるのか、イ、市民はどんな手伝いができるのか、ウ、市民との議論を深める具体的な計画はあるかを一つ一つできるだけ簡潔かつ具体的にお示しください。

○市長（八板俊輔君） ブラッシュアップとはいかなるものかというところで御質問であります。

市民と協働して馬毛島活用計画を磨き上げること、すなわちブラッシュアップということでありますけれども、より効果的で実現可能な計画を立案するために努力するということであります。行政の中だけで考えたものということではなく、地元住民の直接な意見を反映されれば、地元の総意として説得力を増すことになると考えてお

ります。

その上でどういう手伝いができるかというお尋ねかと思えますけれども、具体的な取組み、それから手法などについて、市民の皆さんの御意見や御提言をいただいでいきたい。それについては、その馬毛島に特化した形で会合を開くことは今のところ考えておりませんけれども、市政に関する各種の会合ですとか行事、それから、そのほか市民と接する機会はたくさんございます。そういう機会を捉えて、馬毛島に関する情報の共有ですとか現状の説明、それから利活用に関する意見交換もあわせて行っていきたいと、そういうふうを考えております。

○七番（和田香穂里さん） いま一つ私の質問の趣旨を御理解いただいてないような気がしますけれども、今、馬毛島に特化した会合は考えてないとおっしゃいましたが、この前のこの市長と語る会については、直接市長と市民が馬毛島の問題で対話できる機会を持てたということで、各方面からも非常に評価されていると聞いてます。今後もぜひこのような対話の機会づくりには積極的に取り組んでいただきたいと思います。

次に移ります。

五番です。これまでの答弁でも語る会でも、利活用案の理解を求めるために話をする相手は地権者であると述べられていますが、住民に何の説明もなくツー・プラス・ツーに明記したのは日米両政府です。住民無視の計画を進めようとしている政府、防衛省も交渉す

べき相手ではないでしょうか。いかがでしょう。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

私が目指しているものは、馬毛島問題でいうことでありますけれども、目指し求めているものは、馬毛島のよりよい利活用方法であります。この馬毛島の利活用について話し合わなければならぬのは地権者であります。また、FCLPの候補地ということで、その利用について考えているのは国であります。国も、やはり地権者と交渉を持っているところでもあります。ですから、私は地権者と現状では対話ができる環境をつくり、本市の考え方に理解をしてもらうことが大切なことであると、そういうふうにかけて行動をしているところでもあります。

○七番（和田香穂里さん） 地権者がいて、こちら側に西之表市が地権者と交渉する。こちら側に国がいて地権者と交渉する。この国と西之表市は交渉しないということなのかと、そういう答弁だと思うんですが、先ほど言いました、この防衛省から出された御説明資料には、馬毛島が検討対象となる旨、地元の説明することとしているとあって、向こうは説明をしますよと言っているのです、当然西之表市側もどう対応するのかというところは考えておかなければならないことだと思います。

そして、六番です。語る会では、地権者が国のほうが交渉しやすいのではないか、国が買収したほうがいいと言えるかもしれないというふうには話されていましたが、それはどのような根拠に基づいて

国のほうが市が交渉しやすいというお考えなのか、お答えください。

○市長（八板俊輔君） お答えします。

交渉がしやすい云々というところのことではありますが、議事録が手元にごさいませんので、正確な言い回しについては覚えておりませんけれども、交渉相手が国であったほうが、市としても言いやすいと言いたいと、そういう意味の、そういう文脈といいますか、そういう上での発言であったと認識しております。

○七番（和田香穂里さん） その国のほうが言いたいことが言いやすい、その根拠を今伺っているんですが、いかがでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 西之表市長は、市民の生命、財産を守るために発言をすることができるといふふうに認識しております。市の市民を代表する市長と国が話をすることは適当なことであろうなど、そういうことでございます。

○七番（和田香穂里さん） 市長のお立場として、市民の生命、財産を守るためにということ、しっかりと国が交渉相手になった場合は一歩も引かずに交渉していただきたいと思うんですが、市長がFCLPに明確な反対の意思を表明してこそ、市長のお示しになっている対案としての利活用案が生きてくる。FCLPを受け入れないという点をはっきり市民に示すことで、市民も利活用案のブラッシュアップに積極的になれると思いますので、よろしく願います。

屋久島では、七月十七日に、「町長と語ろう！馬毛島のこれか

ら」というタイトルでタウンミーティングが行われ、荒木耕治町長は、はっきりとFCLPについて反対を表明されました。住民の中にも絶対に受け入れてはだめだという声が多いと聞いています。そして、西之表の市長に対しても、市民に対しても、頑張ってほしいという応援の声とともに、一緒にFCLP移転計画をとめようという連携を求める声も上がっていると聞いています。この屋久島の声が市長に直接届いてるかどうかはわかりませんが、屋久島との連携についてはどのようにお考えでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えします。

屋久島との連携についてどう考えるかというお尋ねであります。

さきに解散いたしました馬毛島に係る広域的協議会であります米軍基地等馬毛島移設問題対策協議会は、中種子町及び南種子町の離脱によりまして解散をいたしました。屋久島町とは、そういう意味では、連携については同じ方向を持っていると判断しております。今後ともお互いに情報共有しながら、これまで以上に関係を深化させていくことが必要であると考えております。

そしてまた、中種子町・南種子町におきましても、これまでの経過がございますけれども、今後とも情報共有、連携を図ってまいりたいと考えております。

○七番（和田香穂里さん） 一市三町の連携は今後とも行っていきたいというその御答弁、非常に心強く思います。屋久島だけでなく、中種子町・南種子町にも馬毛島が軍事施設になることを望まない

方々は少なくありませんので、当該自治体である我が市だけではなく、熊毛全体に点在する馬毛島を守りたいという思いと力を大きく一つにまとめるために、市長にはさらなるリーダーシップを発揮していただきたいと思います。

さて、次に大きな項目の三です。

八月十日に報道された中種子町における日米共同訓練計画と、六月議会における自衛隊訓練受入れに関する答弁について伺ってまいります。

まず、日米共同訓練計画についてですが、この計画がいつどのような形で当局に知らされたのか、計画の概要とあわせてお答えください。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

日米共同訓練の内容につきましては、八月十日付け新聞報道がございました。詳細を含めまして、正式には訓練内容は当市には知らされておりません。

○七番（和田香穂里さん） それだけということではよろしいわけですね。いつどのような形で知らされたかということなんですけれども。

○市長（八板俊輔君） お答えします。

これは、訓練計画につきましては、八月九日に、私は離島甲子園の大会で南種子町におりましたので、そのときに九州防衛局の職員の方が庁舎にお見えになって、副市長以下、担当のほうで対応をい

たしました。

その内容につきましては、概要として、中種子町の旧空港跡地などを中心に、陸上自衛隊と米軍の海兵隊による共同訓練が行われるということでありました。それ以上の、これはもう報道されてる以上のことではないんですけれども、その詳細についての説明等はありませんし、まだ正式決定ではないというようなこともありまして、その後のただすタイミングとかありましようけれども、今様子を見てるといふようなところであります。

○七番（和田香穂里さん） 詳細の説明は受けてなく、また、これは正式に決定されたものではないという時点ではありますが、この計画を知って、市長御自身はこれをどのように受けとめられたか、お答えください。

○市長（八板俊輔君） どういうふうに受けとめたかということではありますけれども、もっと詳しく知りたいなという思いはございます。米軍の訓練に限らず、この種の訓練に際しましては、やはり事故ですとかトラブルですとか、そういうものがないことを願うわけですので、そういうことを少し心配してるということはございます。

○七番（和田香穂里さん） 馬毛島のFCLP移設関連の問題を抱える西之表市にとって、米軍が参加する訓練は決して他人事ではないと思います。仕事や買い物などで日常的に中種子町と行き来している市民も多く、自治体は違っても、小さな離島の中で文字どおりの隣町です。訓練予定地の一つである旧種子島空港から西之表市の

境界まで最短距離では約八キロ、訓練に使用される予定のヘリコプターCH・47なら三分ほどの、まさに目と鼻の先のこの隣町で行われようとしている日米共同訓練の計画は、西之表市民にとっても座視できない問題です。

そこで、西之表市民には計画についてどういう形で知らせたのか、また、計画を知った市民から問合せや意見などが寄せられていないか、あわせてお答えください。

○市長（八板俊輔君） 市民のほうから問合せがあるかということではありますが、一部の方から質問等ございました。総務課のほうで対応をいたしました。それ以外には問合せ、それから意見等はございませんけれども、関連する要請が一件届いております。

〔総務課長 大瀬浩一郎君〕

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明申し上げます。

計画につきましては、お知らせのほうに関しましては、新聞報道等ありましたけれども、市役所のほうから直接何らかのお知らせをするというのは、まだいたしておりません。

で、問合せや意見でございますけれども、新聞報道を受けまして、一部の方から問合せがあり質問がありましたので、報道がもう出てましたので、その件に関しまして八月二十八日にお会いしたいということでしたので、私のほうが対応させていただきまして、いろんな話をいたしましたけれども、正直申し上げまして、新聞報道のほうが情報が詳しかったものですから、それ以上のも的是ございません

でした。

ただ、ちょっと気をつけたのが、この種の話になりますと、西之表市のほうはちょっと特殊で、例の地方公務員の政治的行為の禁止というのにひっかかる場面が出てまいりますので、そういったことを注意しながら対応いたしました。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） この計画についての周知及び問合せ意見などについては了解いたしました。

通常、自衛隊等の訓練、そして米軍の訓練、基地の中の演習場を使用します。ところが、今回の訓練は、基地ではない海岸や旧種子島空港など市街地を含む一般の地域が使われます。市街地での訓練は整地訓練と呼ばれ、自衛隊単独では既に中種子町・南種子町で行われていますが、防衛政策局訓練課によれば、演習場以外の陸地での共同訓練は史上初のことです。

共同訓練の相手は、殴り込み部隊として名をはせる米海兵隊、すなわち敵地への上陸作戦のプロフェッショナルで、この海兵隊が沖縄で数多くの事件を起こしていることは周知の事実です。また、自衛隊側の中心となるのは、日本版海兵隊と言われる水陸機動団です。これまでは憲法違反の疑いがあることなどの理由で組織されてきませんでした。今年三月に創設され、佐世保市の相浦駐屯地に設置されました。

日米の海兵隊が共同訓練を行うということは、専守防衛を旨とし

てきた自衛隊が、二〇一三年の防衛計画の大綱で策定された統合機動防衛力という攻撃型の防衛戦略のもとで、その姿を大きく変えている事実を象徴しています。そして、この共同訓練がどのような法的根拠に基づくものか、そもそも法的根拠があるのかどうかすら明らかにされていません。

そこで（五）ですが、自衛隊だけではなく米海兵隊が種子島に来ること、共同訓練が演習地以外で行われることの重大性、その他さまざまな問題点を市長及び当局はどのように把握しているのでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

日米共同訓練の国内で実施につきましては、議員御指摘のように、ほとんどが自衛隊の施設、基地ですとか訓練場がございますけれども、それから海域、空域もありますけれども、そういうところで行われております。それ以外の場所で行われている事例は、現在のところないというふうに承知しております。その問題点につきましては、演習地以外の訓練となりますと、周辺住民への周知や安全の確保、それから騒音等の影響、場合によっては自然環境の保全等の問題が生じてくるというふうに考えております。

○七番（和田香穂里さん） 確かに訓練の行われる長浜海岸、ウミガメの産卵地でもありますし、先ほと言ったように、訓練で使われるヘリは、あつという間にほんの数分で西之表の市街地にも到達できる速さを持っています。

そして、馬毛島のFCLP問題を抱える西之表市にとって、米軍が参加する訓練は他人事ではないと申しましたが、自治体が違っても、小さな離島の中で行われれば、今市長がおっしゃったようなさまざまな影響が考えられます。

そこで六番、このような強引な計画を西之表市として静観するだけでよいとお考えでしょうか。ア、何かすべきと考えているのであれば、どのように検討されているか、イ、静観するとした場合の静観する根拠はという点について、どういう姿勢をとるのかを明らかにした上でお答えください。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

現在のところ、正式決定ではないということもあります。また、訓練地が中種子町であり、その行政の長もおります。具体的な対応につきましては、当市で今のところ直接な対応というものは考えておりません。議員おっしゃるように、国内初の事例であれば影響が大きゅうございますので、隣の自治体に対しましても、それから国の考えについても聞きたいと考えております。また、今後、正式な決定という過程が当然のことで、そういう段階も参りますので、追加で説明があるかと思えます。その場合には何らかの対応が必要であると思いますので、その都度、適切な対応を考えてまいりたいと思います。

○七番（和田香穂里さん） ただいまの御答弁では、正式な決定があれば対応を考えるとというふうにおっしゃったと私理解したんです

が、米軍による日本国内での活動や自衛隊、民間空港などによる米軍への協力は、一たび既成事実ができてしまうと、その後は数々の問題点を残したまま恒常化していきます。

ここで日米地位協定について論じる時間的な余裕はありませんが、オスプレイの飛行経路しかり、鹿屋航空基地における燃料提供などの支援しかり、米軍機の民間空港への緊急着陸しかり、量的にも質的にも日本側の負担が増す一方であり、先日、八月十四日には、全国知事会も地位協定の抜本的な見直しを政府に要請しました。また、事件・事故から国民の生命や財産、人権を守るのに不十分として、今年三月には鹿屋市議会も地位協定の見直しを求める意見書を可決しています。

さらに、今年度末に更新される予定の中期防衛力整備計画に、この共同訓練を盛り込むという情報もあります。今回、種子島で共同訓練が既成事実となると、将来的にこの訓練が恒常化することが危惧されます。共同訓練の恒常化による種子島の軍事基地化をとめるためにも、ウミガメの産卵地でもある美しい種子島の海岸を米海兵隊が踏みに行くとする既成事実をつくらせず、種子島の一市二町で情報を共有し、米海兵隊との共同訓練をさせない方向性を協議する機会を持つべきではないかと考えますが、市長はどうお考えでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

議員が今おっしゃった内容についての考え方、問題の認識という

ことでは、言葉の表現の問題とか、いろいろ私と合わないところはありますけれども、大半のところは認識として共通する部分もございまして、先ほども申し上げましたように、正式決定するまでは何もしないということではなくて、正式決定するということが予想されるわけですから、そのときにきちんと対応するということが申し上げているわけでありまして、その辺を御理解いただきたいと思います。

○七番（和田香穂里さん） ぜひ早急でしっかりと対応をしていただきたいんですが、この米軍基地のない馬毛島や私たち住む種子島で、米軍だけの訓練というのはあり得ません。FCLPも共同訓練も、形は違いますが自衛隊とセットです。

その自衛隊に関して、六月議会での同僚議員からの「いざ」ときに助けてくれる、役に立つのが自衛隊であるから、積極的に訓練を誘致すべきではないか」という質問に対して、市長は「状況、内容等を見ながら、協力するべきところは協力していく」と答弁されました。

しかしながら、誤解に基づく質問及びそれに対する答弁は無効であると言われておりますので、その点を確認した上で、自衛隊訓練への協力について伺います。

この誤解に基づく点とは何か。それは、自衛隊がいざというときに助けてくれる、役に立つという質問の前提です。自衛隊第十代統合幕僚会議議長を務めた栗栖弘臣氏は、二〇〇〇年に出版した本の

中で、「自衛隊は国を守るというけれども、それを国民の生命、財産を守ることだと誤解している人が多い」と述べ、「国民の生命、財産を守るのは警察の役目であって、武装集団たる自衛隊の任務ではない」と断言した上で、自衛隊法にも書いてあるが、「国の独立と平和を守る」と言い切っています。つまり、自衛隊が国民を守るという前提に立つ議論は無効であると、自衛隊のトップに立った人が明言しています。

自衛隊法第三条には、「我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、我が国を防衛することを主たる任務とし」とあります。

そして、同法には国民の生命、財産を守るという言葉はありません。また、陸上自衛隊のホームページには、国民保護等派遣の仕組みの説明として、「武力攻撃事態において、自衛隊は主たる任務である武力攻撃の排除を全力で行うとともに、これに支障のない範囲で、国民保護措置として住民の避難・救援の支援や武力攻撃災害への対処を行います」とあります。これは二〇一〇年度版の防衛白書にもほぼ同様の記述があります。

自衛隊の任務は本来任務と付随的任務に分けられ、本来任務がさらに主たる任務と従たる任務に分かれています。いざというときの任務、つまり本来任務のうちの主たる任務はあくまでも防衛、つまり武力攻撃の排除であり、これが最重要、最優先事項です。

自衛隊の災害派遣については、自衛隊はそもそもレスキュー隊ではありませんし、従たる任務として自衛隊法に規定はされています

が、その最大の目的は、同法三条一項にある公共の秩序の維持、つまり治安対策です。かつて石原都政時代の防災訓練において、人命救助には全く必要のない戦車を銀座のど真ん中で走らせたのは、まさに治安訓練でした。

災害派遣においては、知事が防衛大臣に派遣を要請し、防衛大臣がやむを得ない事態と認める場合の派遣が原則で、自衛隊法に明確に記されています。豪雨や地震など相次ぐ大規模自然災害において、自衛隊の活動が重要な位置を占めていることは否定できませんし、今このときも自衛隊員が北海道で身を粉にして救援活動を行っているのは事実です。しかし、残念ながら自衛隊は災害救助隊ではなく、派遣は三要件と呼ばれる緊急性、非代替性、公共性について妥当性があると判断される場合に限られます。自衛隊がどれほど近くにいるても、どのような訓練に何回協力しても、自衛隊による国民保護は、実は限られた条件のもとでしか行われません。

災害ではなく、いざという有事の際、自衛隊法による武力攻撃事態において誰が国民を守るのかは、武力攻撃事態等における国民の保護のための法律、いわゆる国民保護法に国、地方公共団体の責務として定められています。自衛隊は、都道府県知事の要請があつて、防衛大臣がやむを得ないと認めるときに派遣されますが、市町村は知事に対して自衛隊派遣の要請を行うよう求めることしかできません。知事が要請を行い、防衛大臣が認めなければ、自衛隊は国民保護のためには動けませんし、先ほど述べたとおり、主たる任務は国

民の保護ではありません。武力攻撃事態、つまり、いざというときに国民の生命、財産を守らなければならない責務を負っているのは、実は各自自治体の長です。当市も、ここにありますが、このように西之表市国民保護計画を策定していることは、当然市長も御承知のとおりだと思います。

共同訓練を予定している日本版海兵隊、水陸機動団による離島奪還訓練は、離島の住民を守ったり助けたりする訓練ではなく、敵に制圧された離島を奪い返す訓練です。敵に制圧されたという事態の想定そのものが、ミサイル攻撃を主体とする今日の戦争において非現実的だという有識者の指摘はもつともですが、それは置くとして、離島奪還を想定する南西諸島防衛の中には、住民の避難や救助の視点はなく、アジア太平洋戦争での沖縄戦と同様、住民はよくて捨て石、悪ければ作戦遂行の邪魔者として排除されることも、いわゆる想定内だと思われます。

これが決して突拍子もない仮定の話でないことは、七十三年前の沖縄や中国東北部地域における日本軍が自国民に対して何を行ったかということを知れば明らかだと思います。また、軍隊の置かれなかった島では住民の被害がほとんどなかったという事実も、私たちはそこに学ぶものがあると思います。それは戦時を有事という言葉にかえても変わらない、軍隊が自衛隊となっても変わらない戦争の本質にかかわる部分だと思っています。

長くなりましたが、以上の点を踏まえて、ア、同僚議員の質問の

いざというときはどのようなときで、イ、助けられる、役に立つとは自衛隊のどのような活動を指すと考えて、ウ、どのような状況、内容であれば協力するという御答弁だったのか、これは確認ですので、あわせて簡潔にお答えください。

○市長（八板俊輔君） 質問が最後のほうだけ聞いてればいいのかなど。最初のその国防論につきましては、国とどんな戦わせていたかだと思います。

御質問の私の六月議会での答弁についてのお尋ねであります。

六月議会では、災害時などを想定して答弁をいたしております。

○七番（和田香穂里さん） 国防論についてはというところではなくて、私は自衛隊の役割、任務について誤解の上では議論が成り立たないということを申し上げているんですが、今のお答え、災害時を想定しているのは、アの質問のみのお答えだと思います。イとウについて、もう一度改めて質問いたします。

○市長（八板俊輔君） イの助けてくれる、役に立つとは自衛隊のどのような活動を指すかということでありますけれども、冒頭申し上げたように、六月議会での答弁は災害時のことを想定しておりますので、災害時での活動を指すことが多いと理解しております。

どのような状況、内容であれば協力するのかということでありますけれども、それは、その時々の方々の状況、事案によって適切に対応、対処をしていくことであります。

それと、冒頭、和田議員のおっしゃっていたお話の中に、昨今の

各地での災害の深刻なところを述べられました。そこで、災害こそ国民の、市民の最大の脅威であるということを言われたと私も拝聴してメモしたところがあります。この災害に対応するという点におきまして、やはり自衛隊に対する期待というのは相当高いというふうに考えております。

○七番（和田香穂里さん） それが誤解であるというふうに私は申し上げているんですが、確かに災害時、自衛隊は本当に市民のために身を粉にして働いてはくれています。自衛隊の本務ではないというところを踏まえた上で、私はこの質問をさせていただいてるんです。そのところを御理解いただけないように思うんですが、その上です、エですね。協力すべきところは協力する。今もちよっとお答え一部ありましたが、どの程度の協力を想定されているのかも、個々の事案を見てということでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 今お答えしたとおりです。

○七番（和田香穂里さん） えーとですね、単なる仮定の話とかではなくて、予測され得るあらゆる事態を想定して対応を考えているかということなんですけれども、例えば、仮定の話をするのでしたら、もし自衛隊が災害救助隊であって、レスキュー隊であって、そのいざというときが大規模災害であると限定されるのであれば、助けてくれる、役に立つ存在として、その訓練に積極的に協力していくということとは当然だと思うんですけれども、今私るる述べましたとおり、自衛隊の負う主たる任務、自衛隊の存在理由は、国民の生

命、財産を守ることではない。あくまでも防衛であるというところを踏まえていただいたときに、市長の御答弁、そもその同僚議員の質問、そして市長の御答弁が、誤解、あるいは誤った前提によるその質問と答弁ではないかと。それは無効ではないかということをお願いいたしますけれども、いかがでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えします。

それぞれ防衛に関すること、災害の対応に対する考え方というのはあると思います。今るる議員がおっしゃっているのは、議員御自身の考え方でありまして、私の考えてるところは、先ほどから申し述べておりますように、災害時を想定して六月議会でお答えをしたと。六月議会の誤解とおっしゃいますけれども、私はそういう認識で対応していると。そういうことであります。

○七番（和田香穂里さん） 私は、私の考えではなくて、法律に定められているところについて申し上げているのであって、私が勝手に言ってるのではないんです。自衛隊法にきちんと定められているんです。それから、例えば、武力攻撃事態における国民の保護のための措置に関する法律、ここにも自衛隊派遣について私が述べたとおりのことが書いてあるんです。私が勝手に言っているのではなくて、法律に定められていることがこうなっているのであれば、その災害について云々というのだけをとって自衛隊に協力というのはおかしいのではないですかということを書いてあるわけです。そこを御理解いただいているのかどうか、もう一度伺います。

○市長（八板俊輔君） 何度もお答えしているように、私の考えは先ほど述べたとおりであります。

○七番（和田香穂里さん） だとすれば、法律の条文をしっかりと読んでいただきたいと思います。

そして、日米共同訓練の実施、これは自衛隊の常駐配備への布石となる可能性が否定できません。これは仮定の話ではありません。一つの島に一つの基地が現実化している、今の南西諸島の状況に連なる想定されるべき事態だと思います。ここについて早急かつ毅然とした対応を求め、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（永田 章君） 以上で和田香穂里さんの質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十四時五十分ごろより再開いたします。

午後一時五十二分休憩

午後二時五分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続行いたします。

次は、渡辺道大君の発言を許可いたします。

「一五番 渡辺道大君登壇」

○一五番（渡辺道大君） 通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

皆さんも御存じのように、馬毛島の土地、大部分を所有しているタストン・エアポート社が埼玉県の建設会社から破産を申し立てられていたとの報道がされました。また、先日、この建設会社が申立てを取り下げたそうですが、新たに二社から破産を申し立てられていることも八月二十九日にわかり、東京地裁は二社の申立てを受け、八月十七日付けで保全命令を出したと、さきの答弁でもありましたように八月三十日付けの南日本新聞も報道をされております。

この間の流れはさまざまあり、これを一部否定する情報もありますが、帝国データバンクによると、タストン・エアポート社の二〇一六年十月末の負債額が約二百四十億二千八百万円あることなどから、破産していくのではないかとの見方もされております。

馬毛島については、二〇一一年六月にFCLP移転候補地として日米安全保障協議委員会の共同文書に明記がされており、二〇一六年十一月には政府と所有者との売買に向けた交渉で合意をされており、その後、会社と政府との交渉が金額の面で折り合わず、難航しているとの報道もされております。日本政府が馬毛島を買い取って自衛隊基地をつくり、馬毛島を恒久的な艦載機の離着陸訓練基地を米軍に使わせることを狙っていることも示されております。しかし、政府は馬毛島を五十億円で買収しようと提案をしておりますけれども、会社側がそれを上回る負債を抱えているためにこれがうまくいかず、結局、タストン・エアポート社が倒産してしまうのではないかと予測もされております。

今後、事態は急展開することが予想されますが、そのような事態に備えて、私たち市議会も西之表市当局としても十分な準備、対策等が必要になると考えます。

このような状況を踏まえて、馬毛島問題について質問をいたします。

まず初めに、市長の所信表明にもありましたが、七月二十三日に実施しました馬毛島体験学習。葉山から高坊までの往復遠足や海水浴、魚釣りなどを楽しみ、島の歴史などを学び、子供たちにとっても貴重な体験ができたとのことであります。このことについては、大変進んだ取り組みであり、よいことだと思います。しかし、馬毛島への渡航、上陸に当たりまして、市道をどのように、どんな条件で通行できたのかを明確にしなければ、全く評価が分かれるものと考えます。

今回、市道を通行できたのはタストン・エアポート社、地権者が、通常は通行をさせないけれども、市長の丁寧なお願いや特別に市民が今回だけ通行させてほしいとの願いがあったので、これを聞き入れて、例外的に通行させてくれたのか、それとも、本来、西之表市の道路管理などで通行させないと言われず、市長自ら判断で市道を通じたのか、このどちらかであったのかを市長の認識を明確にお答えをいただきたいと思っています。

以下は質問者席より行います。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） 渡辺議員の御質問にお答えをいたします。

御案内のとおり、去る七月二十三日に市内の小学校五、六年生十人を対象に、馬毛島体験活動を実施いたしました。このときの市道の通行の評価についてという御質問であります。

今回のイベントは保全命令が出されている中で活動ではありませんでしたが、保全管理人も所有者の意向も考慮の上に決定していただいたところであります。参加した子供たちが市道を歩いて通行する中で、住居跡や学校跡地に行くことができました。過去に馬毛島で人々が生活していたことや種子島とは違う自然を感じ取れたこと、そのことで馬毛島の価値を想像できたことが大変大きな成果だと考えております。市道につきましては、従来から一貫して申し上げておりますとおり、本市としましては、馬毛島に市道が現存するという立場でございます。

○一五番（渡辺道大君） 地権者の理解を得て通行できたというふうな今までの答弁ではあったんですけども、そういった理解でもよろしいでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 今回の体験活動につきまして、市道について通行許可しろとか、許可というか、市道通行について特に取り立てて協議したということはありません。活動の内容を説明した上で、その上で協力をいただいたということでもあります。

○一五番（渡辺道大君） よくわかりました。

次の問題のほうに一旦入りたいと思うんですけども、タストン・

エアポート社については、さきにも述べましたように、二〇一六年の十月末でこの負債額が二百四十億二千八百万円あることや建設会社からですね、五月に破産を申し立てられて、債権額の約三億七千万円を供託して、それを建設会社が八月中旬に受け取って、二十七日に取り下げをしているとの報道があります。そして、新たにこの二社が申し立てをしております、会社側は債権額を用意して、また取り下げを要請するというようなことを進めているようですけれども、やはりこのようにですね、会社の経営についてはいろいろな見方あるかと思われますけども、このようなことを繰り返しているというのは大変厳しい経営をされていると見てもよいのではないかなというふうに思っています。

この会社の意向、その考え方とかですね、債権者の動向、あるいは国の動向など、今後、事態は激動すると予想がされるんですけども、市長はこのような事態がどのように進んでいくだろうかと予測をしているか、また、その予測が立つならばですね、市としてどのような対策を講じていくつもりなのか、今の考え方を示していただきたいと思っています。

○市長（八板俊輔君） お答えをします。

議員おっしゃいましたように、新たに二人の破産申立てがあつて、保全管理命令が継続中であるということでもあります。今、司法において審理中でありますので、想定に基づく具体的な対応について言及することは差し控えたいと思います。

この問題の難しいところはですね、例えば、今、二百四十億ということを議員がおっしゃいましたけれども、その債権の関係、どういう形でどういうところに債権債務の関係があるのかというところが非常に解明するのが難しいように聞いております。

いずれにいたしましても、西之表市としましては、馬毛島のふさわしい利活用がなされていくための努力を続けていきたい、というふう考えております。

○一五番（渡辺道大君） 確かに今市長が言われたように、本当いろいろなところからということとで予測が立ちにくいという部分もあるかもしれませんが、私はですね、今からこの二つの分野です、ね、大きな激動が起こるのではないかとこのように見ております。

その一つはですね、馬毛島の土地の行方でありますけども、もう一つは経営が困難な状況にあったこの会社側にですね、やはり途方もない二百億円ほどとも言われる多額な融資をしてきたという銀行の経営に対するですね、やはり不当な行為というものの追及というものも生まれてくるんじゃないかなというふうにして思っております。

まず、この馬毛島の土地の問題でありますけども、例えば倒産した場合、当然この少ない資産が債権者にできるだけ戻るように、弁護士などが破産管財人というものを指名されてくるでしょう。そしてですね、最大の財産であるこの馬毛島の土地や権利が競売にかけられることになるのではないかと思います。

で、以前ですね、榎本修市長の時代にですね、一度、この馬毛島開発株式会社が倒産したということがあったと伝えて聞いておりますし、後にですね、榎本市長から野口寛元市議がですね、直接伺ったようですけれども、馬毛島を五億か六億円で買わないかとの打診があったとのことであります。

今のこのタストン・エアポート社の負債がですね、当時とは桁が違う大きいもので何とも言えないところはあるんですけども、馬毛島のこの土地がですね、競売にかかれるとしたら、馬毛島小中学校校跡地を避難場所に指定している市有地やこの港湾を持っているですね、西之表市に声がかかる可能性があります。一部の市民のですね、寄附なども頼りにしながらですね、はっきりした金額というのはわからないかもしれませんが、もし、この六億円でこの馬毛島の土地を買い取ることができればですね、市長は行動を起こす決意があるかどうかということを確認したいと思います。お願いします。

○市長（八板俊輔君） 答えをいたします。

議員の御質問にある競売ということでもありますけれども、これは今の審理中の、審理の先に破産手続開始が決定なされた後の可能性、方向として、その選択肢もあるわけです。でありますけど、私もそこは関心のあるところではありますけれども、なおこの審理の推移を見守っている段階でありますので、現段階での推測に基づく具体的な対応については言及を控えさせていただきたいと思えます。

○一五番（渡辺道大君） わかりました。

なかなかこう難しいところでもあって、答えがなかなか出ないところがあるのかなというふうにして思いますが、やはりこの場合ですね、最大の債権者ではないかといわれております三井住友銀行の所有になる可能性もありますし、政府が五十億円で買い取ろうとしているわけですから、国が競争入札に参加するという可能性もあるのではないかと。このようになった場合ですね、金額面でもこの大手銀行とか日本政府との競争入札になる、その今の可能性ですけれども、勝ち目がやはり少ないということは誰でも予測ができるものだと思っております。

しかしですね、私はそれを事態が裏のほうですね、こそこそと進められた場合ではないかというふうにして思っておりますし、そういうことが進まないようにですね、次の問題をですね、説明する必要があると思っております。

それはですね、やはり大手銀行などが五十億円しか担保の価値がないといわれておりましたこの会社ですね、二百億円ほどの融資もして焦げつかせた、回収できなかったという、やはり経営責任の追及の問題ですね。政府はですね、馬毛島をやはり買い取ろうとしたときに、その無人の鑑定ができる土地鑑定士に見積もらせたというふうにして言われております。その土地の、そのときの土地の代金とか、建設されていますそのビルの代金、滑走路を想定した工事費など、それに加算金をつけたとしても、やっとな五十億円程度の金

額というのがですね、政府が提示したものではないかというふうにして見るべきじゃないかなと思っております。やはりある意味ですね、これくらいの評価しかでなかった土地にですね、さらにさらに大手銀行が融資を増やして、その銀行にですね、多大な損害を与えたわけですから、やはりこれはですね、この融資を認めた当時の銀行役員とか、やはり理事などに責任があつてですね、これが特別背任罪というものに問われるのではないかというふうに言われて、問題視もされているところもあります。

ここですね、さらに二つの問題が出てくる可能性があると考えられますけども、一つは銀行に多大な損害と罪を与えた経営陣がですね、この馬毛島を放棄する可能性。また、この二百億円ほどの融資をしてですね、資産増強にこの五十億円を使って、後にさらに経営に数十億円使ったとしても、百億円程度の使途不明金が出てくる。この国の政策に対してですね、動くといわれております大手銀行なんですけども、この不明金が政治家や外国に資金が流出した可能性があることをですね、当時の週刊誌なども報じております。やはり最初にですね、馬毛島が米軍の訓練基地にどうかというのの話題が上がったときに、やはり元防衛大臣で長崎選出の額賀衆議院議員であつて、これについてはですね、当時の週刊誌にも掲載がされております。その最初の旗振り役というふうにしていわれて、政治献金が流れたという可能性が十分にあり得るのではないかと。また、この一時、会社が中国にですね、企業の土地を提供するのではない

かというような話も聞かれておりました。

私はですね、今、この問題を党の国会議員ともですね、連携して、問題を究明しようと準備して、依頼もしているところです。そして、この政治家や外国にですね、資金が流れていたとすると政治的にも大きな問題になつて、やはり大きなですね、疑獄事件になる可能性もあると考えております。

こういったことが大きな問題になればですね、大手銀行なども政府も馬毛島の競争入札にはですね、及び腰になることが予測されるのではないかと。やはり銀行も政府もその目的を達成するためですね、馬毛島の土地について競争入札には及び腰になるというのはやはり甘い予測だというふうにしていわれるかもしれません。

今度ですね、十月ごろに、やはり中種子町で計画されております日米共同訓練は、自衛隊がアメリカ海兵隊と演習場外の陸上で一緒に訓練を行うということになると過去に例がないということですけども、やはりこれについては法律上の問題とか合意内容などできなないのではないかとの見方もありますけども、やはり国がそういうことをするという説明をしに来ているという点では、やはりそのようなことは関係もなくですね、計画を進めることということはどんな問題においてもあり得るということもわかります。

ただ、やはり私たちはですね、やはりこの問題を国会で取り上げていくことや市長も言われております、やはり馬毛島にはですね、FCLP訓練基地はふさわしくないのではというところからでもす

ね、前からの議会でも取り上げおります、やはり市道ですね、通行の権利をしっかりと確保して、馬毛島の土地問題に関して、国や企業が来ても、市道や学校跡地は市のものなので譲れないという話し合いもできるのではないかと。やはりあらゆる手段を用いてですね、何とかしてこの基地建設の阻止、その方面にも大きな力を入れて、事態をやはり好転させていく努力もしていくことが重要だと考えているところでもあります。

最後にですけども、今回のこの問題を通じて、その周りでの動きもあります。そのような動きに対して、市民はとても敏感でありますし、不安を感じている方の声も聞かれます。今議会にもですね、戦争させない種子島の会から五名の共同代表が連名で、種子島における日米共同訓練の白紙撤回を求める意見書提出を求める陳情書も出されております。

今回の件で、やはり自衛隊は、中種子演習ですけども、自衛隊はよいけども、米軍はだめだということが通じなくなると。自衛隊の訓練に米海兵隊と一緒になっていくと、島民の安心安全を守るという立場から、という文言もこの陳情書には書かれておりますけども、今後、この市長がですね、示しております馬毛島の利用の考え方、市民とのかかわり方についてですね、どのように進めていくか、市長のお答えを最後に聞かせてください。

○議長（永田 章君） 渡辺議員、そのお尋ねしたいことはわかるんですけども、この通告のどこの部分で。

○一五番（渡辺道大君） 最後の考え方です。

○議長（永田 章君） 最後の考え方ですか。

○一五番（渡辺道大君） はい。

○議長（永田 章君） 渡辺君、もう一度簡潔に。お尋ねをしたい部分だけをもう一度。ちよつとわかりづらかったと思いますので。

○一五番（渡辺道大君） 陳情書が上がってきている問題ということもありますし、その市長が示している、その馬毛島の利用の考え方とか、市民とのかかわり方ですね、この陳情書が上がってきたことに対しての考え方とかっていうことにどのようにして進めていくかっていうことですね。

○議長（永田 章君） 渡辺君、そこはちよつと陳情書の件についてはですね、ちよつと厳しいかと思えますけれども。はい。ちよつと休憩します。

午後二時二十六分休憩

午後二時二十八分開議

○議長（永田 章君） それでは、一般質問を続行いたします。

○一五番（渡辺道大君） すみません。通告書外、通告外ということですね、今回の質問については、また次回、通告をしたいと思えます。議会運営上、御迷惑をおかけしました。

で、次の質問に入りたいと思います。

市街地巡回バスわかさ姫、どんがタクシーのこの利用状況について

てですけども、さきの市政の窓でもありましたけれども、平成二十四年二月から新たな公共交通手段として、市街地巡回バス、わかさ姫とデマンド型乗合タクシー、どんがタクシーを運行しております。全国的に広がっております、この人口減少とかですね、市街地周辺に人口が集中する、あるいは移動手段の車がない方が病院に通うということ、そしてですね、買い物の手段確保といったことについても、県内はもとより九州管内でもですね、地域公共交通の優良事例として評価が高いとされていますし、市民にとっては、今の市民にとってはなくてはならない公共交通機関となっております。

また、この運賃割引制度についてもですね、身体障害者手帳やこの療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の被交付人、第一種身体障害者の付添介護者一名、高齢者等運転免許証自主返納者については運賃が半額になる制度が適用されておりまして、料金の面でもこの利用しやすいバスになっているのではないかと思います。

このわかさ姫やどんがタクシーの運行が始まって六年たちますけども、この現在の利用状況についてどのようになっているか、お答えをいただきたいと思います。

「企画課長 神村弘二君」

○企画課長（神村弘二君） 御説明をいたします。

市街地巡回バスわかさ姫とデマンド型のどんがタクシーの利用状況についてでございますが、今議員御案内いただきましたように平成二十四年度から運行を開始しておりますが、平成二十八年度まで

の五年間については、両方とも利用者が増加をしてきておりましたけども、平成二十九年度の実績では一旦落ちつきをみせておりまして、巡回バスが年間一万一千二百十人、前年度比で百九十四人の減少、ほぼ横ばいというか、微減という形です。どんがタクシーについては、年間二万四千百八十人、前年比で二千八百五人減ということとで、約一割減ということになってございます。

この要因等に、利用の状況の分析も行ったわけでございますけども、両方とも運行一日当たりの乗車人員、一便当たりの乗車人員等が前年から減少をしております。そういったところが減になった要因でございます。

路線や時間帯、停留所ごとの利用につきましては、これまでと同じような傾向となつてございまして、わかさ姫は古園団地、美浜町、松島と、それから天神町、ブラッセだいわ入口、鴨女町といった停留所の利用者が午前中の時間帯に多く、買い物とか通院などに利用されていることがうかがえます。どんがタクシーについても同様に午前中の利用が多くて、校区発の第二便九時半発と市街地発の第三便十二時半発が行き帰りの七割を占めておりまして、区間運行の路線別では立山線、国上線、住吉線、柳原線、古田線の順に利用者が多くなっております。

利用者減の要因については、実績データを分析をし、利用率、人員の減少や一人当たりの利用回数の減少などの傾向を見出し、対策といたしまして、新規利用者の獲得に向けた広報紙への周知や運転

免許講習、返納時の関係機関との連携による仕組みの案内などを行っているところでございます。

今後とも御指摘がありましたように、加速する高齢化等によりまして、地域公共交通に対するニーズというのはさらに高まることが予想されるところでございます。利用者に満足いただける交通形態の持続に向けて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○一五番（渡辺道大君） 今、課長のほうからもお答えいただきましたけれども、平成二十四年度から平成二十八年度まではわかさ姫もどんがタクシーも増加傾向にあったんですけれども、平成二十九年はともに利用者が減少をしているということです。やはりこの理由についても、これまで頻繁に利用していた方が施設や入院とか、あるいは転出等もあり、利用回数が減ったのではないかというふうにして聞かれておりますし、さまざまあるかと思われます。

しかしですね、市のこの平成三十年度アンケートには、この満足度調査においても、非常に満足、やや満足の合計がわかさ姫で二八・九％、どんがタクシーで三二・二％という結果が出ており、やはりこれまでどおり、交通機関としてしっかりと役割を果たしているということもうかがえます。

やはりこの運行についてもですね、どんがタクシーの場合ですね、これまで大字発市街地行きというふうになっておりましたけれども、市街地の方が見舞いとか介助などで大字にある施設への移動、ま

た、大字にお墓参りがある方へのお墓参りのためのですね、その周辺の住所を記載して登録すれば、どんがタクシーが利用できるというふうにしてあることも、やはりこれまでの運用の中で、もつと利用しやすい取組みが進んでおり、この先日ですね、この利用方法についても市民に伝えると大変喜ばれておりました。

今後はですね、以前、取り上げております金融機関等を利用するための大字間での移動とか乗降、これについてはほかのやはり交通機関というのに関係があつて、十分な議論が必要なのかなというふうにして思われますが、市地域公共交通活性化協議会では、市長がやはり会長になっておりますけれども、取り上げていただいて、検討いただきたいと思います。

そこで、次にですね、停留所のこのベンチや屋根設置の件についてですけども、これまで停留所そのものの自体もこの住民の要望に沿って設置したところもありますし、ベンチについても、今いろいろバラエティーに富んでいて、見ているほうも楽しめるデザインのものが各地で設置をされております。

まだまだここにもあつたらいいなと思う停留所もありますし、ベンチや屋根がないと大変だろうなという停留所もあります。この停留所のベンチについてですけども、これまで何度か取り上げてきて、行政の努力や地域の方々の協力でベンチが設置されたところもありますし、また、この地域の方々の協力で設置できたというところもあつて、特に桜が丘の停留所ではですね、清掃作業の際に周りの草

木を払って、待合所を広くしてもらっていると。そのスペースから
もですね、今後、屋根まで設置ができるのではないかといいふうに
して、私自身でただ期待をしているところでもあります。

また、この夏ですね、大変暑かったです。そして、最近よくある
急に降り出す雨ですね、強く、さらに強く降ると。で、この停留所
で荷物を持って待っている方にとってですね、ベンチや停留所の屋
根は必要ではないかというふうにして思います。

この屋根設置についてですけども、やはり台風とか塩害など、維
持管理していくという大変さもありますし、やはりスペースをとる
というところもあって、安全性も確保しなければならないことも考
えなければならぬと。

そこで、一つなんですけども、天神橋の停留所なんですけども、
サンシードで買い物をした方が天神橋の停留所でバスを待っていま
す。やはり乗り遅れたらいけないと、雨が降ってもそこに待ってい
てですね、壁にもたれながら雨をしのいでいる方の姿や、暑い中で
バスを待つ場合にはですね、サンシードの入口付近にあるベンチで
待っていて、バスが来ると、結構距離がありますので、走って行っ
てバスに乗ると。やはりちよつと高齢者にとっては大変なところな
のかなと思いますし、あとはですね、影がある場所をですね、求め
て、反対側のバス停で待っているという姿を近くに住む方々が話さ
れていました。

何とかですね、雨や暑さをしのぐために屋根が設置できないかと

の声が寄せられております。折り畳み式とかですね、簡易式の屋根
というのがあれば設置は可能ではないかというふうにして考えます
けども、停留所全体をみたときに、市民からの要望が行政側にも伝
わっているかと思われますけども、今現在、このベンチの設置や停
留所の屋根設置などがどのように検討されているか、お答えをいた
だきたいと思えます。

○企画課長（神村弘二君） 御説明をいたします。

現在、市街地巡回バスわかさ姫とデマンド型のどんがタクシーの
乗降の箇所といたしまして、市内二十二カ所に停留所を設けて、道
路や敷地の状況に応じて、系統ごとのバス停標識を合計三十基、ベ
ンチが合計三十二基設置をしてございます。設置に当たりましては、
道路管理者であるとか敷地管理者への占用許可申請を行い、交差点
や曲がり角、横断歩道から一定の距離を確保するよう基準を設けて
いるところでございます。

本年度は運送事業者や住民代表、関係機関等で組織をいたします
市公共交通活性化協議会におきまして、バス停の整備について協議
を行い、草払いや老朽化したベンチの更新等に取り組んでいるところ
でございます。また、商工会まちづくり委員会の皆様が二〇一
一年から行っております黒潮の芸術祭での取組みで、市民とアーティ
ストが共同制作をいたしました個性豊かなアートベンチを商店街を
中心に十カ所のバス停に合計十四基設置いただいております。ベン
チにつきましては、停留所の周囲の状況や地権者の意向もございま

すので、引き続き設置可能な箇所には設置していく方向で検討を進めてまいります。

また、御質問の屋根の設置についてでございますが、事情は十分理解はするわけなんです、具体的に要望の調査とか現地に実際可能な場所とか、そういう分も状況の確認もさらに必要なのかなというふうに思っております。また、場所によっては、ベンチさえ置けないというような場所もございます。道路占有の関係とか、上梓をつくることに関する制約とかそういうのがないのか、今御案内いただいた台風のときの安全性の確保とか、いろんな課題がございますので、多角的な検討をその協議会の中で行いながら、設置の可能性や必要性を明らかにしていき、さらに利便性の向上をすすめていきたいというふうに思います。

以上です。

○一五番（渡辺道大君） 天神橋の停留所の屋根設置なんですけれども、お店側の方とも話す機会がありましたけれども、やはりそこに屋根があつたらいいですねというふうな意見もありました。で、やはりそれ聞いたときに、今後につながるのではないかというふうにして期待を受けたところですけれども、ぜひですね、この近隣の理解が得れて、安全が確保できるような停留所についてはですね、ベンチの設置、屋根の設置というのを、会長であります、市の地域公共交通活性化協議会ですね、市長は会長となっておりますけれども、そういったところを検討していただきたいと思いますけれども、市長は

どのように考えているか、お答えをいただきたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

公共交通どんがタクシー、それから、わかさ姫等についての停留所の改善策についての御提言だと思います。

これは課長答弁にもございましたけれども、地権者、道路管理者との協議もありますし、その場所によってやっぱり設置できないとか、場所が狭いというようなこともあります。これはもう現状ではかなり可能なところはやるところまできているのかなと。これ以上のことについては、やはりもっと広いまちづくりですか、そういうところで、歩道の、例えば拡張ですとか、そういうことも関係してくるのかなというふうに思いますので、まちづくりのもっと広い視野に立った計画等もこれから議員の御提言ももとにいろいろ考えて検討してまいりたいと思います。

○一五番（渡辺道大君） ぜひですね、そういう協議会の中でも問題に出してもらって、幅広く協議をしていただきたいなと思います。最後の質問になりますけれども、七月一日から高速船運賃の値上げ、燃油価格調整金、バンカーサーチャージの値上げがされております。有人国境離島法によるですね、運賃値下げがありまして、九千円、当時九千円ですね、その後、八千五百円まで下がった際にですね、障害者割引も同時に引き下げられました。この引き下げに對しですね、利用者も大変喜ばれておりましたし、また、この利用数も大幅に増加したとの報告もありました。

しかしですね、今回この値上げについてはですね、せっかく国の制度で安くなった高速船運賃もですね、燃油の価格変動で金額が変わるということで、燃油価格の状況というのも、現在ガソリン代なども高騰しておりまして、利用者への負担がさらに増えるのではないかとというふうな不安があります。

さらにですね、ここ三年ほど、十二月から三月中旬までの冬期の運行ですけれども、種子島始発便と鹿児島種子島着の最終便は曜日運行が、減便がされているわけですけれども、この運賃改正ですね、運行改正ですけれども、これまで会社側に改正時にはですね、市に説明があったのかどうか、その確認をしたいと思います。

○企画課長（神村弘二君） お答えをいたします。

これまで、議員の今お話のあった運賃の改定とかダイヤの改正について、事前の連絡についてですね、文書でお願いをしたり、また、協議会で会長さんのところに行く際にいろいろ話もさせていただいている経緯はあるんですが、残念ながら、例えば冬ダイヤへの改正等においては特に説明等はいただいてございません。

ただ、今年の七月一日から今御案内いただきましたようにパンカーサーチャージの適用が行われたわけですが、これについては一カ月ほど前に会社から本市に対して、報告というような形で説明にいられてございます。

以上です。

○一五番（渡辺道大君） その点についてなんですけれども、八月

二十八日くらいでしたかね、私が高速船の利用の際、窓口ですね、冬期の運行時刻表が出ておりまして、平成三十年十二月一日から三十一日三月八日まで、これまでと同じ曜日運行されると。その時刻表がですね、もう既に窓口に出されておりました。やはりそれを見るとですね、八月中にはですね、十二月からのこの曜日運行が決定をしているということですよ。そういう点では、この市にも説明がですね、されていないと。利用者もこの段階で知ることになるんですけれども。

先日ですね、党の県議を初めとする鹿児島県の地方議員団が七月十七日、十八日にですね、こちらの熊毛地区からも代表を送りまして、国土交通省とのこの問題について交渉した際に、公共交通機関としては地域の利便性に配慮をして、利用者、島民に理解を得るような説明はすべきとの回答があったようです。

また、この有人国境離島法においてもですね、国が示した補助基準については、飛行機がJRの新幹線並み、高速船が在来線の急行の自由席並み、フェリーが在来線並みとの説明があります。この基準についてもですね、今も適用がされているのか、また、この割引ですね、学割と障害者割引が二重割引ということで適用されないと。学割もJR並みということであれば、適用にならないかとの質問に対して、国土交通省の海事局の担当者は「学割も燃油調整金も含めて、制度としては基準の金額まで適用できる」と。ただし、事務手続や自治体の負担分もあるので、県と自治体の判断にもなると

の回答をもらっております。

つまり、この運賃についてはですね、有人国境離島法による補助金が出ているのであれば、高速船がやはり在来の急行自由席並みの運賃を守るべきではないかなというふうにして思うわけですね。高速船のこの種子島から鹿児島までの距離が約百十五キロ、仮に距離でいいますと、鹿児島中央駅から宮崎までの距離がですね、百二十四キロです。その在来線の急行自由席料金ですけれども、それでいくと往復で六千九百二十円になるわけですね。そして、その高速船の運賃の往復が九千五百円と。やはりこのままこの燃油の高騰を理由に高速船の運賃が上がりますと、基準からも大幅にずれていくことになって、利用者、島民からも理解が得られなくなると思うんですね。

で、その高速船はですね、ほかにフェリーとか飛行機などと比べて、しっかりと公共交通機関の役割を担っているか、そのことについてお答えをいただきたいと思います。

○企画課長（神村弘二君） お答えをいたします。

今、高速船が公共交通機関の役割を担っているかというお話でございますが、種子島・屋久島振興協議会等においても、毎回、会社のほうに伺わせていただいて、お話をさせていただいているということはですね、やはりそれだけ市民に対する影響というのは大きいというふうに受けとめてございますので、当然、公共交通として受けとめているということでございます。

現段階で、やっぱり高速船というのは、国の見方はまた若干違うかもしれないですが、市民の生活の大切なツールとして欠かすことはできないというふうに思っております。

以上です。

○一五番（渡辺道大君） 私も課長の言われるような認識であると思います。

高速船が走るまではですね、種子島から鹿児島市に行くにはフェリーで四時間ほどかかっていたそうだし、屋久島から鹿児島市も四時間以上かかっていたなと、私も小さいころにやはり覚えております。今ではですね、病院やその買い物、仕事や冠婚葬祭など、離島に暮らす住民にとってですね、重要な交通機関、大切な生活航路となっていて、やはりこれについては市長も答弁されておりますし、認識もされているところだと思います。

その会社側についてもですね、申し入れや交渉において、経営の大変さというのも訴えて、地元の利便性よりも、どちらかというとやはり観光客の利用に重きを置いたダイヤの改正になっているようにみえます。確かにこの観光客については、屋久島だけでなく、種子島でもですね、少しずつ増えてきているのではないかとこの観光協会とか熊毛支庁の統計なども示されておりますし、離島割引の適用の効果で全体的な利用者も増えてきている状況であります。ある方ですね、今回の運賃値上げで利用者が減るのではないかとというふうな予測もしております、島内における消費の減少も心配

もされておりました。

種子屋久高速船株式会社においても、ＪＲなどに学んでですね、自治体やその議会、住民の要望にしっかりとですね、耳を傾けて、できる限りの改善をしていくことが経営上も有利ではないかなというふうにして考えますけれども、やはりこのような状況で現在ですね、高速船会社と行政との関係については良好だと言えるか、お答えをいただきたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えします。

会社と行政の関係についてのお尋ねであります。

いろんなことから何か関係のところでは御心配をされているというところでありませうけれども、関係が良好ではないというふうには考えておりません。高速船につきましては、フェリーと同様に公共交通機関でありますし、島民の生活の足になっているというところは、これまでも県や国に対してもそういうふうな実情を訴えて、さまざまな要望が続いているところであります。

運行、それから運賃についての運行会社からの連絡等について、やはりこちらといたしましても、それでいいのかなというところもあります。いろんなところで運航会社、それから県、それから国も含めまして、この高速船が公共交通機関として、運賃の点でもより島民に、利用者に近づくような内容になるように私どもも今後努力してまいりたいと思います。

○一五番（渡辺道大君） やはりこれまでも行政側ですね、減便

やサービス改善について説明がなくて、昨年も減便に対して、十月ごろですかね、種子島・屋久島振興協議会においても、会社側にこの要請行動に出ているとも議会答弁でもありました。

その際にですね、冬場になると乗船率が急に下がって、朝七時発は大体七十名ほど、曜日によっては三〇％くらいしかない。また、八時発の便においても、屋久島の乗客とあわせても五〇％くらいしかなくて、経費を抑えるために十二月から三月までの曜日運行をしているというふうな会社側の説明も受けているとの答弁も聞いていたけども、やはり会社としても、この六〇％の乗船率というものを目指しているとの説明はありますし、そういう説明もあるんですけども、やはり島民のやはり足、生活航路として、病院通いの方がですね、不自由しないような運行改正というのを努力すべきでありますし、利用者が大幅に増えているという状況からも全体的に見て、本当にこの経営に影響が出ているのかどうかという、そういうことも示してもらおうということは大切だとやはり考えております。

サービスについてもですね、その改善を望む声も多く聞きますし、座席指定に並ぶ時間が長くて、座席指定のその機械化とか、行き帰りの離島割引カードを提出する際の大変さ、キャンセル待ちのその仕方をわかりやすく案内してほしいという、その表示をしてほしいというところですね、要望として届いておりますけれども、やはりこれについてはですね、私たちも独自に、やはり会社側とか県に要請活動もしなければならないと今考えているところです。

会社側に対して、市の、市民の要望とか、改善策への発言がですね、なかなか市のほうではこう弱いようにやはり思えるのが、今、弱いようにやはり思えます。やはりこの発言権というのをしっかりと確保してですね、今よりも市民の声が反映しやすいようにですね、市のほうでも努力をしていただきたいなというふうにして、そのことを求めて、私の一般質問を終わります。

○議長（永田 章君） 以上で渡辺道大君の質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十五時五十分ごろより再開いたします。

午後二時五十五分休憩

午後三時五分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

次は、橋口美幸さんの発言を許可いたします。

「一六番 橋口美幸さん登壇」

○一六番（橋口美幸さん） 本日、最後の一般質問になりました。よろしく願っています。

まず、災害についてありますが、最近、またかと気持ちが沈むような自然災害が立て続けに起こっています日本列島です。被災された皆様に深くお見舞いを申し上げます。そしてまた、今後は政府

が総力を上げて、生活再建や生業再建に向けて、財政支援、人的支援に力を入れるべき情勢だということを強く訴えます。このような国民の切実な思いに政府が今こそ寄り添うことだと強く求めたいと思います。

では、一般質問、通告に従いまして、質問をしたいと思います。

まず、公的機関で働く人たちの労働環境改善と住民サービス向上に向けた課題は何か。そして、その改善に向けた取組みをどう進めるかについて質問をし、答弁を求めたいと思います。

近年、労働者のリストラ政策が公的業務、民間企業を問わず進んでいます。さらに、総務省は公的業務全般のリストラと民間への業務委託を進める会計年度任用職員制度を二〇二〇年度から導入することを決めています。

会計年度任用職員制度は、非正規雇用の拡大、そして、全ての自治体職員の賃金や労働条件の低下、人減らし、雇用破壊が進む数々の問題があります。今でも労働者の実態を顧みない経済優先の経費削減政策は、本市でも労働者への健康破壊などのしわ寄せと業務の停滞や遅れなど、住民サービスの低下にもつながりかねない事態となっているのではないのでしょうか。

保育士や保健師、ケアマネジャー、土木技術という専門職の分野については、若い人をきちんと雇用し、大切に育てていくことを提案いたしたいと思います。

課題解決のためには、現状把握することなしには打開策は打ち出

せません。そこで、まず庁内で働く労働者の実態についての共通認識を高めるための質問をしたいと思います。各課の労働者、正規、非正規、パート、そして、一日雇用の皆さんについて、有給休暇取得の現状と実態を伺いたいと思います。

あとの質問は質問者席より伺います。

〔総務課長 大瀬浩一郎君〕

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

市役所、公的機関で働く人たちの有給休暇の状況ということでございますけれども、いわゆる正職員、市役所の職員ですね、の有給休暇の昨年度の取得率が二五・二％でございました。あと非常勤職員でございますけれども、非常勤職員の中でも、いわゆる月給という形で月払いでいただく方と、パートの方、日雇いの方いらっしゃるんですけども、そういった方々の実態についてちょっと調べてみましたけれども、非常勤で月ごとでお支払いしている方の年休、年次有給休暇というのがございますので、取得率六四％でございました。あとパートの方ですね。で、一般的にはいわゆるパートの方というのは、一般的には年次有給休暇はございません。しかし、時間給で勤務してらっしゃる方というのは存在しますので、その方の年休の取得率を見ると三六％という数字があがってきてございます。

で、認識のほうなんですけれども、職員のほうはですね、いわゆるこう年休の繰り越しというのがありますので、ずっとこう休暇をとってない場合にはどんどん増えていく傾向にあります。で、たまた

ていくと四十日ぐらいにたまっていくわけなんですけれども、大体のところでもその水準までいつておるということは、なかなか年休が消化できないというのが実態でございます。

で、そういうこともあるんですけども、年次有給休暇の取得率というの、実は各課によっても大分違っていて、大分とれるところととれないところ、あるいはその年によつての事情というのもございます。一番とれてないのは、社会教育課というのはなかなか年休がとれない課なんですけれども、実際のところは社会教育課のほうは休日にイベント、行事ごとが非常に多くてですね、その分を年休という形、時間外勤務とかいう形でなくて、振り替えて休むケースが多いということで、その分、年休の消化率が悪くなるというのがあります。

それ以外の課の中で、年休の取得状況が高いところもやっぱりございますけれども、二十九年度を紹介しますと、監査事務局、農業委員会、税務課等あるわけなんです、実際のところは年休がとれるかとれないかというのは、税務課などは高いほうの部類にはあるんですけども、やっぱり季節要因というのがありまして、二月の課税の時期とかは非常に取りづらい。それどころか時間外勤務をものすごくしなければならぬというふうな状況がございます。

年休に関しての状況をお知らせしますと、そういった状況でございます。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） ありがとうございます。

今、年休の実情をお知らせいただきました。二五％という取得率は本当に低い取得率じゃないかなというふうに思います。

ちなみに、今、どれくらいの職員の皆さんがこの庁舎で働いていますかという、正職員数二百人、そして、臨時的雇用者八十五人、短時間雇用者、パートの方が四十七人、そして、日雇い、一日交替で出てくる人たちが七人、これは子育て支援センター四人、調理員三人ということになります。特に臨時的雇用者八十五人というのは、本来ならば正職で働いていた学校用務員が退職するごとに非正規に置き替えられて十一名、そして、調理が十七名、で、学校司書三名となっております。

本来ならば学校司書も各学校に一名ずつ配置をするということが基準になっているんじゃないかと思いますが、今現在の職員数がこのような状況の中で、今、総務課長が教えていただきましたけれども、そういう実態になっております。そういう中で職員が二百人で、パートさんもこのような人数で、今、業務を回しているわけですが、その有給休暇のほかに超過勤務がどれくらいあるかっていう実情もお聞かせ願いたいと思います。

○総務課長（大瀬浩一郎君） お答えをいたします。

時間外勤務の状況ですけども、いわゆる正職員、市役所の職員の場合で、昨年度で二万二千四百六十三時間でしたので、それを、課長職は時間外やるんですけど、時間外勤務手当は出さない、

基本、時間外はないという認識でやり、百六十九で割りますと、一人当たり百三十二時間。で、非常勤の方々で、やっぱり月ごとの給与を受けられる方で、やはり時間外が発生する方もいらっしゃる。して、その合計で千二百八十二時間、九十人で割ってます、割りますと、一人当たりが十四時間となります。あとパートの職員、これも基本的には時間外はありません。ないことなんですけども、時間給ということで考えますと、時間外が発生してらっしゃる方がいらっしゃいます。そういう方が八百三時間で、これを九十五人で割ります。すると、八・五時間。

先ほど議員がおっしゃった人数と非常勤の数が違うわけなんですけども、議員にお渡しした資料は四月一日時点の資料ですので、年休と時間外をはかろうとすると、一年間を計測しますので、こういう数字になります。ですから、先ほどの数字の中には、例えばプールの監視員とかそういった数が入ってませんので、その数を入れた数で計算してみても結果ということになります。

総体で見えますと、やっぱり時間外勤務っていうのは発生してるんですけども、特殊なといいますか、やっぱり責任がこう重たいような部署のところの非常勤の職員の方ですね、あるいは、どうしても時間外が発生しない、時間外にやらないとできないような部署の方っていうのがそれぞれ時間外というのが発生しているようにございます。あと、中には特殊要因で、具体的な名前を出していいかどうかちょっと迷うところなんですけども、子供の相談事があって、

どうしても解決しなければならぬ抱え事がある、そういう専門職やつてらっしゃる方が、どうしても時間外にやらないと課題が解決しない。そういった場合に、これは二十九年度の特殊事情だと思えますけれども、ちよつと多目の時間外が発生してございます。

先ほどの年休にも言えるんですけども、年休も、時間外も一つ一つの職場のですね、その非常勤の方の状況とかパートの方の状況を一つ一つ見ていかないと、例えば、先ほど年休の取得率が多いように感じましたけれども、先ほどの年休に戻って言いますと、あれは付与している期間が短いので、率に直すと多くなっちゃうっていう問題もありますので、そういったところは一つ一つ見ないといけないのかなというふうに思ってます。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） 三番の公的機関における住民サービスがどうあるべきかというところに移りたいと思いますが、先ほども課長が申されましたように、休日のイベントが中心となる社会教育課や保健センターすこやかなど、技術職が必ず配置されなければならない部署、そして、水道課でも深夜、日中問わず出なきゃいけないということが多くあると思います。

こういう中で、人数的に公的機関が果たすべき住民サービスが充実していると思ってるかどうかということをお伺いしたいと思います。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

行政サービスということなんですけれども、行政サービスで言われるとき、我々よく言われるのは、公平公正であれとか、効率的にやってくださいとか、効果的にやってくださいということもあるんですけども、総括的に言いますと、市民目線に立って、かゆい所に手が届くようにという言い方、ちよつとあれかもしれませんけども、そういったところを目指すようにということで言われております。その反面で予算には限りがございますので、効率的に使いなさいということも言われますので、そういった意味では、できるだけですね、そういったサービスを落とさないように、日々、その仕事のほうに、あるいは職場環境を整理するというところに努めているというふうなつもりでございます。

評価といいますと、なかなかどの方面からの誰の評価なのかっていうところが特定できないと説明しづらいところがあるんですけども、そういうふうな認識でございます。

○一六番（橋口美幸さん） もう一回、一点、課長にお伺いしますけれども、労働安全衛生委員会での会議の内容とか、指摘があったのかなかったのか、そこもお伝え願えればと思います。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 労働安全衛生委員会の状況でございますけれども、これも昨年度から数が増えていますけれども、昨年で五回ほどやっております。委員が十五名ほどおりまして、その中に産業医ですとか、労働組合側からの委員と執行部側の委員がまざりまして、職場環境についての話をいたします。その中では、今年も二

回ほどやっておりますけれども、五月の中で時間外勤務の実績の報告をいたしました。あと、職員の健康診断の状況、あと、メンタルヘルスがありますので、メンタルヘルスについての話し合いとかいたしました。あと、公務災害とか労災の発生の状況報告などもいたしております。今年はまだやっておりませんが、昨年の場合では、職場の危険度の確認ということで、給食センターの確認をいたしております。

そういった中で、御質問のところのそういった議論があつたかというところでございますけれども、時間外勤務の状況、あるいはそれ以外のメンタルヘルスとか健康状態についての意見、そういったものを交わしております。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） 労働者、働く人たちの健康管理っていうのは本当に大事ですし、それがまず住民サービスの基本だと思いますね。やはりかゆい所に手が届くような住民サービスをするということになる、やっぱり職員が健康で、そして、いきいきと相手に、住民に向き合うということが基本になりますので、ぜひ職員のですね、健康管理には気をつけていただきたいと思います。

そこで、市長に提案をしたいと思いますが、イベントが中心となる専門職の分野、先ほども言いましたが、保健センターすこやか、保健師の皆さん。乳児健診の結果を踏まえて、子育て支援を必要とする住民に寄り添えるような体制がどれだけできているか、

その役割が果たされているか。そしてまた、建設課や水道課など専門職がきちんと配置されて、事業所との連携をうまくやり、事業もスムーズにいつていけるかどうか。そういうことも含めると、今、全庁的なバランスを考えた人員配置というものがどのようなになっているか、住民サービスの低下につながるような人員配置について、ものをどういうふうに心がけているのかということをお聞きしたいと思います。

はい、ちょっともう一回、的確に。人員配置の問題で、専門職の配置が十分、今足りているのかどうか、その見解をお伺いしたいと思います。専門的な分野。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

専門職の配置ということですが、採用に関しましては確かに苦慮いたしております。いわゆる技術者というところの採用はなかなかありませんで、今回、臨時で採用試験をやったんですけども、その中でやっと確保したというのが正直なところでございます。

現状の仕事をやる上で足りてないのかというと、足りてるという認識はございますけれども、やっぱり年齢的なものとかですね、建築士の数が将来不安であつたりですとか、あるいは水道課の残業が非常に多いという認識がございますので、そういったところでの技術職の補給のあり方とか、そのところをもうちょっと工夫して、人を増やしていく努力というのをすべきだろうというのは感じてございます。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） ありがとうございます。

今、現状が、ちよつと時間がないので急ぎますが、現状が公的機関で働く全ての人たちが労働環境を改善するための処遇改善、どういうふうにしていったらいいのかということ、ぜひ処遇改善を求めたいと思います。

まず、非正規職員に限らずですが、とりたてて非正規職員の処遇改善を市長に求めて、意見を求めたいと思うんですが、非正規職員の賃金表できていますが、底上げをしていきたい、いかなければいけないと思うんですが、そういう認識がおりかどうか、お伺いしたいと思います。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

職員の労働環境の改善につきましては、正職員、臨時職員、あるいは短時間のパートの方々も含めまして、よりよい環境を整えるように努力をしてまいりたいと考えております。

○一六番（橋口美幸さん） 今、臨時的雇用者八十五人、パート四十七人という人たちが公的な業務が回っているという大きな役割を果たしていると思います。そういう意味では、本当に労働条件、賃金、そして、処遇についても、ぜひ真摯に議論をしていただいて、処遇改善をしていただきたいというふうに強く思います。

で、五番目の会計年度任用職員制度についての方向性について伺

いたいと思います。

二〇二〇年度からこの会計年度任用職員制度、始まるというふうになっておりますけれども、この会計年度任用職員制度は六点、問題点があります。

主な問題点は、会計年度を超えない範囲で非常勤の職員が置かれて、毎年毎年、一年更新の不安定な雇用になります。そして、勤務時間によってフルタイムと短時間の二つのタイプに設けられて、非正規職員とパート職員というような形が、この今働いている人たちも含めて、希望するか否かにかかわらず、そういう形の雇用になっていくという方向性が示されておりますので、それぞれの自治体の中では二〇二〇年度までにどういう方向性を出していくのが、まだ全国の自治体で取り組まれているところだと思います。

本市では、どのような進捗状況なのかをお伺いしたいと思います。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明いたします。

議員のおっしゃるような状況ではあります。それで、国のほうからですね、マニュアルのようなものも来ておるわけなんですけれども、まだ、最終的にといいますか、秋口にもう一回出るっていう話を聞いているんですけども、そのところがまだ来ておりませんが、完全な整理はできてございません。

ただ、勤務状況、勤務実態の把握はしないといけないということがありますので、人事係のほうで会計年度任用職員に該当するかどうか、そのところを今の段階で検討するというふうな作業は行っ

てございます。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） これを決めていくについてもですね、ぜひ労働者本人の意向を一番大事にした形で進めていきたいということをお願いいたしまして、求めまして、次の質問に行きたいと思っています。

まちづくり公社の運営状況について、その現状と今後の方向性について、お伺いしたいと思います。当初のこのまちづくり公社の目的が目指すものというふうにあります。その目指す目的については、まちづくり公社の設立が地域振興のための事業というふうに、そして、行政事務の支援ということになっております。

この地域振興のための事業とした根拠についてお伺いしたいと思います。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

答弁に入ります前に、前提の話をおかないといけないのかなと思いますけども、私は今、市議会のほうに理事者として、総務課長で出席してございますけども、まちづくり公社の話をしていって、中の話をしていきますと、実際、今、事務局長も兼務してあるわけなんですけども、総務課長の立場では、市役所内の業務を取りまとめて、まちづくり公社のほうに依頼をするというのの窓口の取りまとめの仕事をしております。で、まちづくり公社のほうから見ますと事務局長なんですけども、中身の業務的なことの検討とか職員

の処遇改善とか、そういったことも検討しないといけませんので、そういったことをやりますけども、いわゆるまちづくり公社の管理運営事項でございます。そうすると、本来であれば、理事会に諮って、その上で全員の中で決めていく別個の組織の中の意思決定の一部をしゃべらなければならないこともありますし、そこが問題があるようであれば、ちよつと考えないといけないことがありますので。すみません、ちよつと長くなりましたけども、そういう前提でということでもよろしく願います。

で、当初のまちづくり公社のきっかけでございますけども、確かに市役所の中の業務の効率的に外に出せるところはあるんじゃないかということ議論が始まったのは確かでございます。しかしながら、本当にそのまちづくり公社というもののあり方として、そういったものだけでいいのかという議論が設立時にございまして、やっぱりそこは地域振興とかまちの人たちのためについてというのが考えないといけないんじゃないかというふうな議論があつたのは確かでございます。ただし、その時点で、じゃあ具体的にこれをしようというのが整理できてございませんでしたので、今のような課題が残っているというふうな状況であるというふうに考えてございます。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） そういう経過があつたということが、その後の運営に結構響いているんじゃないかというふうに思います。今、五十六業務をまちづくり公社が請け負っておりますけれども、

この五十六業務の評価についてお伺いしたいと思います。

行政事務については、印刷、配本があります。で、外部の環境整備、例えば、この庁舎内の、庁舎の環境も、先ほど午前中の一般質問の中でまちづくり公社が請け負っているということも答弁が出てきました。そういうことも含めた五十六業務がどういう評価になっているかということをお聞きしたいと思います。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 業務の内容の評価ということですが、事務事業評価とか、そういったシートをつくる作業とかいうことでもございませんので、例えばこの議会の中で意見をいただいたこととか、そういった範囲でちよっとお答えしますと、やはりトイレ掃除の件で、公社としては公社で業務を請け負って、シルバー人材センターの業務を邪魔しないようにという配慮で、一応シルバー人材センターにお願いしてございます。それだけでなかなかそのトイレの清掃の状態が余りよくないという話もありましたので、後で公社の職員が終わってから見回っていくというふうな改善の措置をとってございます。

そういった意味でサービスの評価というのはいろいろでございますけども、そのところがこうなかなかしつかりできてないというのは、クライアントである市役所側の仕事のお願いの仕方、公社の受け方、そういったところにも問題があるのかなというふうなことを考えてございます。

以上でございます。

○一六番（橋口美幸さん） やはり先ほどから答弁をいただけてますが、庁舎の環境美化についても、私も含め、市民の評価は「よくできていない」ということだと思います。そして、市内トイレの清掃業務についても、昨年指摘をいたしましたが、シルバー人材センターとの関連で、民業圧迫にならないためにシルバー人材センターにトイレ管理をお願いしたということもありました。

これはやはり公社設立当時の、きちんと計画を立てた公社設立ではなく、やはり見切り発車だったのではないかというふうに、その疑念は私は拭えないんですけれども、そういうことも踏まえて、市民サービス向上の面から、このまちづくり公社の運営、今後どのようにしていくのか、方向性についてお伺いしたいと思います。時間ちよっと急いで、すみません、四番と五番、あわせてお答えしていただければと思います。すいません。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 方向性についての御質問でございます。

今、公社のほうではですね、中の、市役所の中のものも関与しまして、業務の改善と労務管理の改善の話をしてございます。

一番初めに前提でお話し申し上げましたが、公社の方向性ということでございますので、多分、この場で私が答えるのは余り適切ではないと思いますので、答弁のほうは差し控えていただきたいと思います。

○議長（永田 章君） 橋口議員に申し上げますけども、まちづく

り公社、これについては御案内のとおり、外郭団体ですよね。ですよ。そこは十分御理解した上で質疑をお願いいたします。

○一六番（橋口美幸さん） 事前に総務課長とは打ち合わせをしながら質問しておりますので御理解ください。

それですね、まちづくり公社の今後の方向性というところでは答弁ができないということでしたので、私があえてここで申し上げたいのは、その業務をまちづくり公社が、庁内の市民窓口ですね、例えば住民票を出したりとか、庁内で本来やるべき業務を外に出すような方向性はやはりとらないでいただきたい。それから、労働者の安定した雇用ということを思えば、やはり行政事務にしても、環境整備にしても、労働者は直雇用ということが原則じゃないかというのを訴えまして、次の質問に移りたいと思います。

続きまして、生活保護行政の現状認識と改善に向けてお伺いしたいと思います。

まず、生活保護行政、現行の体制は専門的な職員が配置されているかどうかをお伺いしたいと思います。

〔福祉事務所長 下川法男君〕

○福祉事務所長（下川法男君） 御説明をいたします。

初めに、現行体制における専門的な職員の配置の有無についてですが、生活保護法第二十一条において、「社会福祉法に定める社会福祉主事は、この法律の施行について、都道府県知事又は市町村長の事務の執行を補助するものとする」とあります。援護係には、現

在、三名のケースワーカーと係長を兼務した査察指導員一名が配置されていますが、いずれも社会福祉法第十九条に定める社会福祉主事の資格を有しております。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） 社会福祉主事は配置されておりますが、本来の社会福祉士の配置が今ゼロということでありました。やはりこの生活のことを相談に訪れる方は障害を抱えたりとか、疾病を抱えたり、依存症だったり、ひとり親家庭の人たちだったり、困難を抱えた人が訪れるので、やはり社会福祉士の専門的な配置、このことを求めたいと思います。

それから、今、ケースワーカーに当たっている人たちの勤務年数をお伺いしたいと思います。

○福祉事務所長（下川法男君） お待たせいたしました。お答えいたします。

現在、任務についている係員ですけれども、係長兼査察指導員が一年五カ月でございます。ただ、ケースワーカー時代を含めると、七年五月の経験がございます。残りのケースワーカーですけれども、一人目が一番若い職員で、今、一年五カ月になります。二人目が五月になりますけれども、通算で言いますと九年五月になります。三人目が、今、一年の経験を終わりました、通算ですと五年の経験ということになります。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん）　ありがとうございます。

先ほどから専門職の配置のことを強く言っているんですけども、やはり住民と寄り添う、住民サービスを質的に向上させるためには、本当に各部署に専門職の配置が大事だと思います。

生活保護行政についてもですね、やはり経験年数は長いということとはありますが、継続して四年、五年とそこにいる、そして、住民の苦難に寄り添うということが基本じゃないかなというふうに思います。

市長にもこういう人員配置をですね、専門職の適材適所の配置、このことをぜひ今後していただきたいというふうに思いますが、そういう認識について、市長の見解をお伺いしたいと思います。

○市長（八板俊輔君）　お答えいたします。

どの部署にも限るということでもございませんが、それぞれ担当のところで専門的な知識あるいは資格を要するところがございまして、そういうところには必要に応じて適正な配置を進めてまいりたいと考えております。

○一六番（橋口美幸さん）　この分野もですね、ぜひ若い人たちが、福祉の分野でも保育士もぜひ正職を雇用していただきたいと思うんですけれども、まさにこれからその生活保護行政というところは大事なことだと思います。

二番に移っていきますが、生活保護制度は憲法二十五条に基づく権利であるということを一般的には認識していると思いますが、

あわせてしおりをいただきましたけれども、このしおりの中ではですね、財産活用の問題だったり、車の件だったり、誤解がされるような文面となっていないかどうか、このことを含めて、福祉事務所に憲法二十五条に基づく権利であることの認識と、しおりの認識をお伺いしたいと思います。

○福祉事務所長（下川法男君）　御説明いたします。

生活保護法第一条に規定されております「日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する」というものが目的として記されております。

憲法二十五条には、「全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」ということで理念が規定されてございますので、この理念を実現すべく、ケースワークを行ってまいりたいというふうに思っております。

なお、しおりに関しては、その権利と、あと、それに裏腹のところにある義務というものがしっかりと果たせるように、対象者の方々にわかりやすく説明をするためにつくっているものでございますけれども、先ほど議員が言われましたとおり、制度の内容に誤解がないように、丁寧な説明をしてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん）　指摘しました高額な生命保険の保有は

認められせんっていうのが、高額とは幾らなのかっていうことを具体的に示したほうがいいんじゃないかなということ、それから、車の保有は原則として認められせんということがあるんですけども、これは本市でも私も相談にりましたが、障害があり、これは大阪の枚方市の事例なんですけど、障害があり、リハビリ通院が必要な人の車の保有を理由に制度が受けられない結果となっていることが枚方生活保護裁判で決着しました。この中身は、下半身に障害がある高齢者が車の保有を理由に生活保護の申請を却下したのは違法と訴えた裁判では、その保有する車を通院以外の日常生活上の目的のために利用することは、被保護者の自立助長及び保有する資産の活用から、むしろ当然に認められるという判決結果が出ております。こういう判決結果は、障害を負っている人の日常生活での一定条件のもとで車の使用を認めるということになりました。

このことについても、地方自治体の皆様にもですね、周知徹底するように、今、国にも求めているところですので、ぜひ自治体の窓口でもこういうことを周知していただきたいというふうに思います。

一層このような生活保護行政、専門職も含めて、しおりの具体的な丁寧な説明内容についての姿勢をお伺いしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えします。

先ほど福祉事務所のほうからもお答えしましたとおり、しおりの作成に至った趣旨とその精神、憲法二十五条の精神に基づいて施策を行っていることを広く利用者、関係者に知らせて、丁寧に丁寧

な説明をしていきたいと考えております。

○一六番（橋口美幸さん） よろしくお願いいたします。

で、制度の、生活保護制度の引き下げの問題についてお伺いしたいと思います。

日本は今、制度の変化による受給者の動向が、本当に生活基準が下げられて、で、生活保護を今まで受けられていたのに受けられない人が、これは全国の事例ですけど、かなり増えております。で、この所得階層を国は十段階に分けて、低いほうから一〇%の消費水準に合わせるという手法で生活保護基準を引き上げております。で、今後、今年の十月からも保護基準の引き下げが狙われておりますが、最低生活の水準を下へ下へと引き下げる、先ほども担当課の係の方もおっしゃいましたが、憲法二十五条の生存権が侵されている状況になっているのではないかと思います。で、制度のこのような変化が一般低所得世帯の生活水準悪化や中間所得層との格差拡大が生まれているという現状があります。

で、この生活保護引き下げの影響というものを、今、行政の中で影響を受ける制度っていうものが何があるかっていうことをぜひお聞かせ願いたいと思うんですけども、四十七の分野を今例示しておりますが、就学援助制度は八十九自治体が影響を受け、税金や介護保険、国保税などさまざまな減免制度に影響を及ぼしておりますが、そういう状況があった場合は、そういう状況があるかないかをお伺いしたいと思います。

○議長（永田 章君） どこですか。

○一六番（橋口美幸さん） （四）番。

○福祉事務所長（下川法男君） 御説明いたします。

制度変化に伴う保護受給者数、介護保険や就学援助など、他の制度への影響ということでお答えをさせていただきたいと思います。

初めに、保護受給者数の影響ですが、平成二十五年度以降の年度間の平均世帯数、平均人員、保護率の順番で御説明をさせていただきます。

まず、平成二十五年度が二百四十五世帯、二百九十七人、十八・十五パーミルでございます。平成二十六年度が二百三十五世帯、二百八十人、十七・二五パーミルです。平成二十七年が二百三十四世帯、二百七十七人、十七・三一パーミルです。平成二十八年度が二百三十六世帯、二百七十九人、十七・八三パーミル、平成二十九年度が二百二十五世帯、二百六十三人、十七・〇三パーミルでございます。また、直近の七月の状況については、福祉行政報告例によると、百九十五世帯、二百二十六人、十四・六四パーミルとなっております。

この間の廃止の理由等を分類すると、働きによる収入増や亡くなられたということが多数を占めておりまして、基準額の見直しによる要否判定で廃止になったというケースは、当市においては見当たらないとございます。

また、その他の影響についてでございますが、厚生労働省が生活

扶助基準の見直しに伴い、他制度に生じる影響についての通知をたびたび発出しております。これによりますと、直近では本年一月に通知を出しておりまして、一番目に、生活保護基準の見直しに直接影響を受ける国の制度については、できる限り、その影響が及ばないよう対応することを基本的な考え方をすると明記されております。また、二番目に、個人住民税の非課税限度額等については、平成三十年度は影響がないということと、平成三十一年度以降の税制改正においては対応を検討することが書かれております。三番目に、地方単独事業についても、国の取組みを説明の上、その趣旨を理解した上で、各自治体において判断するようにということで依頼をされております。

このことから生活保護基準の見直しに伴う影響というのは最小限度にとどまるというふうに想定をしております。

以上で説明を終わります。

○一六番（橋口美幸さん） ありがとうございます。

やはり国の基準が引き下げて、そのまま住民に及ばないような国の指導がありますので、そういうのはきちんと窓口ですね、広報もしつつ、ぜひ住民援助の立場から、国の通達も、いい通達を守りながら進めていただきたいと思います。

やはり生活保護については、ステイグマと言われるそうなんですけれども、生活保護を受けるのは恥だというような認識が社会の中に広がっております。しかし、憲法二十五条で本当に認められてい

る権利を使うんだということで、窓口に来た人たちにはですね、丁寧な説明をお願いしたいと思います。

この生活保護基準の引き下げは受給者の問題と思われるがちなみにですけども、そうではなくて、貧困や低所得のライン全体を押し下げってしまうことになりまして、低所得の世帯はますます貧困から抜け出せない。さらに、地域の受給者が減ることとは、地域の経済にとっても影響が及ぶということになるのではないでしようか。ぜひ生活保護の制度を十分に活用できるような対応をお願いしたいと思います。

次に、五番に移りたいと思いますが、捕捉率についての質問を出しております。

前回もこの捕捉率について質問をいたしました。捕捉率とは、生活保護給付の利用要件を満たす者のうち、現実に利用している人が占める割合をいいますが、本市では国保世帯で見た場合、年間百万円未満の所得世帯が二千四十一世帯、六四％、六十万円未満の世帯が千六百五十三世帯、五二％、三十三万円未満の世帯が千二百八十五世帯、四〇％ということになっております。この状況がありながら、本市の受給者世帯、七月現在で百九十五世帯、一五％にとどまっているということになります。

本市の捕捉率の低さ、容易に推測されますが、こういう状況を見て、厚労省の推定した日本の捕捉率で言いますと、所得だけで推定すると、二割余りが資産を、二割の人たちが受けるべきだ。資産を

考慮しても、四割の人たちが生活保護の対象者だというふうに試算が出ております。そういう状況の中で、健康で文化的な最低限度の生活を保障するということをぜひ今後も求めていると思います。

六番に、すみません、移らせていただきますが、窓口業務のことをお伺いしたいと思います。

生活が困難な市民の状況把握、連携はどのようになっているか、また、市民総合窓口の充実に向けた取組みとの関連はどのようになっているかをお伺いしたいと思います。進捗状況について、具体的には世帯や子供の貧困の実態に寄り添う大事な分野で期待もあります。相談業務として配置された担当者の連携など、どのように生かされているか、どういう進捗状況なのかをお伺いしたいと思います。

○福祉事務所長（下川法男君） 御説明をいたします。

まず、窓口業務の中で生活が困難な市民の方の状況把握、連携に關してのお問合せですが、自らの生活について、維持が困難であればあるほど他人に話すことがはばかられる思いがあるかと感じております。地域に根を張った活動をされている民生委員からの情報や他の窓口からのつながにより相談に至るケースもありますので、今後関係する窓口や民生委員を初めとする関係機関との連携を強め、困難を抱えた市民の方の情報把握に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、市民総合相談係についても重要な連携先の一つであるというふうに考えております。市民総合相談係においては、教育や福祉などの関係機関への訪問や高齢者支援協議会など、地域の各協議会等への参加を積極的に行うことに加え、高齢者支援課や健康保険課を初めとする庁内関係課との連携を強め、情報共有を図っていくことで、困り事を抱えた方の掘り起こしの機会を増やし、そのような方々の生活の場へ出向いていって、お話を伺うことも積極的に行ってまいりたいというふうに模索しております。

特に子供に関することについて、家庭児童相談員等の各相談員が積極的に学校や関係先に訪問をし、情報共有を行うとともに、困り事を抱えた世帯に対しては、保護者や子供と生活の場で話し合いながら、寄り添いを行っております。

あわせて、困り事を抱えた方を地域ぐるみで支える仕組みやツールづくりについても地域と一緒に考えて考える機会を設けていきたいと考えておりますので、地域福祉という視点で地域の皆様にも見守っていただくことで、複層的に寄り添えることを期待をしております。

以上で説明を終わります。

○一六番（橋口美幸さん） ぜひ、せっかく結構専門職の方がいらつしやって、市民の相談できる体制ができたと思いますので、相談窓口の充実と、それから地域のマップですね、連携をした地域マップづくりにも、ぜひ完成のために頑張っていたきたいというふう

に思います。

続きまして、次の質問に移りたいと思います。

馬毛島問題と中種子町で初めて計画されている米海兵隊との共同訓練の認識の問題について、市長にお伺いしたいと思います。

今、日本の軍事予算五兆円超となっております。そういう軍事予算が過去最大五・三兆円という、約五・三兆円という軒並み連続で多くなっている五兆円超の中で、中種子町での米海兵隊との共同訓練は馬毛島問題との関連を強く印象づけることだと思います。馬毛島イコール自衛隊プラス海兵隊イコール種子島という、残念ながら方程式ができるのではないかとこのように思います。

今、昨年からですね、先ほど自衛隊の議論もありましたけれども、今までの災害援助の自衛隊の役割が大きかったのですが、安保法制の成立後、自衛隊は大きく変質をしているのではないかと、こういうことが多くの国民が危惧していることだと思います。

今までの自衛隊は専守防衛でした。しかし、この安保法制以後です、人殺しをする自衛隊、人殺しができる自衛隊へと変質をしているのではないかと、こういう危惧が本当にあると思います。

○議長（永田 章君） 橋口議員、ちょっと今の発言は訂正をしてください。

○一六番（橋口美幸さん） ああ、そうですか。はい、わかりました。訂正をいたします。

専守防衛から自衛隊が変質をしているということになるのではな

いでしょうか。そういう状況の中で自衛隊がこの種子島に初めて来て、米海兵隊と訓練をするということは、私たちも勉強会をいたしましたけれども、自衛隊が米海兵隊に訓練を受けるのだということが真実の姿なんだということが学習会の中で話されました。そういうことからいきますと、やはり市長にですね、一市二町で馬毛島問題との関連を強く印象づける、この米海兵隊の訓練、熊毛一市三町の市町が連携をして、訓練中止を県に求めていくべきだと思うんですね。

先ほどの議論の中で、もしそうだったら危機を感じるというようなことを答弁の中でおっしゃっていましたが、やはりそうになったら、恒常的な種子島での米海兵隊と自衛隊との訓練を許してしまうということになるので、今、県議会にですね、市民団体、各政党が要望書も出してあります。で、そういうことからですね、地元の声をぜひ、いち早く国に対しても、で、県に、空港管理者の、そして、海岸のね、管理者の県に対して、私たち地元、私たち危機を感じている人たちがまず声に出して文書を發送する。このことが大事ではないかと思いますが、市長の考えはいかがでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

中種子町で日米共同訓練、自衛隊と米軍の訓練が計画されていることへの認識についてのお尋ねでございます。

現在のところ、中種子町の旧空港跡地で新聞報道のような訓練が計画されているというふうに伝えられております。この点につきま

しては、馬毛島問題との関連についてということですが、その関連については不明であります。ただ、その影響も考えられるという認識はある程度ございます。

今後、一市三町ということがありましたけれども、近隣の首長、町の首長さんたちと意見交換、情報交換をして、事態に対処してまいりたいと考えております。お尋ねの中にある県に対しての行動ということについてもその範囲内に入ってくるのかなと思います。

○一六番（橋口美幸さん） 先ほど県議会にも意見書を提出したという話でしたが、これを読み上げたいと思います。

九州防衛局は、平成三十年八月九日に鹿児島県中種子町、西之表市及び南種子町に対し、本年十月上旬に旧種子島空港及び長浜海岸において陸上自衛隊と米海兵隊による日米共同訓練を行うと説明に参りました。今回の日米共同訓練は、日米の連携強化と中期防衛計画に乗せることが目的と言われました。しかし、この日米共同訓練には以下のような大きな問題を抱えていますので、強く反対いたします。鹿児島県知事におかれてましては、種子島の平和と島民の生活と生命を守るために、日米共同訓練の許可を出さないよう、強く要請いたします。

第一に、今回の日米共同訓練は国内の歴史において初めてで、しかも自衛隊や米軍基地以外では過去に行ったことのない日米共同訓練であり、法的にもこのような訓練を認めてはいけないこと。第二に、旧空港周辺には住宅地も隣接しており、米軍の訓練はあくまで

も有事を想定した訓練で、実弾の使用も可能性がないとはいえず、訓練中の事故で島民を危険にさらすことが懸念されること。第三に、今回の日米共同訓練をさせてしまえば、日米地位協定が見直され、国内どこでもこのような訓練をすることにつながる。

要請事項としては、一、陸上自衛隊と米海兵隊による日米共同訓練に対し、許可しないように、このことを鹿児島県知事に宛てて市民団体や一部の政党も出しております。

ぜひこういう動きをですね、私たち一市三町の首長も含め、議会も含めて動かないといけないというふうに思いますが、市長がどのような見解なのか。先ほど伺いはしましたが、これを読んで、改めてお伺いしたいと思います。さきの馬毛島問題についてもですね、県知事、伊藤祐一郎知事の時代でしたが、地元の住民が反対していることには知事も反対だというふうな姿勢をきちつと出しております。そういう意味では、いち早く地元の声を県や国に伝えていくことが求められてると思いますが、それを踏まえて、いかがでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

今、橋口議員が要望文というようなものを読み上げられたんだと思いますが、それぞれのお立場で、それぞれの団体が、それぞれの考える行動をされることについては尊重したいと思います。

で、本市はどうするかということでありますけども、先ほどからお答えしておりますように、近隣の首長、自治体とも情報交換をし

ながら、適切に対応をしていきたいと考えております。

○一六番（橋口美幸さん） じゃあ、そのことについての情報交換はいつ、どのようにされるのかをお伺いしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） 首長といろいろな会合で会う機会がございますので、その機会を捉えて、適宜やりたいと考えています。

○一六番（橋口美幸さん） ぜひ、計画で言えば十月上旬、十分御存じだと思えますけれども、十月上旬から中旬というような計画日程になっておりますので、そんなに時間はないというふうに思いますので、ぜひここは急いで取りかかっていただきたいというふうに思います。

次の点を伺いたいと思います。

ツー・プラス・ツー、六月議会の一般質問についての答弁についてなんですが、これは先ほどから議論のあるところなんです。やはり恒久的な軍事基地にする、これが白紙撤回されない限り、私たちが馬毛島を本当に大事に思い、今の自然の馬毛島のまんま、子供たちに本当に伝えたいと思う、こういう気持ちをどういうふうに形として残していくかっていうことになると、やはりまずその声をですね、国に求めていく。地権者とそういう良好な関係が続けていくことも、私もとても大事だと思います。でも、一方では、ツー・プラス・ツーの明記から地元の声として外すことを求めていくっていうことは、ごく市長の馬毛島に対する思いから言えば、ごく当然の流れではないかと思えます。

そういう意味で、ツー・プラス・ツーからの明記を市民と一緒に外すように求めていく流れをつくろうじゃないかっていうことが、私も市長と一緒にやりたいと思うんですけども、そういうことの考えはどのようなものなのでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

通告書にある白紙撤回の考え方ということについてのツー・プラス・ツーに関する考え方についてのお尋ねかと思えます。

私の六月議会での発言については、ほかの同僚議員からの御質問にもありましたけれども、文言の解釈というところでは、ちよつとずれてる面もあるのかなと思います。方向性として、議員のおつしやるその白紙撤回という、そういう方向、取り下げると先ほど言われましたけれども、その方向と一致しているのではないかということとを申し上げたわけです。

ただ、その後で誤解のないように申し上げたのは、私はそういう意味の言葉、表現は使わない。そして、よりそういう言葉を使って行動することではなくて、具体的な馬毛島のふさわしい利活用のある方ということを考えて、取りまとめて、それを具体的に提案していくという、そういう立場をとっていくことが橋口議員の求める方向と似ているのではないかと、方向性としてはそう違ってはいないだろうと、そういうことを申し上げてきたわけです。

今後とも馬毛島利活用案をもとに、さまざまな条件を整えながら事業を構築して、それを市民の皆さんとともに具体化して実践する

ことに努力してまいりたいと。市民の皆さんの理解を広げて、活動を今度とも続けていきたいと考えております。

○一六番（橋口美幸さん） 市民の皆さんも市長のその答弁も聞いて、ああ、なるほどと思える方もいらっしゃるでしょうし、そうじゃないという方もいらっしゃると思います。だけど、やはりその馬毛島を今のまま後世に残すっていうことは気持ちとしては同じな人がたくさんいらっしゃると思いますので、やはり市長の考えはその馬毛島の利活用のほうがツー・プラス・ツーに明記されるよりも、そのほうが優勢なんだというふうに捉えているのかなというふうに一定の理解はいたしますが、やはりそれぞれの馬毛島を守るという方向性が一致した市民団体が市長と一緒にあって、そして、私たちも一緒にあって、この馬毛島問題にきちっと、私たちの使い方、平和的な馬毛島の利活用が達成できるような方向に進めるように、ぜひとも皆さんと、市民の皆さんと行政とも力を合わせて頑張っていきたいというふうに思います。

以上をもちまして私の一般質問を終わります。

○議長（永田 章君） 自席のほうにお願いします。

ただいまの橋口美幸さんの一般質問をもって、本日の日程は終了いたしました。

△日程報告

○議長（永田 章君） あす十一日は午前十時から本会議を開きま

す。

日程は市政に対する一般質問であります。

△散 会

○議長（永田 章君） 本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでした。

午後四時十分散会

本
会
議
第
三
号
（
九
月
十
一
日
）

本会議第三号（九月十一日）（火）

◎出席議員（十六名）

一番	下川和博君
二番	小倉初男君
三番	竹下秀樹君
四番	永田章君
五番	木原幸四君
六番	川村孝則君
七番	和田香穂里さん
八番	河本幸男君
九番	鮫島市憲君
一〇番	中野周君
十一番	田添辰郎君
一二番	生田直弘君
一三番	橋口好文君
一四番	長野広美さん
一五番	渡辺道大君
一六番	橋口美幸さん

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市長	八板俊輔君
副市長	中野哲男君
教育長	大平和男君
会計管理者兼 会計課長	毛井文子さん
総務課長兼 選管書記長	大瀬浩一郎君
企画課長	神村弘二君
市民生活課長	吉田孝一君
財産監理課長	奥村裕昭君
地域支援課長	松元明和君
税務課長	長吉輝久君
健康保険課長	長野望君
高齢者支援課長	森真樹君
経済観光課長	岩下栄一君
農林水産課長	園田博己君

◎議会議務局職員出席者

建設課長	戸川信正君
水道課長	上妻敏男君
福祉事務所長	下川法男君
農委事務局長	日笠山昭代さん
監査事務局長	河内時久君
教委総務課長兼 学校給食センター所長	小山田八重子さん
学校教育課長	内健史君
社会教育課長	松下成悟君
局長	濱尾実君
次長	古市善哉君
書記	中島恵さん
書記	小園啓太君

平成三十年九月十一日午前十時開議

△開 議

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程第三号のとおりであります。

議事日程（第三号）

日程第 一 一般質問

九番 鮫島 市憲 議員

一四番 長野 広美 議員

一二番 生田 直弘 議員

一一番 田添 辰郎 議員

日程第 二 諸般の報告

△一般質問

○議長（永田 章君） それでは、日程第一、一般質問を行います。

発言は、別紙一般質問通告書の発言順により行います。

なお、質問は簡潔にしてルールを遵守し、また、当局の答弁につきましても簡潔に要点を絞って行われるよう、議会運営に対する御

協力をあらかじめお願いを申し上げておきます。

順次、質問を許可いたします。

初めに、鮫島市憲君の発言を許可いたします。

「九番 鮫島市憲君登壇」

○九番（鮫島市憲君） 皆さん、おはようございます。

一般質問に入る前に、今日は立春から数えて二百二十日ですが、これは二百十日とあわせ、農家などでは強い秋台風等、天候による災いが多い日として、最も窮した時期とも言われております。

全国的にたび重なる台風の襲来や集中豪雨、さらには今回の北海道地震など、生活を脅かす災害が後を絶たない、絶えない状況にあります。被災地域の皆様方に心からお見舞い申し上げますとともに、早期の復旧を御祈願申し上げます。

それでは、通告書に基づき一般質問を行います。

まず、学校施設及び運営予算並びに学校と地域が一体となって取り組む青少年育成に係る社会教育予算の充実、拡大を求めるためにその見解を問うことについてであります。

まず、学校施設及び運営に係る予算が極めて少ないと感じております。中学校は統合十周年を迎え、高校再編に伴う旧種子島高等学校の譲渡、さらには統合と、実質十三年を経過しております。当時は早急な統合であり、当局の対応も苦慮されたことを推測されますが、その後の施設管理計画等の予算化が十分とは言えない現状であります。

私は、前市長時代にも一般質問で施設の早期整備を要求しましたが、現在でも教職員室や生徒進路相談室、新築した中学校等の空調施設等も不備で、いまだに手をつけていない状況にあります。

学校施設整備や運営予算について市長の見解を求めます。

以下は質問席から行います。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） 鮫島議員の質問にお答えをいたします。

学校施設及び運営予算が少ないとの御指摘であります。どう思うかという御質問であります。

学校施設の充実が不十分との御批判等も受け取っております。学校施設、そしてそれを中心とする社会教育予算の充実、拡大については、青少年育成の観点から、ハード、ソフトの両面で環境を整える努力を進めたいと考えております。

私も、就任以降、学校を全て回りましたけれども、やはり議員のおっしゃるような施設の改修の遅れですとか不備というものを感じております。

学校の教育現場のお声、それから本市の予算、教育委員会の予算ということにもなりますけれども、それ以外の市長部局の予算でも関連する整備等ができると思いますので、あらゆる方策を考えて、学校それから保護者それから地域の皆さんのお声も伺いながら、整備に努力してまいりたいと考えております。

○九番（鮫島市憲君） 市長も教育には非常に熱心な方だというこ

とはつくづく感じております。

そういうことから、やはり早々の、八板市長に請求するわけではありませんけれども、やはり子供、学校教育というのは、人間の中で一番大切な時期でもありますし、人間形成する上において、環境というのがいかに人間を育てるためには必要であるかということはどう御承知のとおりだと思います。

厳しい財政と申ししましても、非常にそういった点にやっぱり重点を置いて今後取り組んでいただきたいなと、このように思うところであります。

次に、青少年の健全育成についてであります。

学校と地域、社会教育が各々の領域をフルに活用した環境整備が不可欠であります。本来、青少年育成対策、これにつきましては市長部局で対応すべき政策であります。が、本市では、事務分掌等によって社会教育課に事務局を置き、校外生活指導連絡会や市子ども会育成連絡協議会等と連携させ、関係団体の連携意識の高揚等、組織体制が確立されています。社会教育に係る青少年の自主事業や国内外の研修等への参加など、助長するための予算は十分とは言えない状況にあります。

こういったことから、先ほども一部は市長の答弁にありましたが、やはり市長部局にあるべく、青少年育成政策、これは県にあつては県の知事部局にあるわけですね。そこにやはり教育関係者も出向しまして、そして対策を講じてやっていることでございまして、ただ

そのように考える観点から、こういうのについてはやっぱ予算、張りつけというものをですね、余りにも校外生活指導連絡会、夜間の生活指導、そういったもの等で今いろんな問題が出ていないが、ただそれだけで済むものかというところ、そうじゃなくて、もう一皮むけて、むいて、この青少年をいかに、やはり今後の育て方としてですね、県外にやり、もしくは国外にも派遣し、そのような機会を捉えながら育てていくということも大事なことでなかろうかと。

そういったところから、やはり予算の裏づけにももう少し肉を入れてほしいなというところの要望ですが、市長の御見解をお伺いします。

○市長（八板俊輔君）　お答えをいたします。

先ほども少し触れましたけれども、社会教育予算、青少年の健全育成に関しましては、教育委員会のみならず、市長部局においても、それぞれの関連する分野で努力を続けなければならないと思います。地域そして家庭、学校、教育委員会と連携を図りながら、今後も青少年の健全な育成に向けて施策を展開してまいりたいと考えております。

具体的な事業の詳細につきましては、担当の課のほうから御説明をいたします。

すね、県外にやり、もしくは国外にも派遣し、そのような機会を捉えながら育てていくということも大事なことでやなかろうかと。

そういったところから、やはり予算の裏づけにももう少し肉を入れてほしいなというところの要望ですが、市長の御見解をお伺いします。

具体的な事業の詳細につきましては、担当の課のほうから御説明いたします。

青少年育成に係る社会教育予算について現状を見てみますと、本市の教育費における社会教育費それから社会教育振興費、青少年指導事務費、勤労青少年ホーム費等が対象になると思いますが、決算状況を見てみますと、平成二十七年年度三千七百五十万一千円、平成二十八年年度三千七百三十一万六千円、平成二十九年年度三千六百四万八千円、平成三十年度におきましては、予算ベースでございますが、三千八百四十六万六千円となっております。平成三十年度予算において増加しておるのは、勤労青少年ホームの入り口の修繕等、行ったためでございます。

引き続き地域、家庭、学校及び教育委員会と連携を図り、ともに青少年の健全なる育成に向けた施策を展開してまいりたいと、そのように考えております。よろしくお願いします。

どうぞ。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

市の予算に占める教育予算の割合についての御質問でございます。何％が適切かというところは、なかなか言うことが難しいかと思いますが、県下の類似団体といいますが、人口、予算規模等が同じような自治体を比較してみますと、六、七％の割合で予算化しているようです。本市は、昨年度決算ベースで七・九％であつたかと思ひます。

全国平均といひますが、はもう少し高い、一割台に達しているかと思ひますが、その数字だけで単純な比較はできないと思ひますが、どの辺が足りないのかというところを研究しながら、どこを増やしたらいいのか、どこが足りないのかというところを研究して、より充実した施策展開につないでいきたいと思ひております。

以上です。

○九番（鮫島市憲君） ありがとうございます。

やはり学校建設とかそういったものの建設予算、これは別として、普通の教育予算という位置付けです。ね。そういったのは、確かにそういった校舎の建設とかになりますと予算が膨れ上がります。こういった教育予算は別として、日ごろの予算確保というのは一〇％程度という、今七％弱の割合なんですけども、非常にこの予算確保にはそういったふうに前向きに努力していただきたいなと、そのように私は要望するところであります。

学校は、中学校が六カ所ありまして、その学校の維持管理等を含めながら今までずっと継続してきた、その学校が一本になってきた、しかし、そこに通う生徒一人一人は、同じような六校にあつたときの生徒であつても、一校にまとめたからといつても、予算を享受できる、それは同じであります。

そういうことから、やはりこの子供たちの教育にもう一つ力を注いでいただきたいなと思ふことから、あえてこの問題を質問として取り上げさせていただきました。

子供というのは、どの国であつてもどの地域であつても、やはり宝であります。今後もこの教育予算に対して確保、堅持していただくよう要望しまして、次の質問に移りたいと思ひます。

次に、農業経営の安定化を図るために、安心して生活できる農家、農村の構築を図る観点から、農業専門職員の採用を強化すべきと考え、このことについて市長の見解を問うところでありますが、高齢化の進む農家の経営、これは厳しい局面に向き合つております。

今後は、行政自らにおいて農業専門普及員等の資格を有する職員の採用を強化して、県と連携した、国及び県の農業施策や農家の経営改善とあわせて栽培技術指導や新規作物の導入等、将来を見据えた種子島の農業・農村振興策が求められます。農政普及、経営技術等に精通した農業専門職員の採用は不可欠であります。

この件について市長の見解を問います。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

農業の振興は本市の重点施策に位置付けております。種子屋久農業協同組合を初め各関係機関と一緒に、農業経営の生産基盤の安定と農家の所得向上のために、これまでもあらゆる施策を展開してまいりました。

本市において、現在、農業専門課程を卒業した四名の農業技師が職員としております。

高齢化の進む農村経営が難しい局面にあることは十分理解しておりますので、引き続き実りある施策を展開していくとともに、専門的知識の習得に向けて研修等の充実も図り、人材の育成に努力してまいりたいと考えております。

農業の専門職ということで、例えば、新規採用の場合にそういう資格を保有する志願者がいましたら、それも勘案しながら、市の組織としての農業に向けた組織としての力を強化するために考慮して採用の面でも考えてまいりたいと、そういうふうに考えております。

○九番（鮫島市憲君） えっと、この確保にはですね、市役所やＪ

Ａ、農協ですね、等にも、各耕種別にそれぞれの専門技術員が設置されておりました。そういった中で、農林水産技術指導者連絡協議会、すなわち技連会と申しますが、このときにその存在というのが極めて大きかったわけです。この技連会が示す農政座談会とか農覧会ということになりますと、この会に行かなければ損をするよというぐらいに、やはりこの組織が持つ力というのは非常に多うござい

ました。それは、精通した技術者がちゃんとおって指導をなしていたという、いわばそういったこともありました。

そういうことからしますと、非常に最近は職員も一生懸命事業の説明、そういった等も行っておりますが、なかなか人が集まらない、そういったこともあります。何かそういうところに手の打ちようがあるんじゃないか、何が欠けているのかなど、そういったことを考えるときに、やはりそういったこともあるんじゃないかと思うことから、あえてまたここで提案しているわけでございます。

こういったことにつきまして、これからの先の農業ということを考えるときに、ある程度そういったのも必要であるし、ＪＡはＪＡという別の団体であって、私たちは行政なんです。行政にはすぐ上に県があります。国があります。行政は行政としての国の政策、県の政策、方針、そういったものに基づいた市の政策というのが当然の流れのごと、やはり縦に流れてくる。それをいかに享受しながら、農家に広め、農村が潤っていくかという、そういった役割がこの行政には課せられているわけです。

そういうことからして、今市長の答弁の中にも、積極的にこれを取り組まれるという言葉によって、こういったことに希望ある、志願する人たちも含めて、やはり対策をつくっていききたいというような旨の回答でありましたので、ぜひひとつこういったことも参考にし、今後の職員採用には一助としていただければなど、このように考えます。

それでは、次の三番目の質問に移ります。職員等の資質向上を高める島内外の計画的な研修機会の構築についてであります。

伊佐市との交流の中で、新規採用職員との合同研修、これにつきましては非常に好評をいただいております。これは、好評というのは、誰がといいますと、今回御来島いただきました、鉄砲まつりですね、市議会の皆さん、五名の方がいらつしやいました。そういった人たちにいかがなものかと言うと、「あれは、よかな」と、このように評価もあります。

ですから、こういったことからして、今後もやはりさらにこういった事業を進めていくべきだと考えます。

現在までの経緯と今後の計画等について御質問いたします。

〔総務課長 大瀬浩一郎君〕

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明いたします。

姉妹都市盟約を締結しております伊佐市との新規採用職員の合同研修は、平成二十七年から、戦後七十年の年でありますけれども、疎開の縁等もございましたので、そういった年から続けておりまして、今年で四年目を迎えております。

研修の中では、新採としての仕事の向き合い方とか、お互いの歴史とか交流のこれまでの流れなどを確認しながらですね、いい合同研修ができていますと思います。伊佐市のほうでは森教育長という方がいらつしやいまして、西之表市の御出身の方でございますので、これまでの歴史とかをですね、じかにお話しいただいたり、とても

いい研修ができています。

今年も鉄砲まつりに来ていただきまして、秋口には西之表市のほうから伊佐市のほうに行く予定でございますけれども、これからも引き続き内容等を工夫しながら充実させていきたいと考えてございます。

以上です。

○九番（鮫島市憲君） 以前は、やはり職員によるスポーツ交流とか、ああいったときには国そのものにおいても予算も非常に多くありましたし、スポーツを通じた交流があらゆる形で職員同士の交流というのにも開かれていましたけれども、そういったことから、時代に沿うて、こういった新規採用職員の合同の研修の機会を設けられたということは非常にすばらしい企画だと、このように考えます。

今後もうつぱりこれが続けていきながらですね、姉妹盟約のこういった都市としてこの事業を継続していただければなど、このように考えます。

次に、今、市では、県知事の許認可に伴う、市長への許認可申請の権限移譲、こういったものがされているわけです。今回、機構改革等も行ったわけですが、非常に業務が多岐、多様化に進んでおります。そして、職員への負担も非常に大きくなっている、こういった中で、この機構改革そのものを今後発展的に進めていく観点から、職員の研修機会を確立することが肝要であるとうと、こう思うわけでございます。

島内、島外を問わずしてですね、こういった機会をつくること、さらには職員自らがやはり研修を望んで、こういったものに参加したい、そういった機会が生じた場合にあっては、職務専念義務等も積極的に適用して多くの職員の研修機会の場を拡大していただきたい、このように願うところではありますが、これについての見解はいかがでしょう。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明申し上げます。

えっと、権限移譲の話もございましたけども、西之表市は県下の中でも権限移譲の件数が非常に多い市でございまして、そういった意味からも、職員の負担というのは大変多い状況だと思います。

健康の状況等も心配なわけですけども、そちらの手当て等を含めて、職員の能力の向上を目指しての研修というには自己研さんの研修の部分と職場内の研修の分、職場外の研修の部分、いろいろございんですけども、これまで予算も増やしてまいりましたけども、これからまたしっかりとそういった場をつくっていききたいと考えてございます。

以上でございます。

○九番（鮫島市憲君） 非常にやっぱりの職員はですね、極端な言い方ではございませんけれども、市民にとってみると、極めて大事な財産なんです。職員というのは。すばらしい職員を抱え、その職員がただ採用され、こういった研修の機会がなかなか薄いような状態では、ちょっと今後の市発展にも大きく影響していくと思

ます。

やはり玉も磨かんば光沢は出ない、種もまかなければ芽も出らん、花も咲かんという言葉があります。お茶の木であっても、やはり五年たつてもまだお金にはならない。それを過ぎてからやっとお金が見えてくる。このときにいかに肥やしを、肥をやって大きくしていく、二十年木、三十年木と、長い経営の中にしてこの役を果たしてくれるお茶の木なんかがあるわけですが、まさに人間そのもの、そのとおりであって、この若いときに育てる、そういったことは非常に極めて大事なことだと思います。

先ほどの青少年の問題、さかのぼるわけではありません。そういったことなんです。やはり若いときの出会った夢というのは一生懸命になつて育て、これが大きな宝になつていくわけでございます。どうかそういった面から職員の研修というものについても積極的に取り組まれるよう要望しまして、次の質問に移ります。

それでは、島外から修学旅行で種子島を訪れる小中学校及び高等学校の受入状況と今後の取組みについてでございます。

このグリーン・ツーリズム推進協議会の組織挙げての取組み、これについて、会員の方々の深い御理解と御協力によって、年ごとに修学旅行で種子島を訪れる小中学校及び高等学校が増えてきているように受けとめております。その受入状況と今後の取組みについて説明を求めます。

〔経済観光課長 岩下栄一君〕

○経済観光課長（岩下栄一君） 御説明いたします。

修学旅行の受入れにつきましては、種子島グリーン・ツーリズム推進協議会を中心に、一市二町各協議会と連携をとりながら、民泊型の受入れに取り組んでいるところでございます。

本格的な受入れを始めてから七年目となりますが、昨年度につきましては、本市独自の取組みを含めまして、種子島全体で小学校二校、中学校二校、高校四校の合計八校、延べ千三百八人の民泊受入れを行ったところでございます。

今年度につきましては七校、延べ約千二百人の受入れを予定しております。

今後の取組みについてでございますけれども、まずは誘致につきましては、一市三町それから観光協会からなります熊毛地域教育旅行誘致対策協議会や種子島グリーン・ツーリズム推進協議会と連携をとりながら、引き続き関東や関西方面等への、学校や旅行会社に対し誘致活動を行ってまいりたいと考えております。

また、あわせまして新規家庭の開拓を進めたいと思ひまして、こういったところにも力を入れてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○九番（鮫島市憲君） このグリーン・ツーリズム、事務局としてもですね、経済観光課の職員の方々の働きというのが非常に目に映ります。非常に頑張っていたいただいていることを高く評価するところであります。

そういうことから、次の二番目の質問にも関連してきますが、数年前から伊佐市からも三校小学校が修学旅行で来ております。この関係者の意見では、修学旅行は過去にはやはり伊佐市の場合ですね、水族館、山形屋、図書館ですね、そういった鹿児島市内を中心として修学旅行が展開されてきたと。しかし、種子島に行くようになってから、非常に子供たちが楽しみに待つようになっていっていると、そういったやっぱり意見もよく聞かれます。

そのようにして、非常にこの受入れそのものについては高い評価を受けていると私も喜ぶところでありますけれども、今後もういった事業を積極的に推進していく中で、課題として挙げるとするならば、どんなものが課題として挙げられるのかをお示しくください。

○経済観光課長（岩下栄一君） お答えいたします。

伊佐市からの修学旅行におきましては、戦時中の学童疎開の話を中心とした平和学習や市内小学校との交流、種子島宇宙センター、浦田海水浴場、民泊など、二泊三日の行程で行われている状況でございます。

小学校関係者や児童からも大変喜ばれており、三校のうち二校につきましては四年連続で修学旅行先として選んでいただいているところでございます。

課題といたしましては、小学校の修学旅行は通常一泊二日程度で行われることが多く、種子島に来るとなると二泊は必要となることで、船代が余分にかかるために、修学旅行の予算単価が危ないとい

うことがございます。そのため、小学校の修学旅行先として種子島が選ばれにくい要因の一つとなっているのではないかと考えております。

なお、伊佐市の場合は、本市との交流の重要性から二分の一の補助を出していただいている状況となっております。

以上でございます。

○九番（鮫島市憲君） 非常に離島ゆえにそれぞれにハンディもあるし対応も難しいこともあると思います。例えば、荒天の場合はどうするとかそういったことも当然考えられるわけですが、非常に今の取組みが積極的に取り組まれていることに対して、何か苦になること、課題、その障害になること、そういったことがあればということ、あえて質問をさせていただいたわけです。

この十年ほど前の話にさかのぼりますが、ある新聞社の、全国的に、全国で行ってみたいところはどこですかというアンケート調査が新聞に掲載されたことがありました。その際、種子島が二位に入ったことがございます。

ところが、なかなか実数として余り出てこない。逆に屋久島のほうが多いとかいう現実があるわけですが、しかし、この行ってみた種子島はどんな島か。その取組方というのは、ここに大きな問題もあるかと思えます。こういったことは、これから関係機関、団体等々が、やはりそういったいいものを持ちながら生かされていない、生かしていない、そういったこと等も考えられます。だから、

自分たちのこういったいいものをやっぱりさらに表に出してですね、取り組まれるよう期待したいと思えます。

ちよつとこれは私的なことでありますが、知人の依頼で、東京の中野区にある中野スイミングクラブ関係の方々が島を訪れることがありまして、島を案内しました。この方々は、毎年、一週間程度ハワイにサーフィンに行くというメンバーでありました。その年はまたま知人の紹介もあつて種子島を訪れたとのことでしたが、東海岸の景観、景勝に触れたときに「ここは日本ですか」と。そして、男性職員が「おーい、日本か、これ」という、こんな声を聞きました。みんながそのように口癖に話されていたことを今さらに思い出すところがございます。

この自然が豊かな種子島の魅力を改めて感じる自分でもあつたわけですが、これからも多くの方々が迎えできるように、私たち島に住む者が誇りを持って進められることを願いながら、私の一般質問を終わります。

○議長（永田 章君） 以上で鮫島市憲君の質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十時四十五分ごろより再開いたします。

午前十時三十四分休憩

午前十時四十五分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、長野広美さんの発言を許可いたします。

「一四番 長野広美さん登壇」

○一四番（長野広美さん） それでは、私の一般質問を始めます。通常、九月は年度の間点であり、今年度事業の振り返り、また次年度に向けた計画の具体的な議論が始まる時期に当たります。そこで、私の一般質問は今年度の主な取組事業を中心に行いますので、よろしく願いいたします。

まず最初は、本市のふるさと納税事業についてです。

今年、当初予算は、これまで蓄積してきたふるさと納税基金を具体的に活用し、また同時に、昨年実績をはるかに超えるふるさと納税寄附額およそ二億円を目標に予算化した点が大きな特徴となりました。

全国のふるさと納税は、二〇一七年度で三千六百五十三億円となり、前年対比でも二八％と急速に増加傾向になっておりますが、本市は、昨年度実績として減少しました。そこからどうこの目標達成に向けて取り組んでいくのか、改めて担当課から本年度の事業の取組みについて、また目標額等についての状況を説明お願いいたします。

なお、理事者の皆様には手短に要点で御解答をお願いいたします。以下は質問者席より行います。

「経済観光課長 岩下栄一君」

○経済観光課長（岩下栄一君） お答えいたします。

ふるさと納税制度は、生まれ育ったふるさとに貢献できる制度、自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度として平成二十年度に創設されましたが、寄附額のうち二千元を超える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度となっております。

平成三十年度のふるさと納税業務の概要につきましては、大きく分けて、寄附の申込み及び返礼品等寄附者への対応、寄附金歳入の会計処理、ウェブサイト等の管理、返礼業者等への対応、このような業務の中で寄附金額の増額及び寄附者の継続、拡大につながる取組を進めてまいるところでございます。

本年度の目標額につきましては、当初予算に計上しております二億円を目標としております。

なお、八月末までの実績としましては七百十三件、一千四十五万五千円の寄附があり、昨年の同期と比べまして、件数で三十六件、金額で百五十一万八千円の増となっております。

以上でございます。

○一四番（長野広美さん） 実績の状況等は説明いただきましたけれども、取組強化をどのように具体的にされているのか、もしくは計画されているのか、その点について御説明をお願いいたします。

○経済観光課長（岩下栄一君） すみません、質問の二番目のほう

と内容が少し重なってくるかなと思いますが、そういったところも含めましてでよろしいでしょうか。

○一四番（長野広美さん）　そうですね、はい。

○経済観光課長（岩下栄一君）　えっと、二番目で前年度と比較しての改善点や具体的な取組強化というところがございましたので、こういった形での答弁をさせていただきます。

○一四番（長野広美さん）　はい、お願いします。

○経済観光課長（岩下栄一君）　お答えいたします。

前年度と比較しましての改善点につきましては、組織的な面で、これまで地域支援課において協働推進係の職員が他の業務との兼務の中で行っておりましたが、今年度からは経済観光課に移管し、新たにふるさと納税推進係を創設して専任で業務を行っております。

業務面におきましては、取組強化とあわせた形の説明となりますけれども、主に三つの点で取り組んでまいりたいと考えております。一つ目は、インターネットサイトの拡大やイベント等でのトップセールスを行い、寄附者へのPR、プロモーションの強化を図ってまいりたいと考えております。また、広報媒体を有効に活用し、寄附者への多様なニーズに対応できる広報活動を展開してまいります。インターネットサイトにつきましては、現在、楽天、ふるさとチョイスという二つのサイトから九割を超える方が利用されておりまして、今後、新たに利用度の高いサイトの追加を検討してまいります。

す。

二つ目は、本市の主力返礼品であります安納いもや関連商品の人気商品の確保と高額寄附者向けの商品開発を特産品協会などと連携し、魅力ある返礼品の企画と内容の充実を図ってまいりたいと考えております。

三つ目は、事業者間の連携やコラボ商品等の開発促進に向けた勉強会、意見交換などを行い、事業者や生産者のスキルレベルアップと返礼品の付加価値を高めるための研修会を実施したいと考えております。

なお、近年、送料等が値上がりしていることから、商品価格の設定及びポイント等も含めまして、先月までに事業者と見直しを行ったところでございます。

○一四番（長野広美さん）　御説明ありがとうございました。

方向性については、幾つかお示し、御解答いただきましたけれども、その中で具体的に少し内容を質問させていただきます。

まず、返礼品等につきましては、今後、高額であるとか安納いもですとか、地域の特性といった部分を重点的に取り組まれるだろうと思いますが、これ、今現在、西之表市ですね、インターネットで確認したところ、アイテムとしてはおよそ百件ほど。これに対し、例えば、県内で一番多い志布志市は三百四十件といった部分であります。そういう返礼品の品数の確保とか開発とかいった部分について、幾つか研修もされるとか、それから広報媒体をとということも説

明されましたけれども、具体的に市の担当職員がそういったことを取り組んでいくことになるんでしょうか。

○経済観光課長（岩下栄一君） 新たな事業所の拡大だとか商品の見直しにつきましては、今、担当職員と、それから経済観光課に来ましたので、特産品協会や商工会と連携を図っております。そういった会の中でもお願いをいたしまして、参加事業所の拡大とか、新たな商品の部分で製糖商品をつくっていただくとか、そういったところのお願いをしているところでございます。実際、新規に事業所登録をしたいという方も今出てきておりまして、そういった中で商品の充実を図ってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○一四番（長野広美さん） 一点確認ですけれども、このふるさと納税という部分の商品開発で、多くの寄附額を集めている自治体では、大手の旅行会社さん等の連携で地元に関係ない商品も実は返礼品の中に挙げられているということもありますので、その部分については、今後も地元産品を中心に特色を出していくという方向性はそのままよろしいんでしょうか。

○経済観光課長（岩下栄一君） はい、そのように考えております。実際、ふるさと納税につきましては、地元事業所に限定した商品づくりということで、事業所につきましても市内に本社又は主たる事業所を有する法人又は団体、個人というふうになっておりますので、そういった形で今後も進めてまいりたいというふうに考えております。

す。

○一四番（長野広美さん） ありがとうございます。

そういった中でですね、本市の今後の取組みについては、商工会、特産品協会さん等の連携について回答していただきましたけれども、実は、私たち産業厚生委員会で八月の二十七日に商工会役員の皆さんとの意見交換会を行いました。で、その際にですね、ふるさと納税について積極的な発言は、残念ながら聞かれなかったんです。

これは、今回、二億円を達成するとなればですね、単純に考えても、三割、約六千万円強ですね、外貨獲得の事業になるわけです。そういう意味ではですね、特産品協会さん、商工会さんとの連携のあり方については、いま一度しっかりこの方向性を強化していただく必要があるのではないかなと考えます。

また、商品開発等についてもですね、私たち議会でも幾つか先例、先進地を視察した中では、とにかく一つでも多くの商品を紹介しようという試みがですね、至るところで見えてまいりました。

そこで、私もいろいろと考えてみたんですが、例えばですね、地元の清掃グッズのレンタル業者さんがいらつしやいますが、そこでは火縄銃兵衛やハイビスカス等のオリジナルなデザインのマットを製作して販売されていらつしやいます。

やはりですね、職員がいかにまちなかに向いて、農産品それから市の特徴ある商品はどこにあるのかといった部分で体制強化をしなければ、なかなかこの百点の今現在の返礼品の数を例えば二百、

二倍ですね、もしくは三百といった部分で強化していくのは大変厳しい目標ではないかなと感じております。

今課長のほうから説明がされたように、地域支援課から経済観光課に移動されてまだ半年ですので、なかなか実質的に具体的な成果だという部分の答弁は難しいかと思いますが、この人的な配置のあり方については、相当具体的にですね、強化の方針を持たなければ、この二億円の目標達成といった部分は大変厳しいのではないかなというふうに感じているところです。全国の自治体との競争といったものが今回のふるさと納税の事業だというふうに考えているわけです。

また、先ほど課長のほうから答弁いただいたように、幾つか今年度取り組みたい方針につきましても、具体的にはインターネット等のＩＴの専門家、例えば営業経験者もしくはマーケティングの専門家、一般的に考えるだけでもそのような能力を今の現状の体制で救急に備えることができるんでしょうか。その点についてどのように考えていらっしゃいますか。

○経済観光課長（岩下栄一君） 二つほど考えております。

一つは、人員の配置的なところについては、現在、係長が一名とそれから臨時雇用者が一名とパート一名という三名体制でございますけれども、また全体的に庁内を横断的に他の課との協力関係、そういうところでの連携も図っていったらなということだと思っております。

もう一点は、返礼品の事業者の方との勉強会というのをやる中にですね、実際にそのマーケティングだとかそういったＥＣサイトだとかそういったところの専門性を持つ業者の方に入っていただいて一緒にやってそういった講習会を開く中でよりよい方向を見出していくということの二点ほどを考えております。

○一四番（長野広美さん） 突然ですけども、私、ここですね、副市長にお伺いしたいと思います。

今年度の人材配置そしてこの予算のつくり方の上で、このふるさと納税の組織づくりといった部分でどのようなことを課題として考え今年度取り組み方というふうな方針を持っておられたのか、庁内での議論等、あればちょっと説明いただきたいと思っています。

○議長（永田 章君） ちょっと、長野議員、これ、副市長でいいですかね。市長。

○一四番（長野広美さん） いや、最終的には市長にお伺いしたいんですけど、少なくとも内部の管理の部分で総合的に責任を持っていらっしゃるの。で、その上で、市長には今後の方針をもう一度確認させてください。

○議長（永田 章君） はい。

〔副市長 中野哲男君〕

○副市長（中野哲男君） お答えをいたします。

ただいまふるさと納税推進係ということで新年度から機構改革のもと配置をさせていただいたところでございます。

今課長からも説明がございましたように、職員一名、あと臨時雇用者とパートそれぞれ一名ということで、目標額を二億円に定めまして、少し大きな額ではございますけれども、今後の取組みによっては実現可能というふうなことで予算を組ませていただいたところでございます。

今後の人事配置でございますけれども、常々市長とも協議をして、組織のことについてはこれから充実をしていこうということで協議をしているところでございますけれども、年度途中ということでもございまして、新たな職員を配置をする予定でございましたけれども、今、かなわないところでございます。

そういうことで、方向といたしましては、今議員からございましたように、マーケティングその他の分野において、外に出て拡大を図るというふうなことで職員の増員を考えているところでございます。

以上でございます。

○一四番（長野広美さん）

副市長にはですね、この四月の配置の時点で具体的にどのようなことが協議されたのかということを確認させていただきたいと思うんですが、今の御説明からいきますと、さまざまな部分の課題は認識されていて、しかも、その二億円の達成は可能ではないかというふうなことは御回答いただきましたが、やはりこのようにですね、いわゆる稼ぐ事業に関しては、実は、人的な配置もそうですけれども、予算も当然必要であり、いわゆる投

資といった部分でかなりトップマネジメントのですね、方針といったものが重要だというふうに考えております。

そこで、市長に改めて確認させていただきたいんですが、本市のいわゆるふるさと納税の特徴としましては、あくまでも独自にこの市役所内でしっかりした体制を整えていくというこの状況の中では、どうしてもですね、専門性を早急にそろえるために、幾つかの取り組みを具体的にですね、早急な対策を整えなければいけないのではないかと考えております。

そこで、私の提案としてはですね、いわゆる協力隊といった部分で、専門性の高い協力隊の応募ですとか公募ですとか、それから商工会の専門員を入れた具体的な検討委員会の設置といった部分をぜひ提案して検討していただきたいと思います。

市長のお考えはいかがでしょうか。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） ふるさと納税についての体制についての御質問でございます。

先ほどの人事のところからお答えしたいと思いますが、新年度にふるさと納税の直接の係を経済観光課に設けて新設をしております。それ以前は、地域支援課の、先ほども話がありましたけれども、協働推進係のところを担当をしておりました。これはどういうことかと申しますと、種子島を出ていった出郷者等の協力が不可欠であるというところからその地域支援課のところからスタートし

たわけでありますけれども、議員御指摘のように、商工会、特産品協会、その他外部との協力も不可欠であるというような認識から経済観光課に係を新設した経緯がございます。

それから、人員の配置につきましては、現在、係長、正職員は一人ということになっておりますけれども、本来はもう少し係員も配置する予定でありましたけれども、新年度前の諸般の事情で、当初念頭に置いていた陣容にはならなかったという経過がございます。

それから、今後の組織づくりのところ、協力隊の活用、それから商工会の専門員の登用、登用といいますか、を含めた委員会等の御提案がありましたけれども、それも一つの方法であると思います。

それも今後の検討課題になると思いますけれども、今年四月の組織改革の一つの大きなテーマとしては各課連携といえますか、そういうことが大きなテーマであったわけであります。その一つとして、このふるさと納税も経済観光課それから地域支援課、それだけではなくて、例えば、特産品の選定等に当たっては農林水産課、これも密接にかかわってくるわけでありますので、そういう表面的な委員会ですとかそういうことにとらわれない、各課横断的な強力な体制を構築していくということを念頭に置いて努力してまいりたいと考えております。

○一四番（長野広美さん） 今年度の二億円です。本当に迅速に対応しなければいけないという自覚をですね、それぞれの担当課、それからマネジメントという部分でですね、しっかり捉えていただき

たいと思います。

次の質問に参りたいと思います。

二つ目の質問は、公共施設の計画的整備についてです。直近の課題等もですね、いろいろと出てまいりました。

で、まずですね、冒頭に、私の意見としては、公共施設の建替問題は全国的な課題となりまして、昨年、西之表市公共施設等総合管理計画というものが示されました。大変ようやく待っていたというような感がありまして、この本市の老朽化しているさまざまな公共施設の管理、安全性、利便性の向上に大きく寄与するものではないかと期待しております。

また、一方で、個別的に施設管理のあり方を見ると、なかなか効率的に思えない状況も顕在しているというふうに思いますので、そういった意味で質問をさせていただきます。

まず、通告書にありますように、博物館、図書館、子育て支援施設、これは子ども総合センターですね、といった部分であります、その施設と市営プール、それぞれの現状をどのように把握されているのか、あわせてホームページの記載内容等も含めて、申しわけございませんけれども、簡潔に御紹介をお願いいたします。

〔社会教育課長 松下成悟君〕

○社会教育課長（松下成悟君） お答えいたします。

博物館、図書館、市営プールの現況と市ホームページの掲載内容についてであります、種子島開発総合センター鉄砲館は築三十五

年を経過しており、平成二十一年度に外壁塗装、屋外防水工事、空調機器修繕を行っております。今年度は、二階研修室の空調機器を含めた内装工事も予定しております。施設の管理運営に影響を及ぼすものについては、年度ごとに緊急性を有するものから優先的に修繕を行っており、現在のところ、施設運営に大きな影響を与える状況には至っておりません。

次に、市立図書館は築五十四年を経過しており、平成十七年度に大規模改修を行っております。昨年は、ベランダの手すり等の爆裂補修を行っております。耐震調査、補強については、国の合同庁舎のときに実施しておると聞いております。部分的な修繕については、年度ごとに緊急的なものから修繕を行っております。

市営プールは築四十五年を経過しており、これまでに巡回式ろ過装置、フェンスの改修工事等を行っております。今年度は、小・中プール槽内塗装工事を実施しております。

社会教育施設におきましては、安全性、利用者の利便性を重視しながら、年度ごとに緊急性の高いものから優先的に修繕を行うよう努めております。

次に、市のホームページの掲載内容についてであります。種子島開発総合センター鉄砲館は、施設自体の情報はもちろん、市内の文化財に関する情報や位置なども含め幅広くホームページに掲載しています。

市立図書館は、蔵書検索システム導入に合わせて、利用案内、蔵

書検索、新着情報のサイトを立ち上げております。

市営プールについては、開放期間等の情報は市の広報誌、かわら版等で周知しているところであり、市のホームページへの掲載は現在のところしておりません。市民の利用増、利便性を図る上からも、来年のプール開放前には期間、料金、利用方法についてもホームページに掲載したいと考えております。

以上でございます。

〔福祉事務所長 下川法男君〕

○福祉事務所長（下川法男君） 子育て支援施設、拠点施設、子ども総合センターに関してですが、図書館の一階部分に平成二十七年七月に開設をしております。

施設設備の状況については、先ほど社会教育課長から市立図書館についての説明があったとおりでございます。

市のホームページの掲載についてですが、子育て支援相談窓口のページに西之表市子育て支援センターにこにひろばについて記載をさせていただいている状況です。

以上です。

○一四番（長野広美さん） ありがとうございます。この幾つかの情報について、ありがとうございます。

その中ですね、一つ、子育て支援センター、いわゆる子ども総合センターと図書館は元合同庁舎の建物であり、それからそこには学童保育の関係も入っておりますが、複合的な施設としてはです

ね、子供さんや保護者さんがたくさん集まって非常にいい環境だなというふうに見てまいりましたが、ここでは、老朽化対策といった部分と駐車場の問題が非常に大きく差し迫った課題であるかなと見てまいりました。

この駐車場問題については今現在どのように取り組んでおられるのか、御説明をお願いいたします。

〔財産監理課長 奥村裕昭君〕

○財産監理課長（奥村裕昭君） 御説明いたします。

議員御指摘の駐車場の件につきましては、前々よりさまざまなところから御意見をいただいております。

で、今の建物、合同庁舎建物の前にございます倉庫があるんですけども、それにつきましては、財産監理課において今年度取り壊しの予定でございます。その後、整地をいたしまして駐車場としてより安全に使っていただけるよう整備をしてまいりたいと、そのように思っております。

○一四番（長野広美さん） えっとですね、ここは私も現場を見ましたけれども、確かに建物自体も古いんですが、駐車場としての路面も相当老朽化しておりますし、かつ、あれ、斜めに傾斜していて、一台当たりのスペースも相当狭い状況がある中で、子供さんや子育て中の母親とか、今の状況は危険性が非常に高いと言わざるを得ない状況で、で、改めてお伺いしたいんですが、一点目は、今年度計画されている改修工事ですいつ完成するのかなというのが一つ、あとも

う一点は、では、この駐車場の問題はどこが最終的に、もちろん最終責任は市長にありますけれども、現場での事故発生への対応等を含めてですね、この庁舎としての責任はどこに所在があるんでしょうか。

○議長（永田 章君） 広美議員、その責任論については。

○一四番（長野広美さん） 管理体制の問題です。

○議長（永田 章君） どうですかね。この中には、通告の中には入ってきていないということで私は認識しますけど。責任論についてね。

○一四番（長野広美さん） すみません、もう一度説明させていただきます。

責任がどこにあるかというのはですね、庁舎の計画的な管理をつくっていく上で、駐車場ですとか老朽化した施設の中で、しかも複合的にいろんな機能が入っているのであれば、その内部調査は絶対に必要だと思われるんですが、今現在は、課題が発生したときにその担当部署のところに現場から入っている状況と受け取られます。

もし万が一事故が発生したときに、図書館のスタッフなのか子育て支援センターのスタッフなのか、そういった部分では、即時にですね、対応しなきゃいけないときには、きちっとあそこの施設管理者としてですね、本来はその責任、責任者というのはそういう意味です。管理として誰が最終的に見て回るのか、そういった部分で内部の調整がどこでされているのか、そういったことを説明してい

ただきたい。もしそれがまだ今現時点で不足しているのであれば、早急にそのように、あの施設自体が大変古いので、検討していただきたいということが一点です。

あともう一点は駐車場の問題で、安全性がここは課題になっているんですが、今年度、この駐車場のスペースは多少広がるという状況にある中で、それでは、駐車場の今後の課題である安全性をより向上させていくといった部分ではどこが計画をつくられるんでしょうか。

○議長（永田 章君） ちょっと休憩します。

午前十一時十三分休憩

午前十一時十八分開議

○議長（永田 章君） それでは、一般質問を続行いたします。

えっとですね、長野議員、先ほどの質問についてですけども、財産監理課についての駐車場の件については答弁を求めます。それで、責任論についてはですね、通告にないということで、今後検討をしていかなければならないということでありましたので、財産監理課長に答弁を求めたいと思います。

○一四番（長野広美さん） わかりました。はい。

○財産監理課長（奥村裕昭君） お答えいたします。

先ほどの件でございますが、まず、駐車場の中にありますあの倉庫につきましては、今年度中、早ければ年内なんですけども、それ

は今のところはつきりはしておりませんので、今年度中には解体をして駐車場にすると、駐車場の敷地内にならすというふうな予定でおります。

以上でございます。

○一四番（長野広美さん） えっとですね、ぜひですね、施設が老朽化しているという部分では、各課の現場の皆さんが非常に苦労されたり、個別個別に対応していらっしゃるというのをよく見ております。一方でまた、統一的に、どうしてもですね、トータルに見ていく必要がある部分がたくさん出てきているなというふうに感じておりますので、今後ぜひ検討していただきたいと思っております。

あわせて情報管理についても一言申し上げたいと思います。市のホームページの中でですね、公共施設の案内というコーナーがあります。これは、検索すれば、そういうふうに出てまいります。ところがですね、その公共施設というのは、鉄砲館、市民会館、勤労青少年ホーム、図書館、体育館、市営グラウンド、わかさ公園、美浜公園、あっぱくらんどについて財産監理課からのお知らせというふうになっております。公共施設という意味では、例えば子育て支援ですとかすこやかですとか、もっと幅広いイメージがあります。適材にこの部分についても総合的な一元管理の情報をお願いしたいと思っております。

あと、もう一点ぜひ御検討いただきたいんですが、修繕計画等、今駐車場の問題を御説明いただきました。これ、担当部署のそれぞ

れの現場ではですね、「いや、改修が予定されています」とか、なかなか現場の皆さんの回答の仕方が一元的ではありませんし、はっきりしておりません。せっかくですので、イントラネット等ですね、内部の中で情報共有のあり方をもう少し、余り時間をかけない内容で、計画が今現状どうなっているのかといった部分のコミュニケーションを図っていただく必要があるかなと、そういうことが連携強化といった部分につながるのではないかと思いますので検討していただきたいと思います。

この公共施設の管理につきましては、冒頭で申し上げたとおり、今後、施設保有量の全体的な見直し、削減ということが示されておりますが、これ、もう既にこの事業計画の年度内に入っております。本当に現場の皆さんそれぞれがですね、大変多忙な中で動いていらっしゃるというのはよく見て取れるんですが、この公共施設に関しましては実に問題山積であります。そういったものを随時計画的にしていくためには、どうしてもこの公共施設管理の機能強化といった部分を速やかにしていただきたいと思います。

市長、御意見、いかがでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

公共施設のホームページの問題、それから管理の問題についての御質問であります。

まず、ホームページのところでは、私も常日ごろ、利用者、市民からの利用のしやすい体裁といえますか、アクセスの仕方というの

が必要だろうと思って、気がついたところから職員と話をしながら改善に努めているところです。

それから、施設の管理のところでありますけれども、施設の管理ということもありますが、この各施設が非常にどの施設も古くなっていることも大きな課題でありまして、そうしたことも含めて、市民の御意見も伺いながら、職員と知恵を出しながら、よりよいあり方に向けて努力をしてまいりたいと考えております。

○一四番（長野広美さん） 市長におかれてはですね、その計画はもう既に入っておりますので、具体的に事業計画年度を示していただきたいと思いますので、速やかに公表をお願いいたします。

次の質問に参ります。国際交流事業の充実に向けたテーマになります。

例年の取組みについて、一応通告いたしましたけれども、実際のところ、これまでもですね、使節団をポルトガルに派遣する年度以外の場合は、残念ながらポルトガル協会の年会費を納める程度の予算額で推移してまいりました。そういった部分ですので、これまでもですね、市民を巻き込んでもっと裾野を広げるような国際交流のあり方はないものかというふうな議論を議会でもこれまでされてきた経緯があります。

そこで、市制六十周年事業のこのポルトガル訪問事業ということについて入っていきたいと思います。

事業費、また使節団の今回の内容についてですね、説明をいただ

きたいんですが、その説明の中には、そもそも訪問の目的ですね、それから今回、姉妹都市盟約二十五周年と聞いております。ヴィラ・ド・ビスポ市ですね。今回の訪問については、これまでどのようにやりとりがされているのか、そういった部分も含めて御説明をお願いいたします。

〔総務課長 大瀬浩一郎君〕

○総務課長（大瀬浩一郎君） 確認をさせていただきます。目的とポルトガルとのやりとり、そこまでよろしいですか。あと事業内容、スケジュールとかそういったものということでもよろしいですか。

○一四番（長野広美さん） はい、お願いします。

○総務課長（大瀬浩一郎君） はい、わかりました。

えっと、事業の目的ですけども、歴史的に結びつきが強い都市と連携を強化し、本市の魅力を知ってもらうとともに、観光の宣伝や文化交流など互恵的な連携を深め、交流を深めるというのが目的でございます。

ちょっと長くなって申しわけないんですけども、経過で申し上げますと、ポルトガルとのやりとりですけども、日本のほうのポルトガル大使館とのやりとりも通訳官とやっておりますけども、それ以外では、例えば、七月の四日ですけども、ポルトガル本国のサーフィン連盟の会長さんですね、ジョアオン・アランニヤさんという方ですかね、この方とやりとりをしまして、サーフィン競技に関する日本の事前キャンプの可能性、そういったものの話をして

おります。あと、日本であるサーフィン大会への選手の派遣の可能性とかそういった話をしてございまして、その中で、ボディボードのワールドチャンピオンのジョアナ・シェンカーさんという方がいらっしゃるということで、そここの海のスポーツを通じての交流の可能性という話をしております。

長くなってすみません。七月の二十四日でございますけども、その後でボディボードのワールドチャンピオンのジョアナ・シェンカーさんからの返信がございまして、西之表市と姉妹都市盟約をしていることはよく知っていると、西之表市とヴィラ・ド・ビスポ市との交流のお手伝いができればというお返事を伺っております。

で、一月に交流団の派遣を予定してございますけども、一月には、この方は実はヴィラ・ド・ビスポ市の出身の方でして、ヴィラ・ド・ビスポ市にいますのでお会いできるのを楽しみにしていますというふうなお返事をいただいております。

で、その後で、七月の二十八日でございますけども、ちょっと読みにくいんです。エルサ・ゴメスさんという秘書室長ですね、ヴィラ・ド・ビスポ市の秘書の方ですけども、その方から返事がありまして、ジョアナさん、先ほどのチャンピオンの方ですけども、西之表市とのコンタクトの状況は確認をしておりますということで、いつの日か両市で彼女をサポートして両市の名前を世界に向けて発信できればということを期待しておりますということが書かれてございまして、あと日程的にですね、一月の十四日、十五日ぐらいを

中心にしておるわけなんですけども、十四日、十五日でヴィラ・ド・ビスポ市に宿泊をいたしまして、それから、すみません、その前に十三日にポルトガルに着きまして、サーフィン連盟への表敬訪問を予定してございます。で、リスボンのほうからヴィラ・ド・ビスポ市までちょっと遠いものですから、車での移動が十四日になってしまいます。で、一月の十五日にはヴィラ・ド・ビスポ市の市長の表敬訪問をいたしまして、子供を、小学生を連れていく予定ですので、ヴィラ・ド・ビスポ市の市内の小学校との交流事業を予定してございます。

あと、一月の十六日に、やはりヴィラ・ド・ビスポ市に滞在してございますけども、先ほど紹介いたしましたボディーボーダーの方との交流、あるいはその中で鉄砲隊の参加も予定してございますので鉄砲隊の紹介がどこかの場面でできないかということで、そちらのほうは調整中でございます。

参加の状況ですけども、市長と議長、それと火縄銃保存会の方が三名、サーフィン連盟の方が二名、児童生徒、引率を含みますけども五名、市の職員が、それぞれ関係のところがございますので、議会を含め四名、合わせて十六名を予定してございます。

ちょっと長くなりました。すみません。

○一四番（長野広美さん） えっとですね、幾つか今回のこの計画については、私はたくさん疑問に思うところがあるんですが、そもそもですね、今回の使節団の訪問、十六名、金額にすると七百万円

強ですかね、そういった予算が組まれることになりそうですが、今年、この九月の市長の所信表明の中にはですね、一言もポルトガル訪問ですとかヴィラ・ド・ビスポ市との関係性とか触れられておりません。鉄砲まつりの中でも、ヴィラ・ド・ビスポ市、二十五周年といった言葉はどうでしょうか。

そこで、十六名の方たちがですね、サーフィン関係全員そこにそろって行かれるわけですか。

計画性がですね、一番大事なのは、二十五周年を、六十周年を市民とともにヴィラ・ド・ビスポ市の方も来ていただいて交流するかですね、もしくは二十五周年のヴィラ・ド・ビスポ市、年間を通してもう少し事業のですね、計画といった部分があってもよかったのではないかと。

今御説明いただいた内容の中で、サーフィン連盟の皆さんのお話がありました。これもですね、これ、サーフィンの特化した部分であればですね、それは表敬訪問ありますし、しかし、十六名の使節団がですね、ポルトガルのサーフィン連盟を訪問されるんですか。

あとそれから、小学生、中学生と言われていますけど、この子供たちは学校を休んで行かれるんですか。それから、その子供たちは、なぜ市内の全校生徒の中でその五名もしくは五名弱の子供さんが選ばれるんですか。で、その子供さんが帰ってきたときに、学校授業の中でもう既に連携するという取組みがなされているんでしょうか。大変疑問に思うところです。

残念ながら、まだ私はそういった部分ですね、担当課のほうから説明はいただけないかなと思いますので、このまま続けさせていただきますが、ポルトガル交流については、重要性は大変そのとおりだと思っております。

で、その中で、今回、助成事業であったこの資金源はですね、離島活性化交付金に係る離島活性化事業といったものだというふうに説明を受けました。その中ですね、この離島活性化計画における本事業の位置付けというのはですね、教育交流といった部分を掲げております。

あと、それからもう一つ、成果としてですね、交流人口もしくは観光客、入り込み客数の増加というふうに位置付けております。

これ、市長が言っておられる各課担当課の連携といったものがまさにこの背景にある事業計画だと思うんですが、今、これまでこのポルトガル交流のこの部分につきましては、総務課の秘書係の皆さんが四苦八苦苦勞されて事業の計画をされているように受け取れます。各課の皆さんの連携のあり方、本当に十分なんでしょうか。

ちよつと突然でありますけれども、私、改めてこの教育行政要覧を見ました。教育分野の中で、一言も、一言もですよ、ヴィラ・ド・ビスポ市という言葉もありません。ポルトガル交流という部分の歴史的なものをどう生かすかといった部分もありません。

あともう一点は、観光資源ですけれども、今年も鉄砲まつりでですね、いろんな取組みがなされました。ですけど、市民を挙げて六

十周年でヴィラ・ド・ビスポ市と交流しようといったスローガンは残念ながら聞かれていないんですね。これをどうこの交流人口の拡大につなげていく計画なんでしょうか。もし計画があれば、御説明をお願いいたします。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

今長野議員、るる御指摘のあった至らない点については、叱咤激励と受けとめて、改善してまいりたいと思います。

そもそもこのヴィラ・ド・ビスポ市との交流につきましては、最初は、二十五周年になるわけですけども、井元市長の時代からポルトガルとの交流は続いておりました。

それを機会を捉えて、主にこちらから出かけるということが多いわけですけども、四百五十年のときにはポルトガル海軍のサグレス号が来たり、大統領も長崎には来ました。種子島に來たんでしたっけ。来てない。そういうことで、ポルトガルからのこちらに來るということ、大使もいらつしやいます。そういうことで続けてきたわけですけども、なかなか市民、相互の人間が行き來するということについては、費用がかかるということが一番のネックなんですよけれども、なかなかできない。特にヴィラ・ド・ビスポ市からの市民の種子島訪問というのはなかなか実現していないところであります。それも、今回、訪問団を組織して行ったときには、そういうことも視野に入れて交流を図って意見交換もしてまいりたいと思います。

確かに子供たちを交えた交流というのは将来にわたって一番大事な注目すべきところであろうと思います。これについては、今まで子供たちの描いた絵を送ったりしたことなどもあるようですけれども、いろんなことを、いろんな意見を、アイデアを取り入れて、このヴィラ・ド・ビスポ市との交流については考えて取り組んでまいりたいと思います。交流人口の拡大ということは、またそうした一つ一つの積み重ねの中から自然と備わってくるものだと考えております。

今後とも、御意見等、お寄せいただきたいと思います。貴重な御指摘、ありがとうございます。

「教育長 大平和男君」

○教育長（大平和男君） 行政要覧に載っていないというあれですけど、教育行政要覧は、一般的な本市教育の学校であるとかのデータであるとか、あるいは教育委員会の主催事業について載せているものでありますので、その中にこの派遣事業は載っていないということは御了解いただきたいと。

子供たちを外国に派遣する意義というのは、議員も御承知のとおり、大変大きいと思いますので、今後、帰ってきたとき、あるいはまた事前にどのような充実した訪問ができるか、そういったことについて考えていきたいというふうに考えております。

○一四番（長野広美さん） えっとですね、非常に残念であります。いかにこのポルトガルの歴史が私たちの本市にとって重要であるか

というのを実感している私です。

この教育現場におかれてもですね、私たち、例えばヤクタネ五葉の保全活動しております。で、それを授業で提案するときには、授業年度の初めとか、前もってでなければ、なかなか早急に時間をとれません。学校の現場の先生たち。

ましてや、今度、ポルトガルに行くときにですね、その子供たちがどういう経験をするんでしょうか。で、帰ってきたとき、どうやってそれが継続的に生かされるんでしょうか。その仕組みづくりをしつかり構築していただきたいんですよ。

行くなどとは言いません。しかし、皆さんの今の事業計画では、とてもじゃないですけど、私、認められません。

今市長は、交流人口の拡大が自然についてくるとおっしゃいました。まことに申しわけありませんけれども、日々、現場では知恵を絞り、さまざまな工夫をしているんです。具体的に事業計画の中に織り込んでいて、予算もそういうふうな必要の形でですね、組んでいたかなければ、決して自然で発生はしません。

改めて申し上げますけれども、私は、今回のポルトガルの訪問については、行くなどとは言いませんけれども、この現時点で、この短期間で子供たちを含めた十六名の意義が見つかりません。もっとしつかり計画を立てて、来年度以降でも結構です。

それと、担当課がですね、あくまでも総務課が担当の窓口になっ

本来であれば、図書館の、図書館もそうですけど、鉄砲館のポルトガルコーナーはもともと今年度充実されなければいけないんですけど、そこに予算は一つもないんです。そういった部分がトータルに事業計画というものではないんでしょうか。

ここは私の意見ですから、これで終わりたいと思いますけれども、担当課は、それぞれの皆さんですね、このポルトガルの訪問に関する皆さんは、しっかりその部分を考えて、どういうふうにしたらこれが継続的になっていくのか、しっかり検討していただきたいと思います。単発で終わっている今までの経過がたくさん実績としてあるから、改めてその改善を求めたいと思います。

次の質問に参りたいと思います。

○市長（八板俊輔君） 御意見は一々ごもつともであります。その一つ一つはしっかり受けとめて反映してまいりたいと思います。

ただ、今の長野議員のお話を伺っておりますと、私どもが急いで職員が苦勞をして組み上げたこの計画について、ほとんどやるなどというふうにも聞こえるほどに私は受けとめました。しかし、我々は信念を持ってこの事業を成功させたいと思っております。そのような御理解ください。

○議長（永田 章君） 次の質問に移ってください。

○一四番（長野広美さん） はい。また改めて発言したいと思いますが、一つつけ加えさせてください。

私は給食センターのほうに黒糖関係で時々お邪魔しますけれども、

今年、メニューに入っているかどうか、わかりませんが、十月の時期にですね、市内の子供たちは丸ぼうろを黒糖を使って食べさせてもらっています。ふだんですね、位置付けがですね、やはり何よりも大事で、それを個々現場で生かしていくという方向でお願いしたいと思います。決して金額ではありません。

次にですね、えっと、最後の質問になりますが、行政評価の仕組みづくりについてです。

これはですね、そもそも、ちょっと聞いていただきたいと思いますが、行政評価という言葉自体がですね、非常に多岐にわたるものであります。そもそものが行政のサービスというのはですね、私たちの生活のほとんど全てにかかわりますから、行政の事業というのは生活に密着しております。

また、一方でですね、私たちの行政の事業は全て、例えばP D C Aといった、いわゆる今後さらに発展的に効率もしくは効果性といった部分の行政運営を目的に評価をして、見直しながら事業をしていくという方向性が示されております。これもぜひ必要なことだというふうに認識しております。

そういう中で、この非常に幅広いテーマが行政評価という言葉の中に含まれますので、事具体的に個別のテーマを一つ、二つ事例として、この評価というのはどういうことかといったことを考えたいと思います、今回、市長と語る会と広報モニターという部分について質問に掲げてあります。

まず、市長と語る会という部分の、これまで何年度か継続的に取り組まれておられますが、目的と成果といった部分をお伺いしたいんですが、担当課は地域支援課であると伺いましたので、地域支援課としての成果をどう捉えているのかといった部分で御説明をお願いいたします。

「地域支援課長 松元明和君」

○地域支援課長（松元明和君） お答えいたします。

地域と市長の語る会につきましては、平成十七年七月から実施しております。

その目的につきましては、市長が地域の声を直接伺うことにより意見や要望を任期の施策に反映しようとするものであり、同時に市長の市政経営方針を地域住民にお伝えし、今後の良好なコミュニケーションづくりの端となすことを目的としております。

成果につきましては、意見や要望を取りまとめまして情報共有した上で、それぞれの担当課において対応しているところですが、今年度におきましては、全十二校区で開催をしまして、合計二百五十名の住民の皆さんに御出席いただき、さまざまな分野で直接住民の皆さんと意見交換をすることができました。

その中でも、高齢化による地域内清掃の労働力不足、過疎対策としての移住、空き家対策などの意見が多く、その対応や対策強化に努めているところでございます。

課としましては、こちらのほうの特に移住、空き家対策、こちら

のほうの部分を特に実施して加速度的にちょっと強化して取り組みを進めておりまして、例えば、各メディアなどへの積極的な協力に基づくメディアでの種子島の紹介ですとか、あとは空き家バンク制度というものを持つておりまして、こちらは、開催した五月以降の部分からです、それぞれの空き家のオーナーの方に全て電話をし、現在はその時点から十四件ぐらいですね、空き家バンクのほう、エントリーされております。合計で二十七棟エントリーされております、そのうちもう十八棟は入居済みとなっております。

また、この対策につきましては、どうしても住む場所と働く場所というものを一緒に考えていかなければいけないんですけれども、なかなか働く場所の確保というのは長期的に捉えていかなければならないところもありまして、このことについては、鹿児島県のほうでもソーシャルビジネスとかコミュニティ・プラットフォームの強化ということで新しくかじ取りを今始めておりますので、そういったところをしっかりと踏まえながらですね、我々のほうも地域と企業とかNPO、各団体等との連携なども含めた形の中での働く場づくりですとか、そういうふうな新しい視点というものを盛り込みながら取り組んでいくということがこの地域と市長の語る会を踏まえた中で新しく考えたことでございます。

○一四番（長野広美さん） わかりました。

○地域支援課長（松元明和君） あとは、先ほど申し上げました取りまとめをした上で、しっかり資料化をした上で、区長会などでも

しつかりフィードバックをしながらですね、議論を深めていきたいというふうには考えております。

以上です。

○一四番（長野広美さん） えっとですね、今地域支援課長から答弁いただきましたが、十二校区で実施された今年度の取組みの中で、課長のその成果といった部分で空き家バンク等を説明されましたが、この空き家バンクについて、市長と各校区の十二校区で語られた際に、それが意見として情報、いわゆる意見交換されたということですか。

○地域支援課長（松元明和君） お答えいたします。

どうしてもこの意見交換におきましては作成された資料に基づいて意見が交わされることが多いものですから、今回の資料につきましては、住民の人口の減少であったりとか、地域の中での人の減少部分のところにちよっと焦点を当てた形で資料化をしていたというところもありまして、このような話になったところもあると思います。

ただ、我々のほうが現場のほうに足を運びながらいつもお聞きすることは、例えばですけども、古田ですとか伊関は小学校の入学式がなかったところですね。明らかに人口減の部分のところに對するいろいろな考え方をお聞きしておりましたので、必然的にこちらのほうの空き家バンクのほうの充実というところは、もう直近の分の対応ではありますけれども、強化をしたところでございます。

○一四番（長野広美さん） えっとですね、私は、市長と語る会という会の持ち方ですね、地域支援課が担当されていらつしやるんですけど、地域支援、いわゆる大字地区、十二校区ですが、大字地区の課題解決に向けて市長と語る会がそれをどうするかという議論の場であれば、地域支援課という部分で納得するんですけれども、どうも今現在市長が行われていらつしやる市長と語る会ですね、この大字地区の特有の課題に特化したものではなくて、もっとむしろ市長の政策討論、年次的な事業の説明とそれに伴う地元の皆さんからのいわゆる市民としての意見交換という場ではないかと。そうであれば、これは地域支援課が担当窓口ではなく、しつかり企画課が担当されて、その中に地域支援課からのメッセージはしつかり組み込んでいただくというのがふさわしいのではないのでしょうか。

どのように考えていらつしやいますか。

○市長（八板俊輔君） 市長と語る会についての御質問ですが、担当課というのが、地域支援課ではなく企画課ではどうかと。そういう考え方もあると思います。私は、どの課が担当するかということよりも、そういう場で何が、どういう意見が交わされて、それがどう市政に反映されるのかということが一番肝要なことであろうかと思えます。

今年度、十二校区、全地域で開催をいたしましたけれども、参加者の呼びかけ方とかですね、非常に忙しい、農業その他仕事で忙しいときに、それぞれ土地の事情がいろいろありますけれども、いず

れにしても、その口実といいますか、きっかけというところにこの語る会というもの、チャンネルを地域に使っていただいて気軽にきていただく。

重量級の政策的なものもありましょうし、それはまた地域の、そのほかにも地域の世間話もありましょうし、そういうところから地域のことを市政で考える、そういう場になり得ると思いますので、いろんな御意見があると思いますが、今の長野議員の御指摘も受けながら改善、担当課につきましてもそうですけれども、改善の方法を考えてまいりたいと考えます。

○一四番（長野広美さん） えっとですね、市長の答弁、ますますわからなくなりましたが、私たち、わざわざ時間をつくってですね、人が集まるのに、区長さんですとか地元の方たちが声かけして、あの場が集まってこられます。で、一体何を主としてですね、皆さんと語りたいのが、当然呼びかける際に、会というのはそういう趣旨です。ただ世間話でもいいからということであれば、そういう趣旨で伝えてください。

ところがですね、先ほど地域支援課長が答弁されたように、出されている資料、タイトルによって語る内容が変わってきます。そこはこれまでの実績で十分把握されていらっしゃるんじゃないんですか。

そういう部分ですね、この市長と語る会のあり方については、今はもう答弁は結構ですので、市長自身はもう「検討します」とい

うふうに答弁されていますから、その部分については今後確認していただきたいと思います。

本日のテーマはですね、いわゆるその行政評価のあり方が本来の趣旨ですので、例えばということで、今、市長と語る会について議論させていただきました。

で、もう一つですね、行政評価のあり方の一つの事例として考えていただきたいんですが、「市政の窓」等の広報モニターを活用したらどうかと考えております。

それは、先ほど市長も言っておられたように、ホームページがわかりやすいのか、わかりやすいのか、例えば、市のほうから出している「市政の窓」、これ、どういう人が読んでいるのか、読みづらいか、紙面づくりは楽しいのか、マンネリ化していないか。こういう評価も私は聞きました。毎年、詩、えっと、短歌とかですね、紹介されますけど、もうずっと継続してあります。

そういった部分で、紙面づくりの内容についてそろそろ検討する必要もあるのではないかと思うんですが、例えば、そういったことを検討する際にですね、もっとより読者の声を、例えばホームページの活用についてもですね、利用されている人たちの生の声を聞く姿勢といった部分で、このモニター制度というのが非常に効果的なかと思っていて、全国的にもですね、実に多様なモニター制度が活用されております。それも事具体的にです。一つのテーマについて、このモニターは年に五回でも結構ですし、年に一回でも結構ですけ

ど、それぞれの自分たちがやっておられる事業についてどう思うのか、効果があったのか、わかりづらかったのかといった部分ですね、そういった手法を考えていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明申し上げます。

えっと、「市政の窓」等のいわゆるその外の皆さんの意見を聞くという行為にしましては、実際一番多いのは直接電話が来たりとか、意見をお伺いするのが多いです。

ただ、それ以外に、今のは日常の話ですので、仕組みとしてありますのが年に一回企画課のほうにお願いしてやっておりますアンケート調査をやっております、「市政の窓」、ホームページとか広報誌を読んでいるのかというアンケートとかですね、全体の行政情報の入手手段の中で広報誌がどの程度の役割になっているのかというのを、まあ、一番多いんですけども、それと広報誌の記事の中でよく読む記事、読まない記事の選別をしております、やっぱり行政トピックとかの町の話題とかいう記事がありますけども、ああいったものは読まれているようです。ただ、なかなか読まれ、図書館便りがちよつと頑張らないといけない。あと青果、市場の状況ですね、青果市況、そういったものはなかなか読まれないというのを一応把握はしてございますけども、議員御指摘のように、直接特化して聞く制度、広報モニター制度というものも有効かと思しますので、検討させていただければと思います。

以上です。

○一四番（長野広美さん） えっとですね、最後の質問になりますけれども、この行政評価の考え方、仕組みのあり方というところに行くんですが、その前にもう一点、この地域行政連絡員の制度について、これも一つ考え方なんですが、いわゆる校区長さんですね、当然部落長さんとかいろんな仕組みがありますけれども、今回は一つの事例として校区長さんに対する市との関係性なんですが、一般的には報償費というふうに手当が支給されておられますが、この積算方法は、いつ、現在使われているものなんでしょうか。積算されて今現在に至っているんでしょうか。

○地域支援課長（松元明和君） お答えいたします。

こちらの報酬につきましては、昭和三十六年に条例化されて、その後、定期的に見直しがなされております。

以上です。

○一四番（長野広美さん） えっとですね、今現在の報償費の積算している金額が定められたのはいつだったんでしょうか。

○地域支援課長（松元明和君） こちらのほうにつきましては八年前、平成二十三年四月一日に改正されているものがそのまま使われております。

以上です。

○一四番（長野広美さん） えっとですね、私たちも区長会との意見交換の中でですね、この手当ですとか、いわゆる出会が多いとか、

いろんな御意見が出されております。

それぞれ現場で、区長さんの状況によってこの報償のあり方についても御意見があるかと思いますが、やはり八年間ですね、という状況では、もう相当環境が変わってきているわけですね。人口も、それから地域の中の皆さんの暮らし方も変わってきている中では、私、今の現行がいいとか悪いとかではなくですね、定期的に意見交換をし、そしてその算定方法についてもそれが適正かどうかといった部分をしっかりと見ていただくような制度化をしっかりと位置付けていただければ、行政連絡員の皆さんそれぞれですね、この次はこのように市のほうに、担当課のほうに話をしてみようといったことも可能になるかと思えますので、検討方お願いしたいと思えます。

○地域支援課長（松元明和君） お答えいたします。

そのことにつきましては、我々のほうでも、四月以降ですね、検討を既に進めておりまして、現在の状況でいいますと、四十四会議、区長会のほうが役割分担をしながら、いろいろな、あと地域活動も含め、取組みを進めていただいております。大変感謝しているところでございます。こうした背景もあり、多様な社会環境の変化から、新たにですね、行政関連の会議も増えております。

こういった背景もありますので、校区行政連絡員に對しましては、報酬の見直しに向けた意向調査を今もう同時に行っております。その意向も加味した上で今後の方針について検討していきたいというふうに考えておりまして、従来、不定期に報酬の改正を実施してき

ておりましたが、後年度につきましては、例えば三年とか五年とか、そういった一定の期間で見直しをすることができないかというふうに考えているところでございます。

先ほどの質問ですが、個別の地域支援課の事業についての成果ということだと思っておりますが、先ほども今も、我々の取組みの分のところを示しておりますが、全体ではまた全体の考え方がございますので、そういったところで御理解ください。よろしく願います。

○一四番（長野広美さん） えつとですね、トータルに行政評価そのものは今年度の状況についてお伺いする予定だったんですが、ちよつと時間が押してしまい、担当課には申しわけありません。

このようにですね、事具体的に個別個別に行政評価の仕組みのあり方等も検討していただき、積み重ねて、できるだけ現場の状況ですね、把握できる体制を整えていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（永田 章君） 以上で長野広美さんの質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十三時ごろより再開いたします。

午前十一時五十九分休憩

午後一時開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、生田直弘君の発言を許可いたします。

「一二番 生田直弘君登壇」

○一二番（生田直弘君） 皆さん、こんにちは。生田直弘です。よろしく願います。

それでは、通告に従って質問を始めさせていただきます。

一つ目は、種子島中学校プールの新設、そしてエアコン等の熱中症対策に係る学校施設の設備についてですが、平成三十年第二回の議会定例会の一般質問で、市長を初め庁内関係部署が現地を確認し、経営会議で中学校プールは新設で一致し、今後調整に入るとの答弁を受けました。

本件に係る締めくくりの答弁においても、市長から、まずやること決めた上で、有利な補助金であるとか起債とかを見つけないながら目的を達成するとの強いメッセージを市民へ向けて発信していただきました。

また、主管課からは、一日でも早く種子島中学校のプール環境を改善すべく、中学校プールの新設計画を平成三十一年度から平成三十三年度までの長期振興計画の実施計画に盛り込み取り組んでまいりたい、そして十月ごろには新設に向けた年次計画が策定できるように、庁内の議論を継続するとの答弁もありました。

ついては、現在の進捗状況と調整内容及び今後について、子供た

ちや保護者そして市民にわかるように、いつまでにどこで何をするのか、今年度、来年度以降の区分で具体的な説明を求めます。

以下は質問席からお尋ねします。

「教委総務課長 小山田八重子さん」

○教委総務課長（小山田八重子さん） 御説明いたします。

まず、現在の状況でございますが、二〇一九年度（平成三十一年度）から二〇二二年度までの長期振興計画の実施計画を策定する作業を行っております。

実施計画の見直し作業につきましては、八月から企画課、財産監理による課別点検会も始まり、教育委員会総務課につきましては八月二十二日に点検会を済ませたところでございます。

その後、教育部会の政策調整会議また経営会議等において、各課の要求状況を確認する作業が進められております。

四力年の実施計画の全体像が確定するのがおおむね十月下旬というふう聞いております。現時点で来年度以降についての詳細説明ができないところでございます。

六月議会で御説明させていただいたとおり、中学校プールの老朽化に伴う新設事業につきましては、二〇一九年度から二〇二二年度までの実施計画に乗せ、来年度からの新規事業として取り組みたいところでございますが、今後、市全体での事業費枠での調整が必要になってくるものと思っております。

いつまでに何をという御質問につきましては、市全体の実施計画

が整ってからの回答ということで御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○一二番（生田直弘君）　よくわかりました。

来年度以降等についてはですね、今、ちょうど調整していただいているというところで、今回の十二月ぐらいについては全体像が見えてくるというような形で、そういう整理でよろしいですか。

○教委総務課長（小山田八重子さん）　そのように、十二月議会ではおおむねの説明ができるものと思っております。

○一二番（生田直弘君）　説明、よくわかりました。ありがとうございます。

前回も申し上げましたが、中学校を一つにする、そして場所は長年使用した元高校跡地を、施設を使用する以上、老朽化に対する改修や整備というのは必然です。

そして、本当は本件はもっと前に手当てしなければならなかったことです。今回の事実を知った市民の方からは、とても怖かった、小学校のようにプール参観がないから気がつかなかった、あるいは今回危険箇所がわかって本当によかったという、安心の、安心というか、ちよつと少しほつとしたようなですね、お声をいただいています。また、長い目で見たときにはですね、新設と判断するのはよい等々のお声がありました。

また、このことは、今年六月に八板市長が総務文教委員会にお越

しいいただきました際に、いろいろなケースを考えたが、何よりこの状況を放置し、これまでお待たせしてきた市民の方々に申しわけないとの趣旨の追加御説明をいただいたとおりでありまして、市長の御判断に私は敬意を表します。

そしてまた、種子島中学校は災害時の避難場所にも指定されております。そのことから、プールの水は、授業だけでなく災害時の避難場所における生活用水にも使用されると思います。

いずれにしても、いつか手当てしなければならなかったわけですから、速やかな事業実施により市民の安心と安全の確保に努めていただきたくお願いいたします。

本件につきましては引き続き今後もフォローしていきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

二番目、平成二十九年第三回の議会定例会の一般質問で、教室内の実際の室温と湿度のデータをもとに学校保健安全法の基準を超えている日がある事実を市当局と共有し、その改善策等、対応を確認しました。

ほかの自治体では、今年の猛暑の影響で多くの市民が、住民が病院に搬送され、とても残念なことではありますが、学校授業中に小学生が熱中症で幼い命を落としました。授業中という、周りの大人が命を守ってあげられなかったのは環境下においてかけがえのない命が失われたことを、西之表市行政当局並びに私たち市民はどのように受

けとめるんでしょうか。

そこで、お尋ねします。まずは、本年度、熱中症で体調不良になった生徒や職員の数、場所、症状、時期を校区ごとで説明してください。

〔学校教育課長 内 健史君〕

○学校教育課長（内 健史君） お答えいたします。

本市において、学校における教育活動中に熱中症により医療機関に搬送されたり医療機関を受診したりした児童生徒及び職員は本年度はおりません。

しかしながら、熱中症の予防には万全を期すべく、市教育委員会としまして、二学期の開始に合わせて各学校へ熱中症計を配付し、授業や体育祭等の行事において活用するよう指導したところです。

今後とも、学校に対して熱中症予防に万全を期すよう指導するとともに、児童生徒、保護者へも注意を喚起してまいりたいと考えております。

以上です。

○一二番（生田直弘君） 状況はわかりました。まずはよかったというふうに思っております。ありがとうございます。

義務教育課程の児童生徒の保護者は、学校教育法の定めのとおり、保護者の義務として学校で就学させるために子供を学校に送り出します。これは、子供たちが学ぶ環境が設備、運営ともに安全であるという大前提の上でのことであります。

そして、市町村は、同じく学校教育法に基づき、必要な小学校、中学校を設置しなければならないわけですが、昨年九月議会で指摘した安全面の確保の中で、熱中症対策にエアコンの設置を要望しております。

そこで、通告内のイの質問のエアコンの設置に向けた検討状況と今後の取組みについて説明を求めます。

○教委総務課長（小山田八重子さん） 御説明いたします。

市内小中学校の普通教室へのエアコン設置に向けた検討状況についてでございますが、プール建設と同様に、長期振興計画の実施計画に計上する必要があるもので、現在策定中の二〇一九年度から二〇二二年度までの実施計画に新規事業として計上をしたところでございます。

市内小中学校の普通教室は七十八教室ございますが、エアコンを設置している教室はございません。

近年の気温上昇を受け、学校における熱中症対策は緊急の課題として全国的にエアコン設置に取り組む自治体が増えているようにございます。

本市においても、児童生徒の安全を第一に考え、できるだけ速やかに取り組みたいところでございますが、普通教室への空調整備には概算で実施計画を含め約二億円かかる見込みでございますので、実施計画には計上しておりますが、今後、市全体計画の中での事業費調整ということになってくると思います。

また、効果的、効率的に空調環境を整えるためには、電源の確保、建物の構造や教室の配置など、学校ごとの現状を踏まえた実施計画を策定する必要があります。

空調整備に向けた第一段階の作業としては、早急に市内小中学校の整備に向けた実施計画を策定し、その後、順次空調整備に取り組んでいきたいと考えておりますが、実施時期等についての回答につきましては、全体計画が整ってからということで御理解をいただきたいと思います。

○一二番（生田直弘君） 検討の状況、わかりました。ありがとうございます。

昨年九月議会ではですね、普通教室のエアコン設置は検討していない、そして室温については学校環境衛生基準の上限値が三十度で、その基準を超えるときがあるという趣旨の答弁をいただいております。

この学校環境衛生基準の温度ですが、実は、文部科学省は、今年の二〇一八年四月一日施行で、二度低い二十八度を上限の温度とするという基準を改定しまして、学校並びに市町村の教育委員会に周知するよう通知を行っております。

こういった流れが、全市町村、ほかの全国ですね、市町村の中でエアコン設置を加速させているという背景にあるかと思われるんですが、今の御答弁はこの通知を踏まえた上での、内容を認識した上で検討しているという整理でよろしいですか。

○教委総務課長（小山田八重子さん） そういう御理解でよろしいかと思います。

○一二番（生田直弘君） わかりました。ありがとうございます。

私はですね、教育関連予算を渋っている間に若い子育て世代の保護者も子供もこの町からいなくなってしまう可能性があるという趣旨の危機感を別の議題の中でですね、質問の中で昨年の六月議会です当局と共有しました。教育関連予算が低い水準であるために人命の危険にかかわるようなものが置き去りにされるようなことがあってはなりません。

そして、同時に、前回の今年六月議会において、市当局も学校との意思疎通の改善が必要ということの旨の答弁をいただいておりますとおり、今回の学校プールの危険性やエアコン等の課題も含めて、より学校現場とのコミュニケーションをよくしなければ、実態に沿った予算編成というのがされないと考えております。

そこで、お尋ねします。ウ、当市において、学校の安全衛生管理に係る衛生推進者あるいは衛生管理、ここは正確に言いますと衛生委員会、すみません、になります。訂正ください。は、どのような機能を果たしているか、説明を求めます。

○学校教育課長（内 健史君） お答えいたします。

職場における職員の健康保持増進を目的として、校長は衛生推進者を選任し、衛生委員会を設置することとなっております。

本市においては、全ての学校で衛生推進者の選任がなされ、衛生

委員会が設置されております。

衛生委員会においては、健康診断等の結果に基づいた教職員の健康管理、長時間の労働等による教職員の健康阻害の防止、執務環境の改善等について話し合いがなされており、定時退庁日の設定や休憩場所の設置、人間ドックの受診推進、ストレスチェックの導入などの改善が図られているところでございます。

○一二番（生田直弘君）　よくわかりました。

私はですね、中学校プール並びにエアコン等の学校の安全衛生管理の対応について、これまでの庁内全体のリスク管理のあり方やリスクや危険性の捉え方について、本質的な課題が大きく三つあったと思っています。

一つ目は、学校現場との安全面に配慮した実践的な情報共有と意思疎通、二つ目は、定点的に変化や重大性を特定し、評価し、対応する組織立ったリスク管理体制の整備、これは総務課と教育委員会ですね、枠外の全庁的な管理を含めます。三つ目は、漏れ、抜けがないように学校の衛生管理を整備していく実効性のある計画策定です。

繰り返しになりますが、学校の安全衛生管理体制の整備については、教育委員会の所管の問題として捉えるのではなく、全庁的なリスク管理の一環として行政当局の責任ある対応を求めます。

それでは、二番目のテーマの質問に移ります。

地域産業振興に資する企業誘致についてですが、平成二十九年第

二回、第三回、第四回、そして平成三十年第一回議会定例会での私からの一般質問とそれに対応する行政当局からの答弁及び第六次長期振興計画を受けて。

ア、八板市長就任以来、西之表市に誘致できた企業の件数と業種をお聞かせください。

〔経済観光課長 岩下栄一君〕

○経済観光課長（岩下栄一君）　お答えいたします。

八板市長が就任をいたしました平成二十九年三月以降、新規雇用者三人以上を条件とする立地協定まで至った市外からの企業につきましては、実績はございません。

ただし、現在、立地協定に向けた協議を行っている島外資本の企業が一社あり、そのほかにも市内への進出を検討いただいている企業が数社ございます。

また、立地協定まで至っておりませんが、昨年度、東海岸沿いに高級感と温かみをコンセプトにしましたゲストハウスのほか、次世代の設計業務に必要な三次元モデルに対応したCADオペレーターの養成を主事業としたサテライトオフィスを立地した企業がそれぞれございます。これは、本市がPRしている高速インターネットと豊かな自然や風土など、環境に魅力を感じて進出いただいたものと考えております。

さらには、島内外からの新たな雇用のほか、植栽や共同のイベント実施、スポンサー協力による支援など、地域貢献度の高い動きも

出ているところでございます。

以上です。

○一二番（生田直弘君） 状況はよくわかりました。ありがとうございます。

企業が西之表市に進出してくるということは、企業側が事業リスクをとってでも進出してみようと、それは西之表市の何らかの地域資源に魅力を感じているということになります。課長が御答弁いただいたとおり、豊かな自然であるとか高速インターネットであるとか、それだけじゃなくて、いろいろあると思うんですけども、そういうことなんだと思います。

確かに製造業など、流通経路の中で地理的な条件により輸送費等の追加負担が発生する業種を対象とした場合は、誘致活動が簡単ではないかもしれません。

しかし、こうして実際に企業が進出してくるという事実があるわけですから、このことは、今後の企業誘致活動やこの地域の魅力の再発見のための大きなヒントがあると考えます。

そして、何より企業誘致には人と人との信頼関係が必要になります。突然先方のほうからやってくるわけではありませんので。これまで企業、団体と接触した際の市行政当局の対応、その誠実さ、その真摯さによる信頼関係の構築があったというふうに、いろんな会議の中でも、ほかの関係者の方からそういったお声も聞いております。そう考えますとですね、この点については、市行政当局のこれ

までやってこられた、今の課長を初めそれまでの課長、これまでのずっとマネジメントを含めてですね、よく頑張っている結果だと私は評価しております。

そこで、次の質問をお尋ねしますが、イの今後はどういう取組みと方針と目標を持って島外企業誘致の事業を推進するのか、お聞かせください。

○経済観光課長（岩下栄一君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、企業誘致に對しましては、輸送コスト等、一定の課題があるかというふうに認識はしております。

このため、離島でもコストがかからず、地理的なハンディとならない業種といたしましてICT等を活用した情報通信や情報処理サービス業等の誘致を引き続き進めていくこととしております。

本市は、御承知のとおり、高速インターネット網が整備されておりまして、国が進める新しい働き方にも対応できるインフラ環境は整っていると考えております。

また、本市での雇用は、首都圏と比べますと賃金等が抑えられるといった企業側の利点もあるかと思えます。

現在、若い世代で首都圏の就業者や求職者は、豊かな自然環境で働くことや自分らしいライフスタイルを求める人、地域を自ら興したいと考える人が多いということから、本市の優位性を生かせるのではないかとというふうに考えております。

一方、島外から進出を希望される企業の中には、従業員の宿舍の

確保なども検討材料となっていることから、空き店舗や空き家対策としても企業誘致は有効ではないかというふうに考えているところでございます。

また、そういった課題や方針を踏まえ、企業側の要望に沿った本市独自の企業誘致制度への見直しを進め、ターゲットとなる企業への働きかけを進めてまいりたいと考えております。

特定有人国境離島法の交付金による雇用機会拡充事業の活用や、あわせて労働者不足も問題となっておりますので、ターゲットとなるような企業に就業可能な人材の育成も取り組み、企業誘致のみではなく複合的な対策を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○一二番（生田直弘君） 方向性、よくわかりました。ありがとうございます。

まさにですね、企業のニーズがどこにあるのか、実際に来たときにですね、実働、活動していかないといけないので、そこについてはですね、丁寧な、誘致するに当たってこちらが提供できる環境は何なのか、もろもろですね、よくお話を聞きながらですね、進めていっていただけたらと思います。

これまでに研究機関等ですね、誘致についても取り組んでおられるということですが、今の御説明にはなかったようなんですけれども、そのあたりについては進捗はいかがですか。

○経済観光課長（岩下栄一君） 研究機関の誘致にはまだ至ってお

りませんが、ただ、ここ三、四年ほど、大学との連携、いわゆる域学連携のほうを進めておりまして、そういったところから、いろいろな大学だけではなく企業の皆様とのつながりも出てきているところでございます。

例えば、企業誘致、研究所というのではございませんけれども、昨年、日本学術会議という学会というのが開かれまして、そういったところから、今年度、二件新たに学会の開催というのも現段階で決まっております。一つが電気学会で、十月の中ごろ開催される予定です。また、二つ目が計測自動制御学会というのがありまして、こちらのほうの制御技術部門のほうの学会というのもありまして、両方を合わせると三十名近い研究者の方の来島というのもありますので、こういったところから研究機関というところのまたつながりにつながるような、そういった接点というのも検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。よくわかりました。

従来の発想を超えてですね、柔軟に粘り強く丁寧ですね、情報発信をし、今おっしゃられたとおりですね、いろいろな形で接点ができる島外の方々と信頼を築きながら、今答弁された研究機関も含めてですね、企業誘致や産業誘致活動を行えば、きっとチャンスは生まれてくると思いますので、ぜひともお願いします。

このことはですね、実利の面では西之表市の雇用増加や税収プラスに寄与するものと考えますし、また、ここにはない島外の企業や研究機関との連携が生まれることでこの町が飛躍していく可能性が十分あると思いますので、引き続きこの企業誘致活動のほう、推進、しっかりとよろしくお願いいたします。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） すみません、先ほどちょっと答弁の仕方でもたもたいたしました失礼いたしました。

企業誘致についての方向性というか、という御質問でございましたけれども、議員のお話にもありましたように、この種子島、西之表市の企業誘致に関しては、やはり根幹となるのはその地理的な条件、離島という、ハンディとも言われますけれども、これがやはり強みになるというところを逆にそのチャンスと捉えてやるという、抽象的な言い方ですけども、例えば、離島の一次産業、農業、これは畜産が今好調でございますけれども、そういうもの、あるいは漁業もこれから研ぎ澄ましていかなければなりませんけれども、そういう離島における一次産業の特徴というものを生かしたところ、それからもう一つはロケットがございますけれども、宇宙産業、これは、JAXAが南種子町にあって、今、五つ計画がそろそろ終了間近であり、次のH3計画というものが準備を、もう燃焼試験もあるところでありまして、この宇宙関連産業というの、島全体で誘致するチャンスがあれば取り組んでまいりたいと考えており

ます。

雑駁としておりますけれども、大まかにはそういうようなことが方向性として挙げられるかなと考えております。

○一二番（生田直弘君） 市長、ありがとうございます。雑駁どころか、非常に具体的な産業の業種まで出てきました。非常に方向性がわかって、ありがたい御答弁でした。

それでは、三番目のテーマの質問に移ります。

企業版ふるさと納税の活用と種子島の観光面の広報や特産品の拡販についてですが、質問の一つです。企業版のふるさと納税を呼び込むため、ア、現在の取組状況と実績、イ、ほかの自治体の獲得状況と今後の方向性をお聞かせください。

〔企画課長 神村弘二君〕

○企画課長（神村弘二君） お答えをいたします。

企業版のふるさと納税についてでございますが、国が進めております地方創生の取組みの一環といたしまして、平成二十八年度税制改正において、地方創生応援税制という形で、民間企業から地方自治体への新たな寄附の仕組みとそれに伴う税制上の優遇措置が創設をされたものでございます。

地方公共団体による地方創生のプロジェクトに対しまして寄附をした企業に法人税の税額控除の特例措置がとられるものでございまして、制度活用のためには、対象となる事業につきまして国の認定を受ける必要があります。現在のところ、本市においては対

象としている事業がなく、これまでの実績もございません。

それから、イのほうの御質問のほかの自治体の獲得状況と今後の方向性ということですが、ほかの自治体の獲得状況につきましては、全国の対象事業の認定件数としまして平成二十八年度事業で百五十七件、平成二十九年度の事業で二百三十件、平成三十年度は今のところ百八件、第一回の認定までということでは百八件というふうになってございます。

また、実際の寄附の実績といたしまして、平成二十八・二十九年度合わせまして全国で千七百七十一件、金額にして三十一億二百万円というふうになっております。

県内では、鹿児島県及び十七の市町村で二十六事業が認定を受けておりまして、平成二十八・二十九年度の総事業費十一億九千七百五十五万、約五十六万円です。に對しまして、件数にして百三十五件、金額にして一億九百四十万四千円の寄附を受けております。

公表されております実績を見ますと、当初計画どおり寄附を受けている事業もある一方で、当初の見込みよりも寄附額が伸びず、大幅に事業規模を縮小した事業もあったようでございます。

この制度は、自治体、企業双方にメリットがあるわけですが、単純に自治体の事業費に充当するというわけではなく、各自治体で策定している地方創生総合戦略の成果向上に寄与すること、また企業にとつても、そのプロジェクトを応援することでイメージアップにつながるような魅力ある事業の構築が必要となってきます。

自治体にとつては、財源不足を補完できたり企業との新たな連携の可能性が広がるなどの効果も期待できることから、本市においても制度活用については前向きに取り組みたいというふうに思っておりますけれども、活用ありきということよりも、地域活性のもとに本来に必要な事業という部分を、寄附を十分見込めるような事業の選定、構築についても研究をし、企業側のニーズや意向等も情報収集をしながら、横断的な連携を図って全庁的な体制で進めていくということが必要になってくるというふうに思っております。

以上です。

○一二番（生田直弘君） 状況、よくわかりました。庁内の課題等、もろもろわかってきましたけれども、それでは、少しちよつと先に進めて、全体をまたフォローしていきたいと思ひます。

次の二についてお尋ねしますが、企業版ふるさと納税の制度を通じて寄附する側のメリットと負担というのはどのようなものなのか、具体的などころをお聞かせください。

○企画課長（神村弘二君） 御説明をいたします。

まず、企業側のメリットについては、先ほど申し上げましたが、一つ目に、寄附をすることで法人税等の負担が軽減をされる優遇措置が受けられるということです。これまでの制度におきまして、地方公共団体への寄附については全額が損金に算入されて、約三割の税負担の軽減効果が受けられておりましたが、企業版ふるさと納税の創設によりまして、さらに寄附額の三割の税額控除が上

乗せをされるということで、合わせて六割の税負担の軽減措置が受けられるということになってございます。

二つ目に、地方創生の取組みを応援をすることで、社会貢献に取り組む企業としてのイメージアップの効果が期待をできるということとがでございます。

また、一方で、負担といたしましては、実際の寄附額をやらなきゃいけない、一回当たり十万元以上という規制がございますが、実質、寄附の四割は負担をするというような形になりますので、そこが負担ということになるかと思えます。

あと、負担ということではございませんが、制限というかそういう部分で、本社が所在をする自治体への寄附ができない、また寄附を行うことの見返りとして補助金の交付とか有利な貸付けなど経済的な利益供与を受けることが禁止をされている、あと個人版のふるさと納税と違い、返礼品もないというようなところが違いとございます。

以上です。

○一二番（生田直弘君） わかりました。ありがとうございます。制度上得られるですね、企業側の恩恵と負担の概要についてはよくわかりました。

つまり、ちょっと要約させていただきますと、わかりやすく言えば、例えば、島外の企業が西之表市の企画する事業へ、当然それが国の認定を受けている前提なんですけれども、制度自体がそうなの

で。一千万円の寄附を同制度を通じて行った場合、経済効果としては、事業費はそのまま一千万円で、いろいろな法人税等々のですね、税額控除が得られて、それが六〇％と。で、企業側の自己負担はその四〇％になると。そして、企業版ふるさと納税によって寄附を受けるためには、あらかじめ企画された市の事業が必要であるという整理でよろしいですか。

○企画課長（神村弘二君） そのような理解でよろしいと思います。

○一二番（生田直弘君） よくわかりました。ありがとうございます。

それでは、次の三の企業版ふるさと納税の制度はいつから始まっている終了するんでしょうか、説明お願いいたします。

○企画課長（神村弘二君） 御説明をいたします。

この制度は、人口減少克服、社会全体の活力維持を目的といたしまして国が取り組む地方創生の実現のため、各界各層の参加と協力を得ること、中でも産業界の果たす役割が非常に大きいという考え方に基きまして、民間企業から積極的に寄附を行っていただけるように、平成二十八年度の税制改正において新たに創設をされた制度でございます。

よって、地方創生の一環として取り組まれている制度という位置付けになりますので、総合計画の期間、西之表市でも総合計画をつくってございますが、その総合計画の期間と同じく平成三十一年度までの適用期限というふうにされているところでございます。

しかしながら、企業版ふるさと納税の一層の活用促進を図るために、現在、内閣官房、まち・ひと・しごと創生本部においては、制度の拡充、延長について、平成三十一年度の税制改正要望を行うというような動きもあるというような情報をいただいております。

以上です。

○一二番（生田直弘君） 説明、ありがとうございます。平成三十一年度までの基準ということで、今後は延長、拡充の可能性もあるという説明、ありがとうございます。

つまり、この制度の大まかな概要、ちよつと一部繰り返しになりますが、例えば、仮に西之表市の事業に賛同し、メリットを感じる企業は、実質、先ほどの一千万円の例えでいいますと、四百万円の自己負担で一千万円分の事業に寄附を通じて参画できるということですね。

そして、この制度は、平成二十九年四月一日になるんですか、平成二十八年度税制改革になりますから。その適用期限は、今のところ平成三十一年度までということになるという理解でよろしいわけですか。

○企画課長（神村弘二君） はい、そのような理解でよろしいです。

○一二番（生田直弘君） 答弁、ありがとうございます。よくわかりました。

西之表市の自主財源が厳しいから新規事業ができないという側面は確かにあるかもしれませんが、しかし、先ほどの企業誘致同様に、

企業のニーズをよく聞き、企画し、我々西之表市が持っている企業との接点から能動的に働きかけ、行い、企業版ふるさと納税制度を使えば、当市の自主財源や県又は国の補助金のみには依存しない方法でも事業を実施するための財源確保はできるということですね。

でも、これまで企画されたものがない、実績もないという状況がこの平成二十九年からスタートしているわけなんですけれども、延長するかどうか、拡充されるか、まだわからない中で、平成三十一年度までということですね。この期限があるわけですから、今、こういう状況について市長はどのようにお考えですか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

企業版ふるさと納税の実施についての考えということでございます。

この企業版ふるさと納税につきましては、実は、今年度から取り組もうということで庁内で検討を進めております。きっかけと申しますのも、実は、この企業版ふるさと納税であれば協力する用意があるという方が実際におられました。そのこともありまして、どういう事業を構築するのかというところを今検討しているところでもあります。まだ確定はしておりませんが、例えば、事業の組み方にもいろいろ具体的な立て方、具体的というか、かなり限定的な立て方もありますけれども、広い立て方もある、例えばですけれども、港町再生とかそういう形ででもできるのではないかとということがありますので、その辺を早急に詰めて、また提案をしてまいりたい

いと考えております。

その上で、再度、企業版ふるさと納税の制度に協力してくださる企業等をまた勧誘等、働きかけを進めたいと考えております。

○一二番（生田直弘君） よくわかりました。ありがとうございます。

具体的なお話があるとか、もう企画が始まっているというようなことですので、ぜひですね、そういうのを一つでも二つでも取り込んでいって市の発展につなげていただきたいと。ぜひよろしくお願いします。

ほかの市町村の状況ですけれども、既に企業版ふるさと納税を使った事業というのは、今課長の御答弁のとおり、もうありますし、インターネット上ではですね、事業を掲載して企業版ふるさと納税の資金を呼び込む手法も出てきております。

そう考えますと、プラチナ社会を目指す西之表市でやれないことはないと思いますので、具体的な、市長がおっしゃったように、狭義の意味での事業のつくり方あるいは広義の、幅広い形でですね、組み方、いろいろできると思いますので、ぜひその部分をよろしく願います。

また、八月二十九日の報道では、課長が少しお話しされましたけれども、企業版ふるさと納税の税制優遇については、内閣府のほうで期限を五年間延長するという方針を固めたようです。ですので、まだまだ今後もチャンスがあると思いますので、ぜひ当市の、特に

ですね、新規事業、新たにいろんなものを発展させていくために使う資金についてはですね、そういった事業資金も必要になってくると思いますので、ぜひそういったところの活用を中心に進めていただきたいと思います。

はい、それでは、次の質問に移ります。

四のこれからの種子島の広報と特産品の拡販について、種子島観光協会や種子島特産品協会におけるどのようなニーズを把握しているか、またどのような協議や事業検討を行っているか、お聞かせください。

○経済観光課長（岩下栄一君） お答えいたします。

商圏人口の減少や消費の島外への流出など、またロケットの打ち上げに依存された観光客の流入の状況につきまして、両協会におきましては非常に高い危機感を持っている状況にあります。

特に二〇二〇年の東京オリンピック以降の反動を考えますと、それまでにインバウンドに対する取組強化や特定有人国境離島法の交付金を活用した観光客への企画乗船券の活用、特産品の販路拡大等のため鹿児島市内の再開発事業への出店など、島外への拠点づくりを検討していると伺っております。

ただし、再開発事業への出店等につきましては、特産品協会において、現段階で一市二町の各協議会の同意が得られておりませんが、種子島観光協会の製造販売部会を中心に検討しているようでございますが、詳細については未定となっております。

本市としましては、入り込み客数の大多数が鹿児島市を経由して来島されることから、インバウンド対策や観光客のニーズを把握する上でも本市施策とも一致した取組みと考え、現状では意見交換を行っているところでございます。

以上です。

○一二番（生田直弘君） 状況はわかりました。ありがとうございます。

課長の答弁を踏まえてですね、私も同じようなお話をある会で聞きました。種子島特産品協会においてはですね、今後の種子島の人口が大幅に減少することを危惧しておると。その中で、鹿児島市の再開発をチャンスとして捉えていきたいというふうなお話も御意見としていただきました。また、種子島観光協会においては、これまでの市当局の答弁同様にですね、滞在型観光旅行を推進しているようです。

であればですね、一つここで提案したいんですけども、種子島特産品協会と種子島観光協会と連携しつつですね、もう一泊してもらうための旅行商品等の開発、企画、宣伝、実証、販売推進により、旅行者の実質負担を軽減する有人国境離島法の事業の一つを活用して、鹿児島市内の再開発で活性化するエリアにおいて、当該事業に係るクーポンのですね、発行などをしてみてはどうかというふうに考えます。そうすれば、それをきっかけとした種子島の特産品や種子島の魅力発信につながれるのではないかと考えます。ぜひ御検

討のほうをお願いします。

それでは、このテーマの最後の質問に移りますけれども、企業版ふるさと納税については、返礼品のある個人版のふるさと納税とは違うという旨は先ほどの御答弁でいただいたとおりなんですけれども、寄附してもらうためには受け皿、つまり西之表市の事業が必要ということになるわけなんですけれども、また先ほどちょっと問題点を少しリスクをお話しさせていただきましたとおり、寄附する前に企業との事前の事業賛同についての協議というのが非常に重要になってきて、内諾をもらいながらきちっと進めていかなければならないという状況にあるわけなんですけれども、そこで質問します。

五番目の企業版ふるさと納税の担当部署と市民のニーズを酌み上げ事業執行、推進を担当している部署との間では、どのように横断的な連携を図られているのか、お聞かせください。

○企画課長（神村弘二君） お答えをいたします。

現在、企業版ふるさと納税に関しては、先ほども申し上げましたけど、地方創生の取組みの一環という位置付けでございますので、企画課が所管をしてございまして、他の地方創生推進交付金なんかの申請と同様に、国の認定に必要な地域再生計画の申請を取りまとめているところです。

実際の事業計画立案及び実施につきましては各所管課で行うわけですが、各課間の連携につきましては、情報提供や通常の予算編成や長期振興計画の実施計画のローリング作業の中での協議にと

どまってございまして、企業版ふるさと納税の政策的活用を意識をした横断的な連携までは行えていないというのが実情でございます。

しかしながら、市長のほうからも先ほど答弁がございましたように、制度の有効性は認識をしております、特例措置の適用期限も迫っているというような状況でもございますので、事業立案の可能性のある関係課で協議を行い、検討を進めてまいりたいと。まいってきた経過もございます。

ただ、進め方として、関係課を集めて、じゃあ、こういう制度がありますからどうですかというような話をしても、なかなかそれぞれでその事業を活用するというに進んでいかないという状況もございます。で、やはり所管の考えよりは組織的な部分で利活用のほうというのは組み立てていく必要があるんだろうというふうに感じているところです。

現実的な作業というふうなことになりますと、現在、長期振興計画の実施計画に掲載がされている事業で制度の活用が見込めるものがあるか、ただ、新規事業が主でありますので、今年度以降の部分で載っている部分というような事業になりますけども。あるいは、新たに、先ほど市長のほうからありましたように、港町再生とか、あるいは大字の拠点づくりなんかというような政策をもとにした新たなプロジェクトというのを構築をしていくのか。使い方というのはいろいろあるというふうに思いますけども、そういったことであるとか、寄附してくれる企業を確保できるような手法だとかという

部分についても、今後、長期振興計画の見直し、来年度の実施計画のローリングを行っていく中での協議という形になりますけども、他市の成功事例等も参考に全庁的な議論をしてまいりたいというふうに思います。

えっと、流れとしては、経営会議の中で進め方の整理をし、経営会議の方針をもとに活用する政策の地域再生計画というのを所管課と協議をしながら進めていくと、寄附してくれる企業については、それをもとに経済観光課なりを窓口にして接近をしていくというような形になろうかと思えます。

実際、事業として今年度三十一年度まで、延びることが想定をされていますけども、申請が年間三回できるという形になってございますので、三回目の申請にできるだけ間に合うような形で検討を進めていきたいというふうには考えてございます。

以上です。

○一二番（生田直弘君）　たくさん課題と連携の状況といろいろな方向性と種々御説明いただいたので、ちよつと整理させていただきますと、経営会議のほうが今後についてはきちつと方針並びにこういったものを出していくと。そこで、所管課のほうで必要な成果が上がっていくようなものというのを見ていくと。で、そのために必要なものは調整力であるとか連携であるとか、そういったものがきちつとしていかなければならないというような、要約するとそんな感じになるという理解でよろしいんですか。

○企画課長（神村弘二君） お答えをいたします。

大体そんな感じでいいというふうに思いますけども、どういふうに進めていくかという部分についての問題とか課題、進め方については経営会議の中で議論ができるんじゃないかなという。で、方針を大体決めて、あと各政策部会というのもございますので、そこにおろして、その部分で検討もしていただくという中で立案というような形ができていくというふうに思っております。

○市長（八板俊輔君） 今企画課長がお答えしたとおりでありますけれども、ちよつともう少し補足いたしますと、今、経営会議と調整会議、それからそれに連なる全職員というピラミッド型の政策形成並びに政策推進のピラミッドがあるわけですけども、それはトップダウンとかだけではなくてボトムアップ、要するに、双方の機能を持った体制だというふうに考えておりますので、先ほど課長がお答えしましたように、経営会議で決定をして、それを政策調整会議の中で煮詰めていくというようなこともありますけれども、また逆の方向での提案を踏まえて、それを経営会議が意思決定をして、そうしたキャッチボールを繰り返すということもあると思いますので。いずれにしても、よりよい政策のためにこの機構を使って政策を進めていきたいと考えております。

○一二番（生田直弘君） わかりました。ありがとうございます。

はい、市長の御説明、政策調整会議、経営会議等の位置付けというのは、組織の中でのですね、どういうことをしていくかというの

は、ボトムアップ、トップダウン、両方の役割を果たすということ
は了解しておりますので、両面あわせてですね、しつかりぜひ推進
していただけたらと思います。

今、全般的なところで御説明をいただいたところなんですけれども、この質問の件名の中でですね、企業版ふるさと納税の活用と種子島の観光面の広報や特産品の拡販についてというところの御質問の中でですので、ちよつと私のほうからですね、どうしてこの部分で聞いておりますかといいますと、今年の二月の十四日から二十日にかけて、鹿児島市の百貨店の山形屋で種子島観光物産展が行われ、その際、観光PRのアンケート調査を実施し、九百九件の回答をいただきました。

そのアンケートでは、鹿児島にお住いの方が八百十五名で、全体の約五〇%の方が種子島に行ったことがないという回答をされております。灯台もと暗しとはこのことで、地元鹿児島県の方でさえ、種子島に行ったことがない方が多いということがわかったのです。

民間では、事業を継続していくためには顧客のリピート率、繰り返しやってこられる率ですね、これが重要になってくるわけなんですけれども、鹿児島では、東京や都市部から来られる観光客のように飛行機の乗りかえがなく、直行で行けます。つまり、鹿児島市内の再開発で人の往来が増えると思されるエリアにおいて、西之表市のアンテナや出島のような位置付けで種子島の特産品販売や種子島の広報を積極化しながら、来島した際の旅行者の実質負担軽減が

図れるようなものを提供することができれば、来島するための障壁は低くなり、来島者も増え、地元経済が活性化するというふう to 考えられます。

そうした事業を実現していく方向性の中で、この本件について利害関係のある、例えば金融機関や企業のニーズを押さえながら連携することにより、企業版ふるさと納税を使って種子島の特産品が販売され、観光PRが展開できると思われまふ。

そして、さらにその延長線上には、鹿児島にやってくる外国人旅行者の誘致にもつながる可能性があるというふう to 考えまふので、ぜひとも検討のほどよろしくお願いいたしまふ。

それでは、四番目の、最後のテーマについて質問させていただきます。国民健康保険財政の健全化に資する保険者努力支援制度の事業推進についてです。

平成二十九年第四回の議会定例会の一般質問で、当該制度による交付金獲得の競争が今後も激化し、結果重視の評価へ移行することから、国民健康保険財政の悪化は一般財源も影響を受けることもあり、庁内関係部署だけでなく、全庁的な取組みとして庁外組織との連携による推進を要望しまふた。

そこで、お尋ねしまふが、現在の取組状況と課題についてお聞かせください。

〔健康保険課長 長野 望君〕

○健康保険課長（長野 望君） お答えいたします。

まず、国民健康保険財政と一般財源の関係でございますが、県の国民健康保険運営方針において、決算補填目的の法定外一般会計繰入れについては解消していくこととされましたことから、国民健康保険財政の赤字について恒常的に一般会計から補填を行うことはできなくなっていく方向でございます。

このため、赤字が発生し続けるような場合には、最終的には被保険者の国民健康保険税の負担をお願いしなければならないこととなっていくわけですが、その前に、保険者として歳入の確保、歳出の抑制に取り組み、財政状況の悪化を回避する必要がある保険者としてあると考えております。

保険者努力支援制度の各指標において高得点を獲得し交付金の増額を図ることも、歳入確保の手段の一つとして有効な取組みであると考えているところであります。

これまでの取組みといたしまして、各指標の中で配点の高い糖尿病の重症化予防につきましては、島内市町村、保健所、熊毛地区医師会と連携して取組みを行ってきたり、また特定健診につきましては、熊毛地区医師会への健診事業の委託、市内店舗等へ記念品引きかえや普及啓発の協力依頼を行ったり、また昨年度につきましては東京大学と共同で効果的な受診勧奨方法の研究などを行ってまいったところでございますが、特定健診の受診率の向上にはなかなかつながついていないところでございます。

本年度の取組みといたしましては、昨年度東大と共同で行いまふ

たアンケート調査の結果、未受診者が受診しない理由については通院中であることが結構多いということ、未受診者が受診したきっかけについてはかかりつけ医の勧めが多いというようなことがわかっているところでございます。

また、本市のレセプトデータや健診結果から、定期的に医療機関を受診している未受診者が多くいるなどの点を考えますと、医療機関側から受診勧奨を行ってもらうのが効果的ではないかというような判断をしております。現在、市内医療機関を訪問し、未受診者への受診勧奨を行ってもらうよう協力依頼を行っているところでございます。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） わかりました。ありがとうございます。

昨年です、庁内の取組みをお伺いしたところではですね、手詰まり感がやや見受けられるような状況でしたけれども、現在、具体的な取組みについて庁外関係団体との連携が始まっているように少し安心いたしました。

しかし、今年度はですね、もうほぼ半年過ぎております。残り六カ月で成果を積み上げたものというのが次年度そしてそれ以降のですね、交付金の算定に影響を与えますので、課題の潰し込みを急ぎ、事業推進をしっかりとされますようお願いいたします。

それでは、次のイの今後の取組みの目標と方向性について御説明をお願いいたします。

○健康保険課長（長野 望君） お答えいたします。

特定健診受診率向上の取組みにつきましては、本年度行っています医療機関への受診勧奨協力依頼については継続しつつ、またこの中で出てくる医療機関側の意見も取り入れるなどして、さらに連携した取組みにしていきたいと考えております。

今後につきましてですが、現在、四十代、五十代の働き盛りに未受診者が多いということがわかっておりますので、この点について何らかの対策を行う必要があるというふうに感じているところでございます。

特定健診につきましては保険利用の入り口でございます、受診者が増加し受診データが増加することにより、その後、効果的な保健指導を行うことができ、生活習慣病の予防や重症化予防など、歳出削減の面からも税制に寄与することができるというふうに思っております。

このようなことから、これまでの庁内各課との連携、庁外組織とも連携を強めて受診率の向上に取組みを行っていく必要があるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） 説明、ありがとうございます。

さきのアですね、答弁ともちよつと絡みますけれども、一般財源からの組み入れを法定上の関係で行わないのであれば、その財源は、やはり市民からの保険税収入か国民健康保険会計が直接受け取

れる交付金ですね、これに収入を依存することになります。

国民健康保険税の税率を安易に引き上げないためにも、保険者努力支援制度で西之表市の取組みの成果を上げることでもち取れる特別交付金からの収入が重要になってくると考えます。

逆に、結果を出し、高い評価を得ることができれば、ボーナスのような位置付けである特別交付金がたくさん得られるわけですし、その結果、国民健康保険税を引き上げなくて済むということも十分あり得るわけです。

さらに、この交付金により金銭面での財政的恩恵を受けるだけでなく、中長期的にはさらに次の二つの恩恵があると思います。一つ目は、健康寿命の長い市民が増えること、二つ目は、保険者努力支援制度内の評価項目の特定健診受診率とその他の重要項目の推進が図られていれば、その蓄積されたデータを必要とし関心を持つ大学病院等の高度な医療機関からの医師派遣も見込まれる、そのことは西之表市に地域医療を残していくということにもつながるというふうに考えます。

そこで、ちょっと思い切った提案をしたいと思います。この保険者努力支援制度内の市町村への推進の動機づけに設定されるボーナス枠としてみなされているですね、特別交付金獲得競争における目標を日本一に設定してはいかがでしょうか。

といいますのは、複雑で何項目もある各評価項目の中で、今御答弁いただきましたとおり、いろいろな項目があります。それは、ど

れが上がった、下がったというよりも、市行政当局が日本一を目指すというわかりやすい目標を掲げること、その高い目標を目指していく過程で成果はどんどん上がっていくと思われる。

そして、そのわかりやすさによって西之表市民一人一人の意識は向上し、個々人の協力や努力が結集しやすいのではないかとこのように考えます。

また、西之表市全域をカバーしている医療機関が集中している地域特性を勘案すると、ほかの自治体より優位にあり、目指す価値はあると思われます。

そして、もし日本一になった際、まだ目標なんですけれども、日本一になった際、その核とするものは、交付金だけでなく、市民一人一人の力でもち取った日本一としてこの町に暮らす市民の自信や誇りやそういったものになると私は信じていますが、市長、今後の目標として、日本一、目指しませんでしょうか、御見解をお願いします。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

国民健康保険制度の維持あるいはその経営に向けての御提案として日本一を目指す。日本一、何を指すかということでありましょうけれども、その前に、この種子島の、西之表市の医療水準を高めるために、先ほど議員のお話にもありましたけれども、大学の研究機関の協力あるいは医師の派遣というところも御指摘がありました。それから健康寿命の上昇を目指すということ、それについて保険者努力支援制度の活用ということ、いずれも我々も常日ごろ

考えておりますことで、例えば、特定健診の受診率日本一というところが挙げられるかと思いますが、現状ではたしか四割を切るぐらいかと思えます。日本一となりますと六割か、ちよつとでしたっけ、ということになります。それを掲げるということも含めまして今後の検討材料とさせていただきます。

御期待に応えるように、今後とも国民健康保険財政等の健全なところを目指して努力してまいりたいと思います。

御提案、ありがとうございます。

○一二番（生田直弘君） 市長、御答弁、ありがとうございます。

具体的に今の現状が四〇％、日本一になるためには六〇％という数字を押さえられているということは、そのあたりが方針の方向性の中にあるというようなことをちよつとかいま見るような気がして非常にうれしく思います。ありがとうございます。

つまりですね、何をすれば評価されるか、国の評価基準はつきりしているの、あとは今市民にこの取組みの方向性やその意義をしつかり伝え、よい意味で巻き込んでいけるかどうかだと思います。

安易に国民健康保険税の税率を引上げにすることによって市民負担が増加しないよう、市民の福祉向上に向けてあらゆる手を尽くしていただきますことを最後に要望しまして、私からの質問を終了させていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（永田 章君） 以上で生田直弘君の質問は終了しました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十四時二十分ごろよ

り再開いたします。

午後二時七分休憩

午後二時二十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、田添辰郎君の発言を許可いたします。

「一一番 田添辰郎君登壇」

○一一番（田添辰郎君） 通告書に従いまして一般質問を行わせていただきます。

まず初めに、ちよつとわかりにくい通告書になっておりますので、冒頭おわびを申し上げます。

一番目の商店街の活性化について、（一）、（三）、内容的に重複するようなものでございますが、一番目のものは、担当課のほうに今の現状を見据えた上での長期的展望、そして三番目のほうのどのような町、商店街を目指すのかのほうはですね、市長の目指すべき方針のほうをお伺いしたいということでございました。

それと、三番目のほうの馬毛島の自衛隊施設についてなんですが、（一）ア、イ、ウ、エ、オとなっておりますが、（二）ア、イ、ウ、エ、オが（二）、（三）、（四）、（五）で、独立したものになっております。

私の手違いで通告書のほう、本当に皆様の誤解を与えるようなも

のになってしまいました。冒頭にておわび申し上げます。

では、まず最初に、商店街の活性化についてでございます。

商店街の活性化については、後ほど聞きます長期的展望の中でも担当者の方が申し上げられるかと思えます。日本は、少子高齢化をして二十年以上のデフレ下にございます。

昨日、自民党総裁の選挙もあるということで、こういったリーフレットのほうが送ってまいりました。政権交代前との比較の資料でございます。

名目GDPにおきますと、政権交代前四百九十三兆円であったものが安倍政権下で五百五十一兆円になり、五十八兆円増え、過去最高になったところであります。

そして、正社員の有効求人倍率のほうも、政権交代前〇・五であった、二人の人が仕事を求めても一つの仕事しかなかった状態でありましたが、安倍政権下において一・一三倍になった、統計開始以来最高ということでもございます。

高卒、大卒の内定率のほうは、九八・一％が高校生、大卒のほうは九八・〇％、これも過去最高水準となっております。

最低賃金におきましては、二〇一二年度七百四十九円が二〇一七年度八百四十八円、九十九円増加しているということでございます。

景気回復につきましても、国・地方税収合計を考えますと、二〇一二年度予算で七十八・七兆円が二〇一七年度予算では百二・五兆円になったということで、地方の税収は過去最高になったかのように

に説明のほうがございます。

また、表のほうには、頑張った人が報われる経済成長ということ、失われた二十年に二度と後戻りさせない、三本の矢でデフレ完全脱却をなし遂げ、戦後最大のGDP六百兆円を実現すると書いております。

また、三つ目の美しいふるさとのところには、国土強靱化を進め、強靱なふるさとをつくり上げる、そのようなことも書いてあるわけでありますが、昨日のテレビ報道で、皆さん御存じのとおり、来年十月一日からの消費税値上げのほうは予定どおり進めたいというお話であります。

そのようなことを考えますと、日本のデフレがなぜ二十年以上続いてきたのか。経済政策、安倍政権に関してはある程度、百点満点ではなくとも七十点、八十点ぐらいいはつけられるわけですが、それでもまだデフレを完全脱却したとは言えません。デフレを脱却するというよりも、個人の仕事をやっている方の所得は実質的には減っていく状況が続いているわけであります。

この長期化したデフレ、なぜこのように長くなったのか。当然人口減少という問題もありますが、人口減少という問題にしましては、人口減少する国家においても経済成長をしている事例は、世界を見れば多くあるわけであります。人口が減ったから経済成長がしないというのは、これは当然の論理として皆様にも考えていただければと思います。

何年間か自民党政権のほうもデフレ脱却ということで挑戦してまいりました。公共事業を増やしたり金融緩和をしたりとか、さまざまな努力をしてまいりましたが、これでやっとデフレを脱却できるというところで、いつもどおり消費税値上げをやってまいりました。そのために、その一回のデフレによってデフレが四、五年長続きしたというのが今までの現状ではなかったか、私はそう思うわけであります。

安倍政権、私は評価するものではございますが、来年十月一日の消費税値上げがあれば、この成果を帳消しするような不況に、デフレがいま一段強くあらわれるのではないか、地方自治体にとっても地方経済にとってもものすごい痛手を及ぼすのではないか、そのように考えるわけであります。

そのようなことを踏まえまして、先ほど申したように、商店街の長期的展望、商店街、このまちなかのことでありますが、どのように考えているかをこれまでの数値をもとにして担当課のほうにお聞きしたいと思います。

以下の質問は質問者席のほうで行わせていただきたいと思ひます。

〔経済観光課長 岩下栄一君〕

○経済観光課長（岩下栄一君） お答えいたします。

議員のおっしゃるように、国の動向を踏まえまして、さまざまな状況の中で地域の商店街というのをどう活性化していくかというのは非常に大事な部分だというふうに思っております。

そういった意味で、ちょっと数字的なところでは御説明できませんが、まず商店街の長期的な展望というところでお答えさせていただきます。

商店街の活性化につきましては、第六次長期振興計画の中でごと分野に位置付けられており、歴史と国際色豊かな港町再生を図り、中心市街地、商店街の活性化を図ることとしております。未来に向けた港湾都市として国内外からの来訪者を受け入れるとともに、市民自身が快適と感ぜられる環境を形成し、歴史や文化、安全性を重視したまちづくりを目指し、商店街の活性化を図るために、この港町再生ということで商店街の活性化に取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、商店街は地域の一部でもございますので、地域としてもどのような姿を目指すのかということも考えながら、種子島の玄関口としてよりよい町となるよう、ともに取り組んでまいりたいというふうに考えています。

こういった意味でも、港町再生というのは、より多くの市民の方々と一緒にみんなで町を再生していこうという、そういったコンセプトの中で、多くの方々に御参加いただきながら議論していきたいというように考えております。

以上です。

○一番（田添辰郎君） ありがとうございます。港町再生という言葉が出ました。市長の公約でもあるわけでありすが。

まず、私のほうは、やはり商店街再生、町の再生ということを長年にわたって考えてまいりました。何をすべきか。国道の入替え、空き地の公有地化、巡回バスの利便性の向上、三項目のほうを挙げさせていただきます。

これまで本当に、これも自由民主党所属の議員としては申しわけないわけですが、大店法の改正によりまして地方の自治体のほうは壊滅状況に追い込まれてまいりました。我々自由民主党としても、その辺はきつちりと反省をしながら、きちつと手当てをしていく、そのような方向でなければ、地方が元氣を取り戻す、そういう日本は取り戻せないのではないかと思っておりますが、現状は現状でございます。二十年前と比べまして商店街のほう、所管課のほうも御存じのとおり、商店街、街とはいいながら、お店が本当になくなりました。空き地がいっぱい、たくさんになりました。これは、駐車場が増えたということで喜ばれる声もあるわけですが。

隣の中種子町の町のほうは、以前から商店街のほうが、国道の勢い、Aコープとか大きなスーパーサムズとかそういうものができたために国道のほうにお客さんをとられ、衰退化した現実がございます。

そのようなことを考えれば、やはり昔の話ではありますが、前々市長の落合市長の時代に持ち上がりました国道の入替え、今ある国道と海側にある県道のほうを入れ替えるというアイデアがあったわけですが、その辺のほうもいま一度考え直してですね、本当

に今の現状では西町、東町の通路のほうは歩く歩道もなく、子供たちが一人で買い物に行くのも心配なぐらいのところでもございます。朝の八時ぐらいの通学時間になりますと、一人では行かせられない、そのような危険な通路でもあるわけがあります。何とかしなければならぬということ、以前から行政のほうも、議員におきましても電柱の地中埋設化とかいろいろなアイデアを提案させていただいたわけがあります。しかしながら、なかなか前には進みません。これを前に進めるには、やはり都市計画のほうも考えていかなければなりません、熊毛支庁、県の協力もいただきながら国道の入替えということももう一度考えるチャンスをいただければ、その方向で進めていったほうがいいのではないかと私自身は思っております。所管課といたしましてはこの辺についてどのように検討されているのか、教えていただければと思います。

○経済観光課長（岩下栄一君） お答えいたします。これまでの、最近の状況も踏まえまして御答弁させていただきます。

商店街の活性化につきましては、これまでもにぎわい創出実行委員会や商工会まちづくり委員会などでも議論が行われてきたところでございますけれども、ソフトとハードの両面から、島内在住者と観光客などの来島者に対する複合的な取組みが必要であるというふうに考えております。

本年度からは、先ほど申しましたとおり、港町再生といたしまして整備を行っていくこととしておりますけれども、その取組みの基

礎調査や先行的な取組みといたしまして、昨年から地方創生の推進交付金を活用し、商店街振興協同組合を主体とした商店街景観統制事業及び商店街魅力向上事業に取り組んでいるところでございます。昨年度は鹿児島大学による商店街の基礎調査を実施し、あわせて個店の魅力向上のためのセミナーも実施したところでございます。

議員のおっしゃる国道の入替えにつきましては、これまでもまちづくりとしまして国道五十八号線の活用について協議がなされてきており、その中で、海岸側の県道と入替えを行い、市道に編入して歩道やポケットパーク、アーケードなどの整備について調査検討されたようにございます。

現在の国道五十八号線につきましては、歩道もなく幅員も狭いことから、まちなかを歩いていただくためには、快適な道路空間へと整備することが必要ではないかというふうに考えております。

昨年度実施しました鹿児島大学での基礎調査におきましては、そのために、歩道や一時的な駐車スペース、イベント広場などへの確保が可能になる一方通行化が提案されているところでございます。

実現の可能性について大学の先生にお伺いしたところ、まずは社会実験ということで期限を設けて実際に一方通行化し、市民の方々の評価を踏まえた上で検討していくことが現実的ではないかとの御助言をいただいたところでございます。

いずれにしても、地域や商店街、道路管理者であります鹿児島県などと協議を行い、社会実験等も実施しながら取組みを進めて

まいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

〇 一番（田添辰郎君） ありがとうございます。

熊毛支庁のほうと検討もされているんですが、その辺がどう進んでいるのか、その辺もはっきりとお答えしていただきたいと思います。次の質問と関連しますので一緒にお答えいただければありがたいと思っています。

空き地の公有地化についてであります。

先ほど申し上げました中種子町のほうの野間、こちらのほうも商店街のほう、本当に数えるぐらいの商店しかなくなりまして、空き地のほうを町が購入し商工会のほうで管理する、そういった動きを、これは十年以上前には行われているんですかね、やっております。やっておりますが、しかしながら、これで旧商店街が盛り上がったという現実は見えないようでもあります。

しかしながら、今、西之表市を考えましても、国道の入替えを行ったとしても、やはり車社会でございます。当然駐車場が必要になってくるわけでありまして。そのような問題をどう解決するか、鹿児島大学の先生とも御相談しながら、それはありがたい話なんですありますが、私自身は、以前から申し上げますように、観光客を誘致するために魅力ある町にするというのは、それも結果的に観光客の方が喜んで来てくださる町になればいいんですが、観光客が来てくれる、観光客の方が喜んでもらえる快適な町をつくるというのは筋

が違ったものになるのではないか、そのように思っているわけであります。

今ここに住んでいる子供たち、お年寄りの方、この方たちが商店街のほうに時間があいた時間には何も用事がなくても集まってきた土曜日の昼下がり、日曜日の昼下がり、時間を費やすことができる。いろんな子供たち、お年寄り、大人たちが接触をしながら会話ができる。

二十年近く前に北欧の本を一応読んだわけであります。商店街の活性化ということでも、皇太子のほうがスウェーデンの教科書を紹介しまして、商店街というものはやはり車のないお年寄りや子供たちのためにどうしても残さなきゃいけない、そのために国としても守るように教育していくんだと、そのような話を本で読んだことがあります。

それから、やはりまちづくりというものは、観光客を呼ぶためではなく、そこに住んでいる人たちが潤いを持った日々の生活を過ごすために必要だと思うわけであります。当然物を買ったりするのも必要かもしれませんが。駐車場がある、西町、東町の中に駐車場もあっても構いません。どこに場所のセッティングをするかどうかはよろしいわけでありますが、お年寄りや子供が日が強いときにひなたぼっこをしたり日陰でゆっくりしたり、そういったところがある。子供と年寄りがトランプをする場所がある。そうやって、何も用事がないのに市民が豊かに時間を過ごせる場所をつくるべきだ、私は

それが理想のまちづくりだと以前から思っておりまして。二十年近く前でありますから、三十年、四十年後にそういう町ができるのではないかと思いつながら、つくるべきだと思いつながら今まで過ごしてきたわけではありますが。

子供もお年寄りも働く若い世代も喜んでくれる商店街、まちづくりを行うためには、今申し上げました空き地の公有地化。隣の韓国のほうでは、行政、公共機関のほうが土地を購入する場合には優先的に安く土地を提供する、そういう法律があるために発展が進んだという話も聞いております。日本の場合には、所有権絶対の法則がありまして、公共の福祉といっても弱い概念でございます。そのような意味で難しいわけではありますが、国道の入替えとともに空き地の公有地化、そしてそれを駐車場にするか公園化するか、やはり憩いをもたらすものに変えていただければと思うんですが、その辺はどうお考えでしょうか。

○経済観光課長（岩下栄一君） お答えいたします。

議員提案の空き地の公有化につきましては、まず取得するための目的、必要性のほか、財政的な面も含めまして総合的に検討する必要があると考えております。

したがって、まずは商店街を含むまちづくりのビジョンを明確にした上で、商店街のあり方を個別に検討していく必要があるのではないかと考えております。

具体的には、今年度、港町再生の基本構想を策定する計画にして

おりまして、そのために各団体の代表からなる検討委員会やまちづくりに意識の高い方々によるワークショップなどを開催する中で議論していただくこととしております。

また、一方で、これまでのにぎわい創出の取組みの中で西町、東町の悉皆調査を行っておりますので、これをさらに鹿児島大学の建築の専門家と地域の方々を交えてエリアごとに検討を重ね、将来のイメージをつくり上げていくことを予定しております。

このような取組みを積み上げてまちづくり全体のイメージ化を具現化していきながら、さらにどのように実現していくべきかを議論してまいりたいと考えております。

なお、公有財産になりますが、町なかにある榕城分団跡地につきましては、商店街や地域の発展に寄与する活用ができないかとも考えておりまして、その活用内容においては周辺土地との一体的な活用も検討してまいりたいと考えております。

日本各地の商店街が活性化に向けて取組みを進める中で、やはり本市の商店街は、種子島の玄関口として歴史や地域のアイデンティティーのある港町としての風情を生かした取組みが必要であると考えております。

今後、通り会や商店街の振興組合、地域の方々とともに、港町再生の協議を踏まえながら、先行できる取組みについては積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○ 一番（田添辰郎君） ありがとうございます。

以前、産業厚生委員会のほうで舞鶴市というところに視察に行ったことがございます。こちらのほうは本当に海辺に面して山の斜面にできたところで、大変美しいところでした。高度成長期、その後、バブルのころですね、マンションブームができて、この舞鶴の町並みが変わってしまうという可能性があつて、美の条例、正式な名称ではございませんが、美の条例というものをつくりました。そこに住む人々が長年にわたつて豊かに安心して暮らせるように、無理な開発などしないように、観光客誘致をしないようにということで美の条例というものをつくったものでございます。建物の高さ制限、色制限、さまざまなものをして統一した町並みをつくったわけがあります。この舞鶴、裁判闘争を何とか、バブルが過ぎましたので、傷は余り深くならなかったようではありますが、今も魅力のある町として日本で有名でございます。

そのようなことを考えますと、まちづくり、商店街づくりと考えるのは、岩下課長がおっしゃるとおり、短期的な視点からだけではなく長期的な、市長のおっしゃる港町再生ということであれば構いません。そのためにはどういう町並みが必要なのか、そしてどういうふうな市民の中で過ごし方が必要なのか、その辺にも想像力をめぐらす必要があるのではないかと、そのように思うわけがあります。

今長期的なお話をさせていただきましたが、身近な話で巡回バス

の話に移らせていただきたいと思います。

以前も申し上げましたが、巡回バスのほう、私のほうは、基本的に、高齢者のための交通機関、ほかにいい方法もあるのではないかとということで、それは検討をこれからしても遅くはないと思っています。すべきだと思っていますんですが。

今、使われている方には本当に感謝をしております。この方たちの中で、やはりバスのほうが、大雨の日とか風の日とかそういうときではありますが、足がない不便なお年寄りが乗っていたときに、やはり停留所のほうでとまらなきゃいけない、そしてそれから三十メートル、四十メートル歩いて目的の場所に行くというお話をよく聞いております。

以前お聞きしたときには、交通の問題がある、危険性の問題があるとおっしゃられたわけですが、普通のタクシーにおいても、ウインカーをつけている間ではありますが、目的地にとまれるわけがあります。じゃ、市の運営をする車がタクシーと同じように運行ができないのかというと、できるのではないか、そのように思うわけがあります。

これまで以上にお年寄りの方に気軽に商店街のほう、町のほうにも来ていただくためには、この巡回バスとかどんがバス、自分のとまりたい場所に、いつもではなくても構いません。しかしながら、大雨が降って足場が、足元が不便になったときには、お気の毒だからということで近くまで寄ってあげる、そのような配慮が必要では

ないか、そのように思うわけですが、どうでしょうか。

「企画課長 神村弘二君」

○企画課長（神村弘二君） お答えをいたします。

今議員から提案があった部分については、ほかの利用者の方からもそういう話もあったりというのは事実がございます。

ただ、目的として、高齢者のためのバスというような位置付けで運行しているわけではないというようなことがございます。で、タクシーとかだったら、どんがタクシーでも、タクシーとかで個人というかその人しか運ばないというようなことであれば、そういうような、できるんでしょうけども、いろんな方が乗っている中で、この利用を制限してしまうというのか、いうようなところもありますし、また、そういうお年寄りに手を差し伸べてほしいというような声もございますけども、そういう特別な資格とかそういうのをバスの運転手なんかは持っておりませんので、もしその介添えをしようとして何かあったときに、じゃあ、責任がとれるのかという話になってくると、そこもなかなか難しいところがあるというところがあって、現在のところ、そういう方がだんだん増えてきているというような状況もあって、バスの利用者とかが減ってきているという状況も確かにあると思います。

ですから、そういう利用者が多くなれば、その部分はこういうふうに別に救済をするのかというのは考えていく必要があるというふうに思いますけども、今のバスの運用の中でそういうようなことが

やれないかというのは今の段階では非常に厳しいのかなというふう
に思っています。

以上です。

○一番（田添辰郎君） 大変厳しいというお話であります。厳しい。法の解釈等、いろいろあります。危険性をなくすための作業もいろいろあるかと思えます。本当に市民の方の利便性を向上するためにはどうしたらいいのかなと、それを考えて難しい部分を何とかしようというところでですね、努力をしていただければと思います。

一つ目の商店街活性化について、最後の質問であります。どのような町、商店街を目指すのかでございます。これは市長にお答えしていただきたいわけであります。自分はどういうまちづくり、抽象的ではございましたが、観光客目当てではなく、本当に年寄りや子供たちが、働く若い世代、お母さん方もお父さん方もゆつくり集える町をつくりたい。本当に北欧のムーミンがいるような世界です。で、日本には余りないわけですが、そういうまちづくりをしてこそ初めてすばらしいところだということで日本中の人が観光客として本当に見に来るのではないかと、そういうふう思うわけであります。

市長のほうでは港再生ということでございます。どのような町をつくりたいか、その思いのたけを教えてくださいなと思っております。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

港町の再生ということで思いのたけをということでございますので、どの程度御満足いくかはわかりませんが、でき得る限り申し述べたいと思います。

御承知のとおり、本市の商店街は、旧赤尾木港、赤尾木城のある赤尾木港を中心にして、古くから交易の中継地として港町が形成されてまいりました。商工業をなりわいとする人々が生活をそこでしながら町を盛り上げてきたという歴史がございます。

しかしながら、近年におきまして、人口減少ということもあつて商店街の人の流れが変化し、少し弱まっているという印象もあるところであります。

でありますけれども、その中でも、近年の商店街の方々皆さんの努力で、少しずつ活気も出てきているところです。そういうところを、例えば、有人国境離島法の雇用拡充推進事業を使った店舗の改修ですとか新規カフェの開店ですとか、あるいはその前に国の補助事業も使った温泉の掘削による新たな施設の開設とか、そういう動きもございまして、昔のにぎわいを取り戻そうという町の熱気も感じられるところであります。

この町の特徴といたしましては、やはり鉄砲伝来のところに中国人、ポルトガル人を乗せた船をこの赤尾木港で修理をした、そのときに慈遠寺というものが、今、八坂神社となっておりまして、そのこの宿坊に百人を超える人々が半年近く滞在したと、そういう歴史

がございます。その雰囲気はまだ残っております。幕末になりますと、二十三代当主久道公の名跡であります松寿院の治世の時代にできた岸岐という、そういう江戸末期の歴史的な建造物等もございします。そういうものを踏まえた上で、歴史的、国際色豊かなまちづくり、景観を整えていくことができようかというふうに考えております。

そしてまた、港町の構造的なところでいいますと、昨今の災害が頻発する中で、災害に強い、防災のための港、例えば耐震岸壁というものを備えた港というものも大事であろうかと思えます。

議員の御指摘のように、道路の使い方、あるいは電柱の、電線地中化という方法を取り入れたりするようなことも必要になってこようと思えます。

実は、四半世紀ほど前に、この港を大改造して埋立てをして都市施設も含めた埋立てをして岸壁もつくつてという、マリーナもつくると、そういう計画がありましたけれども、二十数年間塩漬けになつておりました。それをまたそのまま復活するということは難しかろうと思えますけれども、鹿児島県等の協力も得ながら、もう一度そのことも視野に入れて検討するということも考えてまいりたいと思えます。

えっと、散漫になってまいりましたが、それから、今、商店街等で、景観のところでいろいろ協議を大学の先生も交えて協議をしておりますけれども、そういうところで、例えば、江戸時代ご

ろに建てられた民家あるいはタカサキさんのところの倉庫なんかは古い石蔵がそのまま残っております。知られておりませんが、そういうものを意識したものを強みとしてまちづくりに生かしていきたいと思えます。

港町、町というと、よく例えば西町、東町だけなのかというふうな議論もありますけれども、市街地だけのことをいいまでも、池田、天神町、それから鴨女町、それから洲之崎も含めて赤尾木の港を取り巻く港町というのはそれが一体となって考えるべきであろうと思えます。

またそして、大字地域の方々も町に出てきて、町でいろんなお話をしたり、商店主と語り合ったり商売をしたりしながら、また地域に帰っていくと、そういう双方向の町の発展のためには、中心市街地とその他周辺地域との物そして人の交流もあろうと思えます。

港町再生については構造的にはもう一つ、物流と人流が、今、交錯しているようなところもあります。それをもう少し整理したりというようなことも視野に入れて、この港を軸にした市街地の再生というのを市民の皆さんの知恵もおかりしながら、また議会の提言を踏まえながら、頑張つて取り組んでいきたいと考えております。

まとまりませんが、以上のようなことでお願いしたいと思えます。

○ 一番（田添辰郎君） 市長、ありがとうございます。

それぞれがいろんな夢を持つわけであります。私のほうも、十八

年ぐらい前は自然エネルギーとか大好きで、まちづくりのほうも勉強させてもらいました。鴨女町のわかさ公園から洲之崎のほうまで電気バスを走らせて、ピストンで動かし、普通の車が通らない商店街がつかれないかなと、そういう夢を描いていた時期もあります。

どういうまちづくりが正解かというのはいわからないわけであり、一人で勝手に決めても、それで皆さんが納得いくわけでもありませんし、そこに住む人々が豊かな暮らしができるわけでもありません。本当に自分の任期中の十二年、二十年でやり切れるものかなと考えますと、そんなに短期間でできるものでもないのかもしれない。

スポーツ施設にしても、バスケットに集中して、一つの建物によって人がいっぱい来るようになったところがあります。そういうことは短期間でできるんですが、そこに住む人々も幸せになりながら観光客も来ってもらうというのは、長時間かかる行いが、営みが必要になると思いますので、市長のほうも焦らずに、本当に西之表市民が豊かな生活ができる、楽しめるまちづくりのほうに専念していただければと思います。

続きまして次の質問に移らせていただきます。学校の施設整備と学力向上についてであります。

同僚議員のほうからもエアコンの設置とかプールの問題のほうは質問していただきました。大分細かい部分まで明らかになったところでございます。

エアコンの設置というのは、今年の猛暑もございました。残念ながら亡くなる方もいらっしゃいました。そういうこともありまして、菅官房長官のほうが進めていくことであります。エアコン設置については前から進められていたわけですが、補助率の問題等あって、なかなか財政規模のちっちゃいところでは手をつけられなかったところであります。官房長官のお力がどれだけあるのかわかりませんが、今回の、今年の夏を機に何とかしなければならぬという国民の機運が出てきたかと思えます。

長期振興計画のほうに載つけて何とかするというところでございますが、地元負担のほうもどうなっていくのか、その辺もきっちりです。ね、早目早目に情報を得て早い段階でできるように、中学校の場合は三年間しかございません。三年遅ければ、エアコンのついた教室は知らないということにもなりますので、できるだけ御尽力をいただければと思います。

そして、その件についてなんですが、費用と財源と書いております。先ほど二億円ほどというふうに聞いておるわけですが、エアコンのほう、一教室つけたら大体五十万円、エアコンの機械だけで五十万円ぐらいかかるんじゃないかなという電器屋さんのお話でありました。つけてからも、維持管理として電気代も必要になってまいります。その辺、全ての教室にした場合どれくらいかかるのかどうか、教えていただければと思います。

「教委総務課長 小山田八重子さん」

○教委総務課長（小山田八重子さん）　ただいまの一教室五十万円ぐらいという。

○一番（田添辰郎君）　聞いた話なんです。

○教委総務課長（小山田八重子さん）　はい、そうなんです。でございますが、私たちが聞いたところでは、大体百五十万円ぐらいはかかるのではないかといいようなことも聞いております。

また、教室の広さとかそういうことによっても、かかる電気工事学校ごとでまた違ってくるかと思しますので、今出している、先ほど生田議員の質問の中でお答えいたしました約二億円というのはですね、大まかな、本当に私たちのところにある資料に基づく数字でございますので、私たちはそれを長期振興計画に計上したというところでございます。はい。

それから、普通教室とそれから全学校のエアコン設置の状況について、ここで。

○一番（田添辰郎君）　電気代だけ教えてくれば。どのぐらいかかるのかなと。

○教委総務課長（小山田八重子さん）　全体では、先ほど言った約二億円ぐらいということでございます。

○一番（田添辰郎君）　あ、電気代。

○教委総務課長（小山田八重子さん）　あ、電気代はですね。

○一番（田添辰郎君）　わからないということ。

○教委総務課長（小山田八重子さん）　はい、ちょっと今のところ

ではわかりません。

以上でございます。

○一番（田添辰郎君）　なかなかやってみなければわからないということなんですが、一教室にエアコンのほうを何台設置するのかによっても金額のほう変わってくるかと思えます。

エアコンの設置のほう、私のほうはやはり子供たちの安全にかかわる問題だとは思いますが、印象で申し上げます。はっきり申し上げますと、今年の日本の暑さというのは、南国であるはずの沖縄県、鹿児島県より、はっきり言って本土のほうが厳しいものがございました。ですから、エアコン設置は急ぐべきではありますが、次のプールの問題もあります。一度に全てはできないわけでありますが、優先順位のほう、優先順位をつけてはまずいとなるかもしれません、やはり財政の問題がありますので、その辺もきっちりと考えていただければと思っております。

そして、中学校のプールの現状でございます。先ほど、長期振興計画に載つけてつくるんだということでございます。今年は、中学校のプール、使えないという、使えないとか使わないというか、どちらかわかりませんが、そういうことで市営プールのほうを使って授業を行ったというふうに聞いております。

困ったことという、私自身も少しの人数にしか聞いておりませんが、やはり急に市営プールを使用するということになったので、下西小学校とかふだん使っている学校との調整が大変だったという

お話は聞いているところであります。

しかしながら、この中学校プールの問題なんです、我々も議員をやらせていただいて種子島中学校のほうにも行っておりましたが、プール自体が危険だという話は聞いたことがなくて、ドアがどうだ、シャワーがどうだというお話ばかり毎回聞いていて、気づくのが遅れたという部分があります。これはおわびをしなければならぬ点かもしれません。

そもそも十年前には種子島中学校はなかったわけであります。そのために種子島高校のプールがそのまま種子島中学校のプールとして今使われているわけでありますが、榕城中学校、現和中学校、国上中学校、さまざまな中学校において、中学校にはプールを置くことができない状況でございました。教育的な問題からなのか、財政的な問題からなのか、現時点でははっきりわからないところではございますが、近くの海でつかったり、小学校のプールを使ったり、榕城中学校のように市営プールを使ったり、さまざまな手段をとっていたわけであります。

そのようなことを考えますと、本当に種子島中学校のプールを新設する必要があるのかないのか。財政的な余裕があれば、当然すべきだとは思いますが、今年、一シーズン市営プールを使ってみました。来シーズンも、このままいけば市営プールを利用しての授業が行われるかと思えます。それを見たと、子供たちの教育的な問題で何か支障があるのかどうかを確認したり、また授業の

時間が都合がつかない、そういった問題があるとか、プライバシーの問題があるとか、そういうものがあれば別でございますが、もし今年、来年、再来年と様子を見て別に支障がないとすればですね、種子島中学校のプールを新設する必要はないのではないかと私自身は思っております。これは六月議会の時点で担当課長のほうにはお伝えしているところでございます。

中学校のプールというものは、学校の授業に合わせてでありますから、使用期間というのも二カ月ぐらい、二カ月半あればどうかというところがございます。

古くはなりましたが、市営プールのほうは、夏休みもそうであります。小学生、中学生、高校生、全ての市民が利用できる公共的な施設であります。どちらに力を注いだほうがいいのかと考えますと、中学生の授業が市営プールで行ったとしてもほとんど支障がないとすれば、私は市営プールのほうを充実させていったほうがいいのか、そのように思うわけであります。

これまで数度の選挙にわたりまして、市営プールのほうを温水プールにしてくれとか、せめて屋根をつけてくれとか、そういう市営プールに関しましてはいろいろな陳情を聞いてまいりました。南種子町と同じようにリハビリができるようなものにできないか、そういう話も聞いております。

種子島中学校のプールにつきましては、財源の問題もいろいろあります、それよりもまず、今年一年、来年と、どういう状況であ

ったのか、子供たちの教育にとって不便があったのかどうかを確認した上で、他の市民の要望も勘案しながら決めていただくのがいいのではないかと、そう思うわけですが、どうでしょうか。

○教委総務課長（小山田八重子さん） 田添議員からは市営プールでもいいのではないかといいことをですね、六月のときもそのように御意見を伺ったところでございます。

実際、中学校が使ってみてということも含めてですね、ちょっと御説明をさせていただきたいのですが、中学校のプールにつきましては危険性そして緊急性が高いという判断で、経営会議において新設する方向で議論をするということを決断をさせていただいたところでございます。

現在、市営プールを使わせていただいておりますが、ほかの市営プールを利用している下西小学校であるとか上西小学校との調整をしながら対応をしていただいているところでございます。天候不良等で指定された日に授業ができなくなると、さらに利用調整をしなければならなくなります。その場合、スクールバスの利用についても調整が必要となります。日程変更への柔軟な対応が難しい中学校の授業でプールを使うことに制限が出てくるという状況が現在の状況でございます。

また、市営プールの整備計画です。温水にするであつたり、屋根をつけるとかいう要望があることは聞いておりますけれども、その整備計画も今のところは白紙でございまして、またいつその計画が

示されるかというのもまだ未定でございます。

緊急性の高い中学校プールにつきましては新設することで決定をさせていただきましたので、教育委員会につきましては早急にこの中学校プールを環境を整備することに新規事業として取り組みたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○一一番（田添辰郎君） ありがとうございます。担当課のほうの考え方はわかりました。

私は、自分が中学校時代、プールがなかったものですから。中学校にプールがあるのが当たり前、当然、種子島高等学校の跡に種子島中学校ができましたので、プールがもととあったわけでありますが、もともと高校生のプールでありました。だから、中学生には体格的に合わないのは当然であります。それに気づかなかった我々議員のほう、行政のほうも手落ちはあったかもしれませんが、まず、中学校にプールありきという考え方は、種子島中学校ができるまで西之表市にはございませんでした。

そして、種子島中学校のプールの危険性の排除とおっしゃいますが、どうしても使わなければならなければ、その危険性を排除しなければなりません。しかしながら、当市においては、中学校にプールはこれまでなかったわけですから、市営プールを使っていたわけですから、どうしてもその危険性を排除して、新設までしてつくらなきゃいけない、その必要性というのは僕はちょっとわかり

ません。

そして、中学校のプールの場合、新設しても結構でございます。

財源的な余裕があるのであれば、どうぞやっていただきたい。親御さんも子供たちも喜ばれると思うんですが、その場合、せっかく新設したとしても、一般の大人の人やお年寄り、小学生たちは使えない施設になるわけでありまして。中学校の子供しか使えない施設になるわけでありまして。

そういった意味で、午前中の議員のほうからありましたが、公共施設のほうを将来的に四分の一減らしていこうとか、そういう複合化を図っていこうという時代において、このような考え方は逆行しているのではないか、そのように思うわけでありまして。これについてお答えをいただければと思います。

「教育長 大平和男君」

○教育長（大平和男君） 先ほど、市営プールを使うことのデメリットといますか、問題点というのを出されましたけれども、それ以外でもですね、やっぱり一単位時間の授業を実施するために実質二単位時間の時間を要しているとか、いろんな支障が出ているわけでありまして。

そしてまた、中学校にプールをつくれば、それは中学校しか利用できないという考え方も、我々としてはできるだけ広い形の活用ができるだろうというふうに考えております。行く行く、小学校のプールが使用に耐えられなくなった場合に、じゃあ、それは小学校ご

とにプールを新設していくのかというような形も出てこようかと思えます。そのときはまた中学校のプールを使用したりとか、そういう形で使用は考えられると思います。あるいはまた、地元の方に開放することも可能であるわけでありまして。

つくっていただければ、費用対効果という形で議員の御質問もありましたけれども、さまざまな形で活用ができるだろうし、そしてまた、その持つ教育的な効果については、これは活用次第でいろいろに効果が図られるだろうと、そういうふうに考えているところであります。

かつて、確かに榕城中学校は敷地の関係でプールができなかったわけでありまして、しかし、今は、プールをつくれば、設置してやれて、そこで子供たちがさまざまな能力を伸ばすことができる、そういう状況にあるわけでありまして、かつては確かになかったわけですが、今はできる状態にはありますので、その辺、また御理解いただければというふうに考えているところであります。

○一番（田添辰郎君） 教育長、ありがとうございます。

僕のほうも議員やらせていただきましたしまして、教育施設のほうはなかなか使いにくいということも聞いております。また、榕城小学校の円形のところも民間に開放しようということで進められてきたわけでありまして、なかなか遅々として民間の活用が進んでいないということも存じております。

そして、不便なところがあるというのもそうですが、もとも

とプールがなかった時代にはその不便のほうを調整して、小学校、中学校お互いさま、ほかにも中学校もいっぱいあったわけでありますから、調整をしながら勉強に支障がないように工夫をしていたという時代もあります。

ですから、何とかですね、長期振興計画に載っけるのはすぐすぐできるかもしれませんが、やはり今年、来年をちゃんと様子を見た上でですね、私は市営プールを使ったほうが、子供たちが溺れたり、そんな事故に見舞われるということを考えれば、市営プールのほうが管理人の方もちゃんといいますし、安全性は高まるんじゃないかと思うわけであります。ですから、子供たちのこと、大事なんですけど、ですが、やはりちよつと一呼吸置いて、今年、来年の利用のあり方を見ていただければありがたいと思っております。これはお願いであります。

続きまして小中学生の基礎力についてであります。

現状と目指すべき数値目標についてであります。今日は課長のほうに答弁していただくわけであります。現状でどういうふうなものか、そして数値としてどうなのか、お答えできる分をお答えいただいて、ちよつとですね、本当に基礎学力をつけるためにどうしたらいいのかという議論をさせていただきたいので、よろしく願います。まず、一点目の現状と目指すべき数値目標のほう、少し願います。

〔学校教育課長 内 健史君〕

○学校教育課長（内 健史君） 基礎的な知識、技能は、思考力や表現力と発展的な学力の基礎となる重要なものであり、中でも読み、書き、計算はその中核をなすものであると考えております。

各学校においては、基礎的学力の定着を図る観点から、漢字力、計算力をつけるためのドリルや個別指導、家庭学習の習慣化等に取り組んでいるところです。

基礎的学力の定着状況を判断する一つの目安として、本年四月に実施された文部科学省の全国学力・学習状況調査における基礎的学力を図るA問題の結果を申し上げますと、小学校では理科と算数が県平均を上回り、国語は少し下回るといものでした。また、中学校では理科が上回り、その他の教科は下回るという結果でしたが、県平均との差は縮まってきており、本市の児童生徒の基礎的学力は向上していると考えております。

先日の校長会では、漢字の書き取りの問題を取り上げ、基礎的、基本的な知識の定着の重要性について改めて確認するとともに、児童生徒一人一人の実態に即した取組みを行うよう指導したところであります。

市としましては、鹿児島学習定着度調査の基礎・基本分野において、基礎的学力定着の目安として、全ての教科で小学校は通過率八〇％、中学校は七〇％を超えることを目標としており、今後とも、基礎的な学力の定着を図るとともに、思考力、判断力、表現力等の応用的な学力を伸ばし、これからの社会をたくましく生き抜く児童

生徒を育ててまいりたいと考えております。

以上です。

〇一番（田添辰郎君）　ありがとうございます。

やはり子供たちに基礎学力、学力をつけてあげたい、それは教育に関係する方、また親御さん、共通する目標だと思っております。

私が今回質問させていただいたのは、以前にもコミュニティ・スクールという問題で質問させていただいたことがあります。コミュニティ・スクールですから、学校のミッションというものを決めて、それを目指して教員の方、校長先生の方、また地域の人たち、親御さんが一致団結をして、その目標に向けてやるというコミュニティ・スクールなんですありますが、これは今、うまくいっているところもあれば、うまくいっていないところもあります。

手段はさまざまなんですけど、やはり先生も、おっしゃったように、読み、書き、算数は最低限つけてあげなきゃいけない。昔、『分数ができない大学生』という本がはやったことがありますが、分数ができないいんですから、小数の計算は当然できないのが当たり前であります。そして、今の現状では、九九もできないまま四年生になってくる子供たちが増えているような印象を持っております。これは、いいことか悪いことかわかりません。居残りをさせるのが悪いような風潮も、西之表市ではあり得ないとは思いますが、都会のほうではある。徹底して居残りをさせて、九九を覚えるまで徹底指導をする、そういうこともなかなか難しい時代になりました。しかしな

がら、九九ができなければ、その上の割り算もできません。当然、小数、分数もできなくなるわけでありまして。分数のほうが計算は簡単になるわけですが。

そのようなことを考えますと、私の言う基礎学力というのは、県でやっているような、そういうレベルの高いものではなく、もともと低いレベルであります。読み、書き、計算、漢字もそうであります。計算もやはり足し算、引き算、掛け算、割り算、その問題が間違ひなく素早くできる、その能力を子供たちに身につけさせてあげたい、そういう思いを持っているわけであります。

ですから、私は、西之表市独自でそういう基礎学力を調査するようなもの、算数と国語であればできるのではないかと思います。そういうものをつくっていく工夫も必要ではないかと思っております。そして、先ほど福祉のほうで日本一という言葉が出ておりました。私も、基礎学力日本一というのを提案させていただければと思っているわけがあります。

そのためには、やはり基礎学力を定着するための宿題もそうであります。宿題の面倒を見、そして確実に反復学習を行うということも大事であるわけですが、その前提として、昔から言われておりました。四、五年前は陰山英雄先生がおっしゃいました。早寝早起き朝御飯の徹底であります。学校の中ではきちっと教育されているわけですが、それが浸透しているのかどうか。

それとあわせてゲームの問題がございます。特に男の子の場合

は、ゲームで一日が覆い尽くされている、支配されているという現状もございます。ゲームのために夜更かしをする、学校に行けない、不登校になる。学校に行けないからいじめに遭う。小学校の場合は、算数が不得意な場合はいじめに遭ったり、頭が悪いと言われるりする可能性があったりするわけですが、そのためにも基礎学力をつけなきゃいけない。そして、いじめを防ぐためにも、不登校を防ぐためにも、基礎学力というのが必要だと思うんです。

その前提として、再度申し上げますが、早寝早起き朝御飯、いじめ、不登校、論外だということで徹底した指導が必要ではないか、またその雰囲気が必要ではないかと思うわけであります。教育委員会だけではなく、防災行政無線をこのような目的で使っているのかどうか分かりませんが、子供たちの朝読み、夕読みでも構いません。そういうものを使う。

そして、勉強することは偉いことなんだ、感心なことなんだ。スポーツも当然そうでありますが、スポーツはきつちりと評価される場合がありますが、学力の場合はそういう場がございません。やはり市の中で計算テスト大会とかを開いて表彰をしてあげるだとか、そういう工夫も教育委員会だけではなくほかに手を広げて幅広い形でしていかなければ、基礎学力の上昇ということはあり得ないかと思うんですが、できればその辺参考にしていただきたいんですが、教育長、いかがでしょうか。

○教育長（大平和男君） 今議員がおっしゃいます基礎的な学力、

あるいは基礎的な技能というところの面もあるかもしれませんが。非常に大きな問題だと思っております。

今、学校では、そういった読み、書き、計算的なものを一通りやりながら、その繰り返しドリルは、例えば学校でやれるうちはやれますけど、家庭学習にお願いしなければならぬ問題もあるわけですね。

それから、今議員もおっしゃいましたように、学力の向上というのは、そのドリルだけをすれば伸びるというものではないので、今議員がおっしゃいましたように、あらゆる活動を通じて能力というのは鍛えられていかなければいけないというふうに考えております。

基礎学力日本一を目指すというのは、それは大変意義のあることだと思えますけど、基礎学力の上に、今はそれを使って問題をよりよく解決していかなければならない、発展的な学力であるとか応用的な学力であるとか、そういうものまでつけていかなければならない、そういう時代にありますので、今学校でやっている基礎学力定着の取組みを応援しながら、それを伸ばしていくという方向を今のところはとろうと考えております。

市独自にそのためのテストをやるとかそういうことは今のところは考えていない状況であります、その重要性につきましては十分認識をしております。

○一番（田添辰郎君） ありがとうございます。

学校の宿題もですね、優しい先生、いい先生は宿題を出さない先生で、出す先生は厳しい、嫌な先生、嫌な先生というのは厳しい先生だということなんです。やはり低学年のときにはきっちり宿題を出してあげて丸つけをしてあげることが本当の学力の支えになると思います。人によつては、宿題を結構いいことをしたらなくすという先生もいるみたいなんです。やっぱり学校の方針として取り組んでいただければと思います。お願いします。

すみません、お時間もないようなんですが、馬毛島の自衛隊の施設についてであります。

今後の訓練と対応についてであります。

昨日、訓練につきまして、日米合同の訓練についていろいろ一般質問もございました。これにつきまして、私は日米合同訓練は大に行うべきだという考え方を持っています。

自衛隊のほうの勧誘のポスターのほうにこういう言葉がございます。「誰よりも強くなる。誰とも戦わないために」。「誰よりも強くなる。誰とも戦わないために」。

自衛隊は、戦争をやりたいわけではありません。この国や国民を守る。国というのは国民も含めての、国民あつての日本国であります。戦うために力をつけるわけではない、そのことをやはり議員の皆さん全員の共通認識として持っていたきたいと思うんですが、今、厳しい現状の中、日豪の訓練も空軍のほうで行われたりしております。さまざまなところで訓練が行われておりますが、これも全

て、力をつけるわけでありますが、戦わないためだということを御理解いただいて、やはり中種子町のほうの訓練を我々も賛同すべきだと思っております。

この訓練の受入れ、今回は日米合同訓練のほうはお話がなかったわけですが、通常行われております中種子町の自衛隊単独の訓練があります。この辺についてどんなふうに対応したいと思うのか、またそれについてメリット、デメリットがあればですね、簡潔でよろしいので教えていただければと思います。

○議長（永田 章君） 田添議員、これ、馬毛島の施設についてのメリット、デメリットじゃないんですか。

○一番（田添辰郎君） ああ、だから、さっき説明したんですけど。間違つて。

○議長（永田 章君） 通告。

○一番（田添辰郎君） （一）のアが一般の訓練で、イのほうが（二）、それでウが（三）という順番で、僕のほうが書き間違えたんです。それで、冒頭、おわびしたんです。

答えられなければ、いいですよ。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

馬毛島の自衛隊施設についてということの関連で、訓練の受入れのメリット、デメリットということで承っておりますので、一般的な自衛隊の訓練のことであろうかと思えます。

それにお答えする前に一つお断りしておきたいのは、馬毛島の

施設は、米軍のFCLPの訓練の候補地というのが前提でございます。これは、私が初めて防衛省に伺ったときに、地方協力局長と話をしたときに確認したところであります。

ということを前置きした上で、メリット、デメリット、一般的な自衛隊の訓練についてのことでお答えをしたいと思いますけれども、メリット、デメリットは、その内容や規模によっても違ってくるかと思えますけれども、メリットとしては、一般的には、訓練に関連して発生する経済的な効果が挙げられると考えます。また、デメリットといたしましては、これも内容や規模によって変わってきますけれども、訓練に関連して事故や騒音等のマイナスの面が挙げられると考えております。

○一番(田添辰郎君) ちよつと私の通告書に問題がありまして、申しわけございません。

訓練受入れのメリット、デメリット、さまざまなことがあるわけであります。

馬毛島の自衛隊施設の概要についても、そのメリットとデメリットについて書いております。デメリットについては、以前の反対のための協議会がございました。その中に書いてあったわけでありますが、メリットというものもございます。

そして、一番に知ってほしいことはですね、イのほうになるわけでありますが、自衛隊施設の概要についてということになりますと、市長がおっしゃるとおりに、ツー・プラス・ツーによって、防衛体

制の充実の観点から、同施設は大規模災害を含む各種事態に対処する際、活動しやすくするとともに、通常の訓練等のため使用され、あわせてFCLPのことを考えていますので、これはセットであります。

ですから、産経新聞の報道があったわけなんです、ツー・プラス・ツーのほうにも書いてあるんですが、通常の訓練等、これは自衛隊の訓練ということでございますので、産経新聞の情報が目新しいというわけではありません。そのことを確認させていただきたいと思えます。

自衛隊の施設ができることについて、メリットというのは、やはり国防のためにもなります。南西諸島の防衛にもなるということもあります、それによって西之表市に住む市民のほうの安全のほうも担保されるというのがあります。逆にターゲットにされるんだというお話もありますが、先ほど冒頭に申し上げましたように、強くなるということは、戦わないために強くならないということでもあります。今の中国の状況、北朝鮮の状況になると、南西諸島はハリネズミの状態にして、戦わないために、向こうが攻めてこないために、守る体制をつくる時期ではないかと、そう思うわけであります。

そして、メリットのほうは、その反作用でございますが、さまざまな補助金のほうもございます。財政の問題、厳しいというお話がありました、宇宙センターのほうでは、固定資産税とそして関連

企業の町民税だけで二億一千万円があります。この金額の二倍か三倍か四倍かわかりませんが、馬毛島に施設ができることによって西之表市の財源がそれだけ潤されるのは目に見えているところでございます。その財源をどうかしてまちづくりに生かしていくか、市民生活の向上に生かしていくか、それは我々の行政、政治の、そして市民との協力の度合いかと思っておるわけであります。

デメリットというのは、先ほども見ておりましたが、本当にあり得るのか。十二キロメートル離れた馬毛島でタッチ・アンド・ゴーの訓練が行われて、騒音の問題が起きるのか。ゼロとは言えませんが、市民生活に支障があるような、そのような莫大な騒音があるのかといえ、私は、これまでの調査の結果、ないというふうに考えております。

また、事故とか云々の問題も、十二キロメートル離れているんですから、あり得ない、そのようにも考えるわけであります。

米軍兵がやってくるという噂もあります。前回の市長のほうでも、はつきりわからない、はつきりした話ではないというお話でありました。私は、FCLPに関しては、空母艦載機の訓練でありますから、そのようなことはあり得ないと思うわけであります。

やはり馬毛島に自衛隊施設のほう、そしてFCLP訓練、年に一回か二回、実際にタッチ・アンド・ゴーを行うのは十日間から十四日間にすぎませんから、受入れをすべきだと思っわけであります。

このような厳しい国際状況の中で、日米安保条約の強化が国民の

生命、財産を守る一番の手段だと思っわけですが、このような国の防衛政策に対して、市長はどのように考えておられますか。

○市長（八板俊輔君） お答えします。

やはり馬毛島の自衛隊施設というのはFCLPの訓練の施設とセットであるというふうに考えておりますけれども、防衛省に私どもが伺ってお話を聞いたときにもですね、この自衛隊施設につきましては具体的に決まっておりませんということでもありますので、デメリット、メリットについて言及するということも控えさせていただきます。

○一番（田添辰郎君） 丁寧な答弁、ありがとうございます。

以上で終わらせていただきます。

○議長（永田 章君） 以上で田添辰郎君の質問は終了いたしました。

△日程追加

○議長（永田 章君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

健全化判断比率、資金不足比率の報告及び市長の行っった専決処分
の報告に係る諸般の報告を日程に追加し、追加日程第二として直ちに議題にしたいと思っますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

△諸般の報告

○議長（永田 章君） 追加日程第二、諸般の報告を行います。

ただいま地方公共団体の財政の健全化に関する法律第三条第一項及び第二十二条第一項の規定に基づき、市長から監査委員の意見をつけて健全化判断比率、資金不足比率の報告がありましたので、お手元に配付しております。

また、地方自治法第百八十条の規定による市長の専決処分についての報告がありましたので、お手元に配付しております。

以上で諸般の報告を終わります。

これをもって、本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（永田 章君） あす十二日から二十日まで本会議は休会となりますが、付託案件審査のため、十三日と十四日は予算特別委員会、十八日は総務文教委員会、産業厚生委員会、十九日は各常任委員会を開きます。二十日は各特別委員会及び議会運営委員会です。二十一日は午前十時から本会議を開きます。

日程は議案審議等であります。

○議長（永田 章君） 本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでした。

午後三時二十八分散会

△散 会

本会議第四号（九月二十一日）

本会議第四号（九月二十一日）（金）

◎出席議員（十六名）

一番	下川和博君
二番	小倉初男君
三番	竹下秀樹君
四番	永田章君
五番	木原幸四君
六番	川村孝則君
七番	和田香穂里さん
八番	河本幸男君
九番	鮫島市憲君
一〇番	中野周君
十一番	田添辰郎君
一二番	生田直弘君
一三番	橋口好文君
一四番	長野広美さん
一五番	渡辺道大君
一六番	橋口美幸さん

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百二十一条による出席者

市長	八板俊輔君
副市長	中野哲男君
教育長	大平和男君
会計管理者兼 会計課長	毛井文子さん
総務課長兼 選管書記長	大瀬浩一郎君
企画課長	神村弘二君
市民生活課長	吉田孝一君
財産監理課長	奥村裕昭君
地域支援課長	松元明和君
税務課長	長吉輝久君
健康保険課長	長野望君
高齢者支援課長	森真樹君
経済観光課長	岩下栄一君
農林水産課長	園田博己君

◎議会事務局職員出席者

建設課長	戸川信正君
水道課長	上妻敏男君
福祉事務所長	下川法男君
農委事務局長	日笠山昭代さん
監査事務局長	河内時久君
教委総務課長兼	小山田八重子さん
学校給食センター所長	
学校教育課長	内健史君
社会教育課長	松下成悟君
局長	濱尾実君
次長	古市善哉君
書記	中島恵さん
書記	小園啓太君

平成三十年九月二十一日午前十時開議

△開 議

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程第四号のとおりであります。

議事日程（第四号）

日程第 一 諸般の報告

日程第 二 議案第四九号 西之表市地方活力向上地域における固

定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 三 議案第五〇号 西之表市家庭的保育事業等の設備及び

運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 四 議案第五一号 西之表市指定居宅介護支援等の事業の

人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

日程第 五 議案第五二号 平成三十年度西之表市一般会計補正予算（第二号）

日程第 六 議案第五三号 平成三十年度西之表市国民健康保険特

別会計補正予算（第二号）

日程第 七 議案第五四号 平成三十年度西之表市交通災害共済事

業特別会計補正予算（第一号）

日程第 八 議案第五五号 平成三十年度西之表市介護保険特別会

計補正予算（第二号）

日程第 九 議案第五六号 平成三十年度西之表市後期高齢者医療

保険特別会計補正予算（第二号）

日程第一〇 議案第五七号 平成三十年度西之表市水道事業会計補

正予算（第二号）

日程第一一 陳情第 六号 さとうきび生産回復対策に関する陳情

書

日程第一二 請願第 九号 商工業の振興対策についての請願書

日程第一三 議案第五八号 さとうきび生産対策に関する意見書の

提出について

日程第一四 産業厚生委員会所管事務調査報告

日程第一五 議会運営委員会所管事務調査報告

日程第一六 議員派遣の件

日程第一七 閉会中の継続審査

△諸般の報告

○議長（永田 章君） 初めに、日程第一、諸般の報告を行います。

ただいま、議案第五七号、平成三十年度西之表市水道事業会計補正予算（第二号）の正誤表が提出されましたので、お手元に配付いたしております。

以上で諸般の報告を終わります。

ここで、予算特別委員会開催のため、しばらく休憩いたします。おおむね十時十五分ごろより再開いたします。

午前十時休憩

午前十時十五分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案審議

○議長（永田 章君） 議案審議を行います。

△議案第四九号 西之表市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 日程第二、議案第四九号、西之表市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

〔総務文教委員長 鮫島市憲君登壇〕

○総務文教委員長（鮫島市憲君） 皆さん、おはようございます。

本委員会が付託を受けました議案第四九号、西之表市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果を報告します。

本案は、地域再生法の改正に伴い、移転型事業に係る固定資産税の特別措置を変更するため、条例の一部を改正しようとするものです。

制定の内容については、題名を現条例から「西之表市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例」に改め、これに伴い、第一条から第八条中の固定資産税の次に「課税免除又は」を追加するものです。

次に、第二条中の第五条第四項第五号を、第五条第四項第五号イに改め、地方活力向上地域以外の地域で、かつ、当該地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域を追加するものです。

次に、第五条中の法第十七条の二、第一項第一号に掲げる移転型事業は、東京二十三区にある本社機能を地方活力向上地域に移転し、特定業務施設を整備する事業をいいますが、本事業を実施する認定事業者である場合は、「課税を免除する」に改めるものです。また、同項第二号に掲げる拡充型の事業を実施する認定業者である場合は、「固定資産税の不均一課税とする」に改めるものです。

不均一課税の税率については、初年度百分の〇・一四、二年目百分の〇・四六七、三年目百分の〇・九三三としています。

附則として、第一条に施行期日を、第二条に経過措置を定めています。

ます。

なお、この条例に適應する事業者は、現在のところ本市にはないとのことでした。

本委員会は審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「〔なし〕と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「〔なし〕と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「〔なし〕と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第五〇号 西之表市家庭的保育事業等の設備及び運営に

関する基準を定める条例の一部を改正する
条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第三、議案第五〇号、西之表市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 木原幸四君登壇」

○産業厚生委員長（木原幸四君） 本委員会が付託を受けました議案第五〇号、西之表市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果を報告いたします。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する政令の制定に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

主な改正の内容について、まず一点目は、代替保育における連携施設の緩和であります。家庭的保育事業者等による保育が終了した後も継続的に保育が提供されるよう、保育所、認定こども園及び幼稚園と連携する義務がありますが、家庭的保育者が病気などで連携施設において保育を提供する代替保育においては、一定の要件のもと、小規模保育事業、事業所内保育事業との連携を可能とする改正を行うものです。

二点目は、食事の提供について、外部搬入の容認範囲の拡大です。

自園調理の努力義務について、家庭的保育者の居宅で保育を提供している家庭的保育事業者について、一定の要件のもと、外部からの搬入を認める改正となっています。

三点目は、食事の提供における自園調理の原則の猶予期間の延長であります。家庭的保育事業には自園調理で行うために必要な体制を確保する努力義務が課されていますが、既存事業者への猶予期間を五年から十年に改正するものです。

また、附則として、条例の施行日を公布の日からとしています。

なお、家庭的保育について、本市には該当する事業所はないとの説明を受けました。

本委員会は審査の結果、家庭的保育の代替保育における連携施設の緩和について、無資格者の保育では事故発生の懸念があり、避けるべきとの意見もありましたが、原案のとおり賛成多数で可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「一五番 渡辺道大君登壇」

○一五番（渡辺道大君） 議案第五〇号、西之表市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、委員

長報告に反対の立場から討論を行います。

これまで、子ども・子育て支援制度に伴い、新たに導入された小規模事業所保育等、家庭的な保育の各事業所認可基準が定められております。これらの事業については、待機児童解消を目的に設置されたもので、都市部などでは一部改善もされているのですが、それでも現行の保育基準を下回っている状況であります。

報告にもありましたように、代替保育における連携施設の緩和についてであります。保育終了後、継続的な保育の提供を保育所や認定こども園、幼稚園との連携義務があるのに、一定の要件を満たしていれば、小規模保育事業、事業所内保育事業と連携できるということであります。

この小規模保育所ですが、A型、B型、C型と分かれており、特にB型やC型では職員が全員研修を受けた者で保育資格がなくてもよいとなっていることは問題であり、改善が必要です。また、別の側面として見てとれる保育士不足の解消を言うのであれば、処遇の改善を求めることこそ進めるべきと考えます。全国的にも無資格者が多いと言われる認可外保育施設では、痛ましい事故が起こっていることも報道がされております。

このようなことから、本市でもリスクが高いと言われる無資格者の保育は避けるべき、それによる代替保育における連携施設の緩和は認められないとの立場から、反対の討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔七番 和田香穂里さん登壇〕

○七番（和田香穂里さん） 議案第五〇号、西之表市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告に賛成の立場から討論を行います。

ただいま反対の討論にありました無資格者による保育、これは確かに問題であります。今後、国にきちんと改善を求めていくべき点は多々あります。ただ、しかしながら、現在、家庭的保育、昔からいう保育ママさんが大きな負担を背負っている点を、その負担軽減を認めるという点は非常に大事なことであり、現場で行われている保育者の負担の軽減がよりよい保育の質につながる点も認められなければならぬと考えます。

また、この保育ママさん、家庭的保育事業は、資格はここでもう要らないものと定められても、その他、自主調理、医師との連携等、かなり厳格な基準も定められているというふうな委員会の質疑で聞いております。そういったところから、今回この条例については、委員長報告のとおり賛成の立場をとりたいと考えます。

以上で討論を終わります。

○議長（永田 章君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の

起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第五一号 西之表市指定居宅介護支援等の事業の人員及

び運営に関する基準等を定める条例の制定
について

○議長（永田 章君） 次は、日程第四、議案第五一号、西之表市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

〔産業厚生委員長 木原幸四君登壇〕

○産業厚生委員長（木原幸四君） 本委員会が付託を受けました議案第五一号、西之表市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、審査の結果を報告いたします。

本案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行による介護保険法の一部改正に伴い、これまで県の条例によって定められていた指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について、市町村条例によって定めることとされたことから、条例を制定しようとするも

条例の内容について。

第三条は、本条例で定める基準について、国の基準の例によることを定めるものです。ただし、指定居宅介護支援事業者に義務づけられている記録の整備につきましては、その保存期間が国の基準では二年とされておりますが、本条例では五年間と独自基準を設けております。その理由については、事業者が不適切な介護報酬を受け取ったことが明らかになった場合、保険者はその介護報酬の返還請求を行い、返還請求の消滅時効が五年であることに従い、五年間の記録保持を求めることができることからとのことであります。

第四条は利用者に対する虐待の防止について、第五条は指定居宅介護支援事業者の指定の申請をすることができる者を法人とする旨を規定するものです。

以上で報告を終わります。

「なし」と呼ぶ者あり」

反対討論はありませんか。

○一六番（橋口美幸さん） 議案第五一号、西之表市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

本条例は、二〇一八年三月から運用されている第七期介護保険事業計画、第五節、介護福祉サービスの充実と安定した提供体制の確保、その三、居宅介護支援事業者の指定・監督の事業を実施するための条例提案です。その問題点を指摘し、反対の討論を行います。

まず、問題の第一は、この条例は地方分権一括法で地方自治体が従うべき権限委譲となつてゐるとの説明がありました。記録の指導と監査の業務が財源の裏づけもなく自治体に移譲されることになります。庁内での人員削減が進む中で、担当課の業務量が増え、労働者のしわ寄せと住民サービスの低下も危惧されます。説明された記録の保存期間が二年から五年間と延長されるのも事務的なものですが、評価はしたいと思います。しかし、全体として、これは国が進める社会保障切り捨てにつながり、容認することができません。

また、第二に、この事業は、ケアマネジメントプロセスに沿った過不足のないサービスが提供されるようにケアマネジャーの資質向

上を図るとの事業目的があります。これはまさに初期の認知症や軽度者への生活援助の回数が妥当であるかを厳しくチェックし、サービス抑制を図ろうとするものです。居宅介護者にとって生活援助サービスは個々の状況に応じて違います。過不足のないサービスを口実に、サービスの抑制が狙われております。

第三に、この事業では、行政の担当者がケアマネジャーの計画策定をチェックし、行き過ぎたサービスとならないようにとの視点で行政がチェックし、給付費抑制が競われています。これは社会保障費を大幅削減したい狙いがあります。しかし、サービス抑制で介護の重度化を招くおそれがあると危惧されております。本市でも二〇一六年のデータでは、要支援の認定者数は四十三人減っていますが、認知症の高齢者は増える傾向にあります。居宅介護、軽度者の予防重視こそが重要なのではないのでしょうか。

この条例制定に関連する事業の目標は、予防重視の点から以上の問題点があることを指摘し、反対の討論といたします。

加えまして、介護保険制度全体を述べさせていただきますが、介護保険制度は、二〇〇〇年に高齢化社会を社会全体で支える事業として導入されました。しかし、介護保険料の負担増が続き、二〇一七年度の基準額五千八百円から、二〇一八年度の基準額は五百円増の六千三百円となっています。介護サービスを利用したくても、要支援・要介護の軽度の認定ではサービスを使えず、一方では保険料の負担が大きくなり、年金で暮らす高齢者の暮らしを圧迫しており

ます。予防行政は地域住民の積極的な取組みに依拠していますが、初期の認知症や軽度者の生活支援は専門的な支援が求められております。予防行政を重視して、介護の現場で働く人たちの処遇改善と地域で取り組む事業への財政支援を求め、反対討論を終わります。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔七番 和田香穂里さん登壇〕

○七番（和田香穂里さん） 議案第五一号、西之表市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、委員長報告に賛成の立場から討論を行います。

ただいま反対討論をされました同僚議員の今の討論の中身は、ほとんど全て私同意するものでございます。この介護保険制度の問題点、もう改正のたびに悪くなる一方と私は捉えております。したがって、今まで一般質問の中でもそれを指摘し、その中で私がいつも行政の側に問うているのは、国からおろされるものに従わなければならないというこの地方自治体の悲しい宿命の中で、じゃあ、市にできること何ですか、独自で行えることは何ですかということを問い続けてまいりました。

その中で、今回大変小さなことではありますが、二年間の保存期間の記録について五年間に定める。これは今回市が独自に定めたものです。この一点をもって、市の今後、市独自で少しでもよりよいものをつくっていかうという姿勢と捉えることとして、賛成の討論といたします。

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第五二号 平成三十年度西之表市一般会計補正予算（第二号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第五、議案第五二号、平成三十年度西之表市一般会計補正予算（第二号）を議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

〔予算特別委員長 小倉初男君登壇〕

○予算特別委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議案第五二号、平成三十年度西之表市一般会計補正予算（第二号）について、審査の結果を報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ二億九千九百二

十八万九千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五億一千五百七十四万二千円とするものです。

地方債の補正は、追加一件、変更三件であります。追加分は、六月に発生いたしました梅雨前線豪雨による災害に対応するため、災害復旧債を七百六十万円計上しています。変更は、臨時財政対策債の枠の確定に伴う変更と事業補助の確定に伴う財源の見直しによるもので、辺地債の減額と過疎債の増額であります。

次に、歳入から説明いたします。

主なものは、地方交付税が平成三十年度普通交付税確定による増額、災害復旧費国庫負担金は、梅雨前線豪雨による道路二件、河川一件の現年発生災害復旧事業に伴う追加であります。

また、特別会計繰入金は、介護保険特別会計が主なもので、前年度実績確定による繰入金返納であります。

基金繰入金は、一般財源で対応可能となったための減額であります。

繰越金の追加は、前年度繰越金の確定に伴うものです。

次に、歳出について説明します。

総務費、総務管理費の一般管理費の委託料には、姉妹都市・友好都市記念事業として、特別旅費からの組替えと事業費の増加分を計上しています。

同じく総務管理費の財産管理費の積立金の増は、財政調整基金への積立てを計上しており、補正後の基金残高は十七億六千五百六十

万二千円との説明を受けました。

同じく総務管理費の企画費には、現在運行している種子島の幹線バスについて、厳しい運営が続いていることから、一市二町で運行補助を行おうとするもので、種子島幹線バス対策としての補助金を計上しています。

民生費、社会福祉費の社会福祉総務費に、地域包括支援体制整備事業が補助事業採択されたことにより、新規事業として計上しています。

同じく社会福祉費の障害者福祉費の追加は、障害者自立支援給付事業において、サービス利用の増加や単位数の増、法改正により相談件数の増加、給付対象者の拡大に対処するものとの説明を受けました。

教育費、社会教育費の図書館費の追加は、新規事業として地域を照らす再生可能エネルギー事業が採択され、市立図書館駐車場の入り口に太陽光電池式の街路灯を一基設置するための経費との説明を受けました。

災害復旧費の現年発生補助災害復旧費の追加は、さきの梅雨前線豪雨による災害で、道路二件、河川一件の災害復旧工事に伴うものです。

本委員会は審査の結果、総務費、総務管理費の一般管理費で委託料として計上されている姉妹都市・友好都市記念事業であるヴィラ・ド・ビスポ市市民訪問について、その目的、内容が不明瞭、不

十分であり、内容を再検討してほしい。また、子どもたちの交流はよいことであるが、安全性の確保や健康面での配慮等について不安が残るなどの反対討論もありましたが、事業内容については、今後、担当課で関係課と十分協議され事業実施されるものであり、また、二十五周年記念事業ということで、子どもたちも含め、交流を深めるよい機会となるのではないかなどとの賛成討論があり、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

△議案第五二号 平成三十四年度西之表市一般会計補正予算（第

二号）に対する修正動議

○議長（永田 章君） ただいま予算特別委員長の報告は終わりましたが、本案に対しまして、長野広美議員ほか一名から、二款、一項ポルトガル、ヴィラ・ド・ビスポ市市民訪問旅行委託業務に係る予算については減額すべきとの修正動議が提出され、所定の賛同者がありますので、動議は成立いたしました。よって、本動議を直ちに議題といたします。

ここで、資料配付等のため暫時休憩をいたします。しばらくそのままお待ちいただきたいと思います。

午前十時四十五分休憩

午前十時四十六分開議

○議長（永田 章君） 会議を開きます。

議案審議を続行いたします。

これより提出者の説明を求めます。

「一四番 長野広美さん登壇」

○一四番（長野広美さん） 本定例会に提案されました平成三十年代一般会計補正（第二号）につきましては、予算特別委員会を開催し慎重に審議されましたが、この中で提案されましたポルトガル、ヴィラ・ド・ビスポ市市民訪問旅行委託業務に係る部分につきましては、慎重審査をしなければならないと考えているところでございます。具体的には、平成三十年代一般会計補正予算の当該箇所につきまして、賛同議員とともに減額修正の発議をさせていただくものです。

それでは、修正案の提案説明をいたします。

本議案の修正動議部分につきましては、予算特別委員会において、議案の妥当性について慎重に質疑を行い、検討してまいりました。

本件は、二〇一九年一月の海外渡航予定の費用によるものですが、二〇一八年九月の現段階において、なお海外滞在期間中の活動や渡航者選定等さまざまな事業計画の本身は調整中で、詳細の予定が決定していないとの説明があり、また、当初予算の計画を増額変更し、市民訪問旅行に係る委託料として再度計上されたものです。

加えて、当初予算計上時の事業計画策定の不十分さに起因する事業執行に係る手続の遅延、国の事業の中で行われました十年前と比

べ、当市単独事業内での外交事業となるため、市職員の能力に対する想定外の負荷業務が発生する、事業計画が変更されているなど三点が主な理由として、増額の今回の補正予算が計上されているものです。

友好都市記念事業として姉妹都市の一つであるヴィラ・ド・ビスポ市へ訪問したいとの思いは理解できるものの、いまだ訪問団の具体的な選考基準、選考方法なども定まっておらず、かつ、保護者の随行が計画されていない四名の児童生徒並びに昨年、一昨年テロが発生しましたヨーロッパで、現地の言葉がほとんどわからず、また規則や慣習に対してふなれな市民や複数の行政職員十数名が旅行するために、計画性や安全性、有効性がきちんと担保されていない状況です。このまま事業が実施されれば、有効性よりも危険性が高いと思われるため、事業の縮小や見直しを要請するものです。

日本政府とポルトガル政府との国同士の国際交流事業で行われた前回十年前の訪問以来、ヴィラ・ド・ビスポ市や同国からの西之表市への訪問は、また交流は、わずか数件という実績です。そうした中で、市民の多くが参加し、直接恩恵を受ける西之表市市制施行六十周年記念事業予算は約一千万円であるのに対し、当該市民訪問旅行として約八百万円にまで膨れた予算を投下することが、果たして当市の市民の福祉向上に結びつくのか疑問であります。

一方、子どもたちの国際交流の点につきましては、今後の西之表市の人材育成につながることから、安全面及び子どもの身体面や精

神面に配慮した児童生徒向けの国際交流プログラムを教育委員会が主管となって次年度以降に新たな事業計画として定められることを要望し、修正動議の提出の理由といたします。

なお、本修正案は、対象事業が国庫補助金五割、ふるさと応援寄附基金五割を対象としており、それに伴う議案第五二号、西之表市一般会計補正予算(第二号)に対する修正案を御説明いたします。

お手元の修正案の内容を御参照ください。

一ページ、ポルトガル、ヴィラ・ド・ビスポ市市民訪問旅行委託業務に係る七百二十万円で、五百四十万円を減額するため、第一条第一項、歳入歳出それぞれ追加する額を「二億九千九百二十八万九千円」を「二億九千三百八十八万九千円」に、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ「百五億一千五百七十四万二千元」を「百五億一千三十四万二千元」に改めようとするものです。

二項、第一表、歳入、十三款国庫支出金、二項国庫補助金、補正額前の額「三億六百九十二万六千元」を「三億八百三十四万八千円」に、十七款繰入金、二項基金繰入金、補正額「四億六千八百四十七万二千元」を「三億七千八百三十二万円」に、また、歳入補正額合計「百二億一千六百四十五万三千元」を「百五億一千三十四万二千元」に改めようとするものです。

次のページになります。

歳出、二款総務費、一項総務管理費、補正額「十五億八千五十五万九千円」を「十八億一千百七十五万七千円」に、歳出補正額合計

「百二億一千六百四十五万三千元」を「百五億一千三十四万二千元」に改めるものです。

詳細は三ページ以降の説明書のとおりであります。

以上で修正案の説明を終わります。議員各位の御賛同をぜひよろしくお願いいたします。

○議長(永田 章君) ただいま説明は終わりました。

ここで質疑を行います。質疑はありますか。

「一一番 田添辰郎君」

○一一番(田添辰郎君) 三点ほど、似たようなところなので質問させていただきます。後半部分なんですけど、説明議員のほうで、このまま事業が実施されればというお話をされました。その後、有効性よりも危険性が高いと思われるため、事業の縮小や見直しを要請するものでありますということがありました。この点がちよつとはつきりしませんでしたので、この部分を三つに分けて質疑させていただきますか。

このまま事業が実施されればということで、今現時点のこのまま案が実施される。私は、事業内容は予算の範囲内で十分見直しを行っていくと思われますんで、このまま事業が実施されればという仮定は当てはまらないのではないかと、そういうふうに思います。ですから、このまま事業が実施される可能性が高い、その根拠を教えてください。

また、その次に、有効性よりも危険性が高いとおっしゃいました

が、その根拠が私のほうわかりません。先ほど申し上げました仮定の話をすれば不十分なところはあるかもしれませんが、私はそのような方向にならないと思いますので、有効性より危険性が高いその根拠、思われる根拠を教えてくださいたいと思います。

三点目に、事業の縮小や見直しを要請すると書いております。これが今回の修正動議の思いというかメンバーのテーマだと思っておりますが、この事業の縮小、提案者のほうはどこまで縮小したらいいのか、メンバーの問題なのか、金額の問題なのか、態勢の問題なのか、この辺を少し教えていただければと思います。

そして、見直しということもございます。見直し、見直し、いろいろ意味がとれます。この事業をするということなのか、もう少し調整をして、延期して万全の態勢で行えという意味なのか、その辺を教えてくださいたいと思います。

○一四番（長野広美さん） お答えいたします。

このまま事業実施がされれば危険性が高いという内容についての御質問ですが、今現在、私たち議会は、当局から説明を受けた内容で、この時点で、この当事業の予算の妥当性を判断するという立場でございます。確かに専門的な詳細につきましては、今後事業を委託するので専門的なサポートをいただけるというふうな説明も確かにあったかにありますが、私たちの判断では、非常に短い間に、来年の一月に実施されるという時間を考慮しますと、専門的にこの十六名予定されております集団の、特に小中学生を含んだ集団での渡

航の危険性は否めないという判断をしております。現時点でのように改善されるといった部分につきましても、当局側からの具体的な説明はないと判断しております。

また、今回修正しました内容につきましては、少し紹介させていただきますと思います。

七百二十万円から百八十万円に減額することを提案しております。その理由は、今回、七百二十万円の根拠としまして、ポルトガル訪問の渡航費を一人当たり四十五万円というふうに説明されております。そのため、今回訪問するのであれば、鉄砲隊三名と小学生の四名と引率者一名等を除いていただいて、具体的には、市長、議長、サーフィンなどを含め今後の事業に直接担当するであろう職員と全体調整の職員、合計四名分が一月の渡航であれば適当ではないかと判断したため、その額を減額修正という形で提案させていただいております。

見直しの内容につきましては、今後この事業の大幅な修正がかかるというふうに考えておりますので、その内容に沿った見直しを当局側に求めたいという趣旨で提案してあります。

以上です。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「一番 下川和博君」

○一番（下川和博君） 今、長野議員が言われました七百二十万円から百八十万円に減額をするということであつたんですけれども、

この提案理由の一番最初には、七百二十万円を減額するものでありますとあります。で、今言われたようなことになると、五百四十万円の減額になるのかなというのが当たり前のことになるんじゃないかと思うんですけども、今言われてたものところに書いてるのがどうして違うのか、説明をお願いします。

○一四番（長野広美さん） お答えいたします。

提案理由の冒頭で、市民訪問旅行委託業務七百二十万円を減額するというふうに書いてあります。これ七百二十万円が減額の対象であるという表記であります。先ほどの私の説明の中で、七百二十万円のうち五百四十万円が減額されるというふうにお答えしてありますので、御了解いただければと思います。削減ということではございませんので、七百二十万円が全部なくなれば、それは削るという表現になります。この場合、七百二十万円を対象に減額するという表現にしております。よろしくお願いいたします。

○一番（下川和博君） 私が聞き間違いなのかもしれませんけれども、提案理由の説明の中では、七百二十万円も出てきませんでした。今、田添議員から質疑があったときに、七百二十万円という数字がやっと出てきました。で、百八十万円を新たに計上するということも今出てきました。そこは間違えないでいただきたいです。

で、なぜ最初から七百二十万円というのを提案理由のところに書いてるのか、こちら辺も非常に私はおかしいんじゃないかなと思うんですけども、そこら辺をもう一回説明願います。

○一四番（長野広美さん） もし文書の表現がですね、誤解を招くようなことでありましたら、ふなれなことでもありますので御了解いただければと思います。

再度繰り返しますけれども、先ほど壇登いたしましたて、今回の修正動議の説明をいたしました中には、具体的に市民訪問旅行委託業務費七百二十万円が対象の減額であり、加えて、具体的な金額の説明の中では、先ほど申し上げましたけれども、七百二十万円の中から五百四十万円を減額するというふうに発言しておりますので、よろしくお願いいたします。

○一番（下川和博君） それでは、次の質疑をいたします。

まず、当初予算計上時の事業計画策定の不十分さに起因をするということがありますが、この①②③の上にありますけれども、実は、当初予算についてはですね、長野議員が発言したのをちよつと議事録を見ただけですけども、当初予算については、当局からは旅費で、特別旅費で説明がございました。しかし、長野議員のほうは、国際交流費という枠があるから、そこでしたらどうなのというだけの質疑であります。そういうところからすると、この当初計上時の事業計画策定の不十分さ、そういうところには全く触れていないわけですけども、当初予算には、そこら辺を説明をお願いします。

○一四番（長野広美さん） 確かに当初予算ですね、計上された時点では、特別旅費、ヴィラ・ド・ビスポ市訪問という形で、私も賛成いたしました。その当時の予算書はですね、三十五万円の渡航

費に対し十八人分ということで、六百三十万円が全体の費用というふうな形で了解しておりました。できればこれがですね、いわゆる表敬訪問に終わらず、本質的な両都市の、姉妹都市のですね、国際交流の事業につながるという期待もあったわけですけども、残念ながら九月補正ではですね、この十八名という当初の計画が理由もなく十六名にされましたし、一人当たりの負担額も相当の額上乘せされた形で再度提案されております。

もちろん今回の修正案も渡航に行っていたくという賛成ではありますけれども、そこに児童生徒を含んだりと。それから、現地の滞在の事業内容についても、この時点でなお具体的に説明はされませんでした。特に気になってるのが、姉妹都市二十五周年を迎えるヴィラ・ド・ビスポ市において、今後どのような市民交流を提案されるのか。そういった部分についても、残念ながら説明がなされていないところであります。そういう現状の提案の内容を勘案して、今回修正案という形にさせていただいております。

○一番（下川和博君） 今金額の話が出ましたけれども、当初は三十五万円の十八名でした。今回、四十五名の十六名に二名減らされております。今言われたことからすれば、確かに金額は旅行会社に委託をするとかいろんなことがあったんで上がったんでしょくけども、世の中の事情、原油等も上がってますから、そうなったんだらうと思いますけども、今の説明であれば、それ仕方ないことじゃないかなと、私はここまで、減額修正まで出す必要があるのかなとい

うふうに聞いたところです。

それから、当初では説明はなかったということを言われてますけれども、議員自らが委員会の中で質疑もしていないわけですよ、この中身について。そういうところは、やっぱりしっかり見ていただきたい。それで、質疑もなかったのに当初を通したわけですから、そのことについては、議員としてはしっかり責任を持つ必要があるかと思えます。そこをしっかりと指摘をしたいと思えます。

次にですね、②国の事業の中でというところがありますけれども、市の職員の能力に対する想定外の負荷業務も発生ということが出ておりますが、私が最初これを見たときに、言葉は悪いかもしれませんが、受け取りが悪かったかもしれませんが、職員が仕事ができないので、想定外の負荷業務に対しては職員は対応できないだろうと、いかにも職員が能力がないというふうな感じで私は受け取りました。非常に失礼な言葉だと思ったところです。そこら辺を、そうでないと言うのであれば、しっかり説明をしていただきたい。そして、想定外の負荷業務というのはどういう想定外なのか、負荷業務なのか、そこもしっかり説明をお願いします。

○一四番（長野広美さん） 当初予算と今現時点での判断の違いは個々議員の皆様あるかと思いますが、市職員の能力等についてはですね、誤解がないように改めて回答させていただきます。

今回の想定外の負担といった部分につきましては、そもそもがですね、当初独自で旅行計画をつくられたので特別旅費と計上された

ものが、この時点で、もうあと残すところ十月、十一月、もう二カ月余りの中で、専門性がないので、海外旅行の専門性が必要だから、今回増額の補正予算をお願いしますという説明を私たちは受けております。

つまり、海外渡航の、特に言葉もふなれな状況のヨーロッパの十年前とは状況が大きく異なる中で、さまざまな条件が異なりますので慎重にされることは理解できますけれども、それは相当に環境が変わっていて、当職員が渡航の専門家であるとはもとより期待もしておりませんし、そういう趣旨で職員の皆さんの能力を批判することとは一切ございませんので、そこは御理解いただきたい。

そしてまた、今後ですね、児童生徒を含めて、また鉄砲隊という非常に特別に渡航の許可の手続等が必要とされるものを携帯していくこういう旅行のあり方について、非常に時間が短い中で、今後どう具体的に改善されるのか。残念ながら、私たちはこの本日をもって、今回の予算の提案について可否を問われております。そういう立場で判断しておりますので、御了解いただければと思います。

○一番（下川和博君） 先ほど提案理由の中で、提案理由の中だったかどうかわかりませんが、長野議員のほうから、予算特別委員会での説明が不十分だったというふうなことがありました。実は、総務文教委員会では、九月の十八日に所管事務調査を行いまして、担当の係長からまたいろいろ説明を、具体的などころを伺ったところです。

で、そこで生田議員にお聞きをしたいんですけども、同じ総務文教委員会の委員として詳細な説明をいただいたわけですが、それについてですね、方向性は示されたと考えておるわけですが、いまだにまだどこが定まっていらないのか、具体的に説明をいただければありがたいなと思うんですけども。

○議長（永田 章君） ちょっとしばらく休憩します。そのまお待ちください。

午前十一時八分休憩

午前十一時十四分開議

○議長（永田 章君） 会議を開きます。

議案審議を続行いたします。

ただいまの下川和博君の質疑に対して、全国市議会議長会の本部に問い合わせましたところ、賛同者二名、これについては質疑に対して答弁ができるということでもあります。ですから、どなたか答弁をお願いを。はい。

「一二番 生田直弘君」

○一二番（生田直弘君） ただいま下川議員のほうから質疑いただきました。総務文教委員会におきまして、所管事務調査という形で、総務課のほうに来ていただきまして追加の説明をいただきましたところでございます。

まず、その総務文教委員会自体が開かれるに当たってはですね、

私の一存で開かれることはまずないわけで、その予算特別委員会中の説明が不十分であると、もう少し説明を聞きたいというような賛同者が多数おりましてですね、総務文教委員会での所管事務調査という形で総務課が来ていただいたということをまず御理解いただきたいと思います。

という意味におきまして、予算特別委員会におきましてもですね、その後の経過についても、一部の議員の方の中では、その説明の内容については不十分であったんではないかということが、まず疑義としてはあったんではないかと思われるわけなんですが、まず、先ほどのですね、説明を受けた上でこの部分が問題なのかということころなんですけれども、私としましてはですね、安全面のところについての対処というのが不十分ではないのかというところは、質疑の中で確認でさせていただいたとおりでございます。

一つ目が、子どもを連れて旅行する場合の注意事項としまして、総務文教委員会の中でも少し触れさせていただきましたけれども、外務省のほうから、ポルトガルにつきましては、EU加盟国初め、米国、カナダ、オーストラリア等ですね、提携されてる条約の一つの国境を越えて不法に連れ去られた子の返還の仕組み等を定める国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約、ハーグ条約、このハーグ条約について触れさせていただきました。の締結してあるため、その部分におきましてはですね、委任状が必要になってくると。仮に片親だけで子どもを連れて旅行する場合に、もうほかの親権によ

る委任状等をですね、所持しないと、各国の子どもを誘拐する行為として重大な犯罪とされる場合があるということがまず前提にあるわけなんですけども、この部分について、ハーグ条約に対する対応、委任状に対する対応について当局について確認をしましたところ、そこについては同意書ですよねというような形で、委任状については触れないというような回答でございました。

またですね、今回の渡航につきましては、日本のどこから出港するのかということの空港についても確認しましたところ、そこについては確認してないということと、まず、もうポルトガルに行くのは決まってるわけですから、そこについての所要時間についてはどのくらいかかるのかというところにつきましても、確認してないというようなところでございました。実際につきましては、もう直行便はないわけですし、かつ、二十時間以上ですね、かかる渡航になると。それも第三国経由の中の入国になるわけなんですけども、そのあたりについても、当局として企画した事業について、子どもがその周辺事業についてわからない中に状況をつくる、その環境設定をつくるということにつきましては、しっかりと今の段階で準備できていないというのが散見されましたんで、私としては、現段階の時点におきましては、情報をいただいたところ、安全性の部分については不備があるんじゃないかというふうに考えた次第でございます。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「八番 河本幸男君」

○八番（河本幸男君） 今るる説明をいただきましたけども、私はですね、この子どもと鉄砲隊、これが帯同することこそがですね、今回の事業の本幹をなす部分ではないかなと思ってます。そういった部分ですね、この二つの団体を除く場合ですね、もう本体そのものを七百二十万円減額するほうがいいのではないかなという案のほうはなかったのかどうか。その修正案を出された方にですね、そういう意見はなかったのかどうか、そこについて伺います。

○一四番（長野広美さん） いわゆる今回賛同される方以外に、私たちはいろんな形で議員間の意見交換をしてみました。今回の修正案に賛同される方たちの中では四名ということです。もちろんほかの議員の方でこれ自体が不要という考えのおられる方もいらっしゃるかもしれませんが、私たちは四名。今後、交流事業が今後発展的に継続していくであろうということを前提にして修正してあります。

以上です。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「六番 川村孝則君」

○六番（川村孝則君） 今るるいろいろと質疑お聞きしておりますけれども、提出者が出されたこの文書の中で、その①②③それぞれ文書を出されておりますが、ちょっとそれぞれちょっとお聞きしたいんですけれども、事業執行に係る手続の遅延というのも一つ理

由に挙げてますが、その遅延というのを挙げる以上、今回のこのいろんな案件によって、より事業執行が遅れるのではないかと懸念がありますけども、そういう部分で遅延がより遅延になっていく。ひいては、来年の一月予定が延期になるというふうないろんな懸念が出てきはないかというふうに思いますが、その点はどのようにお考えでしょうか。

○一四番（長野広美さん） 私が述べました修正案の理由の一つが、この事業執行に係る手続の遅延というふうに申し上げました。この九月時点でですね、出されております事業計画、今提案内容が非常にまだたくさん不備がございまして、十分今後取り組まれていくであろうと思いますが、その中でも十六名という大きな児童を含めた団体の渡航手続に万全を期すための準備期間を縮小することのほうに、業務がもっと端的に対応できるかと思えます。多少の遅延というところもちろん否定はできませんけれども、業務のスリム化がむしろ適切に動くのではないかと期待しております。

○六番（川村孝則君） それと、その三番目の事業計画の変更ですけども、事業計画の変更というのは、そもそも当初予算から計画を組んできている中で、私としては、その期間の中で行政がいろんな計画を練り直して、来年の一月に向けて計画を組んでいくというふうな、そういうふうな受け取るんですけれども、この事業計画の変更というのはどういうふうな中身ですか。ちょっと教えてください。

○一四番（長野広美さん） まず、当初十八名の特別旅費だけであ

りましたが、これが十六名に変更されてる点。オリンピック競技のサーフィン等の事前合宿の事業等がいろいろと説明はされましたけれども、そういった経過的にわかってきたために変更される部分は一定程度了解するものの、三月の時点で可決された当渡航計画が、この九月時点でこの事業内容で、かつ、一月には実施されると。そういう状況において、もっと早くにこの変更がですね、適切に処理されれば、六月議会でも機会はあったと思いますし、なお、この後に及んで委託費という組替えがですね、非常に理解しづらいところでもあります。

以上です。

○六番（川村孝則君） 私はですね、今の答弁は、来年の一月が計画があるのであれば、その中で計画を練り直すというのは先ほど申しましたけれども、今議会に出した説明の本身は、間に合うからそういうふうな事業計画を出したというふうに私は受け取っているわけです。そこは見解の相違となればそうかもしれません。

そこでですね、最後に一つお伺いしたいんですが、先ほどから長野議員がおっしゃるように、当初予算では六百三十万円特別旅費が計上されていたわけです。で、本会議、採決、結果、一般会計当初予算に反対されている議員もいますけども、賛成されている議員も多数いる中で、賛成多数で当初予算は可決をされたということだと思います。

で、賛成者には当然長野議員も入ってるわけでありまして、で、

私は当初予算の審査をする上で、主管課が三月の時点で、このヴィラ・ド・ビスポ市に訪問する際の概要、計画、それは説明があったと思うんです。で、その概要説明の中で、その時点でまだ足りない部分はあったと思います。ただ、私はヴィラ・ド・ビスポ市に訪問をしますと。市制六十周年ですよね。で、ヴィラ・ド・ビスポ市の盟約が二十五周年という記念事業だから、西之表市からヴィラ・ド・ビスポ市に訪問しますという趣旨を当局、主管課が説明をして、私はそれを了として、最終的に本会議で可決をされたと。

で、そういう中で、提案者も入ってるわけでありまして、若干理解に苦しむわけがありますが、要はですね、ヴィラ・ド・ビスポ市に訪問すると。趣旨を了として提出者は賛成をしたわけですから、その詳細、細部について本議会で私が考えている内容とは変わるといえるのは、少し私はいかがなものかと。当初予算の中でこの一件を、事業を趣旨を説明し、概要を説明してる中で、それを了として賛成した結果、そういう経過の中で、本会の中で九月議会ですそれをひっくり返すような態度というのは、議員としていかがなものかなと私はそう思います。

ですから、私がお聞きしたいのは、何で、その趣旨を了として当初予算ではそれを賛成をしたんではないのかということについてはいかがお考えですか。

○一四番（長野広美さん） 繰り返になります。ただ、質疑ではなく御質問だったようにも思う部分があります。

当初予算でヴィラ・ド・ビスポ市との交流ということを伺いました。当然これは大事なことでし、より深めていただきたい。そういう趣旨で、今回も補正として、代表すべき人材が適切に訪問していただければ、その修正案は十分だと考えております。ただ、修正の自身の部分につきましては、今なお児童生徒や鉄砲隊を含めて、また市民参加のあり方等、いろいろ多々疑義がございます、この時点での判断としては減額修正をお願いしたいという提案です。以上です。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

それでは、原案、修正案に対し、これから討論に入ります。

初めに、原案に賛成する討論はありませんか。

「一番 下川和博君登壇」

○一番（下川和博君） 議案第五二号、平成三十年度西之表市一般会計補正予算（第二号）について、原案に賛成の立場で討論をいた

します。

修正案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ追加する額二億九千九百二十八万九千円を二億九千三百八十八万九千円にするもの、また、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百五億千五百七十四万二千円から百五億千三十四万二千円に修正するものであります。

内容としては、同行する児童生徒の選考基準や方法が定まっていないとか、保護者の同行や十数名の旅行となるのに計画性、安全性、有効性がきちんと担保されていない。このままでは危険性のほうが高いと思われるので、事業の縮小や見直しを要請するものであります。

先ほども質疑で述べましたけれども、九月十八日に総務文教委員会において所管事務調査を行い、改めて担当係長より説明を詳細に受けたところであります。

まず、児童生徒の選考においては、募集要項を作成して募集をする。また、保護者の当然同意もいただくということがあります。

また、安心・安全については、ポルトガルに着いてから大使館員が一名同行してくださるということでありました。また、業者についても、しっかりと安心できる業者を選定して、さまざまな項目につけても契約を交わしていくとの説明もありました。

私は、文化交流やスポーツ交流も大切なことだと思いますけれども、今回同行する本市の子どもたちが貴重な体験をすること、このこと

が何よりの成果になるんではないかなと思っております。

不十分な点がまだまだあるとは思いますが、安心・安全には十分に配慮し、この事業が大成に終わることを願い、原案に対して賛成討論といたします。

○議長（永田 章君） 次に、修正案に賛成する討論はありませんか。

「一六番 橋口美幸さん登壇」

○一六番（橋口美幸さん） 修正案に賛成の立場から、平成三十九年度西之表市一般会計補正予算に対する討論を行います。

まず、今回提案されました二款、一項、一目一般管理費、十三節委託料七百二十万円は、姉妹都市・友好都市記念事業、市民訪問旅行委託事業として、委託業務として計上されています。当初予算では交流事業として六百三十万円が計上されていましたが、今回の補正予算では委託業務として計上されております。

今議会、予算委員会の審査の中で、子ども四名、鉄砲隊、サーフィン関係者、行政を含め、十六名が参加するとの説明でした。この事業の中で十六名がどのような経過で決定されたのか、また、この事業に対する各団体との情報共有がどこまでできているのかなど、疑問がまだ残っております。

来年一月の予定と提案されています。国際交流事業として重要な事業だからこそ、綿密な事業計画が提案されるべきではないでしょうか。今後の実施に向けては、市民への周知の期間が余りにも短い

ことが問題ではないでしょうか。

具体的には、子どもたち四名の選定基準がはっきりしていないこと、また、この機会にマリンスポーツの誘致につなげることを目標に掲げていますが、これまでの行政の取組みが見えない中、ボディボードのチャンピオンとの交流や、突然国の東京オリンピックの国の事業活用も視野に入れていくことなども話されました。この子どもたち四名が選ばれるということですが、この四名がどういう基準なのか、その基準もはっきりしておりません。今の状況では市民の皆様がこの事業を理解できるような説明が私自身はできないと思います。

マリンスポーツ計画の件でも、サーフィンの人たちとの系統的な取組みを行い、観光につなげる事業推進が重要で、島内で一市二町が連携した取組みを果たして重視してきたのか、このような疑問も残ります。

鉄砲隊についても、行事のたびに活動していただいております。隊員の要望はこの事業に対してどうなのか、それをどのようにつかんでいるのかも審議の中では見えませんでした。具体的な計画の内容が市民を巻き込んだ議論となる、このことが重要ではないでしょうか。

今後、本市にとって交流事業は重要な事業であります。今回は派遣団を縮小していくべきではないかとの修正案に賛成する立場からの討論といたします。

○議長（永田 章君） 次に、原案に賛成する討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） なければ、次に、原案及び修正案ともに反対する討論はありませんか。

「一三番 橋口好文君登壇」

○一三番（橋口好文君） 議案第五二号、平成三十年度西之表市一般会計補正予算（第二号）について委員長報告に対し、また、修正動議で提案された修正案に対しても、反対の立場で討論いたします。

総務課所管の一般管理費の中に、ポルトガル、ヴィラ・ド・ビスポ市市民訪問旅行委託業務費として七百二十万円が計上されており、ポ市市民から税金を使って旅行するのは理解できないという批判が起こっております。そして、そういう市民の方々から、そういうお金があるなら税金を下げてほしい、水道代を安くしてほしい、市の道路状態ももっと改善してほしい等々、いろいろな要望と批判が上がっております。何よりもポルトガルまで行って人的交流が活発になるでしょうか。過去を振り返ってみても、そうはなっていないではないでしょうか。そして、将来を見据えても、その可能性は極めて低いと思います。七百二十万円という税金を費やす以上、費用対効果、経済効果を考えるべきです。税金は市民のためになる使い方をすべきで、市民はそういうことを切望しております。

以上のことから、今議案には反対の立場での討論いたします。
終わります。

○議長（永田 章君） 次に、原案に賛成する討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 次に、修正案に賛成する討論はありませんか。

「七番 和田香穂里さん登壇」

○七番（和田香穂里さん） 議案第五二号、平成三十年度西之表市一般会計補正予算について、修正案に賛成の立場から討論を行います。

今回のヴィラ・ド・ビスポ市訪問については、修正案の説明にあったとおり、幾つもの問題点が明らかになりました。私も当初予算案には賛成をいたしました。この間、幾つもの問題点を明らかにされたところで、訪問そのものではなく、訪問のあり方を見直していただきたいと考えるところです。中でも、小中学生を訪問団に加えている点について、同僚議員の一般質問に対して、市長は子どもたちの交流は未来につながると答弁されましたが、本当に未来につながる実のある交流を行うためには、安全面は言うまでもなく、子どもたちの心身に関して十二分に配慮されたプログラムが策定されていないのではないかと思います。

私も娘を育てた母親でございますので、一例を挙げさせていただきます。今回計画されている子ども、小学校六年生及び中学一年生と伺っております。十二、三歳、いわゆる第二次成長期にある児童生徒の宿泊を伴う計画、例えば、修学旅行や各種遠征や

合宿などに際して、女子児童生徒の場合、急な環境や気持ちの変化によって、予期せずに初経あるいは月経を迎えるということはままあります。これはとてもデリケートな問題である上に、今回の訪問は訪問先が海外であるということを考えれば、島民のみならず周囲に対しても相当に慎重かつ特段の配慮、そして適切な対処ができる引率者が選任されることが、送り出す保護者にとって譲れない点だと思います。まさか訪問旅行への参加は、この点に関して特段の配慮の必要のない男子児童生徒に限るなどということはないと思いますが、現時点で対象児童生徒を選抜するに当たって、男子・女子の割合もその選抜方法もこの九月の時点では明らかではなく、したがって、今述べた特段の配慮を伴う対応のできる引率者の選任もまた、子どもや保護者の立場に立つて検討されているかどうか不明であります。

さらに、未来につながる交流のためには、そもそもなぜヴィラ・ド・ビスポ市と西之表市が姉妹都市なのか、どういうつながりがあるのか、かの地の地理や風景、歴史や文化はどんなものなのか、授業や活動を通して知り、興味・関心を深めるような交流の礎となるこうした継続した取組みを教育委員会を主管として企画をするべきではないでしょうか。

これまでの姉妹都市としての事業や交流が決して十分と言えるものではないことも、今回明らかになっております。両市の間に何を積み重ねてきたのか、そして、今後何を積み重ねていきたいのかを

見つめ直した上で、二十五周年という点にも十年前に行ったという点にもこだわらずに、時間をかけて子どもたちのためのプログラムをつくっていく中で、改めて子どもの訪問を検討するべきと考えます。

また、子どもだけではありません。先ほどの反対の討論にもありましたが、市民の反応です。今回の訪問旅行の内容を知った市民の中には、一般の市民も抽選でポルトガルに行けるんじゃないかと思っていたのに非常に残念だという声もありました。姉妹都市との記念事業ならば、当然市民も何らかの形で参加したいという思いはあります。しかし、今回、訪問旅行に関する説明や市民の意見を吸い上げるような市民参加の取組みが行われたとは聞いていません。市民は文字どおり置いてけぼりの事業になってしまっています。

市民が納得できる企画、子どもを安心して送り出せる計画を練り上げるためにも、今回は市長を初め少数精鋭で数名での訪問で、先方とじっくりと話をしてその道筋をつくった上で、今後の継続した取組みにつなげていただくことを願い、議員各位には御賢察の上での御賛同を求め、修正案に賛成の討論といたします。

○議長（永田 章君） 次に、原案に賛成する討論はありませんか。

〔六番 川村孝則君登壇〕

○六番（川村孝則君） 議案第五二号、平成三十年度西之表市一般会計補正予算（第二号）について、原案について賛成の立場で討論をいたします。

いろいろ賛成、反対する御意見ございました。私は原案に賛成の立場ですので申し上げますけれども、まずもって基本としては、平成三十年三月議会当初予算で賛成された皆さん、私は趣旨を理解したというふうに受けとめております。ですから、賛成をしていただいたと。で、その中で、来年の一月予定という部分について、この期間の中で、行政は実行委員会等を設けているような意見を聴取しながら、より具体的な計画を練り上げていくというのが普通、私はそういうふうに受けとめたわけであります。

で、より実効性のある、より国際交流になる、いろんな渡航する人選も含めてですね、行政は考えた上で今日に至っているというふうに思います。当然その中に子どもたちが入る場合は、安全面、そういう部分は当然危惧される部分でありますので、言われるように、そこは十分配慮するのが当然でありますし、そのことは言われなくても行政としてはやっていただけというふうに思うところです。

で、いろんな意味合いがありますけれども、今回のこの国際交流記念事業をですね、一般の市民の方なり、皆さんがいろいろと、注目されている方々にとっては、どのような内容かというのはいろんな関心事になるかもしれませんが、私は一般的に、これはどこの、全国の各自治体、国際都市と姉妹盟約を結んでいる自治体、それは予算の関係もあるでしょうけれども、ほとんど西之表市と同じような、そういった形での渡航をやっているのではないのかなというふうに考えているところであります。

要は、そういう部分でお互いに何年かちゅうか、記念となる節目の年に、それぞれの都市を行き来して交流を深めるというのが主な目的だと思いますので、無駄な事業ではないというふうに思っております。

最後にですね、言いたいのは、先ほど質疑の中でも申し上げましたけれども、議員の皆さんはぜひ、当初予算は一年間の事業費を計上する予算であります。補正予算は、その年度途中で新たな事業が出てきた場合、または、当初予算をさらに追加するなり減額するなり、そういうする場合に補正予算は出ますけれども、大部分の骨格は三月の当初予算で出ますので、その中にいろんな事業費が出た場合に、それをやっぱり皆さん真剣に議論して審査していると思いますけれども、それを途中でひっくり返すような議論というのは、どうしても私はそこが理解できません。やはり議員として責任を持って賛成、反対を、自らの意思を議場で示すわけですから、三月議会が当初予算であるということを踏まえていくと、その事業を私は了として受けとめたということで、賛成された議員の方ですね、そういうふうに思いますので、それが逆の立場をとると、議員の資質を疑わざるを得ないというふうに私は思います。

したがって、今回こうして修正案は出ましたけれども、当初から賛成されてる議員の皆さんは、自分の信念を貫いて、ぜひ原案にそれぞれの御理解をいただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（永田 章君） 次に、修正案に賛成する討論はありませんか。

「一二番 生田直弘君登壇」

○一二番（生田直弘君） それでは、議案第五二号、平成三十年度西之表市一般会計補正予算（第二号）に係る修正案に賛成する立場で討論をさせていただきます。

私が修正案に賛成する理由は、補正動議の内容のとおりでありますが、特に準備不足や態勢不足から生じる安全面に対する懸念からであります。

まず一つ目は、本件において、児童生徒四名並びに引率者として学校関係者一名が海外渡航者の対象になっている点です。学校教育現場において修学旅行が実施されているように、修学を目的とした渡航は、国内、海外を問わず、平素と異なる生活環境にあつて見聞を広めるなど、意義ある教育活動であることは周知のとおりであります。

しかしながら、本件については、国土交通省が官公庁を通じて公開している海外修学旅行マニュアルの基準と照らし合わせた際に、例えば、検討段階、準備段階における安全対策、現地での安全面における対策内容、児童生徒や保護者への説明時期等々、現段階において事前の安全対策に不備が多く、子どもたち及びその保護者並びに学校関係者が安心感を持っていないような環境設定の中で海外渡航をしようとしていることを容認するわけにはまいりません。国際交流

として当市の児童生徒を海外に送り出すのであれば、国が示す手順や基準をしっかり確認し、適切な計画と準備期間を設け、万全の安全対策をした上で取り組んでいただきたい。

二点目は、鉄砲隊を中心とした随行者のテロ等への安全管理が薄いということです。本件は国内の移動ではなく、ポルトガルというヨーロッパへの渡航です。十年前は、ポルトガル政府と日本政府との交流人口の中で、しっかりとした安全保障体制のもとで武器とみなされる銃の輸送が行われ、両国公認の場所で種子島の火縄銃の試射が行われたようです。

また、十年前にポルトガルに行かれた方によれば、添乗員つきの一行がすり事件に巻き込まれそうなるのを危うく逃れたそうです。そのときでさえ、治安はここ日本よりずっと悪いのです。さらに十年前と比べて国際情勢は大きく変化していることを留意しなければならず、鉄砲隊及び職員その他随行者の身の危険性は以前より増えています。

本件を承認する、否認する立場にある皆さんと、二〇一八年二月七日付けで外務省から発表されている最新のポルトガル国におけるテロ・誘拐情報に係る記載の一部を共有したいと思えます。

二〇一六年、欧州内で逮捕されたモロッコ人が、イスラム過激派組織のリクルーターとしてポルトガルを拠点に暗躍していたとされており、同人は現在もポルトガル当局による拘束下にあります。なお、イスラム過激派組織が、中世の一時期にイスラム影響下にあつ

たポルトガルが所在する半島であるイベリア半島を取り戻せと標榜しているほか、同組織の関連サイトに欧州におけるテロの標的の一つとしてポルトガルが明示的に言及されるなど、潜在的な脅威は存在すると考えられます。日本人、日本圏域が標的となり、テロを含むさまざまな事件の被害に遭うおそれもあります。このような情勢を十分に認識して、誘拐・脅迫・テロ等に遭わないよう、また巻き込まれることがないよう、海外安全情報及び報道等により最新の治安、テロ情勢等の関連情報の入手に努め、日ごろから危機管理意識を持つとともに、状況に応じて適切で十分な安全対策を講じるよう心がけてくださいと注意喚起が行われています。

このような外務省の注意喚起が示されているとおり、ポルトガル国への渡航は以前より危険性が高まっています。しかし、どうしても同国のヴィラ・ド・ビスポ市の現地に向かなければ成り立たなくなる事案であるとの説明をするのであれば、ポルトガル大使の職員が現地の通訳として一名随行される予定であるということであり、まず、大使館職員一名が現実的に見回ることのできる最低限の陣容で現地に赴くことが賢明と考えます。特にその陣容の中に、鉄砲隊三名または現地で火薬を調達する担当職員の随行は除くべきものと考えます。

本件は単なる団体旅行の話ではなく行政事業であります。また、国が海外渡航への心構えとして示しているように、自分の身は自分で守らなければならない。これが国内と違って海外渡航の原則であ

ります。市当局が企画する事業に参加する市民は、行政事務を信頼しています。その市行政当局は、安全管理に対する考えについて、そのときの状況次第などの説明や取組姿勢で市民が納得し安心するのでしょうか。市民を危険性の高い環境に連れていくのであれば、最悪に備えて最善を尽くさなければならない。これは市当局の責務であると考えます。

このような計画性、安全性、有効性が現時点で不透明かつ担保されていない本件については、事業の縮小等見直しを求めつつ、皆様の賛同を得られることを期待して、私の討論を終了させていただきます。

○議長（永田 章君） ほかに討論はありませんか。原案に賛成する討論ですか。

田添君、ちよつとしばらくそここでお待ちいただけませんか。時間の関係でちよつと。

ここで、議長よりお願いを申し上げます。

間もなく正午となりますけれども、議案審議都合上、これを延長いたします。

じゃ、田添議員、お願いいたします。

「一一番 田添辰郎君登壇」

○一一番（田添辰郎君） 原案に賛成の立場から討論いたします。私自身、そもそもこの減額修正が出るほどの問題点があるのかと思っております。この予算案を通して、その後ですね、修正がで

きないのか。なかなか計画案が十分にできていないという指摘があるわけでございます。当局も少し、一部認めるところではあります

が。

先ほど質疑のほうでもさせていただきました。このまま事業が実施されれば有効性より危険性が高いと思われるため、事業の縮小や見直しを要請するものであります。このまま事業が実施されれば、予算が通過したとしても、随時、生田議員がおっしゃったように、安全面、また子どもの健康面、生命の問題、いろいろございます。改良、改良を重ねて、このまま事業が実施される。予算的には実施されますが、内容はかなり深めて、一緒に行かれる子どもたち、また随行される方たち、その方たちの安全確保に努めながら変わっていくものではないか、そのように思うわけであります。

そういう意味からも、有効性よりも危険性が高いと思われるのは、今の、私のほうは総務文教委員会でありますから説明を受けておりますが、予算特別委員会の説明を受けた時点の判断では、あの情報の上までこのままいけば、有効性より危険性もあるという判断も可能かもしれません、そうならないということは、議員の皆さん既に御承知だと思っております。そのようなことを考えると、この修正案提出、減額修正の提案自体が仮定に基づいていて問題ではないかと思うところであります。

また、対象が外国ということもありまして、それぞれの修正案に同意される方がおっしゃったように、なかなか難しい部分がありま

した。九月議会において、予算のほうを自分たちではなく委託する。これも私は行政として賢明な判断をされたんだと思っております。

結論的に言いますと、私自身は市職員の、また担当職員もそうであります、市職員の思い、能力も信用しております。担当職員ともども、一緒に行かれる市民の皆さん、サーファーの方も、そして鉄砲隊の皆さんも、一致協力をして万全を期し、この交流事業のほう、旅のほうを成功裏に実施される、執行されるものと思っております。また、市職員、市職員の能力を信じるものでもあります。そのような意味で、私はこの原案のほうに賛成の立場と討論させていただきます。

○議長（永田 章君） 修正案に賛成する討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） ほかに討論はありませんか。原案に賛成ですか。

「八番 河本幸男君登壇」

○八番（河本幸男君） 議案第五二号、平成三十年度西之表市一般会計補正予算（第二号）について、原案に賛成の立場で討論いたします。

先ほどからいろいろ意見は出ておりますけども、この当初予算です、ね、成立した予算を、今回委託料を若干増額されておりますけども、組み替えたことで、渡航者の選定や詳細な予定が立っていないことを理由に掲げております。私は総務文教委員会に属しており

ますので、その後、総務課の課長、係長から事業内容について再度説明を受けました。ほぼ内容も煮詰まってきたております。

また、この十年前の渡航の事例を挙げてですね、国の事業を取り上げておりますけども、確かにジャパンウィークというですね、国の事業はポルト市で行われました。それはそれとして国の事業でありますけども、ヴィラ・ド・ビスポに行ったのはですね、本市の単独の事業であります。そういった部分で、この事業についてはですね、日本にありますポルトガル大使館、あるいは外務省、あるいは現地ですね、日本大使館ですね、協力が得られるということでもありますので、十分にですね、これについては安全性についてもですね、十分確保される部分だと思っております。

先ほどからヨーロッパの治安を掲げておまして、十年前のすりのことも今出しましたけども、それは現地ですね、しっかり周りの方が注意をすればですね、全然安全な部分ではないかなと思っております。

そういった部分も含めてですね、児童生徒が向こうで学校に行つてですね、なしてきた、例えば、向こうですね、現地で縄跳びとかそういう部分ですね、向こうの子どもたちと一緒にやりましたけども、やはりその風景を見たときですね、やっぱり子どもたちはこのことによつてですね、大きな成長があったものと思っております。また、こちらに帰ってきた後ですね、校区の文化祭とかですね、市民会館でその報告会を実施いたしましたけども、そういった部分

でもですね、十分ほかの児童生徒にもですね、通じる部分があるんじゃないかなと考えております。

そういった部分ですね、この児童生徒、あるいは鉄砲隊をですね、除くこの修正案には反対ということで、原案に賛成いたします。

○議長（永田 章君） 修正案に賛成する討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） ほかに討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

まず、本案に対する長野広美議員外一名から提出されました修正案について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案第五二号、平成三十年度西之表市一般会計補正予算（第二号）に対する修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立少数であります。

よつて、議案第五二号、平成三十年度西之表市一般会計補正予算（第二号）に対する修正案は否決されました。

修正案が否決されましたので、次に、原案について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、議案第五二号、平成三十年度西之表市一般会計補正予算（第二号）は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。おおむね十三時十五分ごろより再開いたします。

午後零時四分休憩

午後一時十四分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続行いたします。

△議案第五三号 平成三十年度西之表市国民健康保険特別会計

補正予算（第二号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第六、議案第五三号、平成三十年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）を議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

〔予算特別委員長 小倉初男君登壇〕

○予算特別委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議

案第五三号、平成三十年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）について、審査の結果を報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ六千七万三千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十三億四千六百三十六万一千円とするものです。

予算の主なものにつきまして、歳入から説明します。

国民健康保険税の一般被保険者国民健康保険税三千六百十五万四千円の追加は、七月に行つた国民健康保険税の本算定に伴う増額です。

繰越金二千三百七十三万九千円の追加は、前年度繰越金及び療養給付費等交付金繰越金の平成二十九年度決算確定によるものです。

次に、歳出について説明いたします。

諸支出金の償還金及び還付加算金の償還金六百五十五万七千円の追加は、前年度国庫・県負担金の確定によるものです。

本委員会は審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） これより討論に入ります。
反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第五四号 平成三十年度西之表市交通災害共済事業特別

会計補正予算（第一号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第七、議案第五四号、平成三十年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

〔予算特別委員長 小倉初男君登壇〕

○予算特別委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議案第五四号、平成三十年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第一号）について御報告します。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ三十一万五千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二百六十四万円とするものです。

予算の主なものについて、歳入から説明します。

繰越金の増額は、平成二十九年年度決算確定によるものです。次に、歳出について説明します。

事業費の交通災害共済見舞金を増額し、予備費で予算の調整をしております。

本委員会は審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第五五号 平成三十年度西之表市介護保険特別会計補正

予算（第二号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第八、議案第五五号、平成三十年代西之表市介護保険特別会計補正予算（第二号）を議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

〔予算特別委員長 小倉初男君登壇〕

○予算特別委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議案第五五号、平成三十年代西之表市介護保険特別会計補正予算（第二号）について御報告します。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ六千九百五十七万七千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十一億九千四百七十一万一千円とするものです。

予算の主なものについて、歳入から説明します。

介護保険料の第一号被保険者保険料三百七十八万一千円の追加は、保険料の本賦課によるものです。

国庫支出金から繰越金までの地域支援事業に係る交付金及び繰入金の補正は、歳出予算に応じて再算定したものととの説明を受けました。

また、繰越金六千七百四十四万二千円の追加は、前年度繰越金確定によるものです。

次に、歳出について説明します。

基金積立金四百六十一万一千円の減額は、財源調整によるものです。

諸支出金の償還金及び還付加算金六千三百二十二万三千円の追加は、前年度実績確定により国庫・県等への精算返納をするものです。繰出金一千百二十八万六千円の追加は、前年度実績確定により一般会計へ返納するものです。

本委員会は審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第五六号 平成三十年代西之表市後期高齢者医療保険特

別会計補正予算（第二号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第九、議案第五六号、平成三十年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第二号）を議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

〔予算特別委員長 小倉初男君登壇〕

○予算特別委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議案第五六号、平成三十年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第二号）について、審査の結果を報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ八十五万一千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億二千五百三十万三千円とするものです。

予算の主なものについて、歳入から説明いたします。

後期高齢者医療保険料百七十九万一千円の減額は、七月に行った後期高齢者医療保険料の本賦課に伴うものです。

繰越金百六万三千円の追加は、平成二十九年年度決算確定によるものです。

次に、歳出について説明いたします。

後期高齢者医療広域連合納付金百七十九万二千円の減額は、保険料の本賦課に伴う納付金の額の確定によるものです。

本委員会は審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） これより討論に入ります。
反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 全会一致であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第五七号 平成三十年度西之表市水道事業会計補正予算（第二号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一〇、議案第五七号、平成三十年度西之表市水道事業会計補正予算（第二号）を議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

〔予算特別委員長 小倉初男君登壇〕

○予算特別委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議案第五七号、平成三十年度西之表市水道事業会計補正予算（第二

号)について、審査の結果を報告いたします。

第二条は収益的支出の補正で、支出の事業費を十万円増額し、四億二千二百九十一万一千円に改めるもので、増額の内容は、浄水汚泥を最終処分場へ搬入する際に係る産業廃棄物税です。

第三条は資本的支出の補正で、資本的支出を百万円増額し、三億三千六百三十二千円とするもので、増額の内容は、市道安城平松線の道路改良工事に伴う送水管布設替えです。

不足する額一億九千七百三十八万三千円は、過年度分損益勘定留保資金一億八千八百五十八万五千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額八百七十九万八千円で補填することとしています。

本委員会は審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の

起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△陳情第六号 さとうきび生産回復対策に関する陳情書

○議長（永田 章君） 次は、請願・陳情の審議を行います。

日程第一、陳情第六号、さとうきび生産回復対策に関する陳情書を議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 木原幸四君登壇」

○産業厚生委員長（木原幸四君） 本委員会が付託を受けました陳情第六号、さとうきび生産回復対策に関する陳情書について、審査の結果を報告いたします。

本陳情書は、鹿児島県熊毛郡種子町野間五千二百八十一番地、種子島地区さとうきび振興会連絡協議会会長、日高健次郎氏外二名より提出されました。

陳情の趣旨は、さとうきびは島を支える重要な基幹作物であり、栽培農家はもとより関連産業にも大きな経済効果をもたらしております。しかしながら、生産者の高齢化による離農や担い手不足によって栽培農家は減少し、それに伴い栽培面積も減少し、近年のさとうきび生産は危機的状況に陥っております。平成二十九年、三十年

期については、四回の台風被害により過去最低の単収となり、糖度においても過去最低から二番目に低い糖度（十一・〇二度）となっております。

農家の所得も大幅に落ち込み、さとうきび増産基金事業の活用により当年度、次年度の対策を講じているものの、さとうきび増産プロジェクト計画面積の二千七百ヘクタールには及ばず、また、製糖工場の新光糖業株式会社についても、過去最低の一万七百七十八トンの産糖量となり、大幅な赤字が見込まれます。今後の事業継続についても懸念されることから、今年度産のさとうきび生産対策において、これまで以上の支援を要望するものであります。

主な内容は、生産者が意欲を持って生産を続けられるように、生産性向上支援事業（特別対策）の農家負担部分のさらなる充実を図ること、生産コストが向上していることから、原料代及び交付金の値上げを行うこと、機械化収穫体系に対応した品種の転換に伴う種苗の供給や助成を行うこと、生分解性マルチの試験・普及拡大のため資材の助成を行うこととしております。

本委員会は審査の結果、全会一致で採択すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

産業厚生委員長報告は採択とあります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、陳情第六号は採択と決しました。

△請願第九号 商工業の振興対策についての請願書

○議長（永田 章君） 次は、日程第一二、請願第九号、商工業の振興対策についての請願書を議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 木原幸四君登壇」

○産業厚生委員長（木原幸四君） 本委員会が付託を受けました請願第九号、商工業の振興対策についての請願書について、審査の結果を報告します。

本請願は、竹下秀樹議員を紹介議員として、鹿児島県西之表市栄町二番地、西之表市商工会会長、福井清信氏より提出されたもので

す。

請願の趣旨は、本市商店街は、人口減少や人り込み客の低迷、島外資本の大型商業施設の進出などにより衰退が進み、このまま放置することで商店街の機能が消滅することが懸念されます。商工会としても、商店街振興協同組合、観光協会などと連携しながら、魅力ある観光地、商店街づくりに関し調査・検討を行い、商工業の振興・活性化に取り組んでおります。

市の重点施策として、商店街、商工業の振興策などに多大なる尽力をいただいておりますが、種子島通貨（プレミアム商品券）発行事業や住宅改修環境整備（住宅リフォーム）事業につきましては、今年度予算化されておりません。再度、予算化に向けた特段の配慮をいただきますよう請願するものであります。

種子島通貨（プレミアム商品券）発行事業については、市民から多くの要望をいただいていることや、商品券発行には二百店舗の参加により、商店街はもとより大字地区の商店においても利用価値があり、資金が外部に出ずに域内巡回されており、その経済効果が大きいことから、本事業の予算化を求めるものであります。

住宅改修環境整備（リフォーム）事業については、小規模建設業者にとっても大きな事業効果を生むもので、継続的に取り組んでほしいとの要望が事業者や市民から出ていることから、予算化実現を求めるものであります。

なお、審査の過程において、委員からも請願の趣旨を深く理解し

ていただき、予算化実現に向けて特段の配慮をしてほしいとの意見があり、委員全員が賛同いたしました。

本委員会は審査の結果、全会一致で採択すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本件を採決いたします。

産業厚生委員長報告は採択とのことであります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、請願九号は採択と決しました。

△議案追加上程・議案審議

○議長（永田 章君） 次は、議案の追加についてお諮りいたしま

す。

ただいま、会議規則第十四条第二項の規定により、産業厚生委員会から、議案第五八号、さとうきび生産対策に関する意見書の提出についてが提出されました。

この際、議案第五八号の議案一件を追加上程し、直ちに議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「〔異議なし〕と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

それでは、直ちに議案審議を行います。

△議案第五八号 さとうきび生産対策に関する意見書の提出について

○議長（永田 章君） 日程第一三、議案第五八号、さとうきび生産対策に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔産業厚生委員長 木原幸四君登壇〕

○産業厚生委員長（木原幸四君） 議案第五八号、さとうきび生産対策に関する意見書の提出について、議案説明をいたします。

西之表市議会会議規則第十四条第二項の規定により提出をいたします。

提出者、産業厚生委員会委員長、木原幸四。

読み上げて説明にかえさせていただきます。

さとうきび生産対策に関する意見書（案）。

さとうきびは島を支える重要な基幹作物であり、栽培農家はもとより関連産業にも大きな経済効果をもたらしています。

生産者の高齢化による離農や担い手不足によって栽培農家は減少し、それに伴い栽培面積も減少しています。また、立地条件の悪い圃場には大型機械が入れず耕作放棄地となるなど、近年のさとうきび生産は危機的状況に陥っています。

そこで、関係機関が一体となり、作業機械による省力化の推進、精脱葉施設の導入、法人化の推進などありとあらゆる手を尽くし単収向上並びに栽培面積の維持・拡大に努めていますが、近年の低単収には歯止めがかからず、生産意欲の減退にもつながっています。

二十九年、三十年期については、四回の台風被害により過去最低の単収となり、糖度においても過去最低から二番目に低い糖度（十一・〇二度）となったため、農家の所得は大幅に落ち込みました。

このような中、さとうきび増産基金事業の活用により当年度・次年度の対策を講じているものの、さとうきび増産プロジェクト計画面積の二千七百ヘクタールには及ばず、また、製糖工場の「新光糖業株式会社」についても、過去最低の一万七百七十八トンの産糖量となり、大幅な赤字が見込まれるため、今後の事業継続についても懸念されています。

よって、国会及び政府におかれましては、今年度産のさとうきび

生産対策にこれまで以上の支援をお願いしたく、下記の措置を講じられるよう要望します。

一、三十、三十一年期の栽培面積もさらに減少することが予想されることから、生産者が意欲をもつて生産を続けられるように、生産性向上支援事業（特別対策）の農家負担部分の更なる充実を図ること。

二、生産コストが向上していることから、原料代及び交付金の値上げを行うこと。

三、機械化収穫体系に対応した品種の転換に伴う、種苗の供給や助成を行うこと。

四、生分解性マルチの試験・普及拡大のため、資材の助成を行うこと。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成三十年九月二十一日、鹿児島県西之表市議会。

なお、提出先は農林水産大臣、財務大臣であります。

議員各位の御賛同方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま本案が議決されましたが、その字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に一任されたいと思います。御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、字句、数字その他の整理は議長に一任することに決しました。

△産業厚生委員会所管事務調査報告

○議長（永田 章君） 次は、日程第一四、産業厚生委員会所管事務調査報告を行います。

木原産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 木原幸四君登壇」

○産業厚生委員長（木原幸四君） 本委員会は、七月の十八日から二十日にかけて、宮崎県新富町、宮崎県串間市、鹿児島県志布志市を訪問し、それぞれ「持続可能な地域経済振興の手法について」「六次産業化・農商工連携による地域ブランドの創出について」「ふるさと納税の強化と事業展開について」という調査項目のもと、所管事務調査を実施いたしました。

まず、新富町について報告いたします。

新富町は、人口一万六千人、面積六十一キロ平方メートルの宮崎県中部に位置する町です。本市同様、著しい人口減少に悩まされており、昨年、地域の人口減少を食いとめ、地域経済の活性化に、行政機関にはなかったスピード感を持って、よりグローバルに挑戦することを目指し、旧観光協会を法人化し「こゆ財団」という地域商社を設立しました。新富町を含む児湯郡五町一村とも連携し、新たな経済圏をつくり出し、「百年先まで持続可能な地域」を目標に掲げ、まちづくりに取り組んでいます。

本委員会は、地域経済の活性化や独自のまちづくりに取り組むた

め、「こゆ財団」を訪れ、調査いたしました。「こゆ財団」は、主に特産品のブランディング化や販路開拓事業、ふるさと納税の運営を行っており、ふるさと納税の寄附金の一部を財源としているとのことでした。特に一粒千円のライチなど他の市町村にない特産品の開発等に力を入れ、地元の生産者や企業と密な連携をとりながら、行政にはない発想とスピードで地域のPR活動にも積極的に取り組んでいるとのことでした。

また、人材育成事業も精力的に行っており、起業家育成塾を皮切りに、地域性に適した農業分野等の人材育成塾も開講し、昨年は一年間で五百人の受講者が、町内はもちろん、町外、さらには県外からも訪れたとのことでした。

さらに、地域課題の解決や地域経済を活性化していく上で商店街の再興が不可欠ということで、毎月第三日曜日には商店街で朝市を開催し、町民の交流の場の確保や雇用の創出にも積極的に取り組んでいるとのことでした。

本市においても、特産品のブランディング化や販路開拓、人材育成等の地域活性化、地域課題の解決において、より持続的な取り組みを再度検討していく必要があると感じました。

次に、串間市について報告いたします。

串間市は、人口一万八千人、面積二百九十五キロ平方メートルの宮崎県最南端に位置する市であります。

今回訪問した農業委員会及び農業振興課によると、本市同様、担

い手不足や耕作放棄地等の深刻な課題がある中、さまざまな事業を活用し、昨年の農業生産額が約百億円と農業振興に努めております。特に、数多くの企業や団体を誘致し、六次産業化の強化に取り組んでおります。その中で、販路拡大など行政だけでは限界がある部分においては、専門の知識を持った地域おこし協力隊に委託して行っていることでした。企業とは違い独自の販売ルートを持たない農業団体等に対して、販路拡大のノウハウから販路の確保まで密にサポートしているとのことでした。地元の農協とも連携しながら、日本だけでなく海外への販路拡大にも取り組んでいるとのことであります。

さらに、串間市には完熟キンカンやキュウリといった特産品は数多くあるものの、どれも県内で広く生産されており、市独自の特産品がなかったため、市内に埋もれている観光資源を活用したオリジナルブランド創出という切り口からも、六次産業化の強化に取り組んでいます。農畜産物の付加価値化による農業振興はもとより、素材を生かした六次産業化の取組拡大による雇用の創出や、道の駅での直売、レストラン等で提供することにより、食をPRし、観光客の増加、交流人口の拡大にもつなげていることです。

本市においても、地元企業や団体等とより一層連携を深め、農業振興や素材を最大限に生かした六次産業化を目指し、観光資源の発掘からブランディングまで、さらに検討していく余地があると感じたところであります。

次に、志布志市について報告いたします。

志布志市は、人口三万三千人、面積二百十キロ平方メートルの鹿児島県東部に位置する市であり、本市同様、過疎化や少子高齢化による税収の減少に悩まされています。特に、農林水産業などにおける担い手不足が深刻な問題となっており、市の財源確保が困難な状況となっております。

そういった状況の中、新たな観光資源の創出や地場産業の振興、市の自主財源の確保についての課題解決策として、平成二十七年よりふるさと納税の取組強化を図り、港湾商工課ふるさと納税推進室によると、平成二十六年度には五十七件しかなかった納税件数が、昨年度は十五万三千件となり、寄附額も約五百万円であったものが、約三十億四千万円となったとのことでした。昨年度の寄附件数、寄附額においては、ともに県内一位であり、全国でも十二位であったとのことでした。

その主な要因として、専門家を活用し、各サイトでの露出強化、都市圏での各種イベントへの参加、寄附者との継続的なつながりの確保が挙げられるとのことでした。専門家を活用することで、行政機関にはなかった視点での商品開発や宣伝にも力を入れ、今年度からは東京にも事務所を設置しているとのことでした。

また、大隅地区の四市五町との連携も図り、各地域のイベントへの参加や合同イベントの企画発案など積極的に取り組んでいるとのことでした。

さらに、食中毒やアレルギー対策、個人情報漏えいなどのリスクマネジメントも徹底しており、長期間継続して寄附してもらえるように、ふるさと納税の体制を整えているとのことでした。

本市もふるさと納税には積極的に取り組んでおり、一定の評価はするものの、現在の状況や課題について再度検討し、先進地の例も参考にしながら、取組みについてさらに強化していく必要があると感じました。

以上、報告を終わります。なお、詳しくは資料を事務所に備えておりますので、ごらんください。

△議会運営委員会所管事務調査報告

○議長（永田 章君） 次は、日程第一五、議会運営委員会所管事務調査報告を行います。

下川議会運営委員長の報告を求めます。

「議会運営委員長 下川和博君登壇」

○議会運営委員長（下川和博君） お疲れさまです。

議会運営委員会の所管事務調査報告を行います。

本委員会は、七月二十五日から二十七日にかけまして、副議長を含め委員七名、事務局一名の計八名で、福岡県の宗像市、熊本県八代市、鹿児島県薩摩川内市において、決算委員会、議会の公開、一般質問、委員長報告、議員定数及び議員報酬についてを主なテーマとして行政視察を実施をいたしました。

初めに、宗像市について報告をいたします。

宗像市は、福岡市と北九州市の中間に位置し、人口約九万七千人、面積百十九・九二平方キロメートルで、「神宿る島宗像・沖ノ島と関連遺産群」として平成二十九年七月十二日に世界文化遺産に登録をされております。

まず、決算委員会については、二つの特別委員会があり、一般会計の予算・決算を第一特別委員会で、企業及び特別会計の予算・決算を第二特別委員会で審査をいたします。審査は九月定例会中にそれぞれ二日と予備日を一日設けて行われ、補正予算審査も同時に行います。その後、九月定例会最終本会議で採決をとっております。

なお、第一特別委員会と第二特別委員会は一年交代ということであります。

次に、議会の公開についてであります。

市民が議会を知る方法としては、議会を傍聴することが一番の方法であり、多くの議会では、夜間議会、休日議会など、あらゆる方法で傍聴の機会を確保していますが、いずれも議場まで足を運ぶ必要があります。

そこで、議会の映像及び音声を放映することで、議会の情報を広く市民へ提供し、市民の議会への関心を高め、議会の活性化を図ることを目的として、宗像市では本会議及び委員会をリアルタイムで放映しております。

平成十三年に議会中継システムを導入し、地域イントラネットを

利用して本会議の映像を配信し、市内公共施設等のテレビでのライブ映像、録画映像の視聴が可能となり、同時にインターネットを利用したライブ映像、録画映像の配信も開始をされました。導入費用は千五百七十万円で、毎年の保守点検料などで百十万円の経費が必要であったようです。

平成二十一年には、老朽化した議場の映像配信設備の改修工事に合わせて、第二委員会室の映像配信システムを構築し、同時に議場のカメラ・マイク操作の連動と採決表示システムを導入をいたしました。導入費用は二千七百五十万円で、運用費用は約二百十万円です。委員会の放映については、平成二十二年六月議会より開始したということがあります。

放映のメリットは、議場に来なくてもよくなったことと議員の緊張感が高くなったこと。また、デメリットは、ライブであるため不適切発言などの訂正がきかないことと、改修や維持管理費が必要であるとのことでありました。なお、不適切発言等については、録画映像を配信する際、修正をするというものでありました。

次に、委員長報告についてありますが、賛成・反対意見全てを報告をしておりますけれども、本市、西之表市が用いている指摘・要望等は報告の中に取り入れてはいないということでありました。

議員定数についてですが、現在二十名で、うち四名が女性であり、類似自治体では最低の定数であるということです。報酬については、議長五十三万三千円、副議長四十四万九千円、議員四十四万一千円

で、類似自治体の中では中くらいであるということです。

次に、八代市について報告をいたします。

八代市は、熊本市の南約四十キロに位置し、人口約十二万八千人、面積六百八十一平方キロメートルで、豊富で良質な水の恩恵を受け、全国有数の農業生産地、県内有数の工業都市として発展し、平成二十九年七月には国の「国際旅客船拠点形成港湾」に指定をされ、物流・人の流れの双方の拠点として重要な役割を担っております。

それでは、決算委員会について報告をいたします。

一般・特別会計は九月定例会最終日に上程をし、閉会中各常任委員会では審査をし、企業会計は九月定例会開会日に上程をし、会期中に所管常任委員会で審査をし、十二月の定例会開会日に採決をとるということでありました。なお、任期については二年であります。

次に、議会の公開についてですが、本市同様、市議会便りを年四回発行しております。ホームページにも掲載しておりますが、中継システムについては、本庁舎内のテレビやインターネットなどで本会議と各委員会を生中継しております。不適切発言については、編集して無音としているそうです。

平成十二年八月の臨時議会から本庁舎一階ロビーでテレビ中継を開始して以降、平成十六年六月定例会からインターネットでの生中継を開始しましたが、老朽化により総額二千三百六十九万二千円をかけて議会中継システムを更新をし、平成二十六年六月定例会より供用開始をしております。

委員長報告については、委員会終了後、正副委員長及び書記で協議を行い、どの部分を報告に取り上げるかを決定をいたします。また、本市の方法とは異なり、議案一つ一つを報告するのではなく、付託された全議案を一括して報告しているとのことでありました。

次に、議員定数については、平成二十九年八月の選挙より、三十名から四名減の二十八名。議員報酬については、議長五十万六千円、副議長四十六万円、議員四十三万一千円という報告を受けております。

次に、薩摩川内市について報告をいたします。

薩摩川内市は、平成十六年十月に一市四町一村が合併をし、平成三十年四月一日現在の人口が九万五千五百八十二人、面積は県内最大の六百八十二・九二平方キロメートルで、北薩地区の中心都市であります。

それでは、一般質問について報告をいたします。

県下十九市のうち、質問者の制限時間を設けているのが九市ございます。薩摩川内市は、平成十六年の合併後、議員の質問の持ち時間を三十五分とし、平成二十二年九月定例会より、九月と三月に代表質問制度を導入しております。

平成二十五年六月の議会運営委員会において、質問時間を四十五分にできないかとの意見が出ましたが、質問者数が増えた場合、会議時間の延長や会議日程の見直しが必要との議論があり、見直しは見送られました。現在の三十五分の持ち時間では質問項目数に限界

があるため、多岐にわたって質問した場合、議論が希薄化する場合や、質問と答弁が対立している際には、議論の途中で持ち時間が終了する場合が見受けられるそうであります。

一定例会の一般質問者は十名から十三名で、三日間の日程で行われ、一議員平均、質問と答弁時間を合わせて六十分ぐらいであるというところであります。

議会の公開につきましては、県下市議会中、委員会中継を実施をしているところはございません。唯一委員会の議事録の公開をしているところが薩摩川内市であります。

会期中に一日に二つの委員会を開催をし、事務局長又は課長と担当書記がそれぞれ入室しております。担当書記は、音響機器の操作のほか、当局職員の呼び込み、議事のメモ等に追われていることから、現在の事務局体制では、カメラの操作までは行うことは困難な状況であるようにございます。

また、委員会は本会議と異なり懇談調で行われ、なおかつ、案件によつては委員会を一旦休憩し、非公開の協議会に切り替えることもあるため、委員会の中継は難しいと考えているようであります。

委員会の会議録の公開については、平成二十五年三月定例会から全文筆記により委員会記録を作成をし、ホームページ等で公開しております。担当書記は繁忙時期には作業ができないため、結果的に未定稿の原稿が蓄積し、公開が遅れる要因となっておりますが、委員会記録を策定していることにより、過去の審査状況を把握しや

すくなり、また当局側からも議論の傾向や対策をとりやすいといった評価も得ているようであります。

委員長報告については、議会改革特別委員会等において議論をし、「報告書の内容については、市民にわかりやすいよう要点を簡潔にまとめるものとする」との取扱いが決定をされ、常任委員会においては、審査結果及び討論と審査の過程で述べられた意見・要望を報告し、少数意見についても報告がなされているようであります。ただし、質疑の内容は報告していないということでありました。

報告の仕方については、委員長が演壇で報告をし、各議員席及び当局席には委員長報告の文書を配付し、会議終了後は市議会のホームページに掲載をしているとのことでありました。

議員報酬については、平成二十年四月より、議長が四十五万八千円、副議長三十九万六千円、議員が三十七万円となっております。議員定数については、合併時の平成十六年四十四名から平成二十年には三十四名となり、平成二十三年議員定数等調査特別委員会において、平成二十四年より二十六名となりました。

最後に、今回調査をしました三つの市の状況を今後の議会運営の参考にしていきたいと考えております。特に、決算審査のあり方、議会・委員会のリアルタイムの公開、議員定数・報酬については、今後の検討材料として大いに参考になるものであります。

なお、資料については事務局のほうにありますので、お目通しをお願いします。

以上で報告を終わります。

△議員派遣の件

○議長（永田 章君） 次は、日程第一六、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付しております議員派遣一覧表のとおり、議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

△閉会中の継続審査

○議長（永田 章君） 次は、日程第一七、閉会中の継続審査を議題といたします。

閉会中、各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会が所管事務調査等に出向、または委員会開催の申し出があります。これを許可することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中、各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会が所管事務調査等に出向、または委員会開催の申し出について、

これを許可することに決しました。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

△市長挨拶

○議長（永田 章君） 閉会に当たって、八板市長から発言を求められていきますので、これを許可いたします。

「市長 八板俊輔君登壇」

○市長（八板俊輔君） 平成三十年第三回定例市議会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

九月六日に開会しました本定例会は、本日二十一日まで提案全議案について熱心に御審議を賜りました。まことにありがとうございます。

また、今議会に上程いたしました平成二十九年度各会計の決算認定につきましては、決算特別委員会におきまして、今後閉会中審査をいただくことになります。御審査のほど、よろしく願います。

今回の議会では、予算案等について多くの指摘をいただきました。御指摘の内容につきましては真摯に受けとめ、改善の努力を重ねてまいります。

また、本会議では、決算附属資料の少なからぬ正誤表の提出、議案での訂正、正誤表の提出等、議会運営に多大なる御迷惑をおかけいたしました。職員全員への注意喚起、提案資料のチェック体制の

再点検、改善の徹底に努めてまいります。まことに申しわけございませんでした。

御承知のように、本市は今年、市制施行六十周年を迎えます。来る九月三十日には記念式典も予定されております。議員各位におかれましても、御臨席を賜り、祝福いただきますとともに、西之表の未来をとくに展望いただければと思います。私も各地より来賓の皆様を迎え、多くの市民の皆様方と市制施行六十周年を祝うことができますことを本当に楽しみにいたしております。祝いの日が意義あるものになりますよう、しっかりと準備を進めてまいります。

また、ポルトガル、ヴィラ・ド・ビスポ市とは、今年、姉妹都市盟約二十五周年を迎えます。計画準備中の交流事業につきましては、国際友好の新たなステップになるよう切望しつつ、ポルトガル大使館等関係機関の支援を受け、市民並びに議会の皆様の知恵とお力をいただきながら、しっかりと事業をなし遂げたいと考えております。朝晩だんだん涼しくなってきました。各地域では秋祭りの準備も行われているようであります。この秋が実り多きものとなるように願うばかりであります。

最後に、議員各位、市民の皆様のみまします御健勝と御活躍を祈念申し上げます、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

△議長閉会挨拶

○議長（永田 章君） 閉会に当たり、私からも御挨拶を申し上げます。

平成三十年第三回西之表市議会定例会が、皆様の御理解、御協力のもと、全ての日程を終えることができましたことを厚くお礼を申し上げます。

今定例会開会冒頭、日程変更をいたしまして、九月七日、種子島こりくなどで開催された種子島さとうきび生産振興大会に全議員十六名が参加したことは、議会活動の一環として高く評価されるものと思います。

振興大会において、今後のさとうきび栽培等における問題解決の取組みが農家の皆さんと共有できたこと、また大会終了後、新光糖業の森永社長との意見交換を踏まえ、現地研修の中で将来的に有望な品種等の説明をいただき、今後のさとうきび栽培における明るい情報を得たことは大変喜ばしい限りであります。

さとうきび関連で、本定例会において産業厚生委員会より、さとうきび生産対策に関する意見書が提出されたところです。今後、行政、議会はもちろん、関係機関との連携をとりながら、農家の皆さんの生産意欲の向上、所得倍増に取り組むべき方策を講じていきたいものであります。

さて、本定例会において、平成二十九年度決算審査を除く、付議された議案・陳情・請願、慎重審議をいただきました。その中で、一般会計予算におけるポルトガル市民訪問団委託費が審査の焦点と

なったことは、御案内のとおりであります。討論における議員個々の思い、賛成、反対の立場は十分に理解をいたします。提案する行政の説明等についても改善策を求め、願わくば、今後このような事案が発生しないことを願い、新たな環境づくり、取組みについて議論を踏まえていただければ幸甚であります。

また、本会冒頭、渡辺道大君を委員長として、平成二十九年度決算特別委員会が設置されました。閉会中審査ということで大変御苦労をおかけいたしますが、各委員の皆様方には御配慮いただければと思います。

最後になりますが、ただいま市長のほうからお話をいただきました。本年度は市制施行六十周年を迎えております。記念式典を初め、関係行事がめじろ押しであります。これまで市勢発展のために最善の力を尽くしていただきました市民の皆様方を初め、各団体、各機関のリーダーとして御尽力をいただいた皆様方に改めて敬意と感謝を申し上げます。今後とも市民の皆様方の御協力を賜りながら、これからの市勢発展に八板市長のリーダーシップを重ねてお願いをしたいものです。

議員、理事者各位の御健勝、御多幸を御祈念申し上げ、私の挨拶といたします。

△閉 会

○議長（永田 章君） 以上をもちまして、平成三十年第三回西之

表市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後二時十一分閉会

地方自治法第二百二十三条第二項の規定によつてここに署名する。

議
長

五
番
議
員

六
番
議
員